

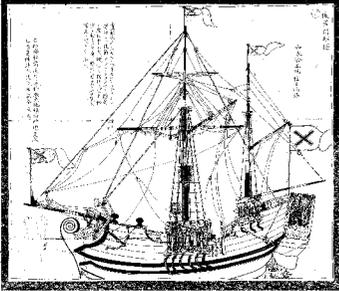
CNEAS

ロシア史料にみる 18~19世紀の日露関係
第2集

平川 新 監修

寺山恭輔・畠山 禎・小野寺歌子・藤原潤子 編

CNEAS



東北アジア研究センター叢書

第26号

平川

新

監修

ロシア史料にみる18~19世紀の日露関係

第2集

東北大学東北アジア研究センター

CENTER FOR NORTHEAST ASIAN STUDIES
TOHOKU UNIVERSITY

東北アジア研究センター叢書 第26号

東北大学東北アジア研究センター

表紙 大黒屋光太夫、磯吉全身像 (『奇観録』、寛政6年(1794)、早稲田大学付属図書館)
裏表紙 エカチェリーナ二世号 (俄羅斯船図、早稲田大学図書館蔵)

CNEAS

**ロシア史料にみる 18～19 世紀の日露関係
第 2 集**

平川 新 監修

寺山恭輔・畠山 禎・小野寺歌子・藤原潤子 編

東北アジア研究センター叢書 第 26 号

東北大学東北アジア研究センター

Japanese-Russian Relations in the 18th and 19th Centuries

A Documentary Record

Vol.2

(CNEAS Monograph Series No.26)

Supervised by HIRAKAWA Arata

Edited and Translated by TERAYAMA Kyosuke,

HATAKEYAMA Tadashi, ONODERA Utako, FUJIWARA Junko

Copyright ©2007 by Center for Northeast Asian Studies, Tohoku University

Kawauchi 41, Aoba-ku, Sendai City, Japan 980-8576

All rights reserved

<http://www.cneas.tohoku.ac.jp/>

目 次

日露関係史料集第2集の刊行にあたって 平川新	1
出典一覧	7
訳語表	8
用語解説	12
凡 例	14

③V.A.ディヴィン編、V.S.シェフチェンコ責任編集『ロシアの太平洋の叙事詩』ハバロフスク、1979年。

Дивин В. А. (Сост.), Шевченко В. С. (Отв. Ред.) Русская тихоокеанская эпопея. Хабаровск, 1979.

⑦R.V.マカロヴァ責任編集『18世紀後半における太平洋北部調査のためのロシアの遠征——史料集——』モスクワ、1989年。

Макарова Р. В.(Отв. Ред.) Русские экспедиции по изучению северной части Тихого океана во второй половине XVIII в.: сборник документов. М., 1989.

1. エカチェリーナ二世から海軍参議会への勅令。太平洋で新たに発見された島々の記録と開発を目的とする遠征隊の結成について。1764年5月4日。(⑦No.22)..... 17
2. D.I.チチャーリンからエカチェリーナ二世への上申書。1760～1764年におけるヤクーツク・ポサード民E.ノヴィコフのクリル列島滞在について。1764年。(⑦No.27)..... 18
3. クリル列島、アレウト列島、アメリカ大陸沿岸部に向かう航海に際して、海軍参議会からP.K.クレニツィンに与えられた通達より。1764年6月16日。(③No.74)..... 19
4. プロコピイ・リセンコフにより提出された、カムチャツカからアキヤヌ海までの島々にかんする記述。それらの島にどのような人びと、獣、鳥がいるか。ロシア人と異なるどのような習慣があり、どのような衣服を身に着けているか。1766年。(③No.76)..... 26
5. 「クリル列島第19島まで行ったコサック少尉イヴァン・チョールヌイが、島々の距離、島の住人その他について記した航海日誌または覚書」。1769年9月25日以降。(⑦No.46)..... 32
6. イルクーツク県知事、陸軍中将 A.I.ブリリからカムチャツカ総司令官、陸軍中佐

- M.K.ベムへの通達より。日本との通商樹立のために、新たにクリル列島南部への遠征隊を組織する必要性について。1772年11月28日。(⑦No.48) 44
7. 陸軍大尉 T.I.シマレフの報告より。ロシア人商人と毛皮採集者によるアレウト列島、クリル列島への遠征とラッコの毛皮採集について。1774年の秋以前。(③No.68) 46
8. ボリシェレツク政庁から商人 G.I.シェリホフと P.S.レベジェフ=ラストチキンへの命令書。クリル列島遠征に向けての準備について。1775年3月3日。(⑦No.49)..... 48
9. M.K.ベムからクリル列島遠方部遠征隊長 I.M.アンチーピンに対する通達。航海の準備と任務について。1775年6月8日。(⑦No.50)..... 51
10. オホーツク港政庁からボリシェレツク政庁への覚書。来るべき、P.S.レベジェフ=ラストチキンの二檣帆船聖ナタリア号によるクリル列島遠方部への航海について。1777年9月2日。(⑦No.51)..... 63
11. P.S.レベジェフ=ラストチキンから航海士 M.ペトウシコフへの指示。二檣帆船聖ナタリア号によるクリル列島への航海の目的について。1777年。(⑦No.52)..... 68
12. 元老院からイルクーツク県知事の任にある陸軍准将 F.G.ネムツォフへの指令。クリル列島民の慣習、宗教、生活様式にかんする詳細な記述の提出について。1777年11月9日。(③No.103) 71
13. I.M.アンチーピンからオホーツク港政庁への上申書。1775~1778年のクリル列島滞在について。1778年8月28日。(⑦No.53)..... 72
14. イルクーツク商人、先導者 D.Ya.シャバリンからオホーツク港政庁への上申書より。クリル列島での滞在と日本人商人との出会いについて。1778年9月4日。(⑦No.54).. 76
15. イルクーツク県知事、陸軍准将 F.G.ネムツォフからクリル列島とアレウト列島へ出発する商人たちへの指示。1778年9月16日。(⑦No.55)..... 86
16. 1775~1778年の航海の結果にもとづき、I.アンチーピンと I.オチェレディンにより作成されたクリル列島地図への解説。1778年。(⑦No.56)..... 95
17. F.G.ネムツォフから二等文官である元老院総裁 A.A.ヴァゼムスキー公爵への書簡。P.S.レベジェフ=ラストチキンにより「ヤサク税が課された」クリル列島への、他の商人の訪問禁止について。1779年1月24日。(⑦No.57)..... 98
18. 元老院に対するエカチェリーナ二世の勅令。ロシア帝国臣民となったクリル列島民に対する人頭税免除について。1779年4月30日。(⑦No.59)..... 101
19. 鉱業参議会議長、元老院議員 M.F.ソイモノフから A.A.ヴァゼムスキー宛の書簡。クリル列島への航海を組織したことに対する、P.S.レベジェフ=ラストチキンへのメダル

	授与について。1779年4月30日(⑦No.60).....	102
20.	鉱業参議会議長 M.F.ソイモノフからイルクーツク県知事 F.N.クリチカへの書簡。クリル列島遠方部のアイヌに対するヤサク税の免除について。1779年4月30日。(③No.105).....	102
21.	I.M.アンチーピンの遠征日誌より。日本人との出会いとウルップ島での越冬について。1779年8月27日～1780年9月17日。(⑦No.63).....	103
22.	I.M.アンチーピンからポリシェレツク政庁への上申書。1775～1780年における遠征隊のクリル列島滞在について。1780年9月20日。(⑦No.64).....	119
23.	F.N.クリチカから元老院総裁 A.A.ヴァゼムスキーへの書簡。I.アンチーピンと D.Ya.シヤバリンによる遠征の失敗について。1781年5月1日。(③No.106).....	123
24.	ルイリスク市会における商人 G.I.シェリホフの説明。彼による北東米会社設立の目的とその活動について。1781年11月。(⑦No.65).....	125
25.	エカチェリーナ二世から海軍参議会への勅令。北氷洋および太平洋における新たな土地の調査と発見を目的に、海軍大尉 I.I.ピリングスの指揮下、北東部地理学・天文学遠征隊を組織することについて。1785年8月8日。(⑦No.66).....	126
26.	P.A.ソイモノフから商業参議会議長 A.R.ヴォロンツォフへの覚書。太平洋の島々における毛皮事業と他国との交易の開始について。1786年12月22日以前。(⑦No.71)...	132
27.	A.R.ヴォロンツォフと外務参議会議員である二等文官 A.A.ベズボロトコ伯爵からエカチェリーナ二世への覚書。ロシアの航海者によって発見された太平洋の島々と陸地に対するロシアの権利について。この権利を他の海洋国家へ通告する必要性について。1786年12月22日以前。(⑦No.72).....	136
28.	エカチェリーナ二世から外務参議会への勅令。ロシアの航海者によって太平洋で発見された陸地と島々に対するロシアの権利保持について。1786年12月22日。(⑦No.73).....	141
29.	エカチェリーナ二世から海軍参議会への勅令。ロシア領の警備を目的とした太平洋への艦隊派遣について。1786年12月22日。(⑦No.74).....	141
30-1.	海軍参議会から第1回世界一周遠征隊長、海軍大佐 G.I.ムロフスキーへの指示より。遠征隊の任務について。1787年4月17日以降。(⑦No.75).....	143
30-2.	G.I.シェリホフからイルクーツクおよびコリヴァンの総督 I.V.ヤコビへの報告書。ロシア人による北アメリカ北西部の開発について。カムチャツカにおいてイギリスの東インド会社と交易を開始する妥当性について[要旨]。1787年4月19日。(⑦No.75).....	155

31. R.R.ガルから I.G.チェルヌイシェフへの上申書。遠征用船舶の建造が困難であることについて。メードヌイ島とアムチトカ島の付近で遭難したイギリス人と日本人の船員を商船で移送することについて。ペトロパヴロフスク港におけるフランス船の碇泊について。1788年1月28日。(⑦No.77)..... 156
- 32-1. G.I.シェリホフから I.T.スミルノイへの書簡。北東米会社の成功について。太平洋での新たな発見について。ロシアの航海者によって発見された土地に対するロシアの権利の承認について。1789年12月10日。(⑦No.84)..... 158
- 32-2. イルクーツクおよびコリヴァンの総督 I.A.ピーリよりエカチェリーナ二世への上申書。北東米会社の活動について[要旨]。1790年2月13日。(⑦No.84)..... 160
33. I.A.ピーリから A.A.ベズボロトコへの書簡より。G.I.シェリホフと I.I.ゴリコフの企業活動について。極東における要塞建設と新港建設の必要性について。1790年2月14日。(③No.93)..... 160
34. 博物学者、探検家 K.G.ラクスマンから A.R.ヴォロンツォフへの書簡。アムチトカ島付近で海難に遭った日本人への援助について。日本との通商関係樹立の可能性について。1791年2月26日。(⑦No.95)..... 162
35. K.G.ラクスマンから A.R.ヴォロンツォフへの上申書。「日本交易について」。1791年2月26日。(⑦No.96)..... 164
36. A.R.ヴォロンツォフから A.A.ベズボロトコへの書簡。海難に遭遇した日本人について。日本との通商関係樹立の可能性について。1791年8月23日。(⑦No.104)..... 169
37. エカチェリーナ二世から I.A.ピーリへの勅令。日本遠征隊の組織について。1791年9月13日。(⑦No.106)..... 172
38. R.R.ガルから海軍参議会への上申書。ウナラシュカ島での越冬について。クリル列島の調査に向けた黒鷲号の準備について。1792年7月14日。(⑦No.109)..... 174
39. 日本遠征隊長、陸軍中尉 A.K.ラクスマンと陸軍少尉補の位にある航海士 V.M.ロフツォフから日本政府への書簡。アムチトカ島付近で海難に遭遇した日本人の救出について。遠征隊による日本訪問の目的について。1792年10月12日。(⑦No.112)..... 178
40. 日本国の官吏から A.K.ラクスマンへの書状。A.K.ラクスマンと V.M.ロフツォフより日本政府に提出された書簡の返却について。1793年7月17日。(⑦No.113)..... 179
41. 日本政府から A.K.ラクスマンへの書状。日本沿岸の航行禁止について。1793年7月17日。(⑦No.114)..... 180
42. 日本政府から A.K.ラクスマンへの書状。ロシア船1隻の長崎港への入港許可について。

1793年7月23日。(⑦No.115).....	182
43. A.K.ラクスマンによる彼の日本遠征にかんする覚書。1793年9月11日。(③No.122)	182
44. アカデミー会員 K.G.ラクスマンから商業参議会議長 A.R.ヴォロンツォフへの書簡。 1793年12月8日。(③No.121).....	183
45-1. I.A.ピーリからエカチェリーナ二世への上申書。1792～1793年における A.K.ラクスマンと V.M.ロフツォフによる日本への航海の結果について。日本との通商関係樹立を目的に新たな遠征隊を組織する必要性について。1794年2月28日。(⑦No.117).....	184
45-2. I.A.ピーリから G.I.シェリホフへの命令書。アメリカ北西部沿岸とクリル列島の経済開発について[要旨]。1794年5月11日。(⑦No.117).....	190
45-3. 北米会社支配人 I. F.ポポフへの G.I.シェリホフと A.E.ポレヴォイの命令。会社の事業に対する外国からの干渉阻止について。新たな毛皮採集地の調査について[要旨]。1794年7月31日。(⑦No.117).....	191
46-1. G.I.シェリホフから北東会社支配人 A.A.バラノフへの書簡より。アラスカの開発計画、北米会社の設立、ウルップ島に「少しづつルーシを建設する」計画について。1794年8月9日。(⑦No.118).....	192
46-2. G.I.シェリホフより I.A.ピーリへの上申書。北アメリカの今後の開拓、北米会社の設立、太平洋における交易拡大の必要性について[要旨]。1794年11月18日。(⑦No.118)	202
47. I.T.スミルノイから G.I.シェリホフへの手紙。北アメリカとクリル列島におけるロシア人入植地について。聖シメオン号の聖パーヴェル・ゲオルギー諸島への派遣について。1795年1月1日。(⑦No.120).....	203
48. 1792～1793年の日本遠征参加者に対する報賞、イルクーツクで教師として働く日本人に対する俸給の支払いにかんする指示を含む、エカチェリーナ二世から元老院総裁 A.N.サモイロフ伯爵への書簡。1795年8月10日。(⑦No.122).....	206
49. 1796年秋におけるオホーツクから長崎への商船派遣にかんする提案を含む、K.G.ラクスマンからエカチェリーナ二世への上申書。1795年12月7日。(③No.123).....	207
監修者、編訳者、訳者一覧.....	209

日露関係史料集第2集の刊行にあたって

平 川 新

2004年に『ロシア史料にみる18～19世紀の日露関係』第1集を出版したところ、日本史の分野ではもちろん、ロシア学の方々からも、多くの好意的な評価をいただくことができた。ロシア語の壁を乗り越える翻訳史料の提供が、日露関係史だけではなく日本史の研究にとっても大きな意義をもつという評価は、とくにありがたかった。

第1集では、1800年から1815年までのロシア史料を収録した。内容は、第2回遣日使節レザノフ関係、フヴォストフとダヴィドフによる樺太・利尻島などの襲撃事件関係、ロシア艦長ゴロヴニンの捕縛事件などを中心にしたものであった。

今回の第2集では、ロシア帝国が本格的に千島列島南部を目ざし始めた1760年代から、ラクスマンの日本遠征がおこなわれた1790年代までの史料を収録した。これらの典拠となったのは、次の2冊である。

*V.A.ディヴィン編、V. S. シェフチェンコ責任編集『ロシアの太平洋の叙事詩』ハバロフスク、1979年。

Дивин В. А.(Сост.), Шевченко В. С.(Отв. Ред.) Русская тихоокеанская эпопея. Хабаровск, 1979.

*R.V.マカロヴァ責任編集『18世紀後半における太平洋北部調査のためのロシアの遠征——史料集——』モスクワ、1989年。

Макарова Р. В.(Отв. Ред.) Русские экспедиции по изучению северной части Тихого океана во второй половине XVIII в.: сборник документов. М., 1989.

本書収録の史料を1764年から1795年までとしているのは、エカチェリーナ二世の治世(1762～1796年)と重ねて区切りをよくしたからだが、もう一つは、この時期からロシアの千島列島南下のあり方に変化が生じてきたということも意識している。その点をロシアの動きを概観するなかで指摘しておきたい。

ロシア帝国がシベリアに進出し、ウラル山脈を越えたトボリスクに要塞を築いたのは1580年代。さらに東方へ進出して太平洋に達し、オホーツク市を開いたのは1640年代のことであ

る。アムール川流域への進出も 1640 年代から積極的におこなわれるようになったが、ロシアの南下を警戒した清国との間に衝突を繰り返し、1689 年にはネルチンスク条約を締結して国境を確定するにいたった。スタノヴォイ山脈(中国名：外興安嶺)から、アムール川の支流であるアルグン川に沿ってモンゴル高原にいたるラインが、それである。

アムール川中下流域の放棄を余儀なくされたロシアは、カムチャツカ方面の探検に力を入れ、1697 年にはコサックのアトラソフがカムチャツカ半島南部に到達した。同半島の先住民の抵抗を鎮圧して、さらに千島列島へと向かうのは 1710 年代のことである。

千島列島の第 1 島シュムシュに最初に足を踏み入れたのは、コサックのアンツィフェーロフとコズイレフスキーで、それは 1711 年のことであった(秋月俊幸「コズイレフスキーの探検と千島地図」『北方文化研究』3、北海道大学文学部附属北方文化研究施設、1968 年)。コズイレフスキーは 1713 年に第 2 島パラムシルまで渡っているが、彼の報告書によれば、この探検にはサナという日本人漂流民を伴ったとある。日本船は 1710 年にカムチャツカ半島南部の東岸に漂着したが、カムチャダール人の襲撃によって 10 人中 4 人が殺され、6 人が捕虜になっていた。征服戦でこのカムチャダール人を破ったコズイレフスキー隊が、このうち 4 人を救出・保護し、比較的ロシア語をしゃべれるようになったサナという日本人を伴ったという(村山七郎「ロシアへの漂流民サナマについて」『日本歴史』232、吉川弘文館、1967 年)。

この第 2 島でもコズイレフスキーは島民と戦って勝利したが、捕虜のなかに南千島のエトロフ島から日本の商品をもって来たシャタノイがいた。そのシャタノイの証言によれば、クナシリ島と松前島(北海道)の間で交易があり、ウルップ島民はクナシリから木綿や絹布を購入してシュムシュ島やパラムシル島に持参し、ラッコやキツネ、鷲羽と交換しているという。だが、当時の交易関係はそれだけではなかった。コズイレフスキーが千島列島北部の住民から聞いたところによれば、日本人が鉱石を求めて第 6 島ライコケまでやってきて、鉄釜や漆器、綿布、絹布、刀剣類で交易しているともある。日本人が求めた鉱石とは砂金ではないのかという解釈もあるが(前掲村山七郎論文)、定かではない。

コズイレフスキーのこうした記事を見ると、北海道・千島列島・カムチャツカ半島南部をつなぐ千島列島弧地帯では、日本人による列島北部との直接取引も間々みられたようだが、基本的には、エトロフ島やウルップ島を中継点とする南北の交易関係、すなわち和人・アイヌ・カムチャダール人の複合的的民族間交易が、ロシア人が進出する前の 18 世紀初頭段階において展開していたということである。

そうした千島列島弧の世界に、ロシア人は本格的に地歩を築き始めた。コズイレフスキーらに続いて千島列島を探検したのは測地学者のエヴレイノフとルージンらで、1719 年から 22 年

にかけて第6島ライコケあたりまで南下したようだ(前掲秋月論文)。1725年からはベーリングによるカムチャツカ海域の第1次探検が実施されて、アメリカ大陸との間には海峡(ベーリング海峡)の存在することが確認された。1732年から開始されたベーリングの第2次遠征では、千島列島沿いに南下して日本をめざすシパンベルグ隊が編成された。1738年には第18島ウルップまで航海し、そこから日本の沿岸に向かっている。1739年には、仙台湾、房総半島、伊豆半島などを測量し、沿岸住民とも接触のあったことが、これら地域の日本の記録でも確認されている。シパンベルグの日本遠征は日本の年号では元文年間であったことから、幕末の黒船来航になぞらえて、「元文の黒船」と称されている。

これに驚いた幕府は、同年、沿岸の領主・代官に対して異国船の接近や寄港に注意を呼びかけ、上陸した場合には捕縛するよう指示を出した。その後1742年には、シパンベルグの命を受けたシェリティング海軍少尉が、カラフトが島であることを確認している。こうしたシパンベルグの一連の調査で、千島列島に日本の主権が十分に及んでいないことを知ったロシア人は、その後、同列島に対する実効支配の確立をめざしていくことになる。それが本書に収めた時期の動向になる。

1766年にはコサック隊長のチョールヌイが派遣されて、ウルップ島を基地にエトロフ島にも上陸した。だが、これ以降、南千島をめざした遠征事業は、コサック隊から商人たちへと変化していった。たとえば1770年には、ヤクーツクの商人プロトディヤコフ商会の一行がウルップ島に上陸している。ところが彼らは、エトロフ島からラッコ猟にやってきたアイヌを殺害したため、翌年には報復されて二十数人がアイヌに殺されてしまった。同じころ、チュメニの商人ニーコフの一行もウルップ島に上陸したという(S.ズナメンスキー著、秋月俊幸訳『ロシア人の日本発見』北海道大学図書刊行会、1979年、167～169頁)。

1775年になるとヤクーツク商人のレベジェフ=ラストチキンとルイリスク出身の商人シェリホフはシベリアのアンチーピンを探検隊長として千島列島南部に派遣した。アンチーピンは、日本人漂流民が教師をしているイルクーツクの日本語学校の出身であったが、日本語通訳としては同校出身のオチェレディンも加わっていた。日本人との接触・交渉を視野に入れた探検であったが、ウルップ島で船が座礁したため、目的を達せられなかった。

シェリホフはここで南千島から撤退してアリューシャンや北アメリカに集中していくことになるが、1777年9月にはレベジェフ=ラストチキンの資金をもとにイルクーツク商人のシャバリンがオホーツク港からウルップ島に向かった。翌1778年5月、シャバリンとアンチーピンの一行はウルップ島から3隻の船で北海道に向かい、根室のノッカマップ(ロシア史料ではアト

キス島のナノトカマとなっている)に着岸して、そこにいた松前藩士に交易を申し入れた。これが日本人との初めての直接交渉であった。シャバリンは 1779 年、回答を得るために再びアトキス島に渡来したが、松前藩士は長崎で外国人と交易していると述べて応じていない。本書所収のアンチーピンの遠征日記では交易を拒否されたとは記していないが、日本側の記録によれば交易を拒否してウルップ島への渡来禁止も通告したという(コラー・スサンネ「安永年間の蝦夷地における日露交渉と千島アイヌ」『北大史学』42、2002 年)。イルクーツク県知事の F.N. クリチカは元老院総裁に対して、シャバリンとアンチーピンの遠征は失敗したと報告している。それだけではなく、ウルップ島に戻ったシャバリン一行は 1780 年に連続発生した地震と津波によって大打撃を受けた。

このように 1760 年代から 80 年代という時期は、ロシアの対外膨張のあり方に大きな変化があらわれており、単なる地理上の発見だけではなく、猟場を開拓する商人たちが遠征の主役になった時期でもあった。本書は、その動きをフォローできる史料を、できるだけ収録した。ただしロシアの千島列島南下の過程だけではなく、アリューシャン列島やアラスカ方面への進出についても俯瞰できるように、関連するいくつかの史料を掲載している。これらについてさらに詳しい史料が必要であれば、直接、上記の史料集にあたることを望みたい。

このころ日本側では、工藤平助が 1783 年に『赤蝦夷風説考』を著して対口政策を老中田沼意次に献言し、1786 年には林子平が『三国通覧図説』を出している。最上徳内も 1786 年にはエトロフ島やウルップ島に上陸するなど、北方をめぐる動きが活発化しはじめていた。ロシア南下の動きに対する反応であった。

最上徳内はエトロフ島で 3 人のロシア人と会っているが、彼らのいうところによると、狩猟のために 1785 年にウルップ島に上陸したロシア人同士の喧嘩があり、大半はロシアに引き揚げたものの、3 人だけはウルップ島からエトロフ島に逃れてエトロフアイヌの世話になっているとのことであった。徳内は彼らに退去を命じると共に、ウルップ島にも渡って、そこにはロシア人がいないことを確認している。

最上徳内は寛政 3 年(1791)5 月にもエトロフ島からウルップ島に上陸しており、そのときには日本人漂流民を送還するためにロシア人が来年渡来するという情報をアイヌから得たという(最上徳内『蝦夷草紙』後篇上、1800 年成稿)。確かに翌 1792 年にアダム・ラクスマンが大黒屋光太夫ら 3 人を根室に送還してきたのだが、アダムの父であるキリル・ラクスマンがエカチェリーナ二世に使節団の日本派遣を請願したのは 1790 年 4 月(ロシア暦)のことであった。それを女帝に直接訴えるために、彼がイルクーツクにいた日本人漂流民大黒屋光太夫を伴ってペテ

ルブルグに向かったのは1791年1月のことであり、彼らを引見した女帝が帰国許可を出したのは同年6月のことである。徳内が本当に寛政3年5月ころ(ロシア暦では1791年6月ころ)に、アイヌから漂流民送還の情報を得たのだとしたら、早ければキリル・ラクスマンが請願書を出した1790年段階の情報、遅くとも彼が光太夫と共にペテルブルグに向かった1791年1月までの情報が、イルクーツクからエトロフ島に到達していたことになる。当時としては、相当に早い情報の伝達だといってよい。

徳内によれば、1790年秋にウルップ島の北のチリポイ島までやって来たロシアの役人が、ただ一人、エトロフ島に残っていたロシア人イシュヨに対して、アイヌを通じて帰国するよう伝えてきたとある(前掲『蝦夷草紙』後篇上)。漂流民送還情報はこの役人経由である可能性もつが、南千島のアイヌは北千島住民やカラフト交易を通じてカムチャツカやオホーツクから情報を入手していた可能性もあるので、にわかには断じがたい。だがいずれにしても、南千島のアイヌを通じてロシアの動きが日本に伝わる情報回廊がオホーツク海圏に形成されてきたということはできるだろう。

開国以前の日ロ関係史で大きなエポックとなるのが、その大黒屋光太夫らの根室送還である。1783年、伊勢国から江戸へ向かって出航した神昌丸は駿河沖で暴風にあい漂流した。7か月も太平洋を漂って漂着した先は、アリューシャン列島のアムチトカ島であった。現地住民に保護されたあと、ラッコ猟にやってきたロシア商人に伴われてカムチャツカへと移動し、さらにイルクーツクに滞在した。彼ら漂流民を日本に送還し、日本との通商交渉の手がかりにしようとして発案したのが、前出のキリル・ラクスマンである。本書には1791年2月のラクスマンの上申書をはじめ、1792年の日本遠征報告書や、その後のロシアの動向に関する文書を収録している。

興味深いことに、1791年にキリル・ラクスマンが光太夫たちを連れてペテルブルグに入ったとき、すぐにイギリス商人やイギリス大使などから、日本人送還は自分たちが引き受けるというアプローチを受けたという。光太夫からの聞き書きである『北槎異聞』(篠本廉)には、光太夫自身がオランダ公使に接触して帰国の途を探ろうとしたことが記されているが、ロシア史料からは、イギリスもまた漂流民送還を対日交渉の手段にしようとしていたことを確認できる。この時期には太平洋海域でロシア・イギリス・フランスの活動が活発化しており、日本人漂流民はロシアだけの関心事ではなかったのである。やがてアメリカも太平洋での捕鯨活動を活発化させ、対日接近をはかるようになる。18世紀後半には、日本をも巻き込む環太平洋の時代が到来したといってよいだろう。

ところで、アダム・ラクスマンが大黒屋光太夫ら3人を伴って根室に来航したときの老中は、松平定信であった。幕府はラクスマンに長崎入港許可証(信牌)を渡して帰国させたが、近年の

日本側の研究によると、再び長崎に来航したときには通商を容認する可能性のあったことが指摘されている(藤田覚『近世後期政治史と対外関係』東京大学出版会、2005年)。ロシア側もそうした認識をもっていたことが本書所収史料からも確認できるが、10年後に第2回遣日使節としてレザーノフが長崎に来航したとき、松平定信は失脚しており、対ロシア政策も大きく転換していた(平川新「レザーノフ来航史料にみる朝幕関係と長崎通詞」『開国以前の日露関係』東北大学東北アジア研究センター研究シリーズ7、2006年)。このレザーノフの来日に関するロシア側記録については、ぜひ第1集を参照していただきたい。

以上、本書に収録したロシア史料について、前後の時期を交えて概観してみた。詳細については本書を直接ご覧いただきたいが、文字史料の理解を深めるために、本書には関連する図版も収録した。これらには、日本側史料だけでは知ることのできない歴史的事実が豊富に含まれている。丹念に解析すれば、日露関係史だけではなくアイヌ民族史をも新たなステージに引き上げることができる史料集であり、環太平洋史をも構想することが可能であろう。ぜひ多くの方々に利用していただきたい。

第1集に引き続いて本書を刊行できたのは、東北アジア研究センターの寺山恭輔助教と畠山禎研究員、小野寺歌子さん、藤原潤子前研究員の尽力によるところが大きい。日本史とロシア史がそれぞれのタコツボに陥らず、異分野連携による学際研究を可能にしたのは、東北アジア研究センターという研究環境があつてこそである。その共同研究の成果の一端は、寺山恭輔編『開国以前の日露関係』(東北アジア研究シリーズ7、東北アジア研究センター刊、2006年)として第1弾が刊行されている。あわせて参照されることを期待したい。なお、次の第3集では本書所収よりも前の時期の史料をお届けする予定である。

翻訳については、前記の方々のほかに、オイドフ・バトバヤルさん、木寺律子さん、桑島裕子さん、高口真法さん、前田ひろみさん、松川直子さん、松本郁子さん、宮崎衣澄さん、渡邊聞さんなど、ロシア学を専門とされる多くの方々からお力添えを頂戴することができた。心から御礼を申し上げたい。

出典一覧

(番号は各文書末尾の出典に対応)

史料館*

- (1) (旧)ロシア外交史料館
АВПР (Архив внешней политики России)
(現)ロシア帝国外交史料館
АВПРИ (Архив внешней политики Российской империи)
- (2) (旧)ソ連科学アカデミー・歴史学研究所レニングラード支部史料室
Архив ЛОИИ АН СССР (Архив Ленинградского отделения Института истории Академии наук СССР)
(現)ロシア科学アカデミー・サンクトペテルブルグ歴史学研究所史料室
Архив СПБИИ РАН (Архив Санкт-Петербургского института истории Российской Академии наук)
- (3) (旧)国立中央海軍史料館
ЦГАВМФ (Центральный государственный архив военно-морского флота)
(現)ロシア国立海軍史料館
РГАВМФ (Российский государственный архив военно-морского флота)
- (4) (旧)国立中央古文書史料館
ЦГАДА (Центральный государственный архив древних актов)
(現)ロシア国立古文書史料館
РГАДА (Российский государственный архив древних актов)

刊行された文献

- (5) 『ロシア帝国法律全集』
ПСЗРИ (Полное собрание законов Российской империи. Серия 1: СПб.,1830; Серия 2: СПб.,1830-1884; Серия 3: СПб.,1885-1916)
- (6) А.С.ポロンスキー 『クリル誌』
Полонский А. С. Курилы. СПб.,1871.

* ロシア語の「アルヒーフ」の訳。史料館以外に、資料館、文書館などの訳も可能。

訳語表

官庁など

Адмиралтейский департамент	海軍省
Адмиралтейская коллегия	海軍参議会
земский суд	地方裁判所
кабинет е.и.в.	帝室官房
Коллегия иностранных дел	外務参議会
Коммерц-коллегия	商業参議会
Правительствующий Сенат	元老院
приказная изба	事務所
Сибирский приказ	シベリア庁

官位・役職など

адмирал	海軍大将
бригадир	陸軍准将 (1722～1799年)
вице-адмирал	海軍中将
воевод	地方長官
военный губернатор генерал	軍務知事
войсковой старшина	コサック軍中佐 (コサック軍のみ)
генерал адмирал	海軍元帥 (1708年～)
генерал-губернатор	総督
генерал-интендант	主計長
генерал-лейтенант	陸軍中将 (18世紀末～)
генерал-майор	陸軍少将
генерал от артиллерии	砲兵大将 (1796年～)
генерал от инфантерии	歩兵大将 (1796年～)
генерал от кавалерии	騎兵大将 (1796年～)
генерал-поручик	陸軍中将 (1730年代～18世紀末)
генерал-прокурор	元老院総裁
генерал-фельдмаршал	陸軍元帥 (1699年～)
главный командир	総司令官

главный правитель	総支配人
есаул	コサック大尉（～1884年）
инженер-генерал	工兵大将（1796年～）
кабинет секретарь	帝室官房長官
капитан	歩兵大尉（～1884年）、海軍佐官、艦長、船長
капитан 1-го ранга	海軍大佐
капитан 2-го ранга	海軍中佐
капитан 3-го ранга	海軍少佐
капитан-командор	海軍准将（1722～1799年）
капитан-лейтенант	海軍大尉（1698～1884年）
капитан-поручик	歩兵中尉（1705～1798年）
команда	乗組員、部隊、小隊など
командир	指揮官、司令官、艦長など
комендант	警備司令官
контр-адмирал	海軍少将
корнет	（騎兵・国境警備）少尉補（～1884年）
лейб-гвардия	親衛隊
лейтенант	海軍中尉（～1885年）
майор	陸軍少佐（1698～1884年）
министр коммерции	商務大臣
министр морских сил	海軍大臣
мичман	海軍少尉（～1885年）
начальник порта	港長官
передовщик	先導者
подполковник	陸軍中佐
подпоручик	陸軍第二少尉
подъесаул	コサック中尉（～1884年）
полковник	陸軍大佐
поручик	陸軍少尉（～1884年）
правитель	支配人
прапорщик	陸軍少尉補（～1884年）
президент Коммерц-коллегии	商業参議会議長

премьер-майор	陸軍中佐
приказный человек	官吏
приказчик	手代
промышленник	毛皮採集者
ротмистер	騎兵大尉 (～1884 年)
сотник	コサック少尉 (～1884 年)
управитель	管理者
флагман	艦隊司令官
хорунжий	コサック軍少尉補 (～1884 年)
штабс-капитан	歩兵中尉 (1798～1884 年)
штабс-ротмистр	騎兵中尉 (～1884 年)

文書など

атлас	地図帳	
вахтенный журнал; журнал плавания; шканечный журнал		航海日誌
ведение	通達、報告	
выписка	抜粋	
докладная записка	報告書	
доношение	報告	
журнал заседаний	会議録	
журнал путешествия; путевой журнал	旅行日誌	
записка	文書、報告	
известие	通知	
извлечение	抜粋	
инструкция	通達、指示	
итоговая карта	総括地図	
конвенция	条約、協定	
наказная память; ордер	命令書	
наставление	指示	
определение	決議	
перевод	転写、翻訳	
показание	証言、供述	

предложение	提議
предписание	指令
представление	報告書、上申書、請願書
приложение	添付文書
проект	構想、草案
пропозиция	動議
реляция	戦況報告、功績調書
рапорт	上申書、報告
расспросные речи	談話記録
регест	要旨
рескрипт	詔書、勅書
сказка	陳述書
сообщение	手紙、報告
указ	勅令（皇帝の場合）、命令書
экстракт	要約、要約報告

船

бриг	ブリッグ型帆船
бригантина	二檣帆船
галиот	平底帆船
пакетбот	小型船
тендер	単檣帆船
фрегат	フリゲート艦
шитик	シチク船

その他

острог	要塞
посольство	使節団
поход; экспедиция	遠征、航海
промысел	毛皮事業

用語解説

度量衡

アルシン	約 71 センチメートル
アンカー	約 34.35 リットル
インチ	約 2.54 センチメートル
ヴェドロ	約 12.3 リットル
ヴェルシヨーク	約 4.45 センチメートル
オシミナ	約 105 リットル
クルシカ	約 1.23 リットル
サージェン	約 2.134 メートル
シトーフ	10 分の 1 ヴェドロ(約 1.23 リットル)
ゾロトニク	約 4.25 グラム
チャルカ	約 0.123 リットル
チェトヴェルチ	4 分の 1 アルシン(約 18 センチメートル)
ノット	船の速度単位。毎時 1.87 キロメートル
フィート	約 30.48 センチメートル
プード	約 16.38 キログラム
フント	約 409.5 グラム
露里(ヴェルスタ)	約 1.067 キロメートル

地名

アレウト列島	アリューシャン列島
ヴォストーチヌイ洋、ヴォストーチノエ海	(それぞれ東洋、東海の意)太平洋
カディヤク島	コディアック島
クリル列島	千島列島

その他

アルテリ	ある種の筋肉労働者などによって組織される、労働、消費、利益分配のための協同組合をさす。ただし、本史料集においては、毛皮採集者の作業班の意で用いられてい
------	---

掌院(アルヒマンドリート)	る。 ギリシャ正教における黒僧(修道僧、禁妻帯)の階位の一つ。修道院長などの要職につくことが多い。
毛深いクリル人、毛深人	クリル列島民のうちカムチャツカ半島から遠方にある島々に居住する者。ロシア皇帝に臣従しておらず、したがってヤサク税(後述)を納めていない。
先導者	毛皮採集の現場において、経営活動を管理する者。船の艤装、毛皮採集の組織、役夫(後述)の行動、行政からの指示の遂行に責任を負う。
ソシュルイ・クリル人、ソシュルイ	逃亡クリル人の意。クリル列島のうちカムチャツカ半島に近い島々に居住し、ロシア皇帝に臣従してヤサク税を納めていたが、のちにその負担を逃れてクリル列島遠方部へと移住した者。本史料集 No.2 の注 4 を参照。
トヨン、クニャゼツ、アタマン	順に、選出された族長、シベリア異族人の族長、首領、の意。
バイダーラ、バイダルカ	海獣の皮で作られた小舟。バイダルカはバイダーラよりも小型のものをさす。
ボサード民	都市において商工業に従事する担税身分。
役夫	おもに毛皮採集に従事する猟師をさす。
ヤサク税	帝政期において、狩猟を営む非ロシア系民族に科せられていた現物税。クロテン、狐、ビーバーなどの毛皮類で納められた。

凡 例

1. 所収史料の出典および脚注に記された丸囲みの数字は、本史料集シリーズの出典となった以下のロシア語史料集の番号に対応している。たとえば「⑥No.4」は、ボルホヴィチノフによる⑥の史料集に収められている4番目の史料を意味する。

①S.P.クラシェニンニコフ『カムチャツカの地の記述——付録：上申書、報告およびその他の未刊行史料——』L.S.ベルク、A.A.グリゴリエフ、N.N.ステパーノフ責任編集、モスクワ、レニングラード、1949年。

Крашенинников С. П. Описание земли Камчатки: с приложением рапортов, донесений и других неопубликованных материалов. Берг Л. С., Григорьев А. А., Степанов Н. Н. (Отв. Ред.). М.-Л., 1949.

②A.V.エフィモフ『太平洋におけるロシアの遠征史より——18世紀前半——』モスクワ、1948年。

Ефимов А. В. Из истории русских экспедиций на Тихом океане: первая половина XVIII века. М., 1948.

③V.A.ディヴィン編、V. S. シェフチェンコ責任編集『ロシアの太平洋の叙事詩』ハバロフスク、1979年。

Дивин В. А.(Сост.), Шевченко В. С.(Отв. Ред.) Русская тихоокеанская эпопея. Хабаровск, 1979.

④A.V.エフィモフ編集『17～18世紀のシベリアおよび北西アメリカにおける地理学的発見地図』モスクワ、1944年。

Ефимов А. В.(Ред.) Атлас географических открытий в Сибири и в Северо-западной Америке XVII-XVIII вв. М., 1964.

⑤A.I.アレクセエフ責任編集『18世紀前半における太平洋北部調査のためのロシアの遠征——史料集——』モスクワ、1984年。

Алексеев А. И.(Отв. Ред.) Русские экспедиции по изучению северной части Тихого океана в первой половине XVIII в.: сборник документов. М., 1984.

⑥N.N.ボルホヴィチノフ責任編集『露米会社と太平洋北部研究、1799～1817年——史料集——』モスクワ、1994年。

Болховитинов Н. Н.(Отв. Ред.) Российско-американская компания и изучение

Тихоокеанского севера, 1799-1815 гг.: сборник документов. М., 1994.

⑦R.V.マカロヴァ責任編集『18世紀後半における太平洋北部調査のためのロシアの遠征——史料集——』モスクワ、1989年。

Макарова Р. В.(Отв. Ред.) Русские экспедиции по изучению северной части Тихого океана во второй половине XVIII в.: сборник документов. М., 1989.

⑧E.L.ベスプロズヴァンヌイフ『17～19世紀半ばの露中関係システムにおけるプリアムールエ地方』ハバロフスク、198<年。

Беспрозванных Е. Л. Приамурье в системе русско-китайских отношений XVII - середина XIX в. Хабаровск, 1986.

⑨A.I.アンドレエフ編集『18世紀の太平洋および北アメリカにおけるロシアによる発見』モスクワ、レニングラード、1948年。

Андреев А. И.(Ред.) Русские открытия в Тихом океане и Северной Америке в XVIII веке. М.-Л., 1948.

⑩A.I.アンドレエフ編集『18～19世紀の太平洋および北アメリカにおけるロシアによる発見』モスクワ、レニングラード、1944年。

Андреев А. И.(Ред.) Русские открытия в Тихом океане и Северной Америке в XVIII-XIX веках. М.-Л., 1944.

2. 所収史料の出典に付された丸カッコの番号は、7頁の「出典一覧」に対応している。

@ 書式は原則として、出典となったロシア語史料集の形式を踏まえている。史料の一部が省略されている場合、省略された部分は……などの記号で示されている。ロシアにおいて既刊のため要旨のみが掲載されている場合は、[要旨]と明記した。日本人の読者には不要と思われる注は一部省略した。本書の監修者および編訳者の側で補足した部分は、脚注では【監修者補注:】、【編訳者補注:】として記し、文中では[]内に入れた。出典となったロシア語史料集の編者によって付された注は、脚注ではそのまま記し、文中では【 】内に入れた。

4. 文意を明晰にするために、適宜言葉を補足し、また思い切った意識を試みた箇所がある。

> 語彙、文意が不明な箇所にかんしては、やむを得ずロシア語をラテンアルファベット表記したものを残し、下線を引いた。

< 目上の者に宛てた文書は、必ず敬体(ですます調)で訳すこととした。

7. 地名や人名について、原典の同一文書内でも表記のゆれが見られる。その表記が一般的な表記と異なる場合、[]内に一般的な表記を補足した。

8. 本史料集では、とくに断りがないかぎり旧暦(ユリウス暦)が用いられている。新暦(グレゴリオ暦)に直すためには、18世紀においては11日を加える必要がある。

1. エカチェリーナ二世から海軍参議会への勅令。太平洋で新たに発見された島々の記録と開発を目的とする遠征隊の結成について。(⑦No.22)

1764年5月4日¹

シベリアのチチューリン総督²からの最近の通知によると、これまで知られていなかったさまざまな島についてきわめて有益な発見がなされたとのことである³。この発見はすべて、先回のカムチャツカ遠征で投じられた労力と莫大な資金の成果とみなすべきである。ただ、この発見は海洋にかんする知識や学問を持たない人びとによってなされたために、彼らの記述や分析はあまりにも不十分で、ありうる利益をすべて獲得することはできないであろう。それゆえ、私はこれまでに受領したすべての通知を本状に添付し、海軍参議会にチチューリン総督の上申に応じて、かの地へ必要な人数の士官と航海士をただちに派遣すること、彼らの統括を海洋学にかんする知識と熱意をそなえた長官に委ね、[記述や分析を]遂行することを命ずる。

派遣される士官のみならず、そのもとにある全隊員の士気を、皇帝の慈悲をもって鼓舞する。派遣にあたって、その者たちの昇進を申請するよう命ずる。彼らには、無事に祖国に帰還したあかつきにさらなる昇進がある。遠征時の官位にもとづく俸給におうじた終身の年金を、今後与えられる官位にもとづく俸給額とは無関係に支給する。

彼らがかように遠方にあつて、自分たち自身の収支が管理できない場合は、これにくわえて彼らに対し、出発から帰還までの日数を計算し、この派遣期間全体について俸給の倍額を支払うことを命じる。俸給は海軍参議会の判断で2年間分の前渡しも許可する。

今回の遠征全体について海軍参議会にその特別監督を委ね、隊員と頻繁に連絡を取り合い、ときにおうじて指示を与えるだけでなく、道具や地図など遠征に必要な物資を支給するよう命じる。この事業は秘密裏に進め、時期が来るまではこの勅令について元老院にも通知せず、書記長と連絡ができる者1人だけに遂行を委ねるべし。

最後に、このたびの事業において、海軍参議会が私と祖国に変わらぬ忠誠をかならずや尽くしてくれるものと期待している。また参議会は、遠征中の出来事と隊員に与えた指示について、すべて報告するべし。

エカチェリーナ

付記: 1764年5月4日受領

¹ 史料⑦No.23 から判断した日付。

² [編訳者補注: D.I.チチューリン——1763~1781年、シベリア総督]

³ 史料⑦No.21[1764年2月11日。シベリア総督、近衛隊陸軍中佐 D.I.チチューリンよりエカチェリーナ二世への功績調書。ウムナック島とウナラシュカ[ウナラスカ]島の発見について。島民のロシア帝国への臣従について]を参照。

(3) ЦГАВМФ, ф.227, оп.1, д.21, л.1-2. 原本

史料③No.71 として公刊されている。

(前田ひろみ・島山禎 訳)

2. D.I.チチェーリンからエカチェリーナ二世への上申書。1760～1764 年におけるヤクーツク・ポサード民 E.ノヴィコフのクリル列島滞在について。(⑦No.27)

1764 年

オホーツク港政庁からの報告。1760 年、[ヤサク税を]逃れて移住したクリル人⁴からヤサク税を取り立てるために、ヤクーツク・ポサード民エゴール・ノヴィコフがクリル列島に派遣されました。彼は、クリル列島第 1 島[シュムシュ]、第 2 島[パラムシル]、第 5 島[オネコタン]、第 7 島[シャシコタン]、第 10 島[エガント]に赴き、そこで彼ら[クリル人]のトヨンや長と知り合い、小銃*その他の品を贈ったこと、彼らが非常に喜び感謝し、現地の習慣に従ってお返しをよこしたこと、彼らに贈られたロシアの品が日本のものよりはるかに優れていると彼らが誉めたことを、1764 年に帰還して報告いたしました。彼らと知己となったことにより、過去に第 2 島から第 14 島[ウシシル]に逃げたクリル人のうち、30 人を第 2 島に連れ戻すことができました。毛深いクリル人の許にも、臣従させてヤサク税を支払わせるために使者が送られましたが、まだ戻っておりません。

ノヴィコフはクリル列島滞在中、ほとんど何も記しておりませんが、クリル列島の長チキンから聞いた話として、つぎのように書いています。1761 年、2 隻の日本の大型丸木船[busa をこう訳した。大型木造船のことか]がクリル列島第 12 島[マトゥア]を訪れ、交易を行い、ラッコ、鷲の尾羽根、脂を買い求めた。のちにそのうちの 1 隻が難破したが、乗っていた者は助かった。以前、毛深いクリル人はこのような者を皆殺しにしたものだが、その時は親切に面倒をみて、翌年、同じような商船で祖国に帰してやった。その日本人はお礼に、贈り物を載せた船を 1 隻送ってきた。

ノヴィコフはクリル列島滞在中、あるクリル人から日本の金貨をもらいました。彼[クリル人]は、毛深いクリル人からもらったものだと言い、金貨に何の価値も認めていなかったとのことで

⁴ ヤサク税徴収人の圧迫から逃れるために、シュムシュ島とパラムシル島からクリル列島中部に移住した(出て行った)者らは、スシェドシーsshedshii(ないしはソシュレイ soshlyi)・クリル人と呼ばれた。オホーツク政庁およびポリシェレツク政庁は、逃亡したクリル人を連れ戻すために何度も対策を講じたが、1770 年頃の時点で、パラムシル島から移った 200 人程度が第 12 島(マトゥア島)に残っていた(Полонский А.С. Курилы. СПб., 1871, с.33-35, 63)。

す。金貨は上記報告書とともに、こちらへ送られてきております。

デニス・チチーリン

原文に付された注

*今後、火器をこれら野蛮人に贈らないよう、私から禁令を出しておきました。

(4)ЦГАДА, ф.24, оп.1, д.34, л.47. 原本

(宮崎衣澄・藤原潤子 訳)

3. クリル列島、アレウト列島、アメリカ大陸沿岸部への航海に際して、海軍参議会から P.K.クレニツィン⁵に与えられた通達より。(③No.74)

1764年6月16日

<.....>[編訳者補注:第1~3項が省略されている] 4. 総督殿[D.I.チチーリン]が指定した場所に貴下が到着したならば、そこで毛皮事業者は自分たちが毛皮採集に使用する予定の船を貴下に示すはずである。

5. そのとき、期待されている成功のために、貴下はこれらの商船にかんして、ぜひとも以下のとおり指示する必要がある。すなわち、これらの船のうち1隻に貴下自身が、別の船に海軍大尉レヴァショフ⁶が乗り込むべし。航海士ないしは副航海士の中から1隻につき2名を貴下自身が採

⁵ P.K.クレニツィン(1728~1770年)——アレウト列島の著名な調査者。海軍大佐。1745~1763年、バルト海で勤務し、バルト海の記述に参加した。七年戦争では、コルベルク包囲(1760~1761年)で殊勲を立てた。1764~1770年、太平洋秘密遠征の活動を指揮した。1768~1769年、平底帆船聖エカチェリーナ号でウムナック島、ウナラスカ島、ウニマック島に滞在し、アラスカ沿岸に達した。I.V.グルジャンコフが述べるように、「この遠征の地理学的成果は非常に大きかった。遠征は、およそ1,800キロメートルに及ぶアレウト列島の発見を成し遂げ、最大の島ウニマック、クレニツィン島そしてチェトイリョフソボチヌイエ[4つの火山]諸島と名づけられた小さな列島を発見し、アラスカ半島の沿岸200キロメートル、イサノツキー海峡、リーシイ諸島を調査した。40以上の島々を学術的に記述し、カムチャツカやアラスカ半島からの位置を示したうえで、地図に書き入れた(Глушанков И. В. Секретная экспедиция. Магадан, 1972, с.8)。遠征によって収集された、アレウト人の民族学にかんする資料も大きな学術的意義を持っている。一部の研究者は、クレニツィンとレヴァショフによる遠征の意義を過小評価する傾向があるけれども、それは遠征関係文書の研究が不十分だからである(史料集③c.425より)。

⁶ M.D.レヴァショフ(1738~1775年)——有名なロシアの航海者。海軍大佐。1755~1762年、バルト海で勤務した。1760年、P.K.クレニツィン指揮下、コルベルク要塞包囲、さらに1761年、プロシア沿岸封鎖に参加した。1764~1770年の秘密遠征における指導者の一人。1768年、ホッカー船聖パーヴェル号で、ニジネカムチャツクからリーシイ諸島への航行を成し遂げた。ウナラスカ島で冬営した。クレニツィンの死後、遠征隊長を務めた。1771年、アレウト列島の自然・地理学的記述、「ウナラシュカ[ウナラスカ]島の記述」、「同島の住民について」、「ヤサク税について」、「ウナラシュカ島におけるロシア人によるさまざまな種類のキツネの毛皮採集について」を作成した。レヴァショフによるカムチャツカ、アラスカ、アレウト列島の沿岸の素描、さらにウナラスカ島におけるアレウト人の生活、その衣服、生活用具、住居の描写を読めば、遠方の地の自然、原住民の生活様式がよくわかる。彼が著した『海軍佐官クレニツィンと海軍大尉(現海軍佐官)レヴァショフ指揮の海洋秘密遠征中、さまざまな年に書かれた航海日誌からの抜粋』は、イギリスの歴史家V.ロバートソンやV.コックス、のちにはロシアのP.S.パラスやA.P.ソコロフの著作の中で利用されている(史料集③

用し、またレヴァショフにも与えるべし。そのうえで、商船が何隻であろうと各船に、残る航海士と副航海士を1名ずつ配置するべし。

6. 配下の者たちの船にかんするこの貴下の指示は、これらの船やそれに乗る込むことになる者たち[船の操縦士や毛皮事業者]に何らかの命令を与えるためのものではない。もっぱら全航路においてつねに秩序立てて位置や針路を精力的に算定し、すべての出来事を観察し、記述に値する周囲の状況を説明するためのものである。他ならぬ毛皮事業者の安全、そしておそらく確実に破滅を回避できるかどうかは、この指示の遵守にかかっているがゆえに、彼らはこの指示に背いてはならない。

しかしながら、以下についても貴下にくれぐれも確認しておきたい。貴下と貴下の乗組員は、船の操縦士や毛皮事業者にけっしていかなる指図も与えてはならない。また彼らの船にあつては、(貴下に特別に委任された上述の事業を除いて)貴下と貴下の乗組員はたんなる乗客でなくてはならない。貴下に必要がないかぎり、命令を下し、ましてや何かについて彼らに助言を与えてはならない。指令を遂行するために、さまざまな航行地点において太陽観測や羅針盤の偏角にもとづきどのようにその地の緯度を割り出さねばならないのか、航路上の2点間の距離を算定する器具をいかに準備し、点検しなければならぬのか、また記述されておらず、地図にもいまだ載っていない海洋について航路を算定する際に、必要となる説明をどう利用すべきか、これらすべてにかんする貴下への詳細な指示が、海軍中将ナガエフ⁷殿の署名を付して本状に添えられた。本件のために必要な器具も、当地にて海軍参議会より貴下に提供される。

7. 上述の任務を遂行するべく、貴下の移動中そして任務着手後、総司令官たちは貴下のすべての滞在予定地で、貴下にしかるべき援助を行うであろう。

8. 第5項[第6項の誤りか]においてすでに指示されているとおり、商船に乗船中、貴下は全航路についてつねに秩序立てて位置を精力的に算定し、すべての出来事を観察し、記述すべき周囲の状況について説明するべし。その際、貴下はたえず監督し、航海中の職務そして熟練が必要とされる作業として、いかなる些細なことであっても遺漏なきよう、正確かつ詳細にすべてを航海日誌に記録するべし。これらの航海日誌は乗船地へ到着してから作成を開始し、航海が終了す

c.425,426 より)。

⁷ A.I.ナガエフ(1704~1781年) 有名なロシアの水路学者、地図作製者。海軍大将。ペテルブルグ海軍アカデミー卒業生(1721年)。1730~1734年にカスピ海の一部、1739年にフィンランド湾の記述を行った。ベーリング海の最初の地図を作製する際、ベーリングとチリコフによる遠征の資料を利用した(1745年)。1752年に完成した、彼の手によるベーリング海の地図帳と海路図は大きな意義を持っている。彼が作成したものとして、カスピ海、ラドガ湖、オカ川、モスクワ川そしてコルィマ川河口、メドヴェージェ諸島の地図がある。クレニツィンとレヴァショフによる遠征のための、学術調査方法にかんする手引書を立案した。海軍参議会からの依頼により、ベーリングとチリコフ、クレニツィンとレヴァショフによる航海の資料にもとづき、1771年、発見された土地の全体地図を作製した。この地図は、のちにG.A.サルィチェフによって利用された(史料集③c.427より)。

るまで記入しなくてはならない。[航海日誌の作成者]各人は、それぞれの航海日誌をもとに、他人の作成を待たずに各自であらゆる地図を作成し、日誌の原本とともにトボリスクのチチェーリン総督殿を介して急使にて参議会に送付するべし。貴下は特別日誌の記入をトボリスク到着日から開始し、乗船するまでの全道中についてすべての出来事を記録するべし。陸路でも海路でも、ロシアのものとは類似せず、あるいは類似する部分はあるもののまったく異なる部分もある何らかの獣、土地や樹木の状態、鳥、魚、その他の珍しく、報告するべきものが目撃されたならば、やはりこれらの航海日誌に書き加えるべし。

さらに住民の状態、すなわち何と呼ばれているか、それはどのような民に類似するか、どのような衣服を身につけて儀礼を行っているか、どのような家屋に住んでいるか、何を食べているか、何を生業としているか、どのような祈禱を行なっているか、収穫は多いか、耕作の規模はどれくらいか、どのような家畜、野鳥、そしてそれ以外に家禽がいるか、そして彼らの対応について、機会が許すかぎり記録するよう努め、機会があるならば、スケッチをするべし。樹木のある島々に上陸する機会があれば、その樹林の種類についても説明を加え、ロシアのそれとは異なった特徴が発見された場合、その品質を調べ、標本として一部を、またその種子を持ち帰るべし。何か鉱物が発見された場合も、それらを少量ずつ持ち帰り、航海日誌とともに参議会に送付するべし。

9. しかしながら、商人のなりわいと交易に規定された船では、土地の雄大さや広大さ、そこに生育する植物について詳細な記述を作成する機会をつねに確保できるわけではない。したがって、チチェーリン総督殿に以下について裁量を仰ぐべし。1)その地に航海に適した官有船はないか。そのような船がないならば、毛皮事業者の船を1隻ないしは2隻賃借できないか。現在、オホーツクやカムチャツカにおいて手元にある海軍勤務員だけでは不十分ならば、その追加として毛皮事業者が用いている自由人の中からでも雇用は可能か。2)予期に反してこれら船舶の賃借も購入もできないときには、海洋小型船を数隻新たに建造するために、上述の総督殿が貴下を支援できないだろうか。これらの小型船の規模は、航行に必要とされる人員がせいぜい20名程度であることが適当である。3)第5項で述べたように、これらの船のうち1隻に貴下が乗り、別の船に海軍大尉レヴァシヨフが乗り込み、両者が自分たちの船に航海士と副航海士を各2名選抜したうえで、残る航海士と副航海士を毛皮事業者の船に1隻あたり1名配置するべし。シベリア総督が今回の遠征のために(官有船、雇船あるいは新造船を)2隻、ないしはせめて1隻に貴下を乗船させる手段を見出し、(この航海中に遠隔地で越冬する場合)貴下が窮乏せずに過ごせるよう貴下に人員や食糧、その他航海に必要な物資を供給したならば、ニジネカムチャツクのコサック、サヴィン・ポノマリョフの派遣をシベリア総督に要請するべし。サヴィン・ポノマリョフは、前回の遠征において、新たに発見されたこれらの島々、とくにウムナック島までの案内人となった。彼は、

これにかんする報告書をポリシェレツク政庁に提出し、その地や航海技術、また部分的にはかの地の住民の風習にも通じ、これらの島々の大部分を目撃し、かの地の住民から知られ、交流がある人物である。彼は住民を臣従させてヤサク税を徴収した。カムチャツカのコサックないしは毛皮採集者の中から、この事業の適任者、できるならばアレウト列島でヤサク税の徴収を行い、アレウト列島民の風習を知り、彼らと知己となり、彼らの言葉を解する者5名程度を、この者に加えるべし。彼らからは、列島に貴下が到着するのを待って、アレウト列島民と知己がある者として貴下を島の未開人と引き合わせ、貴下が彼らと問題なく知り合い交際するようにさせ、また食糧が不足したときには貴下の配下にある者たちの食糧を列島での狩猟で入手するなど、しかるべき成果と援助が期待できるだろう。さらに、総督がロシアの版図に加わったアレウト列島の地図、ヤサク税を徴収されている島民の名前と人数を記載した一覧表その他を所持しているならば、それらはこれらの島にかんする貴下の任務遂行とかかわってくるだろう。

貴下はこれらの船に乗って、ベーリング島とメードヌイ島の間を通過しアレウト列島へ向かう上述の航路を進むべし。(貴下がこれらの島のいずれにも停泊する必要がない場合は)島々の間、もしくはその付近を通過して北東のウムナック島へと航行するべし。航海中は、アレウト列島からウムナック島まで長く続いている島々を視界に入れながら、貴下が目にしたこれらすべての島を方位測定器を用いて航海と正確な方角や距離の算定に関連づけ、貴下が遭遇した兆候をすべて観測し、これらの島や航路の状況を記述し、残さず貴下の航海日誌に記入するべし。

コサックのポノマリョフあるいは彼の仲間たちが、アレウト列島からウムナック島に向かう航路を知らず、貴下を先導できないと言ったならば(航海術を知らない者は、まだ行ったことのない無数の島嶼が密集する場所で道に迷うかもしれない。あるいは別の方向からウムナック島に到着してしまうと、この航路を知ることができないかもしれない。ウムナック島までは、貴下はメードヌイ島から直接、自分たちが以前通った航路やその途上で以前発見された目印に沿って先導されるのが望ましい)、風を逃さず、風に乗って、その力でポノマリョフや彼の仲間たちが熟知している、メードヌイ島から直接ウムナック島に向かう航路を進むのがよい。貴下はウムナック島、もしくはウナラクシャ[ウナラスカ]島にできるだけ早く到着するよう努力するべし。

10. ウムナック島ないしはウナラクシャ島に到着し、すでによく知られている、陛下に臣従したこれらの島民のもとに来たならば、(できるだけ愛想良く接しながら)前述のコサック、ポノマリョフを介して以前の情報を裏付けるために、これら全 16 島にかんする情報を彼らから収集するよう努めるべし。島民がポノマリョフに云うには、これらの島はこのコサック[ポノマリョフ]がポリシェレツク政庁に提出した報告書やトーチマ商人ピョートル・シーシキンが作成した地図にも示されているとおり、ウムナック島とウナラクシャ島の東ないしは北東に位置し、遠方へ広

がっている。とくに、未知の島々のうち樹木が多い島、たとえば商人ベチエヴィンのロシア船が越冬した、住民の多いアラクシャン島[アラスカ半島]、カディヤク島、トゥイガチタナ島ないしはシュガチタナ島までの航路と距離を島民から探りだすべし。

島民(あるいは別の島々で住民がいたときも)が、彼らのもとからは見えないこれらの島が位置する方向を手で指し示したならば、手際よくかつ礼儀正しく羅針盤を用いて方位を測定するように努め、航海日誌に記載するべし。距離を長さで測定できなければ、貴下がそれにもとづいてこれらの島までの自分たちの針路を決定できるように、せめて日数で、航路のうちの一つを彼らが何日でそこへ辿り着くのか探知するべし。この情報を入手し、あるいはその補足としてこれと関連した何かを入手できたならば、貴下はこれらの島のうちウムナック島あるいはシュガチタナ島から、これらの島からの風が適当であるならば、シュガチタナ島[史料にはこのように書かれている]あるいはトゥイガチタナ島へと出航するべし。その島[シュガチタナ島]では住民は長剣や鏡、羽根ペンとインクを持っていることが明らかにされている。これは、近辺のアメリカの海岸から彼らのもとに到来したヨーロッパ人より、彼らがこれらの物品を受け取った証拠である。

それゆえ、このシュガチタナ島に到着したときには、まず住民と知己となり、親交を結び、彼らから最大限精力的に以下を探知するべし。1)この島からアメリカ大陸はどのくらい離れているか。かの地の住民あるいはヨーロッパ列強のうち、誰の支配下にあるか。誰に対してどのような貢ぎ物をしているのか。この島付近の大陸沿岸にはどのような町があるか。その町はどのような統治の下にあるか。この島からどれくらい離れて、どの方角にあるか。2)どのような船で島民はこの大陸の町に行き、あるいは彼らのもとに大陸から人びとがやって来るのか。彼らは何をもたらすのか。3)彼らの側から大陸方面へと広がる大きな湾、もしくは大陸を通過して東ないしは北にあるもう一つの海へと入る海峡を彼らは知らないか。3本、2本あるいは1本のマストを持つ大型帆船がその海峡を通過し、彼らの付近をもう一つの海から、東ないしは北から航行しないか。そのとき、何らかの目的で彼らの島もしくはその付近の島々に寄港しないか。4)貴下が彼らのもとで長剣や鏡、インクを目にしたならば彼らはどこからこれらの実用品を入手し、(もしもアメリカ人が書いているならば)誰から何を一つ一つ習ったのか。自分たちの言語で書いているか。その他の所有物についてもやはり質問し、貴下が滞在することになるこの最果ての島々すべてで、できるかぎり探索するべし。

11. そのうえで、シュガチタナ島において記録すべきすべての観察を行い、そこからウムナック島への帰路に就くべし。貴下はこのウムナック島へ直行航路をとるのではなく、これら全 16 島(これらの島についてウムナック島民がコサックのポノマリョフに語っている)の付近を順番に、樹木のない島々についてはそのそばを通過しながらそれらの方位を測定し、位置を貴下の航海に

関連づけ、とくに樹木のある島から樹木のある島へと渡り、航路を正確に算定するように船の針路をとるべし。これらのうち、カディヤク島やアラクシャン島といった樹木のある大きな島に到着し、安全であるならば、貴下は島に上陸し、貴下に指示された記述と関連するあらゆる必要事項について探索し、記録するべし。シュガチタナ島についても、貴下に指示したとおりにできるかぎり秩序立てて観察し、記述するべし。何らかの理由で、その最中にこれらの島のどこかに滞在し、越冬する事態が生じても、貴下は樹木があり、居住可能で、住民が多く、海獣と野獣の捕獲が行なわれている最良の島、アラクシャン島を選択できる。というのは、すでにその土地でロシア商人ベチェヴィンの船が越冬したことが地図に書き添えられているからだ。この地で、島民がベチェヴィンに寄せた好意によって貴下に提供された食糧を獣の狩猟で補い、生活できれば何よりである。冬の間その島を観察し、周辺の島々そして居住民についてより詳細な情報を得るべし。ある者はこの島から観察し、方角を測定し、別の者はこれらの調査結果について記述し、有益な情報を地図に書き込むべし。ついでに立ち寄るよりも、この島からどれだけ近くにアメリカ西海岸が位置するのかなど、記述に必要なあらゆる情報を得るための都合や時間があれば望ましい。

12. これらの島からウムナック島もしくはウナラクシャ島に帰還したならば、貴下は再度、住民から以下を探りだすべし。彼らの北、南、西にある海の広さについて。ウムナック島付近の海上に大陸あるいは未知の島はないか。ウムナック島民とこれらの土地の住民との間に、島民が自分たちの船で出向き、またこれらの人びとが到来するといった何らかの面識や交流はないか。また彼らは、トーチマ商人ピョートル・シーシキンによって地図に「ヤクーツク貴族の地」という名で記された陸地[アメリカ大陸]を知っているか。またその陸地はどれくらいの大きさなのか。住民は多いのか。彼らは何と呼ばれているか。どのような民が住んでいるか。誰の支配下にあるか。何を常食とし、何を生業としているか。あるいは誰と交易を行っているか。この陸地全体がウムナック島から遠いのか、それとも陸地の一部がある方向へ離れているのか。彼らの話から、この陸地の人びとが自分たちのバイダーラもしくはその他の小舟でウムナック島からこの陸地へ、あるいはこの陸地からウムナック島へと広大な海を往来していることが判明したならば、この陸地がウムナック島付近にあることは明白である。その場合、時と風を逃さずに、貴下はウムナック島からこの陸地へ状況が許す範囲でやや北、北東ないしは北西を念頭に出発するべし。(できるならば)この陸地の住民から、その陸地のうち貴下が到達できなかった部分は、遠く北の果てまで広がっているのか、その地の西岸はチュコト[チュコトカ]岬やその他のカムチャツカの沿岸から遠距離にあるのか、尋ねるべし。その陸地からの帰路では、その陸地を視野に収めながら陸地の最南端まで行き、そこから方向を変えてウムナック島へと帰還するべし。その際、最南端まで、そ

してそこからウムナック島までの貴下の航路をできるかぎり正確に算定し、この地あるいは航海にかんし記述を要することすべてに十分な説明を加えるべし。貴下がウムナック島からカムチャツカへ帰還するときには、これら 13 島の間を、ないしはそれらを視界に入れながら航海するべし。これら 13 島は、コサックのポノマリョフがウムナック島からカムチャツカに帰還する際に目撃したものである。貴下はそれらを右手に見ながら付近を通り抜け、すでに版図に入った全アレウト列島を通過して、これらの島のうち貴下がかならず立ち寄りなくてはならない島へと接岸するべし。途中、航路から全方角に見えるすべての島についてその方角を測定し、大きさや外観を記述の順に記録するべし。貴下はアレウト列島から南西へ出発し、メードヌイ島とベーリング島の間を抜け、カムチャツカの港に至るまでのあらゆる地点で、航路をできるかぎり正確に算定しながら進むべし。その際、往復の距離、すなわちニジネカムチャツク要塞あるいは貴下が航海を開始した地点から、貴下が発見した島ないしはアメリカ大陸の一部のうち最遠の地までの距離、そしてそこから貴下が航海を開始したカムチャツカの港までの帰路が、貴下の算定によってほぼ一致するようにするべし。ただし、往復路の算定において何らかの食い違いがあるうけつけて書き加えたりせず、貴下が航海で発見し、行い、算定したことをつねに貴下の航海日誌に正確に記すべし。

13. 遠征からカムチャツカへ無事に帰還後、その地に貴下の部隊のうち航海士と副航海士を道具や食糧とともに残し、貴下自身は地図や航海日誌、ならびに本指令にもとづく貴下の任務遂行と関連する文書をすべて持参して、残りの隊員とともにサントペテルブルグに向けて出発するべし。貴下の部隊のうち海軍大尉レヴァシヨフおよびその他の、貴下の配下にある者たちがカムチャツカに帰還していなければ、彼らが上記にしたがいカムチャツカに残される航海士や副航海士に道具や食糧を手渡し、一方で彼ら自身は航海日誌や地図、そして今回の指令と関連する文書を持ったうえでサントペテルブルグへ出発するように彼らに指示を残すべし。

14. 地図や航海日誌、その他の文書の写しはどのようなものであっても誰にも渡してはならない。ただし、総督殿にだけはこれらの閲覧を許可する。貴下自身そして貴下の部隊に属する勤務員に対し、賜った官位と陛下のご慈悲を申し渡し、トボリスクにて宣誓させ、昇進に対して士官からは俸給 1 月分を控除するべし。貴下と貴下の部隊に属する勤務員の俸給は、新たな官位にもとづき倍額がサントペテルブルグにて 1 年分支給される。貴下がトボリスクに到着後、1 年分の前払いをさらに希望するのであれば、これを受領するべし。さらに、道中で生じた緊急の入用に備えて、チチューリン総督殿から 1,000 ルーブルが支給されるが、これは陛下への勤務のために、何か不可欠なものの経費として所持しておく必要がある。これを使用するときには、海軍参議会より貴下に与えられた帳簿に、署名を受け取ることができる場所では署名を付して、記入す

るべし。

本状には、秘密とされるべき事業にかんする 1742 年の勅令が、貴下の遂行のために添付されている。参考までに海軍准将ベーリング、海軍大佐チリコフ、海軍中尉ヴァクセリ⁸、親方ヒトロヴォらの航海日誌の抜粋とシベリアで作成された北氷洋の地図の写しを添付する。

参議会全議員により、1764 年 6 月 16 日に署名された。

(3)ЦГАВМФ, ф.296, д.131, лл.275-282 об., 283 об. 写し

(渡邊聞・畠山禎 訳)

4. プロコピイ・リセンコフ⁹により提出された、カムチャツカからアキヤヌ海[太平洋のことか]の島々にかんする記述。それらの島にどのような人びと、獣、鳥がいるか。ロシア人と異なるどのような習慣があり、どのような衣服を身に着けているか。(③No.76)

1766 年

カムチャツカ岬[ロパトカ岬]に対峙する最初の島々では、獣すなわちトド、オットセイ、フィリアザラシ、ラッコ、ホッキョクギツネ、海牛が海軍准将[ベーリングのことか]によって【探索された】。これらの島では、つぎの名前の鳥が生息している。(1)鷺。白い頭とやはり白い尾を持つ。羽根は灰青色と白色の斑で、脚は黄色である。(2)ウリル[鶉、チシマウガラスか]と呼ばれる鳥。黒色の羽根を持ち、両脇に沿って少し白色が入っている。くちばしは長く、脚はアビのそれに似ている。足は三角である。(3)アラー[海アビ]という名前の鳥。くちばしはカラスに似ており、胴体上部にある羽根は黒色で、腹部の羽根は白色である。巣を作らず、卵をむき出しの岩の上で産む。(4)カモメ。(5)鳩に似たフルマカモメ。(6)エトピリカ[ウミスズメ科の鳥]。背部は黒色、腹は白色、頭には飾り羽根があり、白色である。くちばしは赤く幅が広い。

コマンドール諸島に次ぐ、住民がいる第 2 の列島。

ヤサク税を納める義務があるアレウトの 3 島では、(1)住民はウリルから作った服を着ている。(2)カムレヤ[アノラック]はトドの腸を縫って作られている。(3)トルバサ、つまり靴はトドの喉の

⁸ [編訳者補注：ベーリングは第 1、2 次カムチャツカ遠征隊長。チリコフは同遠征隊の参加者。ヴァクセリは航海士、ホッカー船聖ビョートル号艦長]

⁹ プロコピイ・リセンコフ(ルイセンコフ)——ネージンの町人。1768～1769 年のクレニツィンとレヴァンショフによるアレウト列島遠征の参加者。リセンコフの他に、遠征にはロシアの毛皮事業者 I.M. ソロヴィヨフ、S.G. グロトフそしてその他の、遠方の島々への航海が「慣例」となっていた者たちが参加した。1779～1785 年、先導者として、預言者ヨアン号でブリジニエ[ニア]諸島、アンドレヤノフ[アンドリアノフ]諸島へ航海し、I.I. ゴリコフ、G.I. シェリホフ、シビリャコフの会社に 63,417 ルーブル相当の毛皮をもたらした(史料集③c.427 より)。

部分を縫い合わせて作られている。(4)頭には縫い目のないラッコの帽子を被っている。彼らは剥ぎ取り、革袋で丸い頭を乾燥させ、かぶるために用いている。シャツは着ない。(5)男性はピンが付いた骨製の輪を両耳につけ、羽根を耳の上によく見えるように差している。女性も男性と同様の衣服を着ているが、さらに白石で作った歯を突き刺し、入れている。両耳には耳飾りのかわりにガンの羽根をよく見えるように下部につけ、毛を入れ、染料で色付けしている。男性は娯楽用にバイオリンのかわりに小さなタンバリンを持ち、これを1本の棒でたたく。乙女や女房たちがつぎつぎに踊り、大変奇妙に歩く。男性が行う狩猟の獲物はラッコ、トド、フィリアザラシ、ホッキョクギツネなどあらゆる獣である。バイダーラで海を移動し、海上に孤立した岩を回って、そこにいる獣を仕留める。彼らの狩猟用具は竿に似た銚で、小さな板を用いて手でこれを投げる。小刀は彼らの慣例によって両刃を鋭くする。火は木から起こし、煮た肉あるいは生肉を食用とする。奴隷を所有し、彼らの習慣にしたがいしかるべく支配している。

これらの住民には、彼らがトヨンと呼ぶ指揮官がいる。第1島の第1トヨンはマクジャン、第2トヨンはチントウヤチ、第2島はカリスタフ・トヨン、第3島はアレント・トヨンである。

カムチャツカから数えて第3の、8島からなる列島。

アレウト列島から最初にある島は、彼らの名でイビィヤと呼ばれ、それはまたブリデウィリとも呼ばれている。この島には、きわめて獐猛で敵対的な民が住んでいる。水を求めて立ち寄りざるを得ないときにも、突然襲ってきて、着岸させない。この島の周辺はすべて断崖だが、必要不可欠なバイダーラのための停泊地はある。この住民は長い矢を持ち、板を使って手で投げる。矢には鉄のかわりに鯨の骨や鋭利な石が用いられている。この島の住人は頭髪が長く、口ひげもまた長い。顎ひげはない。彼らの衣服は鳥の羽根製で、獣の腸から作ったカムレヤを着ている。海獣を常食とし、それをすべて生で食べる。敵から攻撃を受けたときには、シャーマニズムを使って雨を降らせる。男たちの話し言葉は、やはりイビィヤに住んでいるヤサク税納入者のアレウト人と似ている。

孤島であるイビィヤからさらにその先に7つの島がある。それらの名前は(1)クウイサ、(2)クウイフチャ、(3)チュフラ、(4)サトヒニャ、(5)アヴァダム、(6)アムチトカ、そして(7)7つの高い火山があることからロシア名セミソポイシノイである。

これらの島には非常に多くの住民がいる。彼らが食用にしているのは獣やラッコの肉、海岸に打ち上げられたトドや鯨、海の魚やオヒョウ、タラである。生食するが、煮て食べることもある。釜のかわりに、周囲を粘土で塗り固めた石のかまどの上で煮る。冬は薪のかわりに干し草を、夏は海から打ち上げられた薪を用いる。火は2つの石から起こす。まず一つの石を可燃性の硫黄で

こする。火口のかわりに鳥の綿毛を使う。この綿毛に可燃性の硫黄をふりかけ、石同士を打つとすぐさま燃えだす。人びとは戦闘用に矢を持っている。この矢を手で板から放つ。さらに、弓から長さ半アルシンの矢を射る。革紐を使って石を投げる。ラッコの尾で作った鞘に入れた小刀を2本ずつ襟にかけて携行している。彼らには鉄製の槍がある。その鉄は大破した日本船から取ってくる。日本船はロシア船と違い、長い平釘を彼らのもとに流れつかせるからである。ロシア製の鉄も大破した船から集めている。これらの島の付近を通過することになったときには、バイダーラに乗った住民が船に近づいてきて、見たところ愛想良く自分たちのもとへと招き、港を指さす。それは、船の中に鉄を見つけ、それを目当てに呼び寄せるのである。友人であるかのように、彼らはバイダルカ[小型のバイダーラ]から船へと乗り移り、ロシア人が何人いるか全員を数える。海岸に到着するとはげしく襲いかかり、[ロシア人は]彼らからかろうじて逃れることができる。

一方、彼らの矢には鉄のかわりに鋭利な石がついている。彼らは鳥の羽根でできた服を着ている。男性は唇に白石で作った入れ歯をしている。面には獣の骨で作った針で入れ墨がされ、黒色の染料が塗られている。女性も男性が着ているものと同じ服を着て、唇に歯を、鼻には突錐に似た骨を両側に1本ずつ入れている。面には入れ墨があり、手や足にもやはり入れ墨がある。髪の毛は後頭部の上に小さな茂みのように束ね、獣の腸から作った模様入りの紐で編みである。男は木製の帽子を被っている。この帽子にトドのひげやさまざまな骨で作った小型の偶像を突き刺している。手や腰には素肌に鯨のひげをつけている。夏も冬も靴は履かない。冬は草で編んだ袋の中に干し草を携えている。凍えたときには草に火をつけ、上着の下にこの火を入れて覆う。これによって男も女も温まるのである。自分たちの信仰にふさわしい木製の偶像を持ち、きわめて恐ろしいシャーマニズムの儀式を行い、これらの偶像を崇拝している。人の顔やさまざまな獣や鳥に似せた偶像もあり、これらの偶像にシャーマニズムを行う。掛け布団は、草を編んでふかふかにしたものにくるまる。ベッドのかわりにくぼみの中に草を敷き、この草の上で眠る。

冬の間はユルタに、夏は恐ろしい洞穴に住んでいる。これらの島にはラッコ、トド、シャチ、フイリアザラシがいる。上述のアムチトカ島では、さる1761年8月24日、住民のうち1人のトヨンとその配下の者たちがヤサク税の納入を約束した。もともと、荒天や危険な海岸のため船もあやうく難破しそうになり、離島を余儀なくされた結果、彼らからヤサク税を徴収できなかった。船はこの島から海へと押し流された。この島の通訳を介してこれらの住民と交渉したところ、彼らは皇帝陛下の臣下となり、ヤサク税を納入することを強く希望している。彼らはそのためにやってくる気になっている。ヤサク税を納めているアレウト列島から来た者が通訳となり、ロシア人に喜んで同行したが、この島では非常に早口で話したので、この通訳との会話には食い違いがあった。それゆえ、この件について詳しく話すことはできなかった。この島にはウリル、エトピリカ、

イバトカ[カムチャツカハジロ]、コニユヤフ koniuiakh[コニユフ koniukh、シギ類、タカ類の鳥]、頭が白く、脚が黄色で羽根が灰青色のガンが生息している。

第4の列島は、この[第3の]列島から並んでいる。それらの呼び名はつぎのとおりである。(1)プサガ、(2)プサニャガ、(3)アダフ[アダク]、(4)ティガラクサ、(5)シトヒニャ、(6)アトカ、(7)アムラフ、(8)セズガムである。各島間の海峡には、それぞれ約5露里ないしはそれ以下の大きさの島が10ある。

これらの島では住民の男が、いわゆるウリルやエトピリカの羽根を縫い合わせ、コニヤフ[コニユフ]の皮から作った服を着ている。彼らの靴はわらじのように草を編んで作られ、冬も夏も素足に履いている。はだしで歩いている者もいる。トドのひげがついた木製の帽子を被っている。シャーマニズムを行うときには木製の仮面をつける。下唇には骨製の小さな輪をつけている。頭髪はロシア人のように短くし、口ひげは大きく、老人は顎ひげを剃っていない。女性はラッコで作った上着を身につけている。唇に白石で作った小さな歯を差している。髪の毛は後頭部の上に束ねている。前髪は目の上にかぶり、目の下で切られたままになっている。首に普通の石でできた真珠のようなものをつけている。やはり、手や耳にはガンの羽根をつけている。冬は土で造ったユルタに、夏は洞穴や草で造った狩猟用の掘っ立て小屋に住む。ユルタは大きく、ここに大人数が住む。というのは、トヨンたちはそれぞれが多くの奴隷を所有しているからである。彼らには慣例によってトヨンがいる。トヨンは大型のバイダーラ、小型のバイダルカや多くの鉄製品を作る達人であり、生まれつき屈強で、権力も持っている。

それゆえ彼らは権勢欲が強く、お互いに戦いを仕掛けあう。戦いにはただ矢を持っていくだけで、板を使って手で投げる。この矢の材料には、鉄のかわりに石や鯨の骨を使う。小刀は両刃を鋭くした鉄製である。火ではなく水を用いて、冷たい鉄を石で自ら鍛える。斧のかわりに片面を鉋で鋭く削ったような手斧ちようなを作る。木製の鉤かぎに固定し、片手で木を伐り倒す。酒杯さかづきのかわりに木製食器を持ち、これで飲み食いをする。釜のかわりに四角形の石のかまどで煮る。女性は骨製の針を持っている。バイダルカで移動するが、ロシアの小舟のように漕がない。バイダーラでは舷のすぐそばに座り、片手用の櫂で漕ぐ。大型のバイダーラは竜骨の長さが5ないしは6法定サージェン[15~18アルシン]もあるからだ。一方、狩猟には小さなバイダルカを使う。これらの島には温泉があり、肉や魚を蒸すことができる。可燃性の硫黄も豊富である。つぎのように火を起こす。一つの石を可燃性の硫黄で鳥の綿毛へとこする。手で石と石を打ち合わせると、瞬時に燃えだす。生肉および煮た肉や魚を食用にする。鉄は彼らのところに流れ着いた、大破した船から取っ

てくる。海からは akuliaki¹⁰が打ち上げられる。戦いの際には、胸部に木製や骨製の板をつける。

これらの住民の言語は、上述した島々の住民のそれと似てはいるが、話し言葉には違いがある。これらの島には獣、つまりラッコ、トド、鯨、フイリアザラシが生息している。ラッコとフイリアザラシは、小型のバイダーラで短い竿のような銚を板で手から投げて狩る。この銚には細い縄を結びつけてある。この縄には鯨の筋を利用する。縄にラッコの浮き袋を縛りつけ、これとともに獣めがけて投げる。この銚と浮き袋をもってしては逃げられない。バイダルカで追い詰め、木の棒で殺す。トドはこの道具のかわりに、鯨の筋で作ったベルトや縄で狩る。この獣が眠ると、彼らはその縄を岩の端に縛りつけ、この獣に銚を投げて捕らえる。岩から海中へトドが飛び込んだら、人びとは槍のような鋭利な石を矢尻につけた長さ2 チェトヴェルチの特別な矢を、手から板を使って獲物めがけてすばやく投げて殺す。

第5の列島では、住民は他の島々と同様、鳥から作った服を着ている。女性はラッコから作った服を身につけている。この列島にはキツネが多く生息している。キツネはそれぞれの島で種類が違う。ある島にはギンギツネという種類が生息しているが、他の島には別の種類のもの、つまりムナジロテンやクロアカギツネが生息し、それぞれが異なっている。この民の住居はつぎのとおりである。彼らのユルタは冬用に大型に造られている。ユルタ1軒につき500人ないしはそれ以上が暮らしている。彼らの風習で、上述の島々と同様、これらの島でも唇に歯を入れ、生肉ないしは煮た肉を食べ、石のかまどの上で煮炊きをする。さらに、戦闘用に自分たちで鉄やセイウチの歯から作った槍を持っている。矢もあり、やはりこれらを、板を使って手で投げる。弓もあり、彼らは弓を射る。これらの島には海獣、すなわちラッコやフイリアザラシ、オットセイ、トド、一部にはセイウチが生息している。彼らの食物は、獣肉やオットセイの肉が豊富で、魚もある。これらの島にはキイチゴがある。彼らが大勢集まって小型のバイダルカで捕鯨を行うときには、短竿につけた銚で鯨に傷を負わせる。この竿にはフイリアザラシの浮き袋を結びつけてあるので、鯨を追い回すと、浮き袋がついた鯨は疲れ果て、その鯨を彼らは骨製の槍で突き刺し、綱で海岸へと運ぶ。さらに住民ををつうじて、石についても情報もたらされている。それによるならば、彼らの呼び名でアヴォン・アラキチャという、この石のある遠くの島には、ギンギツネが生息している。

[第5の列島の]住民は話の合間につぎのように云っている。これらの島の中にアリヤクシ[アラスカのことか]という名の島がある。キツネ、アメリカクロクマ、カワウソ、ラッコ[あるいはビーバーか]、ロシアクロテン、シカ、オオカミが生息する森の多いこの大きな島の、東に向かって右

¹⁰ おそらく沈木 topliak。

側に、森がある。森はこの遠い島に特有のものである。彼らの説明によれば、かの地の住民が夜中に行う漁の明かり採りのために集める石があるそうだ。彼ら[第 5 の列島の住民]は上述の島アヴォン・アリヤスキフについて説明している。いわく、このアヴォン・アリヤスキフ島の住民は、この石から出る光は夜中でも明るいので、この石を石炭のような赤熱した石の一種であると話しているようである。彼らはこの石について知っているのだから、彼らがこれらの島の仲間内で交戦し、捕虜を連れ去っていることは明白である。また逆に、彼らが捕虜となったときには島民のもとを脱走し、島から島へと逃れたときに、住民がこの石を川岸沿いで集め、懸崖で見つけていたため、この[脱走した]捕虜をつうじて彼らは石のことを知ったのだ。さらに彼らいわく、この島の先にある離島に、人に似た、胴体に手が 1 本、足が 1 本あり、頭が人に似た、早く走り、2 人で掴み合いをする不思議な生き物がいる。

彼らによるこれらすべての話について知っているのは、彼らやその他の海上を旅行した者だけではない。これらの島から連れ出された者のうちニジネカムチャツク要塞に滞在する 2 人が、1763 年 9 月 6 日、石そしてこれらの不思議な生き物について説明しているからである。ニジネカムチャツク要塞のカザーク、ヴァシレイ・モフナトキンが、彼らからこのような話を聞いている。さらに、男たちはつぎのよう述べている。いわく、この石があるこの島に、彼らがジュヴァチ・タナと呼ぶ者たちがこの石を目的にやって来た。彼らは剣を携え、顔は白っぽく、髪の毛は亜麻色で、後ろで結んでいた。彼らは、この石がある島の住民と一戦交えた。ただ石一つだけを要求し、他には何も取らずに戻っていった。行き先についてわれわれは知らず、この者たちの服装はロシア人のそれに似ていた、と。

デニス・チチェーリン

(4)ЦГАДА, Ф. Госархив, р. XXIV, д.34, лл. 52-62. 原本

(小野寺歌子・畠山禎)

5. 「クリル列島第 19 島[エトロフ]まで行ったコサック少尉イヴァン・チョールヌイが、島々の距離、島の住人その他について記した航海日誌または覚書¹¹」。(⑦No.46)

1769 年 9 月 25 日以降¹²

第 3 島¹³はクリルの言葉でシリッキ(オホーツク海に突き出たの意)¹⁴と呼ばれ、第 2 島からは海峡を隔てて約 20 露里(フス山麓から 7 マイル)の距離にある。静かな日に流れにのって漕ぐと、4 時間で渡ることができる。この島にはこんもりした、岩がちな火山がある。島の周囲は絶壁で、岩場はもろい。砂地や船を入れるのに適当な港も、バイダーラが接岸するのに好都合な軟らかな底質の場所もない。波のうねりのない凧のときならば、必要におうじてバイダーラを着けることができる場所はあるものの、それはトドという獣を獲るときと、クリルでアラーと呼ばれる鳥[海アビ]の羽毛を捕るときに限られる。島の縦横の長さはほぼ同じで(2 マイル半)、島の全周は約 20 露里。島とその周囲に生息する海獣として、トド、フィリアザラシがいるが、ラッコはいない。冬に氷に乗って他の島からやって来る赤毛のキツネがいるが、数は少なく、この島では繁殖していない。鳥類はアラー以外にはいない。根菜としては、カムチャツカやクリルの言葉でサラナ[マルタゴンリリー]、ウピャヴァ *upiava*、ウスト *usut*、クタジ *kutazh* と呼ばれるものがあり、これらはすべて食用になる(有用である)。ここには、ワインを醸造するための甘い草[ハナウドの一種]が豊富にある。ベリー類では、カムチャツカの言葉でシクシャ[ガンコウラン]と呼ばれるものが年中生えているが、あまり多くはない。島に生える樹木としては、ハイマツとハンノキの低木があるが、数は少ない。川や泉、湧き水はなく、淡水ははなはだ乏しいため、雨が降って乾いた谷、穴、くぼみに水がたまったときに、そこから容器にすくってしのいでいる。クリル人が海獣や鳥を獲るために、または食糧獲得のためにこの島を訪れる際には、かなりの危険にさらされる。島の周囲ではひんぱんに絶壁からの大きな落石があり、鳥だけでなく人間さえ死ぬことがあるか

¹¹ 原文に付された題。1766 年、コサック少尉 I.チョールヌイは、トヨンの N.チキン、P.チュプロフとともにクリル列島南部への部隊を率いた。1767 年のチキンの没後、彼は部隊を単独で指揮した。ポリシェレツク政庁の 1766 年 1 月 25 日付の通達を受けて、I.チョールヌイの部隊はクリル列島を訪れ、ウルップ島東岸にロシアの越冬場所をつくり、第 19 島(イトウルプ[エトロフ])の全住人と第 20 島[クナシリ]からそこに来っていた数人をロシア臣民とした。「ソシュルイ」[ヤサク税逃亡者]の一部は、カムチャツカ近くの島へ送り返された。チョールヌイの航海日誌は、バイダーラでクリル列島全域をめぐった探索者自身によって記された、クリル列島第 3 島から第 19 島までの初めての記録である。I.チョールヌイがクリル列島の島々に付けた番号は、19 世紀に入っても変更されることはなかった(Знаменский С. В поисках Японии. Благовещенск, 1929, с.127 [S.ズナメンスキー/秋月俊幸訳『ロシアの日本発見&&北太平洋における航海と地図の歴史&&』北海道大学図書刊行会、1979 年、新装版 1986 年、162-167 頁も参照)。1769 年 9 月 25 日、I.チョールヌイは莫大な量の獣皮を持ってカムチャツカに帰還した。

[編訳者補注: 訳出にあたり、A.S.ポロンスキー/榎本武揚他訳『千島誌』(北方未公開古文書集成 第 7 巻)、叢文社、1979 年、86-102 頁を参考にした]

¹² I.チョールヌイがポリシェレツクに到着した日にもとづき、日付を付した(Полонский А.С. Курилы, с.50)。

¹³ 航海日誌には、クリル列島の最初の 2 島についての記述はない。

¹⁴ 以下、()内は A.S.ポロンスキーによる注。

らである。そのため島に住む者はない。

第4島はマカン・ルル・アスイ[マカナルシ]である。第3島から約60露里漕いで海峡(第4海峡。幅23マイルでクリル列島横断に都合が良い)を渡る。島は全長約20露里、幅約10露里(それぞれ3マイル、2マイル)。低地はツンドラあるいは草地になっている。島の低地、および山脈のように連なる火山のふもとには、両側にベリー的一种シクシャとホロムイイチゴが生育するが、多くはない。ハイマツやハンノキの低木、およびナナカマドの茂みを除けば、島には有用な樹木はまったくなく、やはり住む者はいない。根菜としてはサラナ、ウビヴァ[先述のウビャヴァか]、ミトゥ、クタジ、ラムソンと甘い草がある。周囲にはラッコ、フィリアザラシ、赤毛のキツネがいるが、数は多くはない。島の両側のあちこちに湧き水が出るが、船が入れる港やバイダーラを着けるのに適した場所はない。

第4島から第5島へ、約35露里(14マイル)漕いで海峡を渡る。

第5島アンナクタン[オネコタン](やはり広大な第4海峡によって、第2島から隔てられている)は全長100露里(28マイル)、幅15露里で、場所により若干異なる(南端は12マイル、北端は6マイル)。島には3つの火山がある。1つ目はクリルでアスィルミンタルと呼ばれているが、これは「以前噴火した」の意。第2島側の岬にある。そばに小火山と尾根がある。岬周辺は絶壁と非常に高い山になっており、フルマカモメとアラーが生息している。岬付近と東側の海岸は岩が多い。海峡にはケクルと呼ばれる、海上に突き出た岩場があり、フルマカモメとエトピリカ[ウミスズメ科の鳥]が棲んでいるが、あまり多くはない。2つ目の火山はアムカ・ウスィルと呼ばれる。島の中央に位置し(クリニツィン峰。緯度49度20分、経度205度12分)、かつて噴火を起こしている。火山のそばに長さ4露里、幅2露里の湖があるが、魚はいない。3つ目の火山は第6島側の岬付近にある。湖の真中にあることから、タオ・ルスィルと呼ばれ、上記の2つの火山よりも大きい。湖の全周は12露里以上、幅は2露里で、場所により異なる。先の湖と同じく、魚はいない。火山のふもとは断崖になっている。

第5島には、ハイマツとハンノキ以外の樹木もあるが、低地はない。食用になる根菜として、ミトゥ、オスト[先述のウストか]、ベリー類ではシクシャ、クロマメノキ、スイカズラ、ナナカマド、ホロムイイチゴが年中あるが、多くはない。草はシェラマイニク[バラモンジン]やクタガルニク kutagarnik、そして甘い草が少し生えている。獣は赤毛のキツネが年中多数いるが、ラッコやフィリアザラシは少ない。

砂地の小さな入江が北側に6か所、島の中部と東側に各1か所ある。その他の場所、および島の両岸の入江やバイダーラを着ける場所には岩が多い。島の両端では、丘陵や峡谷から川が流れ出ており、満潮時には海から2種類の魚、すなわちカラフトマスとホッキョクイワナが上つてく

るが、数は少ない。

第6島側には岬と絶壁、高くて岩がちな丘陵がある。第5島から第6島へ、約20露里漕いで海峡(9マイル)を渡る。

6番目のアロマクタン[ハリムコタン]島、すなわちサランヌイ島は、全長20露里、幅10露里足らず(それぞれ6マイル、3マイル)である。島の中央には火山があり、以前、噴火している。山麓の北側には、長さ5露里、幅2露里あまりの湖がある。湖には岩がちな2つの小島があり、いつもカモメやガンなどの鳥がいる。この湖、および湖から流れ出す川に魚はいない。反対側、すなわち東側山麓には小さな湖が2つあり、クリル語で小さな湖を意味するトントウンルイと呼ばれる。この湖にも、ここから流れ出す川にも、魚はいない。

島に生える根菜としては、現地の名称でアル aru、すなわちサラナ、ミトゥ、ウペグ、キントゥすなわちクタジがある。甘い草とシャラマイニク shalamainik[前出のシェラマイニクか]、ラムソンが生え、ベリー類ではシクシャ、ホロムイイチゴ、ナナカマドが豊富である。ハイマツの球果は少なく、その中の実もわずかしかない。樹木としては、ハイマツ、ハンノキ、ナナカマドの小さな茂みがある。

第5島側の海峡の東側に、噴火がおさまった火山(北緯43度6分、西経205度18分)がある。その山麓と頂上は白い砂である。

北側には小川が2つあり、うち1つは第5島との海峡に注ぐ。河口は砂地の入江になっている。東側には低地になった岬がある。2つ目の川は西へ流れている。どちらの川にも魚はいない。岸边や船を着ける場所は岩がちである。島に棲む獣としては、赤毛のキツネとラッコ、ファイリアザラシが各少数いる。

第6島から第7番目へ、約50露里(19マイル)漕いで海峡を渡る。非常に流れが速い。

第7島はスィアスクタン[シャシコタン]と呼ばれており、全長約8露里、幅5露里ないしそれ以上(それぞれ6マイル、2マイル)である。島には火山が2つある。うち1つは第6島に面した岬にあり、クリル語でシンナルカと呼ばれる。火山は北側に尾根のように突き出ており、そこへは歩いて行くことができる。火山は以前、噴火を起こしており、付近には小さな岩山と岩がちな場所がある。第6島との海峡側には切り立った山状の岬があり、岸には岩が多い。現地の言葉でクントミンタルと呼ばれる、もう一つの大きな火山は、第10島側の岬付近に位置する。火山の両側、および頂上からふもとまで岩が多い。また、そのふもとは高地になっており、岩が多い。

島の中央部の両側には、砂地の入江がある。ここ以外に砂地の場所やバイダーラを着ける場所はなく、山間にも低地はない。島の両側には岩の多い小川があるが、魚はいない。食用になる根菜としては、ミトゥ、アル aru、ウピグ[先述のウペグか]、ウスト、キントゥすなわちクタジ、ア

ル ar または甘い草、ラムソン、ブクシャクトゥすなわちシェラマイニクがある。森にはハイマツが生える。ハイマツは年中、実のつまった球果をつけるため、ここを訪れた人や以前の住人は、食糧として備蓄していた。ハンノキやナナカマドの茂みもあり、年中、ナナカマド、コケモモ、シクシャといったベリー類が実るが、多くはない。獣は赤毛のキツネとラッコ、ファイリアザラシが少数生息している。

第 7 島の第 10 島との海峡側には焼けただれた岩の多い岬があり、そこから、そばにある第 8 島と第 9 島の脇を抜けて、じかに第 10 島に渡ることができる。第 7 島から第 10 島へは約 15 露里(6 マイル)である。

第 8 島イカルマ[エカルマ]へは、第 7 島からまっすぐに海峡を渡ると、12 露里の距離である。島は全長 8 露里。島にはときおり活動する火山がある。ふもとは絶壁で、周囲の岸には岩が多い。いくつか泉がある以外、湖や川はない。食糧となる根菜としては、ウペグ、サラナ、クタガルニク、甘い草、シャラマイニクがある。樹木は葡萄性低木[ハイマツのことか]、ハンノキの茂み、ヤナギの小さな茂み、そしてナナカマドの茂みがいくつかある。ベリー類のシクシャは年中ある。鳥類としてはガン、カモメがおり、絶壁にはフルマカモメとエトピリカが生息している。獣は少数のファイリアザラシとラッコのみである。

第 8 島から第 9 島へ、30 露里(17 マイル)漕いで海峡を渡る。

第 9 島は丸い島という意味のチリンクタン[チリンコタン]島で、全長 15 露里。島には岩の多い火山があり、噴煙を上げている。火山は海沿いに位置する。つねにここから落石があるために、峡谷が形成されている。島の周囲は丘陵と絶壁で、バイダーラを接岸できる場所はない。島にはフルマカモメ、エトピリカ、クルクラ kurukura、アラー、カモメといった鳥が棲む。樹木や湖、川はなく、穴に溜まった雨水が飲用の淡水として利用されている。獣は一時的に渡ってくるファイリアザラシのみである。根菜としては、クタジ、サラナが少々ある。

第 10 島ムッスイル[ロヴシキ]¹⁵は鳥島の意である。島付近には、ふたつのケクル、あるいは飛び岩がある。うち 1 つ、クリル語でチャロ・ムッスイルと呼ばれる岩には、カモメとウリル[鶺鴒、チシマウガラスか]が繁殖している。もう一方は、クリル語でスイヤソ、すなわちトド岩と呼ばれている。

ムッスイル島は円形で岩が多く、周囲は 3 露里である。水は、雨や濃霧のときに穴に溜まったものが使用されている。必要にせまられれば、この島に船を接岸することは可能である。獣としては、ときおり渡ってくるファイリアザラシが少数いるのみである。根菜やベリー類は少なく、樹木はまったくない。

¹⁵ [編訳者補注：史料 No.16 では第 10 島をエガントとしている]

第 10 島から第 11 島へ、約 120 露里漕いで海峡を渡る。

第 11 島はラクホフッコ[ライコケ]である。島には草木の生えない大きな火山があり、かつてそこから岩石が島中に飛び散った。草や根菜類は、クタジがわずかに生えている以外にはないが、これはかつて島が焼けたからである。島は円形で、全長約 20 露里である。火山のふもとは丘陵あるいは岩の絶壁になっている。島の周囲には、1 か所を除いてバイダーラを接岸できる場所はないため、小さなバイダーラで行って、高い岩の上に引き上げなければならない。

川や泉はなく、水は必要におうじて雨水が用いられている。獣はまったくいないが、島の東側海岸から程近いところに、クリル語でピアットゥスイと呼ばれる岩があり、ここにときどきトドがやって来る。この島から第 12 島の岬へは、約 45 露里(14 半マイル)漕いで海峡(ゴロヴニン海峡)を渡った。こちらには舟を接岸する場所がある。東側には、コムパ・オモイと呼ばれる砂地の入り江がある。

第 12 島ムトヴァ[マトゥア]は切り立った島で、全長約 30 露里である。クリルの人の話によると、近年、島の火山(サルイチェヴァ山、標高約 3,000 フィート、緯度 48 度 06 分、経度 206 度 42 分)が激しく噴火し、島全体に岩石が飛び散ったため、付近を飛んでいた多数の鳥が犠牲になったという。火山のふもとは丘陵になっており、岩が多い。ハイマツ、ハンノキの茂み、小さなナナカマドの茂み以外に樹木はない。根菜は一度すっかり焼けて、岩に埋もれてしまったようだ。現在は数種類の根菜や葡萄性低木が生えているものの、非常に少ない。獣は赤い剛毛のキツネをときどきみかける。ラッコやフイリアザラシも少数いる。峡谷から流れるわずかな湧き水以外に湖や川はない。島の両側には砂地の小さな入江があり、バイダーラを着けることができる。絶壁には、アラー、クルクラ、クリルでエトウピルカと呼ばれる^{トピルカ}エトピリカといったさまざまな鳥が棲む。島にはカムチャツカにはない独特の草がある。これは甘い草に似ているが、葉が円形で甘い草より大きく、茎の先がふたつに分かれている。住民はこの草を食用にしている。クリル人の話によると、この草は毛深いクリル人の住むすべての島々に豊富に生えているらしい。

(1770 年まで、第 12 島には第 2 島からのソシュルイ・クリル人の男女が 200 人ほど残っていた)。

第 12 島の東側から 3 露里のところの小島がある。小島は全長 3 露里で、その海岸は岩がちである。小島にはカモメ、エトピリカ、クルクラ、アラー、ガンが生息する。根菜としては、ウベグ、クタジ、サラナ、甘い草が生えている。この小島もかつて噴火で焼け、大きい島と同じく島中に石が降りそそいだため、獣はまったくいない。

第 12 島から第 13 島へ、40 露里(17 マイル)漕いで海峡(ナジェージダ海峡)を渡る。第 13 島ラサグ[ラシュア]は全長約 30 露里である。島の中央は高い尾根になっており、ところどころに小さ

な火山がある。ふもとは丘陵になっていて岩が多い。バイダーラを接岸できる砂地は島の東側、すなわち第12島に面した海峡の側にある。第14島側の岬の東側にも砂地の入江があるが、それ以外にはない。岸には岩が多い。島の周囲はかなり高い絶壁になっており、そこにアラー、クルクラ、カモメが棲む。葡萄性低木、根菜、草、ベリー類は前述の島と同様だが、それ以外に白樺林がある。しかし、ここの白樺は幹が細く背も低いので、薪にしかならない。

第14島側の岬には、小さな火山がある。ふもとは丘陵と絶壁で、付近には魚が棲まない湖がある。

第14島に向かって17露里(9マイル)漕ぐと、第14島の海岸近くの海峡に2つの飛び岩、すなわちケクルがある。現地のクリルの人は、一方をアトツイ・オロミス、他方をカパルイソと呼ぶ。(定住者はわずかだったが、この島には通常、第14島からラッコの毛皮を採るために人が訪れた。南にある岬の西側の入江には、彼らの仮住まいのユルタが建てられた)。

第14島ウサシル[ウシシル]島は全長約25露里で、狭い海峡によってふたつの島に分けられている。これらの島は現地の名前では区別されている。第13島に近い方の島(北側の島)はレイボンキチャと呼ばれる。島の周囲は絶壁で、沿岸付近は岩がちである。絶壁にはフルマカモメ、クルクラ、エトピリカが棲む。樹木はなく、獣もいない。島付近には海獣もいない。甘い草、クタジ、ウベグ、球果、ホロムイイチゴが生えているが、非常に少ない。島の絶壁のひとつに平地になっている場所があり、そこにはベリーをつけるコケが生える。現地のクリル人や毛深いクリル人は冬の間、これを焚いてシャラーシまたはバラパーラ[ともに小屋を意味する]を暖める。島にはバイダーラを接岸する場所はない。

もう一方の島(南側の島)は、現地ではヤンキチャと呼ばれる。草に覆われた火山があり、そこにはフルマカモメやエトピリカが棲む。この山麓と島全体、そしてその周囲には、丘陵、絶壁、火山がある。鳥は年中多数おり、ガンも多数生息している。木は自然に流れ着いたもの以外にはない。根菜、草は他の島と同様である。

島の近くにある飛び岩、つまり高いケクル(婆さん岩^{バーブシカ})は海草で覆われており、そこにアラー、エトピリカが少数棲む。岩は島の東側、岸から約100サージェンのところにある。島の東側には湖のような入江があり、全長約3露里、幅約1露里である。入江の中央には小さなケクルが2つあり、そこにあらゆる種類の海鳥が多数生息している。入江の入口の幅は200サージェンほどである。潮が満ちると入江は深くなるが、引くと干上がるため、バイダーラで入るのがやっとなである。入江付近は低地で、そこでは熱い硫黄が湧き出ている。入江の隅、岸の間際にも2か所、地下から湧き上がっている場所がある。これらは非常に高い温度で沸き立っており、可燃性の硫黄を多く含んでいる。そのため、夜間に若いエトピリカが硫黄泉を越えて海へ飛ぼうとすると、あ

まりの熱と硫黄臭で落下し、またたく間に腐り、羽根だけが残ることになる。多数の鳥が落ちるが、私が見たところ、これは高熱のせい以外に、硫黄泉からもその付近からも可燃性の硫黄が大量に噴出し、その臭気で上空の大気が汚染されるからである。地下からは大音響とともに、ものすごい熱気が上がっている。ある硫黄泉は信仰の対象となっており、現地語でカルピと呼ばれている。これは訳すと、「源泉から熱気と煙が立ち上る」の意である。ここへ移ってきたソシュルイ・クリル人や現地の毛深いクリル人は、ここに住みはじめるときには慣習に従い、各自にふさわしい呪文を唱えて悪魔を呼び寄せながら犠牲を捧げ、石や、柳の枝の削り屑に印をつけておいたものを硫黄泉に投げ入れる。また、シャーマニズム儀礼もあり、これはたとえばつぎのように行われる。まず沸き立つ硫黄泉の隅に板を敷き、鳥の羽根で作られた新しい上着もしくは刺繍入りの裾長上着を着る。そして儀礼を行う者が、夜にこの板の上に横になる。すると、硫黄泉から巨大な毛むくじらの蟲が現れ、体の上にのぼってきて体中を這い回るといふ。その蟲は蠅に似ており非常に恐ろしいので、人は気絶してしまう。クリル人の話によると、怖がらずに3夜これを行った者には、悪魔が何でも従うようになるため、立派な魔法使いになれるらしい。

第15島まで、約36露里*漕いだ。

第15島ケトイは全長30露里、幅10露里(それぞれ4マイル、2マイル)で、場所により狭いところもある。島の中央には噴火がおさまった火山があり、ふもとは尾根と丘陵になっている。島の周囲は絶壁で、バイダーラを着ける場所はない。小さな泉を除けば、湖も川もない。根菜や草、葡萄性低木については他の島と同様である。その他、白樺林と小さなアシがあり、ベリー類ではシクシャとナナカマドが生えている。茶毛のキツネ、クロアカギツネ、赤毛のキツネがいるが、数は非常に少ない。ラッコ、トド、フィリアザラシが少数いる。

第15島から第16島へ、約30露里(9マイル)漕いで海峡(ディアナ海峡)を渡る。

第16島シムスイル[シムシル]は全長130露里、幅10露里で、場所によって多少の差(30露里—7マイルおよび5マイル)がある。島には4つの火山がある。1つ目は第15島側の岬付近にあり、クリル語でトエトクシル(プレヴォ山。標高約3,000フィート)と呼ばれる。山麓には丘陵、火山、および非常に濃く生い茂ったアシの茂みと白樺林がある。2つ目の火山はイタンキオイと呼ばれ、上部はなだらかになっている。以前噴火した際に、山麓の葡萄性低木と根菜はすべて燃えてしまった。3つ目の火山イカイミコトは、東側へ尾根が伸びている。ふもとは丘陵で、岩が多い。4つ目のアネイウスイ(緯度46度50分、経度208度4分、つねに噴火している)は第17島側の岬付近にある。その石は鉄の代わりに矢尻として使われている。山麓は丘陵および非常に高い絶壁になっている。島の周囲は岩と絶壁である。島の東側に小さな砂地の入江が3つあるが、浅く、つねに大波が打ち寄せるため、バイダーラを着けるのには適さない。島の中央部の

北側に、船を着けることのできる小さな入江がある(ウラトマン入江。蒸し暑く、岸で海藻が腐るため、悪臭が漂う)。第 15 島側にある岬付近には、湖のような入江(プロトナ港。緯度 47 度 11 分、河口の経度 207 度 36 分)があり、その長さは 10 露里、幅 2、3 露里である。入江の入口は 200 サージェンあまりで、入江や湖にはフィリアザラシがいる。

小さな泉を除いて、湖も川もない。根菜、甘い草、葡萄性低木、白樺林、アシについては他の島と同様。獣は茶毛のキツネ、クロアカギツネ、赤毛のキツネがいるが、[毛皮の]質は悪い。また、ラッコ、トド、フィリアザラシがいるが、数は少ない。

第 17 島へ約 200 露里漕いで海峡(ブッソリ海峡)を渡る。

第 17 島チルポオイ[チルポイ]島は全長約 15 露里(6 マイル)で、約 4 露里(2 マイル半)の海峡でふたつに分かれている。その海岸付近にケクルがあり、アラーとエトピリカが生息する。

[海峡で隔てられた第 17 島の]一方の島は、現地ではレブンキ・チルポイ(クリル人側の)と呼ばれる。島には焼けこげた火山がある。かつてここから、島中に噴石が飛散した。島の岬は高く、その周囲の絶壁は第 16 島との海峡側に続いている。この岬は現地ではトヌカラスイと呼ばれるが、これは「海峡の向こうを臨む」の意である。その高台には、私(チョールヌイ)がそこへ行った記念として、年月日を記した木の十字架を立てた。砂地の入り江があるが、つねに巨大な波が打ち寄せるため、バイダラを着けるには非常な危険を伴う。島には赤毛のキツネやラッコ、フィリアザラシがごく少数生息する。ラムソン、根菜については他の島と同様である。ナナカマドの茂みを除いて樹木はない。川がないため、水がはなはだ欠乏する。夏には水が手に入るとはいえ、雨水に限られる。砂地の入り江から約 6 露里のところにある、海岸の絶壁付近の小さな湖の水は海から流れ込む塩水なので、飲用には適さない。島周囲の絶壁には、アラーとカモメが繁殖している。

この最初の島から 10 露里ほど離れて、ヤンギ・チルポイ島(毛深人側の)がある。島には、かつて噴火した、長い尾根を持つなだらかな火山がある。山麓は丘陵と絶壁で、岸には岩が多く、つねにうねりがあるため、島の周囲にバイダラを接岸できる場所はない。第 18 島との間にある海峡に面した岬に、焦げた小さな岩があるが、そこには冬と夏の間、多くのトドが棲む。樹木や草、獣や泉については、他の島と同様である。

さらにトヌカラスイ岬から北西に約 30 露里(10 マイル)のところ、マカン・ルルという小島(プロトン島)がある。円形で、全長約 12 露里である。小島には火山があり、ふもとは丘陵、尾根、非常に高い絶壁になっている。樹木はハイマツ、ハンノキ、ヤナギの茂み、ナナカマドの茂みがあり、ナナカマドとハイマツの実は年中豊富である。根菜については他の島と同様である。島の周囲は、岩の多い海岸と高い絶壁になっている。島周辺の岩場や飛び岩にはトドが非常に多く、

夏にそこで繁殖する。そのため、トド島と呼ばれている。ラッコとフィリアザラシは少なく、その他の海獣はまったくいない。絶壁にはアラー、エトピリカ、フルマカモメ、カモメ、ガンが多数生息する。

チルポイ島の南側の島から第 18 島へ、約 25 露里漕いで海峡を渡る。

第 18 島はクリル語でウルプ[ウルップ]島と呼ばれている。ウルプとは、島の中央部北側にあるトボと呼ばれる湖に棲む紅い魚のことである。島は長さ約 20 露里で、場所によってはもっと長い(55 露里——それぞれ 8 マイル、11 マイル)¹⁶。島には 3 つの火山が並んでいる。中央の火山はアトサ・ヌプリイと呼ばれるが、他ふたつの名称は不明である。火山のふもとは、尾根と高い丘陵になっている。島中に、小さいけれど背の高い火山や尾根がいくつもある。それらの間は峡谷になっており、そこから小川が流れ、水が湧き出ている。ここには海から上ってきたさまざまな魚が豊富にいる。2 つの岬を除き、島全体にアシが密生しているため、夏に島を歩くのは不可能である。アシが海岸や川、海、絶壁にも大量に生えている一方で、住居となるユルタやバラバーラを覆うのに用いられる草はきわめて少ない。気候にかんしては、夏は暖かく体に良いが、アブが非常に多いため、離岸するのに難儀する。第 17 島側の岬は、ツンドラもしくは平原になっている。シクシャ、ホロムイイチゴ、クロマメノキ、スイカズラが生えているが、岬は狭くて短いため、数は少ない。

岬の東側の海峡には小島が 4 つあり、ムスイルすなわち小さな島と呼ばれている。それぞれの小島の間は、1 露里かそれ以下である。島々にはウリル、カモメ、エトピリカが生息し、ラッコやフィリアザラシもいる。

バイダーラを着岸できる港は島の北側の岬付近、クリルでシリムクと呼ばれている砂礫質の入江にある。入江は全長 10 露里、幅半露里ほどである。その前方、岸から 1 露里半の海上に 2 つのケクル、あるいは突き出た岩があり、クリル語でユルタを意味するチェネムスイルと呼ばれている。ケクルのひとつが現地の人々の住居、もしくはユルタに似ているからである。島の中央部北側に、一部砂礫質になっている大きな砂地の入江があり、現地ではアタトヌと呼ばれている。これは広さ 10 露里ほどで、小さな川が流れ込んでおり、夏にはホッキョクイワナやカラフトマスといった魚が数多く棲む。その入江の 15 露里ほど先に砂地の入江があり、前述のトボ湖を水源とする川がそこに流れ込んでいる。入江は湖から約 30 サージェン離れており、クリル語でスイプと呼ばれるハイコー[白鮭]、ウルプと呼ばれる紅魚[ベニマス]、サキプと呼ばれるカラフトマス、ウスルクモと呼ばれるホッキョクイワナ、ウクスと呼ばれるアメマス、キルブラと呼ばれる白魚

¹⁶【編訳者補注：榎本武揚他訳は、ここに「二百ウヨルスト[露里]ならん。其他里数の間誤あるべし。難考。」と注釈を入れている(『千島誌』99 頁)】

[サケ科コクチマス属の魚]といった土地の魚が多数生息する。第 19 島側の岬にはバイダーラを着ける場所があり、現地ではウシムと呼ばれている。その他、島の周囲には、北側と東側にそれぞれバイダーラを着けるのに適した場所がある。小川はたくさんあり、夏には魚が多数生息している。島には茶毛ギツネ、クロアカギツネ、赤毛のキツネがいるが、[毛皮の]質は悪い。島の東側にはラッコ、フィリアザラシがおり、夏にはこれらを捕獲するために第 19 島から毛深いクリル人がやって来る。

ここにはユルタを建てるのに使われる白樺とヤナギが豊富にある。その他の樹木については、他の島と同様である。岬に生えるニンジンを含め、食用となる根菜、草、花茎が豊富である。ただしベリーはナナカマド以外ほとんどない。島の周囲は絶壁と岩、飛び岩またはケクルばかりで、低地はない。

第 18 島から第 19 島へ、約 30 露里(13 マイル半)漕いで海峡(デ・ヴリス海峡)を渡る。

第 19 島エトルブ[エトロフ]は、全長およそ 300 露里以上あると思われる¹⁷。なぜなら、かの地の毛深いクリル人の長らの話によると、第 19 島は、(チョールヌイの到達した地点まで[の距離よりも])さらに長く続いているらしいからである。私(チョールヌイ)は第 18 島側の岬付近の海上に非常に高い火山が聳えているのを見たが、彼らによるとそこまでの距離は第 19 島の全長の半分だそうだ。

島の北側には、クリル語でカムイ・ヴァムクインと呼ばれるバイダーラ用の停泊地がある。この名は、酸っぱいようなひどい臭いのする水が湧き出ていることに由来する。とても飲めたものではないが、クリル人はその水を酒がわりに飲む。また、彼らにはここに犠牲を奉げる習慣もある。その停泊地から 10 露里ほどのところに、クリル語でニネペトと呼ばれる小川が流れている。名は砂礫質の入江があることに由来する。そこには毛深いクリル人が住んでいる。キムヤト湖からは別の小川も流れ出ている。その入江は砂地である。そこにはもっとも有力なクニヤゼツであるツェタ・オカイク・カムイニ・アムピが親族とともに住んでいる。この小川からおよそ 3 露里のところにある丘陵の高台には、かつてクニヤゼツであったカトクラ・シムの子どもの住居がある。ここはハマラヤと呼ばれているが、これは岸近くにケクルがあることに由来する。この住居からおよそ約 20 露里のところには砂地の入江があり、ソトキヤと呼ばれている。これは、湾内でタラヤリヤムジャ ryamzha、ヒラメなどの魚が釣れることに由来する。入江付近には小川があり、クニヤゼツであるトミマフ・クルが住んでいる。そこから 8 露里ほど先には、ポロネトという小川が流れている。川辺にはクニヤゼツのニジクラクトの住居がある**。

¹⁷ [編訳者補注：以下とほぼ同内容の文書が、史料集③に No.104「クリル列島第 19 島とその住民にかんするアイヌの長による記述」として収められている]

クニヤゼツらの話によると、島のいたるところ、第 20 島側の岬にも、島の東側周辺部にも毛深いクリル人が住んでいるが、数は多くない。第 20 島側の岬付近では、川や海でタラ、リヤムジャ、ヒラメが豊富らしい。

東にある第 18 島側の岬付近の海上には、かなり大きな火山がそびえている。ふもとは尾根がつらなり、岩が多い。島全体が、もっぱら尾根と丘陵である。北側の海辺には小さな低地があるが、海岸は崖と丘陵ばかりである。島の丘陵や海辺にはアシが密生しているため、夏場は往来できない。そのうえ、アブが多い。島には白樺、ヤナギ、ハンノキ、ナナカマド、ハイマツといった樹木が生えている。その他、ウタキと呼ばれるヤナギに似た木がまばらに生えている。この木は丈夫なことから、さまざまな必需品を作るのに使われる。白樺に似た樹皮を持つ木もあるが、その皮は白樺の樹皮よりもはるかに硬いので、薄くそいでナイフの柄に巻きつけたり、島民の習慣でいろいろな形状にした矢尻をくりつけたりするのに使われている。この樹皮はクリルではカルイムピニと呼ばれている。獣はこのあたりでよく見られる獣の他に、クリル語でウクユクと呼ばれる黒熊が多数生息する。また、オンカと呼ばれるクロテン、シストウヌブネリと呼ばれる茶毛のキツネ、クロアカギツネ、ヤヤレと呼ばれる赤毛のキツネ、イサマンと呼ばれるカワウソ、トメイラと呼ばれるクズリ[イタチ科]、チンピクルムと呼ばれるオコジョ、ファイリアザラシ、トドもいるが、ラッコはいない。食用になる花茎、モルコヴニク[せり科の植物]、根菜、草は豊富にあるが、ベリー類はナナカマドのみである。

この記述は私とトヨンのチュブプロフに随行していた通訳らを介して、最良のヤサク税納入者となった上述の有力なクニヤゼツら、すなわち第 1 島のピョートル・クラシリニコフ、第 2 島のイヴァン・プリトチン=ルアチ、元トヨンのチキンの甥であるフォードル・プリトチン=ココムシンによってなされた。彼らは以下のように述べた。すなわち、彼らは第 18 島で夏にラッコの追い込み猟を行い、獲ったラッコを持って翌夏、バイダーラで第 20 島クナスィル[クナシリ]や、2 隻の日本船が通ってくる第 22 島アトキス島¹⁸に渡る。近年、第 20 島にも新たに 1 隻の日本船が往

¹⁸ アトキス(アクケン)——^{マトマイ}松前島(蝦夷、^{エゾ}現北海道)北東部の入江および集落。この文書では誤ってアトキスが島であると書かれている。I.アンチーピン、I.オチュレディン、D.シャバリンも航海日誌でアトキスを島と記している(史料⑦No.54(本史料集 No.14)、⑦No.64(本史料集 No.22)を参照)。しかし、彼らが作成した地図には、アトキスは松前島の一部として正しく記入されている(史料⑦No.56(本史料集 No.16)を参照)。M.タタリノフ大尉編『クリル列島にかんする記述』(ЛОА АН СССР, ф.21, оп.5, д.60, л.85-96)や、『1785 年の歴史・地理暦 Месяцеслов исторический и географический на 1785 г.』(73・109 頁)の著者たちは、1744 年の海難の結果イルクーツクに住むことになった日本人たち[監修者補注：盛岡領佐井村多賀丸漂流民のこと]による、「アトキス島というものはないが、松前島にはそのような地名がある。日本人はそこに、海洋船の建造に必要な木材を伐採するためにやってくる」という言葉を強調している。この地で日本人と「毛深いクリル人」との間に物々交換による交易が始まった。同時にタタリノフが触れているように、日本人は松前の正確な大きさや自然環境については知らなかった。1785 年、日本政府は松前島を調査するようにとの命令を出した。調査は 1786 年から 1800 年まで続けられた。調査の参加者のひとり最上徳内は、数度にわたる島々の調査について多くの本を書き残している(『蝦夷草子』、『蝦夷風土記』他。詳しくは、Накамура С. Японцы и русские. М., 1983, с.74-83 [中村新太郎『日本人とロシア人——物語日露人物往来史——』大月書店、1978

来するようになった。彼らが見た船は、ロシアの毛皮採集者の船ほど大きくはない。船には 16 名程度の乗組員の他に、殿と呼ばれる全員の上に立つ最上位の船主もしくは司令官、第 2 位のトントイノ tointoino¹⁹、第 3 位の船頭(舵手)、第 4 位の通詞と呼ばれる通訳がおり、計 20 人だが、さらに人数が多い場合もある。日本人は船で島に渡ってきて 2 か月ほど滞在し、方々の島々からやってくる毛深いクリル人を待つ。彼らがやってくると商いが行われ、それがすむと帰っていく。日本人は毛深いクリル人から脂、タラの干物、ラッコ、鷲の尾羽根や若い黒フィリアザラシを買い、逆に日本人は毛深いクリル人に、酒、葉タバコ、穀類、袖長の上着、銀と青銅のトゥミカメイ[サーベル]、脚付きの鑄鉄の釜、長剣、短剣や斧を売る。日本人はラッコと鷲の尾羽根以外に獣は買わないため、クリル人はそれ以外の獣は獲らない。クニャゼツらの話によると、ラッコはもはや第 18 島にしかいないそうである。クロテン、茶毛や赤毛のキツネ、クロアカギツネ、クマ、シカ、ヤギ、オオカミ、オコジョは、第 20 島と第 22 島でかなり獲れる。第 22 島には、ブナ、カラマツ、モミなどの大きな立ち木が多数生えている。小川には多種多様な魚が無数に生息している。さらに、食用になる根や草も少なくない。

上述のこと以外には記すべきことはないが、ポリシェレツク政庁から出された通達にもとづく各種の遂行義務、通達に従って遂行されたこと、および遂行されなかったこととその理由が、当報告書に記されている。

本記述は上述したトヨンの一人、ピョートル・チュプロフの同席の下で、上述の通訳らを介して書かれた。彼らのうち、トヨンと通訳の一人アレクセイ・プリトチンが他の者に代わって、クリル列島第 2 島においてこれに署名した。

ポロンスキーによる注

*ウシシル島は、ソシュルイ・クリル人が定住する場所となっている。彼らはここを拠点として、一方では毛深いクリル人と、他方では北方の島々のクリル人と交易を行った。彼らの集落は北島の北東岸、一番端に位置する絶壁近くにあった。

**チョールヌイはここから第 18 島に戻った。

(6)Полонский А.С. Курилы. СПб., 1871, с.56-72.

(宮崎衣澄・藤原潤子 訳)

年]を参照)。

¹⁹ 【編訳者補注：日本語と思われるが意味不明】

6. イルクーツク県知事、陸軍中將 A.I.ブリリ²⁰からカムチャツカ総司令官、陸軍中佐 M.K.ベム²¹への通達より。日本との通商樹立のために、新たにクリル列島南部への遠征隊を組織する必要性について。(⑦No.48)

1772年11月28日

.....²²第 21 項。本状に添付された地図²³から、クリル列島がクリルスカヤ・ロバトカ岬のすぐ南の海上に位置することがわかる。そこには、女帝陛下に臣従してヤサク税を納めているクリル人が住んでおり、最遠の島には、いわゆる毛深人が住んでいる。列島は日本の町、つまり最初の町である松前まで続いている。さる 1768 年、海軍佐官イズヴェコフ司令官のカムチャツカ駐在中、彼らからヤサク税を徴収するため、その他の遠方の島々に住む毛深いクリル人を女帝陛下に臣従させるため、さらにかの地の住民を記録し調査するために、コサック少尉^{マトマイ}チョールヌイがカムチャツカから小型のバイダラで派遣された。彼は第 19 島[エトロフ]まで行き²⁴、カムチャツカに帰還した。しかし、その間に書かれた彼の^{チョールヌイ}日誌は草稿で、島々の地図は一枚も提出されなかった。その後、より適切な説明を行うよう、彼すなわちチョールヌイはイルクーツクへ召喚された。しかし、道中で天然痘にかかり、間もなく死亡した。そのため、日誌はしかるべき説明のなされないまま残された。その日誌からの短い写しを添付する²⁵。日誌によると、列島の間の海峡を通った場合、カムチャツカから上記の第 19 島の間まではわずか 805 露里、列島の全長は 1,066 露里、幅 566 露里である。これらすべての島で彼すなわちチョールヌイはヤサク税をいくらか徴収し、国庫に申告した。最後の島々、つまり第 20 島クナシリ[クナシリ]、第 22 島アトキスについて、日誌ではクリル人の証言にもとづき、つぎのように記されている。第 22 島へは 2 隻の日本船が往来し、近年、第 20 島にも船員 16 人を乗せた 1 隻の船が来るようになった。船はこれらの島に 2 か月ほど滞在する。彼ら日本人は毛深いクリル人から脂やタラの干物、ラッコ、黒フィリアザラシ、鷲の尾羽根を買っている。逆に持ち込んで売るのは、酒、葉タバコ、穀物、裾長の上着、小型の長剣のような銀のトゥミカムイ、長剣、ナイフ、斧、青銅の釜、脚付の青銅と鉄の釜である。ここに来た日本人は、天候に恵まれれば、彼らの日本の町松前から第 22 島までは、

²⁰ 【編訳者補注：A.I.ブリリ——1767～1774年、イルクーツク県知事】

²¹ M.K.ベム——1773～1779年、カムチャツカ総司令官。のちに外務参議会出納官。J.クック遠征隊がペトロパヴロフスク湾に停泊中、遠征参加者を援助した。クックからクラークに渡された、クックの発見にかんする地図が、ベムをつうじてシベリア当局に知られることになった。G.I.シェリホフと P.S.レベジェフ=ラストチキンによる日本との交易開始にかんする計画を支持し、1772年11月28日付のイルクーツク県知事 A.I.ブリリの指示に従った(史料集③c.519より)。

²² M.K.ベムに対し、カムチャツカ統治についての指示が与えられている通達第 1～20 項および第 22～29 項が省略されている。通達の完全なテキストは、ABIIP, ф.РАК, д.25, ч.1, л.73-90 を参照。

²³ 地図はファイルにない。

²⁴ 史料⑦No.46(本史料集 No.5)を参照。

²⁵ ファイルにはない。

船に乗って一昼夜で渡ることができ、毛深いクリル人も同様に、第 22 島から松前の町へ、バイダーラにラッコなどを積んで交易のために渡る、といったらしい。

そこで私は手始めに、以下の案を上述の船の共同出資者[ロシア語史料で省略された内容とかかわる]に対して説明したうえで、実行するよう説くべきであると考え。すなわち、カムチャツカで特別に現地風の小型船を建造し、毛皮事業を口実に上述のクリル列島へ、さらには列島最後の第 22 島アトキスまで行き、状況をみながら日本の松前もしくはクリル列島付近の別の地まで航海するという案である。もしも貴下の説得に応じて、このような船を建造し、自費で航海することに同意する者があれば、正式な許可を与え、密かに出発させるべし。その際、その者らには航海術に長けた者、およびかつて上述のチョールヌイに同行した通訳のうち、毛深いクリル人の扱いを良く心得る者 1 名ないし 2 名を同行させるべし。また、かの地での振る舞いについての十分な指示と、法にのっとった通達を与えるべし。上述のすべての島に滞在する間、住民の生活や土地の位置、川、樹木、漁業や狩猟、そして知っておくべきすべてのことがらについて説明し、記録し、さらにこれらの島々、とくにクリル人の島々を地図に記すためにひとつも聞き漏らすべからず。彼らが日本人と会う機会があるならば、日本人がロシアのどのような商品や物品を欲しがるのか、また日本人からはどのような品を受け取ることができるのか、その場合の価格はいかほどか、交易にかんして日本人と何らかの協定を結ぶことは可能かについて、日本人自身から探り出させるべし。その際、日本人には礼節を尽くし、それをつうじて彼らと少なからず友好的に交流し、誰に対してもわずかな敵意さえ感じさせることのないように。もしも遠方に住む上述の毛深いクリル人、あるいは今日に至るまで自由に暮らしているその他の民族がいれば、彼らを女帝陛下に臣従させるよう命じるべし。その際、彼らに対するロシア側の好意を示すために、無理強いすることなく同意を得たうえで、彼らを 1 人ずつこの船にのせてやり、十分な食べ物をふるまい、丁重に扱うように指示すべし。

これを実行の上、私に詳しく報告せよ。

原文には、つぎのように署名されている。

アダム・ブリリ

十等文官エフレム・スミルノフが確認し、各頁に署名した。

下士官アレクセイ・ブイロフ

(1)АВПР, ф.РАК, д.25, ч.1, л.87-88. 認証済みの写し

(桑島裕子・オイドフ・バトバヤル・藤原潤子 訳)

7. 陸軍大尉 T.I.シマレフ²⁶の報告より。ロシア人商人と毛皮採集者によるアレウト列島、クリル列島への遠征とラッコの毛皮採集について。(③No.68)

1774年の秋以前

陸軍大尉シマレフの記述に対する第1の補足

1773年8月12日、トボリスク商人イヴァン・ムヒンとその仲間たちの船は、航海者にして先導者であるトーチマ商人ステパン・チェレパノフの指揮下、獣の毛皮採集のためにアメリカの島々からペトロバヴロフスク港へ出帆しました。彼らの話によると、航海中に予期せぬ大きな出来事は記録されませんでした。彼らは最初ベーリング島、その後アレウト列島のうち近いほうの島々[ブリジニエ(ニア)諸島のことか]、そして再度ベーリング島、さらにアムリヤをも含む、アンドリヤノフ[アンドリアノフ、スレドニエ・アレウツキエ(中部アレウトの意)]諸島と呼ばれるアレウト列島で毛皮採集を行いました。遠征は5年間にわたりました。毛皮採集ではさまざまな質のラッコ2,227枚、3頭のラッコで作った毛布、ラッコの尾1,348本、熊の毛皮200枚、アオギツネ1,127枚が搬送されました。さらに、ヤサク税として[ラッコ]279枚が徴収されました。合計でラッコ2,509枚が搬送されました。カムチャツカの価格で、ラッコが1枚40ルーブル、ギツネ1ルーブル、尾1本あたり1ルーブル、熊の毛皮1枚2ルーブルとするならば、キャフタの価格を適用せずとも10万3,235ルーブル相当を採集したことになります。

毛皮は官有船でオホーツクに輸送され、船は将来の出帆に待機するため港に留まりました。

チェレパノフらは会社から島々へ派遣された、ボサード民パンコフ先導のモスクワ商人セブレニコフの船を目撃しました。その船はアフト島の港で彼ら[チェレパノフら]の近くに着岸し、停泊していました。パンコフらはつつがなく滞在しておりました。彼らは毛皮採集でラッコ1,400

²⁶ T.I.シマレフ(1736～1789年)——極東の歴史学者。アナディル要塞総司令官I.S.シマレフの息子。1749年より勤務に就く。1760年まで、アナディル要塞中隊長。アナディルスクから北へ向かうF.Kh.ブレニスネルの行軍に参加した。V.I.シマレフとともにクレニツィンとレヴァショフの遠征を支援した。アナディルスク、ニジネカムチャツク、ポリシェレツク、オホーツク、ギジガにて勤務した。1775年、オホーツクでG.I.シェリホフと知り合い、交際関係を続けた。

1770年、モスクワを訪れ、そこでアカデミー会員G.F.ミルレルと面識を持った。彼と一緒にアラスカ沿岸への遠征計画を検討し、その隊長になることを自ら申し出た。ミルレルの依頼に応じて、シベリアやカムチャツカの出来事にかんする情報を定期的に知らせ、商人が行った遠征の報告書や古文書館史料などを送った。

1776～1786年、ギジギンスク[ギジガ]要塞の長となったが、原住民に対する人道的態度においてすぐれていた。1787年夏、G.A.サルィチェフ指揮下のヤサシュナ号で航海を行った。毎日、航海日誌をつけた。チャウナ入江に注ぐ河川やそこでの狩猟業について伝えた最初の人物の一人である。入江の地形を記述し、チュコトカの人口分布、ベーリング海峡の幅と海流、チュコトカーアナディル地方とアラスカの植物の特徴にかんするデータを収集した。日誌には、北東アジアとアラスカ西端の地図を添付した。その中で初めてコツェブ湾の河口が示された。

1789年、オホーツク港警備司令官に任命され、陸軍大尉に昇任した。だがその職務に就くと間もなく、オホーツクで急逝した。

A.I.アレクセエフの考えによると、T.I.シマレフは極東の歴史と地理にかんする40以上の業績の著者だった。その多くは、彼がアレウト列島やクリル列島、さらにアラスカの開拓者から得た情報をもとに執筆された。それらを刊行するというT.I.シマレフの夢は、今日においても実現していない(史料集③c.430より)。

枚を得て、さらなる毛皮採集のために越冬する目的で留まっておりました。本年 1774 年の夏、彼らはオホーツクへと旅立つ予定でしたが、オホーツクではなく、したがってカムチャツカに向けて出航せねばなりません。

帰路の途上で彼らはコマンドール島に立ち寄り、そこで 1772 年に会社によってカムチャツカから派遣された、農民コロヴィンの先導下にある、トーチマ商人パノフ家【の船】に出会いました。この船もやはりアメリカの島々に向けて出航しました。

チェトヒン島には火山があります。この山は 1767 年に噴火し、その地中からきわめて大量の土砂がおよそ 30 ヴェルストにわたって噴き出しました。トボリスクの商人ウシェニンは近くの島々で、伸びた草の上に膝丈まで積もった土を掘り返したと語りました。同島に住むアレウト人や彼らのトヨンであるウラはつぎのように語りました。土砂が噴き出したとき、山の奥で爆音が轟き、大地が激しく揺れ、丸 2 日間太陽の光が見えなくなった。海面は大きく波立ち、そのためそこから大量の魚が姿を消し、海岸に打ち上げられた。多数の鳥が土に埋まり、窒息死し、獣やラッコも減った、と。アレウト人の話では、老人たちからこのような出来事は聞いたことはなく、自分自身も山が絶えず火を噴くのを見たことがないそうです。現在は噴火も噴煙もありませんが、その土砂が積もった場所は今でも草が生えていないそうです。土砂は焦げた岩で、この土砂がこの島のアレウト人の住居がある土地には 2 ヴェルストほど及ばず、彼らは難を逃れたとのことです。

毛皮採集者たちは、彼ら【アレウト人】の住居や住民の無事を神に感謝しております。なぜならこの島のトヨンは、ロシア人に最も誠実であるとみなされているからです。

クリル列島に滞在したことがある商人イヴァン・ニカノフの話によれば、クリル列島第 2 島【パラムシル】の北西にある岬が、本年 1774 年 1 月、噴火しました。この島の近くにあるアライトという山も噴火し、その山から多くの噴煙が見られました。クリル列島第 2 島でこれ以前に噴火があったのかどうかは知られておりませんが、アライト山は以前にも噴火したことがあります。

(4)ЦГАДА, Портф. Миллера, д.528, ч.1, тетр.19, лл.74об.-76. 原本
(渡邊聞・島山禎 訳)

8. ポリシェレツク政庁から商人 G.I.シェリホフ²⁷と P. S.レベジェフ=ラストチキンへの命令書。

クリル列島遠征に向けての準備について。(⑦No.49)

1775 年 3 月 3 日

No.1

カムチャツカのポリシェレツク政庁から、ヤクーツク商人ミハイル²⁸・レベジェフならびにリュリスク商人グリゴリー・シェレホフ[シェリホフ]に発令された、全ロシアの専制君主であらせられる女帝陛下の勅令。陸軍中將でイルクーツク県知事であらせられる帯勲者アダム・イヴァノヴィチ・ブリリ閣下から、カムチャツカ総司令官ベム陸軍中佐に与えられた通達の第 21 項にもとづき²⁹、毛皮事業のために出航する共同出資者たちに対して、以下の案を打診し、実行するよう説くべしとの秘密命令が出されている。すなわち、カムチャツカで特別に現地風の小型船を建造し、毛皮事業を口実にクリルスカヤ・ロパトカ岬からすぐ南の海上につらなるクリル列島へ、さらには列島最後の第 22 島アトキス³⁰まで行き、状況をみながら日本の松前^{マトマイ}もしくはクリル列島付近の別の地まで航海するという案である。彼、すなわちベム陸軍中佐の説得に応じて、このような船を建造し、自費で航海することに同意する者があれば、その者らに正式な許可を与え、密かに出発させるべし。その際、彼らには航海術に長けた者、およびかつてコサック少尉チョールヌイに同行した通訳のうち、毛深いクリル人の扱いを良く心得る者 1 名ないし 2 名を同行させるべし。また、十分な指示と法にのっとり通達を与えるべし。ベム陸軍中佐がカムチャツカ総司令官として着任したのちも、船の共同出資者である商人たちの中から新たに船を建造する者が見込まれないため、近い将来の建造は誰にも期待できない。さる 1774 年に、モスクワ第 2 ギルドの商人ヴァシリー・セレブレニコフ[セレブレニコフ]とその仲間の聖アレクサンドル・ネフスキー号³¹が

²⁷ G.I.シェリホフ(1747～1795 年)——露米会社の創立者。1773～1774 年、シベリアのオホーツクとカムチャツクに滞在した。商人 P.S.レベジェフ=ラストチキン、つづいて L.アリン、V.パノフ、ゴリコフ家とともに会社に加わった。彼らによって艤装された船舶は、クリル列島やアレウト列島へ航海し、ニジネカムチャツクやオホーツクに膨大な量の高価な毛皮を運んだ。とくに大きな成果を収めたのは、航海士 G.L.プリビィロフによる、のちにプリビィロフの名が付けられた諸島への航海である。1783 年、オホーツク付近で平底帆船三主教号、「抱神者シメオンと預言者アンナ」号、軍司令官ミハイル号を建造し、シェリホフは海へ出た。

ベーリング島で冬営後、「ロシアのコロンブス」[シェリホフ]はアトハ[アトカ]、アムリヤその他の島を通過し、ウナラスカ島に立ち寄った。そこから、カディヤク島へ航海を続けた。この地にシェリホフは、アメリカ沿岸における最初の恒常的なロシア人入植地を築いた。彼が各地に派遣したアルテリはケナイ[クック]湾に滞在し、アフォグナク島付近を航海した。1787 年、イルクーツクに戻ると、アラスカにおける恒常的なロシア人入植地の建設とロシアによるロシア領アメリカの領有権を公式に強化する権利を獲得した。新世界における強大な商工業独占権の創設計画を表明し、クリル列島の開拓に大きな関心を示した。シェリホフによって創設された北東[米]会社は、小規模な事業を持つ商人や毛皮事業者を北太平洋から駆逐し、やがて彼の死後、政府から[独占]承認を得た露米会社へと発展した(史料集③c.429 より)。

²⁸ 原文中の誤り。正しくはバーヴェル。

²⁹ 史料⑦No.48(本史料集 No.6)を参照。

³⁰ 史料⑦No.46 の注 53(本史料集 No.5 の注 18)を参照。

³¹ ソリヴィチェゴツク商人 D.バンコフが率いる聖アレクサンドル・ネフスキー号は、1774 年 8 月初めにカムチャツカに帰還した。船の所有者であるモスクワ商人 V.セレブレニコフ、トムスク商人 A.アルカシェフ、イルクーツク商人 A.シャボシニコフの会社は、1770 年 3 月 30 日、ニジネカムチャツクの事務所から 4,000

航海を終えてニジネカムチャツク川河口に到着したが、その会社経営者たちは国庫から多額の返済を請求されているため、船をすぐに航海に出すのは不可能と思われる。つぎに航海から戻り、ペトロパヴロフスク港に停泊している船が、トゥーラ商人イヴァン・ザスィブキンとトボリスクのイヴァン・ムヒン所有の聖ニコライ号³²である。彼らは現在、いさかいを起こしてイルクーツクで民事訴訟中であり、いつその裁判を終えてこちらへ到着するのか不明である。このような事情のため、もはや誰からも上述の機会を得ることができなくなった。しかし、ベム陸軍中佐が資金確保に尽力し、[その計画の]有用性を報告書の中で説いた結果、ついに貴下レベジェフならびにシェレホフから、今年の夏に上記のクリル列島、さらには列島最後の第 22 島アトキスまで行き、状況をみながら日本の松前^{アトキ}もしくはクリル列島付近の別の地まで、ペトロパヴロフスク港に停泊中の民間船を派遣するとの申し出があったのである。これらの者は航海のため、また日本人に遭遇したときのために、日本語を解する者の派遣、および航海に不可欠な物品の国庫から民間船への支給を要望していた。女帝陛下の勅令により、カムチャツカのボリシェツク政庁において、以下を遂行するようとの決定が下された。

1. 貴下、すなわちレベジェフならびにシェレホフの申し出に記された事情にもとづき、また、陸軍中將かつイルクーツク県知事であらせられる帯勲者アダム・イヴァノヴィチ・ブリリ閣下からのベム陸軍中佐に与えられた通達にもとづき、現在ペトロパヴロフスク港に停泊中の小船艇聖ニコライ号で上記の航海に出発することを貴下に許可する。貴下はただちに航海に不可欠な船の索具や食糧その他を用意するべし。とくに、かの地の住民のために、その習慣と嗜好に合うさまざまな贈り物を用意するべし。貴下レベジェフならびにシェレホフは、遅延なく今年の夏の初めに出航できるよう、夏までにこれらの物資が船にそろようよう取り計らうべし。

2. 日本人と出会った際の通訳として、当地にいる日本語通訳、貴族アンチーピン³³ならびに学徒イヴァン・オチェレディン³³を停泊中の船に派遣すべし。彼らにはしかるべき俸給が、現金およ

ルーブルの貸付を受け、1771～1774年にアンドレアノフ[アンドリアノフ]諸島で「毛皮採集および現地住民との交易を行った」。カムチャツカに帰還後、「十分の一」税として5,515ルーブル55コペイカを支払い、4,270ルーブル相当の「ヤサク税の毛皮」を引き渡すことで、会社経営者たちは国庫に債務を返済した(Макарова P.B. Русские на Тихом океане, с.71)。

³² 商人 I.ムヒンと I.ザスィブキンの会社が所有する聖ニコライ号は、航海者であったトーチマ商人 S.チェレパノフの指揮の下、1768年から1773年にかけて、まずアトバ[アトカ]島で、のちにスレドニエ(アンドレアノフ[アンドリアノフ]諸島)で毛皮採集を行った。毛皮採集者たちはそこで、現地住民との間に良好な関係を築いた。いくつかの島のトヨンたちは「永遠に女帝陛下に臣従することを希望したので、われわれはできるかぎり歓迎した」。S.チェレパノフは1773年、山ほどの荷を積んでペトロパヴロフスクに戻った(Макарова P.B. Русские на Тихом океане, с.70-71)。

³³ I.M.アンチーピン——日本語通訳。たびたびクリル列島に滞在した。クリル列島では、1773年、科学アカデミー博物学研究室のために収集を行った。1775年と1778年に「毛深いクリル人」をロシア臣民にするというM.K.ベムの通達を携えて、クリル列島に航海した。D.シャバリンとともに、北海道東岸を訪れ(1778、1779年)、日本と交易関係を樹立する可能性を模索した。いずれの遠征もその目的を達成できなかったが、その経験はA.K.ラクスマンによる遠征の装備に役立った(史料集③c.519より)。

び穀物で支払われる。彼らにはいつでも出航できるよう、かの地で待機させるべし。彼らのうちアンチーピンはすでに一度ならず航海に出ており、くわえてさる 1774 年にはクリル列島へバイダーラで行っているため、船上での日常についてもある程度知っているので、彼に日本語学徒オチェレディンを指導させるべし。正式な航海士が見つかり任命されるまでの間、この船に新たに必要となる物品がないか、古い物品を修繕する必要はないか、彼すなわちアンチーピンに監督をまかせることは可能だろうか。これにかんして、事前に報告を行うべし。

3. 貴下レベジェフならびにシェレホフが航海のための役夫としてロシア人を雇う際は、脱走者を雇ってはならない。有効な法定パスポート[移動許可証]の所持者を雇用すべし。カムチャダール人の場合は、法的義務に従う者を、トヨンの許可を得て雇うべし。かかる義務に従わない者を、カムチャツカのポリシェレツク政庁に登録せずに雇用した場合には、罰金が科せられる。役夫不足のために期限切れのパスポートの所持者を雇う場合、法定の税を支払わせて新規にパスポートを発行するべし。これを行わずして雇ってはならない。

4. 貴下レベジェフならびにシェレホフは、いつ船の出航準備が完了するのか、船の先導者やその他の役夫として誰を雇うのかについて、氏名と出身地を記した名簿を添付し、ベム陸軍中佐に報告すべし。

以上、法にもとづき、しかるべき関係者に指示が与えられ、航海に派遣されることとなる。上記の日本語通訳、すなわち貴族のアンチーピンには命令書が送られた³⁴。

原本には以下の者が署名した。

陸軍中佐ベム

書記職にある事務官ラヴレンテイ・バトゥリン

事務官イヴァン・バルニコフ

海事業会社経営者ヤクーツク商人パーヴェル・レベジェフ＝ラストチキン
は原本を拝読致しました。

(4)ЦГАДА, ф.7, оп.1, д.2539, л.444-445. 認証済みの写し

(桑島裕子・オイドフ・バトバヤル・藤原潤子 訳)

³⁴ 史料⑦No.50(本史料集 No.9)を参照。

9. M.K.ベムからクリル列島遠方部遠征隊長I.M.アンチーピンに対する通達。航海の準備と任務について³⁵。(⑦No.50)

1775年6月8日

カムチャツカ総司令官、陸軍中佐ベムよりシベリア貴族、日本語通訳イヴァン・アンチーピンへの

通達

女帝陛下の御名による1772年4月30日付勅令にもとづき、イルクーツク県知事、帯勲者である陸軍中將アダム・イヴァノヴィチ・ブリリ閣下より私に与えられた通達の第21項³⁶(全クリル列島、場合によっては日本列島の詳細な探査と記述、またそれを目的とする民間小型船1隻の派遣を想定して、本通達には地図とクリル列島への航海の日誌の抜粋が添付されている)³⁷にはつぎのように記されている。クリルスカヤ・ロパトカ岬からすぐ南にクリル列島がある。列島にはヤサク税を納める女帝陛下の臣民であるクリル人が、さらにその最遠方には「毛深人」と呼ばれる者たちが住んでいる。列島は日本の町、すなわち最初の町^{マトマ}松前まで伸びている。添付された日誌によると、列島間の海峡を通った場合、カムチャツカから第19島[エトロフ]までの距離はわずか805露里、列島の全長は1,066露里と考えられている。これらの島すべてで、カムチャツカから派遣されたコサック少尉チョールヌイがヤサク税をいくらか徴収し、国庫に申告した。最後の島々、つまり第20島クナシル[クナシリ]と第22島アトキサ[アトキス、アツケシ]について、航海日誌にはかの地のクリル人の話をもとに第22島へ日本船2隻が到来すると記されている。近年、第20島にも船員16名を乗せた船1隻がやってくるようになった。彼らはこれらの島に2か月ほど滞在し、毛深いクリル人から脂、タラの干物、ラッコ、黒フイリアザラシ、鷺の尾羽根を買っている。他方で、酒、葉タバコ、穀物、裾長の上着、(小型の長剣に似た)銀のトゥミカムイ、長剣、短剣、斧、青銅そして铸铁製の脚付き釜を運んできて売っている。ウィルクーツク[イルクーツク]在住の日本人たちは、好天に恵まれた場合、彼らがいたらしい日本の町松前から第22島までは船に乗って1日で渡ることができ、同様に毛深いクリル人たちもこの島から松前の町までバイダーラにカムチャツカのラッコやその他の商品を積んで渡っていると請合った。

そのため、手始めに当地の船舶共同出資者に対し、彼ら共同出資者のうちの誰かがカムチャツカにてその地の様式で特別の小型船を建造し、獣の毛皮採集を口実に、上述のクリル列島、それもアトキスと呼ばれる最後の第22島まで、さらに状況におうじて日本の松前もしくはクリル列島付近の別の地の沿岸まで航海することに同意しないか、打診し、彼らを説得するよう私は命じ

³⁵ 【編訳者補注：訳出にあたり、A.S.ボロンスキー/榎本武揚他訳『千島誌』、106-112頁を参考にした】

³⁶ 史料⑦No.48(本史料集No.6)を参照。

³⁷ 史料⑦No.46(本史料集No.5)を参照。

られた。私の説得に応じ、このような船を建造し、自費で航海することに同意する者がいるならば、彼らに正式な許可を与え、内密に出発させるべし。その際、船には航海術を熟知する者、ならびにかつて上述のチョールヌイに同行した通訳のうち毛深いクリル人の扱いに熟知した者を 1、2 名帯同させ、かの地でのふるまいにかんする十分な指示と法令にのっとり通達を与えるべし。彼らは上述の島すべてで、滞在中、島民の生活や習慣はもとより、現場の位置、河川や樹木、漁業や狩猟業、そして知識として必要なことすべてについてかならず説明や記述を行い、これらの島を地図上に記すために一言も聞き漏らすべからず。とりわけ、これらのクリル人が日本人と接触する機会があるならば、日本人がロシアのどのような商品や物品を必要とするか、そしてわれわれは日本人から何を受け取ることができるのか、双方からどのような価格で交易を行うのか、相互的な交易にかんして彼らと何らかの協定を結ぶことが可能か、彼ら自身から探りだすべし。その際、彼らにあらゆる礼節を尽くし、それをつうじて彼らと少なからず友好的に交流し、誰にもみじんの敵意を見せぬようにするべし。

上述の遠方に住む毛深いクリル人、そして今日まで自分の意志で自由に暮らしているその他の住民がいれば、これらを女帝陛下に臣従させることに努めるよう命令するべし。その際、彼らに対するロシア側の態度を彼らに示すべく、彼らがこれらの船に 1 人ずつ乗ることに同意しないか、けっして無理強いせずに説得するべし。ただしその場合、彼らに食べ物を十分に与え、丁重に扱うべし、と。これにもとづいて、私がいかに任務を遂行したのか、閣下に詳細に上申せねばならない。

私がカムチャツカに到着してからも、船舶共同出資者である商人たちの中には新船の建造をする者は誰一人として見込まれず、まもなく船が建造されることを誰にも期待できなかったが、私が確保した資金や説得が奏効し、本年 1775 年 2 月 9 日に提出された報告によって、ついにカムチャツカ在住の商人、すなわちヤクーツクのミハイル・ラリオノフ＝レベジェフ[レベジェフ＝ラストチキン]、リュリスクのグレゴリイ・イヴァノヴ[イチ]・シェレホフ[シェリホフ]が、今年夏、このクリル列島のアトキスと呼ばれる最後の第 22 島、さらに状況におうじて日本の町松前もしくはクリル列島付近のその他の地まで、海獣および野獣の毛皮採集という彼ら自身の目的により、ペトロバヴロスフク港に停泊している彼らの社有船、すなわち聖ニコライ号と名づけられた小船艇を、45 口にさらに 2 口を加えた出資金で派遣すると自ら申し出た。この 2 口のうち 1 口目は全能の神の家に奉じ、また 2 口目は皇太子パーヴェル・ペトロヴィチ大公殿下³⁸の海軍元帥としての幸福を折ったものである。これらに対する許可を与えるよう彼らは請願した。乗組員が出航すべきときに、指示の規定にもとづき、この目的でこれらの商人たちに上述の船の出航許可が与

³⁸ 【編訳者補注：のちのパーヴェル一世。在 1796～1801 年】

えられる。この航海に備え、今夏には船が滞りなく出港できるよう、あらかじめ船の索具や資材、食糧、その他の、航海に必要不可欠な用具、とりわけかの地の住民のために彼らの風習や嗜好に合ったさまざまな贈り物をかならず今夏までに船に積載する準備を整えるべし、と彼らレベジェフとシェリホフ[史料にはこのように書かれている]に命令が下された。さらに、商人レベジェフから推薦された、45名のカムチャダル人の役夫、その他さまざまな職位の者の雇用も許可された。

さらに官側から、日本人と会見する際の通訳として、そち貴族アンチーピンが学徒オチェレディンとともに派遣される。海洋船での航海生活のために、航海士見習いプティンツォフが採用される。さらに、役夫は船上で当然とされている事柄に通じていないので、コサックのニコライ・コズロフ、イヴァン・ペトウシン、アンドレイ・セルミンそしてティモフェイ・コネフを水夫として採用する。彼らは以前、やはり水夫として海軍佐官[艦長]クレニツィンとともに秘密遠征³⁹に参加していた。第1島[シュムシュ]、第2島[バラムシル]のクリル人のうち、毛深いクリル人の会話を理解するドミトレイ・ピカンクロフとピョートル・チュプロフがかの地から当地に派遣されることが要望されたが、いまだに彼らは当地に出頭していない.....⁴⁰ そちアンチーピンは、そちに与えられた委任状にしたがい、商人レベジェフとシェレホフの小船艇聖ニコライ号に、毛皮採集全体についての会社側からの先導者として乗り込むべし。私自身からは個人的に国家への貢献をこの秘密遠征に期待し、そちを隊長に、また伍長オスコルコフをそちの配下のコサック下士官に任命する。このたび、私がペトロパヴロスフク港に到着したところ、この船の出航準備の完了が確認された。それゆえ、本通達を指示としてそちに与える。

第1項。ペトロパヴロスフク港に停泊している、会社経営者すなわち商人のレベジェフとシェレホフが所有する小船艇聖ニコライ号という名の船を、海洋遠征用の帆、索具、食糧、敵からの防御用および毛皮採集用の道具、つまり大砲、小銃、火薬、弾丸、木製の小型帆船、商人のレベジェフとシェレホフによって入手されたさまざまな商品、そして毛深いクリル人やソシュルイ、その他の、未知の島々の住民への国庫からの贈り物などを積載して、そちアンチーピンの正確な指揮と監督に委ねる。すべての物品について重量物はその重さで、その他の物品は価値や寸法で把握するべし。伍長オスコルコフ、日本語通訳学徒イヴァン・オチェレディン、航海者である航海士見習いプティンツォフ、水夫に採用されたコサックのセルミンとその仲間たち、そして役夫を、本状に添付した一覧表⁴¹にしたがい自身の配下に入れるべし。不備が見つかった場合は、た

³⁹ 【編訳者補注：本史料集 No.3 を参照】

⁴⁰ I.M.アンチーピンが死亡した場合、遠征隊全権隊長を伍長I.オスコルコフに委ねることにかんするテキストが省略されている。

⁴¹ 一覧表は文書ファイル中に存在しない。

だちにこれを修正し、その完了後に行動するべし。

第2項。上述したものすべてを積載したうえで、本船はまず湾の出口付近にある適当な停泊地に投錨し、装備一式を整えるべし。すでに本船に配備され、受領された船舶その他の用具を配下の役夫を使い秩序立てて積載するべし。クリル列島遠方部までの旅程においていかなる欠乏もなく、乗組員が疲弊しないよう、淡水や薪も必要なだけ積むべし。このためにも以下を行うべし。

第3項。航海に向けて本船があらゆる必要をすべて満たし、装備が施されたならば、全任務の遂行を支援するべく、そちの下に伍長オスコルコフを置くべし。コサックのアンドレイ・セルミンが海軍佐官クレニツィンの秘密遠征に参加したことを考慮して、航海中、航海士見習いプティンツォフつきの水夫長として採用される。羅針盤にもとづく航海の遂行、また索具にかんしてもまったく均衡のとれた知識を持つがゆえに、水夫長としてそちの監督下で役夫に対する給養の通常の当直およびその他のしかるべき業務に就くよう、彼に命令や指令を与えるべし。航海中はそちの意見を聞かずに、彼と見習いプティンツォフだけで何事もしてはならない。そのうえで、最初の順風を逃すことなくペトロバヴロフスク港からただちに大洋へ出航し、出航後は見習いプティンツォフに直行航路を進むよう指令するべし。目的もなく最寄りのクリル列島に停泊したり、あるいは接近したりしてはならない(それらにかんする記述や地図への記入は、それを目的としたときに行われるからだ)。ただし、強い逆風のためこの地に押し流される場合は別である。その地での人命救助を目的とする船の接岸も許可しない。危険な状況を回避するべく、宣誓を行った自身の職務にしたがいあらゆる最善の方法を取るべし。そして、南へと続くクリル列島第18島[ウルップ]に向かうべし……⁴²

第5項。第18島のみならず同島付近のすべての島や陸地に接近し、投錨後、航海士見習いプティンツォフや水夫長であるコサックのセルミンとともに、以下の指令にのっとり、最大限用心をするべし。

(1)不意に何らかの攻撃を受けた場合など、あらゆる危険に備え、抵抗のために必要な武器や食糧を準備するべし。

(2)港や底質を調査せずに、船を接岸させるべからず。ゆえに、港や底質の調査を行うときには、十分な人数を武装させ、船載ボートもしくはバイダラで船から海岸付近へ送るべし。

(3)この船載ボートもしくはバイダラで派遣された者たちは、港あるいはその他の、船にとって良好かつ安全な避泊地を発見するまで、上陸によってかの地の住民から突然、襲撃される不幸を招かないよう、上陸せずにこの第18島に誰か住民がいないか確認するべし。

⁴² アレウト列島とクリル列島の住民に対する、毛皮採集者による無慈悲なあしらいの禁止について述べられている第4項が省略されている。

(4)しかしながら、ときに突然、思いがけず襲いかかる強風や発生するしけなど、もはややむを得ない場合は、派遣された者たちを完全な破滅へと至らしめぬように、船を陸から遠く離れた海上へ流すべからず。

(5)港の中に避泊に最適な場所が発見され、船の出入りに十分な幅の水路が確認されたならば、そこへ入るべし。この船が海岸に停泊地を得て、そこに落ち着いたときには、突然、襲撃を受けた場合に防御するために、かの地で調達できる木材の量におうじて船のすぐ近くに小さな要塞を築くべし。不注意ゆえに何らかの危険を自ら招かないよう、その要塞では武器の弾薬を火気に近づけず、安全な場所に保管するべし。一方、大砲や小銃は装填して戦闘準備を整えておき、要塞にはしかるべき衛兵をつねに配備するべし。

第6項。上述した防御の配備と遂行にかんし、まず住民を偵察する目的で役夫を派遣するべし。これはすべて一挙に着手するのではなく、手始めにある方面を、また日を変えて別の方面を武器を携行して用心しながら偵察するべし。誰か島民を発見した場合は、最初に出会ったときに彼らに挨拶し、何らかの口実でどのようなものであれ、ヤサク税や人質を強制的に徴収せず、要求せず、商人プロトディヤコノフの会社がしたようにはふるまうべからず⁴³。そのようにふるまうのではなく、好意と友好で彼らと知己を得て親交を築き、彼らが日常用いる食糧や商品のうち何でもよいから少量を餌に誘い出すべし。島民がこれに応じ、貴下にもいくらか慣れて知り合いになったならば、(いかなる住民とも出会わなければ、それにこしたことはないが)より容易に行動できるだろう。さらに、状況的に遠方への派遣が許されるだろう。しかしながら、海獣や野獣の毛皮を目当てにした派遣においては、予期せず島民と遭遇したときには危険が伴うものなので、自身の豪胆さをあてにせず、島民が示した良心や好意にもとづき熟慮し、対応の手段を選びながら彼らと接するべし。万が一に備え、隊にはつねに危機意識を持たせ、船には人びとを丸腰で残さないよう、派遣された者たちに確認したうで行動するべし。人的損害のみならず、それによって何も確かめられず、何も成し得ないということがないよう、このような二重の防衛とこれら住民からの信頼があるのだ。この第18島について以下の説明を加えるべし。彼らがいったいどのような民なのか。定住しているのかそれとも一時的にある期間そこにいるのか。彼らはいったいどのような生活様式と武器を持っているのか。その島には河川、湖、泉、水源、樹木、漁業や狩猟

⁴³ 商人のプロトディヤコノフとオコニシニコフが所有する船舶聖プロコピイ号が、ウルップ島において1771～1772年に越冬した件をさしている。船を指揮していたのは、A.サボジュニコフである。毛皮採集者たちは各グループに分かれて、ウルップ、スゥムスゥル[シムシル]、ツィリホイの各島で毛皮採集に従事した。地元住民に対するA.サボジュニコフの横柄な態度がクリル人の反発を招き、その結果、数人の毛皮採集者が殺害された(Макарова Р. В. Русские на Тихом океане, с.89)。のち1774年、プロトディヤコノフとオコニシニコフは2隻の船で再度、アレウト列島に遠征隊を派遣した。航海は成功した。第1船は3万9,500ルーブル、第2船は9万3,840ルーブル相当の積荷を持ち帰った(Tompkins, Stuart Ramsay, Alaska, Promyshlennik and Sourdough, University of Oklahoma Press, 1945, p.56)。

があるか。その規模はどのくらいなのか。土の硬さはどの程度か。人びとが生活するためにどのような農作物が実るのか。ベリーや草、根菜はあるか。とくに、湾は避難を目的に船で到来する者にとって適しているのか、それとも適していないのか。一言でいうならば、この島および島の周辺あるいは遠くにある岬、山脈、暗礁、その他の特記すべき目印となる場所を一つ残さず説明するべし。

さらに、ロシア人が居住目的で要塞を設置するのに好都合で、敵対する住民から安全な場所を発見したならば、そこからの森林、河川、湖の距離、それらの長さや幅について、すべてを正確に日誌に記載するべし。

第7項。そちが探査し、島民からいかなる妨害もはやなさそうだと判断し、彼らと知り合い、交易を行うようになったときには、彼らに秩序ある対応をするために、そちの部隊のうち伍長オスコルコフを船上に残し、社有および官有の全財産、隊員、役夫を彼の管理と監督のもとに指示書にもとづき委ねるべし。この指示書とともに、本通達も彼オスコルコフに残すべし。そち貴族アンチーピン自身は、航海士見習いプティンツォフと一緒に、かの地にいる、毛深いクリル人への対応や言葉を知るソシュルイのうち1、2名を、強制的にではなく、彼らが報酬を目的に自発的に合意した契約と希望にもとづき近くの島々から同行させて、かならず今年夏にバイダラで海峡を通過し、毛深いクリル人が住むクリル列島第19島に向かうべし。

第8項。今回、まったく初めて第19島に接近するので、かならず上述したとおりに接岸するべし。そちたちの生命を守り、救ううえで、そちたちに対するこのクリル人の献身だけが頼りになるのだと結論を下すことができる。とはいえ、これらのクリル人やその他の住民の気性にそれほど通じているわけではないので、このような事業においてはあまり期待できない。それゆえ、彼らが初対面のうちからそちたちに対し好意的かつ真摯であったとしても、彼らの心中にある悪巧みを知るすべはない。

第9項。第19島での生活が軌道に乗り、前述の条件下で毛深いクリル人との間で相互的かつ友好的な交流が深められることで、そちアンチーピンが一行とともに彼らに受け入れられ、礼節を尽くしてもてなされ、目視されたもしくは証明された状況からみてこれらのクリル人がまったく危険でも不安でもなければ、彼らと十分に懇意になったことでもあるし、その頃までには状況が許すだろうから、今夏、もし無理ならば来夏、この他の第20、21[シコタン]、22島へと出航するべし。予期に反し、これらすべてを順にめぐる航海に何らかの危険が予見され、もしくはかの地のクリル人をつうじてそれが十分判明した場合は、事実上初めから立ち寄ることはできないので、危険にさらされるこれらの島の探索は次回に残すべし。しかしその一方で、最も有益な手段を選択し、危険そのものの存在を体験するためにせめてどこかの島へ出発するべし。そのうえで、

その他の島々、さらには日本の町松前まで到達するべし。そこはまったく異国の地で、そこに住む人びとの風習も明らかではないので、性急に秩序を構築するには及ばないし、結果的に自滅するべからず。第 19 島に日本人がいなければ、日本人と知己になるため、毛深いクリル人の中から数名を、何でもよいので贈り物でも与えて愛想良く第 20、21、22 島への航海にいざなうよう、できるかぎり努力するべし。これは、そちたちだけであれば、彼ら日本人をまったく知らない者たちだが、彼らがそちたちとともにいることで、この日本人たちが疑いを持つ、ということがないようにするためである。これら毛深いクリル人の同行なしには、単独でこれらの島にけっして上陸するべからず。

第 10 項。島々をめぐるこの航海では、以下の遂行が大いに求められる。どの島でもよいから、そちたちは日本人と遭遇する機会があったならば、彼らに丁重かつ礼儀正しく、優しく接し、自身について、そちたちはロシア帝国の者で、全ロシアの専制君主であられる最も慈悲深きエカチェリーナ・アレクセエヴナ女帝陛下[エカチェリーナ二世]の臣下であり、そちたちのこの航海は女帝陛下が彼らの日本帝国の存在を以前よりご承知であるのご意向を伝えるという、偉大なる女帝陛下の名において下された勅令にもとづくものであると説明するべし。他のヨーロッパ諸国とは友好的交流によって国境が画定され、税関が設置され、その周辺ではロシア国人と外国商人の交易が絶えず行われ、ロシア国人が外国の都市へ、また外国人がロシアの都市へと双方からの往来がつねに自由に行われている。一方、今日に至るまでロシアは彼ら日本人との間に交流や交易をまったく持っていない。かかる要請から、そちたちは商人を装い、そちたちが運搬する商人のレベジェフとシェレホフのさまざまな品物を提示して、そちたちの外見からはそちたちが武器の扱いに不慣れだと十分に認識させるよう努めるべし。したがって、彼らが護身用の武器を目撃して憤慨するきっかけを初めから与えないよう、弾丸を込めた小銃を特別に製作した入れ物に隠しておくべし。日本人と遭遇する際には、上述の内容をあらゆる方法で彼らに説明したうえで、彼らがどんなロシアの商品や物品を必要とするか、反対に彼らからわれわれが何を受け取ることができるか、双方の側からどんな価格で取引できるか、友好的に探り出し、情報を得るべし。将来においても有益となりえる、どこかの島での相互的な交易にかんする何らかの取り決めを彼らが希望しないか聞きだすべし。彼らがこれに同意し、われわれの側から何らかの商品や物品を受け取り、他方で自分たちの物品を売却することを希望し、それにかんする取り決めを結ぼうとするならば、将来的な取り決めの確約と締結のために、私への提出用として日本人から誓約書を取るべし。

同様に、列島に住む毛深いクリル人に彼らが必要とするロシア商品を提示し、これと交換で彼らの商品あるいは何らかの物品の提供を保証させ、したがって保証書を取るべし。もつとも、彼

らは文書の作成に不慣れなので、確約書は要求しないままとし、もっぱら航海日誌に正確に記載するだけにとどめるべし。

第 11 項。毛深いクリル人や日本人と良好な関係にあるときは、そちアンチーピンは友好的態度で彼らから以下について探りだすべし。

(1)日本帝国の町の大きさとその数、それらの防備施設、同様にクリル列島における住民の多い集落について。

(2)どのような信仰や法律を持つのか。どのような外国人が船で到来するのか。もしくは陸路を何でやって来るのか。どのような商品をもたらすのか。どのような生活習慣、風習、しきたりを持っているのか。

(3)相互の交流をどれだけ希望し、喜んでいるのか。彼らは約束を守るか。

(4)どのような食物があるか。どのような作業でどのような農作物を栽培しているのか。それらの量は十分か。どのような気候で生育するのか。それらの種や苗はどこで、あるいはどこから入手するのか。かなり遠方からか。どのような衣類を身につけているのか。それらは自分たちで作ったのか。それともどこからか手に入れたのか。

(5)誰とどのような交易を行っているのか。何の交易がさかんか。

(6)どのような大砲その他の武器弾丸を所持しているのか。これらをどこから調達したのか。あるいは自ら製造しているのか。自国の鉄からか、それとも他国の鉄から製作するのか。どこで、どのような精錬施設でどのような人びとによって製造されたのか。それともどこからか運んで来たのか。

(7)常備軍および予備軍は、どのような防御用の武器を所持しているか。どのような教練を受けているか。誰かと交戦していないか。クリル列島付近で彼らが知っている他の何らかの住民はいないか。

(8)誰かの統治下にある別のクリル人や未知の島々の住民はいるか。その国に臣従し、支配されて久しいか。そこではいつ、どのような税を支払っているのか。

(9)どのような血統から彼らは生まれ、昔からその人口を増やしているのか。

(10)ロシア人は彼らからどのように対応されると思うか。

(11)クリル人および日本人の海洋船は、自分たちの造船施設で建造されるのか。どのような方法で、どこへ何の目的で航海を行うのか。どんなものであれ地図を持っているか。船舶建造用にどのような木材を使うのか。木材は自分たちの島から入手するのか、それともどこか別の場所からか。金銭を支払ってなのか、それとも無償で入手しているのか。

(12)これら日本人のもとには馬や有角獣[牛など]が十分にいるか。彼らのもとでこれらが何らか

の事情で繁殖しないのであれば、彼らはどこからどのような値段で調達するのか。その他の情報にかんしては、私にとって今回がまったく最初の機会なので、今後の出来事を予測して、より詳細に書くことはできない。ただ、かの地の状況について関心を抱き続けているばかりである。こうした調査をつうじて、自分たちが目撃した事物その他のみならず、目では確認できないが、日本人や毛深いクリル人の言葉から確信できることを記述するよう努め、とりわけ陸地や島々を、貴下の配下となる航海士見習いプティンツォフを用いて、彼の職務遂行能力と科学的知識によって、32方位ではなく羅針盤のさらに4分の1の目盛りでのちほど地図に位置づけられるように、いかなる経緯度上にあるのか航海日誌に記載するべし。この他の説明においても、第6項で述べたとおりに行うべし。日本人や毛深いクリル人に航海用の地図ないしは彼らの言葉でいうところの他の何かがあるならば、最大限手を尽くしてそれらもそちが入手するよう要望する。地図その他を入手したならば、遠方の陸地や島は除き、これらの地図に示されている付近の陸地や島々をとくに重視して調査し、地図上の位置づけにかんするそれらの書き込みの共通点を見いだすべし。予測が実際と異なっていたならば、特別地図に羅針盤の4分の1の精度でそれらの経緯を再度位置づけるべし。経緯が不明な場合は、見たとおりに模写するべし。

第12項。かの地の毛深人の状態を聞き込み、偵察を開始し、その結果、そちたちと彼らの生活をつうじて、また日本人の話をつうじて彼らが誰に臣従しているのかははっきりしないならば、この毛深いクリル人、また発見されたのであれば別の種類の住民を、力づくや強制ではなく親切や好意、そして何らかの方法で、女帝陛下の臣民となってヤサク税を納めるよう説得するべし。その際、そちとともに送られたアレウト人の衣服にくわえて、偉大なる女帝陛下のご慈悲とご褒美をもって、また周辺に住む好戦的な民からの略奪や圧迫など彼らのもで起こっているあらゆる侮辱から保護することで、彼らに希望を持たせるべし。さらに、かつてはヤサク税の支払い義務があり、クリル列島のカムチャツカに近い部分に住み、現在は毛深いクリル人のそばで暮らすソシュルイ・クリル人を、彼らが臣民から離脱したことに対して(好ましい庇護を除けば)いかなるお怒りも罰金も彼ら自身は彼らないという女帝陛下のご慈悲をもって、ヤサク税を納めていた以前の状態へと説き伏せるよう努力するべし。どのような理由で彼らがこれらの島へ移り去ったのか、いったい誰によって、いつこのソシュルイ・クリル人と毛深いクリル人に対しどのような抑圧、侮辱、果ては殺戮が行われたのか明白に証明されたならば、これにかんする詳細な証明書を彼らから取るべし。証明書の作成を彼らが拒んだとしても、それでも彼らを自由の身のままとし、航海日誌に記載するべし。その際、われわれの側からの到来者たちが彼らに働いた乱暴狼藉に対して、屈辱を受けた彼ら自身から実際に苦情が出ないように、彼らを保護し、満足させ、奪われた彼らの財産を取り戻し、罪人の大胆不敵なふるまいに対して法に厳格にもとづいたしかる

べき罰をこの罪人に与えるためにこれらの事件が回復されるのだ、と彼らに説明するべし。これらクリル人が脅迫や強制をまったく受けずに他ならぬ臣従とヤサク税支払いを決意したならば、彼らの慣例にもとづき彼らに臣従の宣誓をさせるべし。彼らが忠実な臣下である証に、ヤサク税ないしは贈り物として何らかの獣や物品を渡し、そして今後も渡すことを希望するならば、彼らからこれらを受領し、帳簿に物品の名前を明記し、これについて領収書を与えるべし。正確を期し、また疑いの余地をなくすため、これらの野獣や物品に、彼らの慣例にしたがい、彼らが持つ印判ないしは目印をつけるよう彼らに命ずるべし。臣従し、偉大なる女帝陛下の支配下に入ったこれらクリル人全員の間には反抗の兆しが見えず、いかなる疑惑も生じないならば、乳幼児以上の男性と女性について現存人口の調査を行い、その際、各部族について各人の年齢と婚姻状態、誰が何の読み書きができるか、あるいは会話を学んだのか明記するべし。しかし、彼らが臣従とヤサク税の納入を望まず、どのようなものであれその無知蒙昧な考えにしたがい、失望や憤慨を重んじるのであれば、最初の機会なのだからこれらのことで彼らを刺激せず、当分の間は、臣従せず、ヤサク税を納入せずとも、彼らの側から日本人との立派な交易を確立できるよう、現状のままとしておくべし。別の機会に控えめに再度これを諄諄と説き、またそれまでに、当地におけるロシアの対応を彼らに見せるために、彼らの中で自分たちの住居から1名ないしは2名を当方あるいはロシアに行かせたいと考える者がいないかと問うべし。彼らが同意したならば、その者たちを受け入れ、十分な食糧と衣類を与えて丁寧にもてなし、彼らに敬意を払い、何かついでがあれば本件を私に報告するべし。それに対する決定もただちに私から下されるだろう。彼らが自発的に自分たちのバイダーラで当方へ来るつもりならば、彼らを案内するためにそちたちの者のうち1名ないしは2名をつけて、できるだけすみやかに私のもとへ報告書とともに送るべし。

第13項。日本人はその習慣や嗜好に沿って、かの地の住民から脂、タラの干物、ラッコ、黒フィリアザラシ、鷲の尾羽根を購入し、またこれに対して、彼らは毛深いクリル人のもとに酒、葉タバコ、穀物、裾長の上着、小型の長剣に似た銀製のトゥミカムイ、長剣、短剣、斧、青銅製と铸铁製の脚付き釜を持ち込み、売却している。それゆえ、そちアンチーピンは彼らに販売し、彼らの商品を購入するべく、会社側からの同様の釜、鍬、さまざま等級の鷲の尾羽根そして交易に必要なその他のロシア商品を船に常時かならず積載するべし。これらすべての今後の発送にかんしては、上述のとおり商人のレベジェフとシェレホフにすでに許可が与えられている。かの地の住民を女帝陛下に臣従させるために、これらの商品が大いに求められ、必要とされ、またこれに劣らず、日本人と知己になり交易に応じさせることに国家と民の利益がかかっており、それはかならずやそちたちの会社全体の利益ともなりうるのであるから、そちもこの件にかんし、それら商品の受け入れにあたって輸送を妨げてはならない。これらの会社商品のうち、女帝陛下の

利益のためにどれだけを、価格でいえばどのくらい贈り物に用いたのか、またこれに対してどのような物品や商品を手に入れたのか、上述の第 12 項にもとづき受領したならば、帳簿に記入するべし……⁴⁴

第 15 項。上述したすべての項目にしたがい、そちが任務を遂行したならば、そちたちはあらゆる種類の海獣や野獣を求めるために、必要な時間を会社全体のために充てなくてはならない。そちたちは、よい猟場があり、そのときの状況が許す島々に滞在しても構わない。海獣や野獣の毛皮採集については、そちアンチーピンは先導者として、商人レベジェフと結んだ総合的な契約にもとづき、つねに任務の遂行にとどまり、違反すればきわめて重い罰金が科されているので、契約内容を超えるべからず。そちの一存ですべての役夫を毛皮採集へと各アルテリあるいは各バイダーラに振り分け、そのとき機会があるならば彼らを自分たちの滞在地から近隣にある他の島々の港や適地へと船で派遣するべし。その際、彼らに以下を周知徹底させるべし。毛皮採集で捕獲する獣の頭数を大いに増加させるために、彼らはこれらの場所で毛皮採集に励み、決して怠けず、時間を無駄にするべからず。すでに上記項目で何度も確認したように、かの地の住民に対して決して乱暴を働かず、失望、侮辱を与えず、税の徴収、抑圧、略奪を行わず、何も期待せず、善行を施し、謙虚となり、無益なことはすべて自制するべし。彼らの分別ある行いこそが、彼らによる毛皮採集を拡大させる方法であるのみならず、女帝陛下ならびに会社の利益を拡大するからだ。毛深いクリル人を臣従させ、ヤサク税を徴収し、日本人との間に交易を確立することによって得られるであろう、そちアンチーピンそしてそちに同行する全員の収益や利益は、航海が無事に終了したあかつきには、すべての者にとって自身の名誉や栄光になるだろうし、会社によるロシア国家の賞賛ともなるだろう。それは最も慈悲深きわれらが君主であられる女帝陛下の知るところになるかもしれず、ゆえにこの会社の名もまた後世の人びとの記憶に残るであろう。さらに、陸地や島々を新たに発見し、かの地の住民を女帝陛下の臣民に加え、そしてかくも熱心に勤務に励んだことに対して、しかるべき褒美が与えられないままにはならないだろう。

第 16 項。以上、詳細に指示が与えられたが、そちにはこれらを何一つ逸脱せずに行動することが期待される。しかしながら、さらに以下を付け加える必要がある。船全体、そして船でそちと同行する者全員が無事に守られるために、人質を取らずして一行はかの地に到底とどまることはできないし、通常、人質を取るのだから、上述のクリル人の中から、彼らの習慣をかんがみて自発的に誰かを一行のために人質として取るべし。人質がいなければ、島の未開人が一行に対していくら勤勉となり従順になったとしても、永久に危険と不幸な出来事にさらされ続けるに違いない。そのためにも、そこで彼らに遭遇した際には、かならず彼らを会社による給養や食糧で何

⁴⁴ 商品の品目、交易と交換取引の規則にかんするテキストが省略されている。

一つ不自由なく世話をして、将来のためにロシアの交流や挨拶を彼らに教え込み、法律とあらゆる法的行為について、火器にかんする事柄を除き、説明するべし。火器についてはいかなる秘密も明かしてはならないし、もたらすべからず。いかなる口実によっても、彼らの手に渡すべからず。人質が取れない場合は、つねに警戒し、身を守るしかない.....⁴⁵

第 20 項。第 18 島を手始めにそちがクリル列島に滞在したならば、入植に適したどのような土地があるのか、とくに定住や耕作、畜産に適した土地かどうかも含め、自分自身の目で確かめ、知ることができるだろう。入植のためにロシア人あるいは異教徒から何家族、ないしは男女各何名が必要か、どのような要望を満たすべきか、正確に記述できるだろう。入植地では、将来、入植地を改良するために彼らにどのような特典を与えるべきか、さらに入植後、彼らから国庫へ何を徴収すべきかについて提案したうえで、これらすべてについて自身の意見を添えてきちんとした見積もりを作成するべし。現時点では、そちたちはできるだけすみやかに第 18 島に到着し、自身の任務を開始したならば、そちとともに送られた官有のライ麦、春蒔き小麦、大麦、燕麦、大麻の種子のうち各 2 フントを、秋蒔き穀物やライ麦の適地に今秋、試験的に蒔くよう努めるべし。きたる 1776 年春には、やはり春蒔き穀物、大麦、小麦、燕麦そして大麻の播種を行い、それらの植物で、今後、耕地を拡大しても収穫の見込みがあるか判断するべし。実際に十分かつ良質な収穫があるならば、時間を無駄にせず、適所にこれを集めるべし。播種量に対しどれだけの収穫があったのか、収穫を保存し、目方どおりに正確に記録するべし。今後もこの島に滞在するかぎり、同様の理由から播種を行うべし。それによって、農業から期待される利益が得られるだけでなく、今後かの地で多数のロシア人が入植する方法が見いだされ、もはやこちらから搬送しなくともかの地で穀物が十分に供給できるからである。

第 21 項。これらすべてに続いて、そちアンチーピンならびに一行全員は、上述したクリル列島の遠方部において小規模であっても精錬施設あるいは小型溶鉱炉を設置できる場所が見つからないか、ただちに周知させ、探索に努めるべし。というのは、ロシアのその他の土地と同様、塊鉄、鉄鉱石その他の金属、鉱物すなわち金、銀、銅、錫、鋳鉄、鋼鉄、とくに自然鉱の塊やさまざまな染料、珍しく興味深いもの、たとえば動植物の化石やあらゆる種類の石、鼈甲、貝殻およびその中にある東洋風の大中小の真珠、その他類似物の精錬を行うためである。これらの発見物は、鉱石も標本としてしかるべき場所に移送するべく、最初の確実な機会を見つけて私のもとへ送り届けるべし。その機会がない場合、すべてをそちが当方に戻るまで完全な状態で手元に保管するべし。それらの発見場所については、それがあとで探し出せるよう、航海日誌に詳細を記載

⁴⁵ I.M.アンチーピンに対する遠征隊員の服従にかんする規律と規則、食糧の供給にかんする第 17～19 項が省略されている。

するべし……⁴⁶

第25項。航海の帰路では、そちと航海士見習いプティンツォフ、そして将来の乗組員全員で、しかるべき好都合な風を利用してできるかぎりすみやかに当地のポリシェレツク川河口ないしはペトロパヴロスフク港へ船で向かうよう努めるべし。この2地点のうちいずれか、ないしは能力と時間が許せば、せめてカムチャツカ川河口へ向かうべし。これらのためにできるかぎりの力とあらゆる手段を尽くすべし。しかし、思いがけずペトロパヴロスフク港、ポリシェレツク川河口そしてカムチャツカ川河口を、着岸を阻む風のため通過した場合は、せめてベンジナ湾岸で、ポリシェレツクからティギリスク要塞までの間にある、船舶の進入に適した河口へ通過せずに接岸するべし。ただし、ポリシェレツク川河口へ向かったならば、そちに与えられた本指令にしたがいどんな任務が遂行されたのか、イルクーツク県知事、帯勲者であられる陸軍中將アダム・イヴァノヴィチ・プリリ閣下に対して私が報告できるよう、オホーツク港にはけっして向かわず、また入るべからず⁴⁷。

原本に署名した。陸軍中佐ベム

原本と相違ありません。書記職にある事務官、ラヴレンテイ・バトゥリン

陸軍中佐ベム

注記: 1775年6月8日月曜日、ペトロパヴロフスク港にて与えられた。

(4)ЦГАДА, ф.7, оп.2, д.2539, л.96-112. М.ベムにより認証済みの写し一部が史料③No.102として公刊されている。

(渡邊聞・畠山禎 訳)

10. オホーツク港政庁からポリシェレツク政庁への覚書。来るべき、P.S.レベジェフ=ラストチキンの二檣帆船聖ナタリア号によるクリル列島遠方部への航海について。(⑦No.51)

1777年9月2日

オホーツク港政庁からカムチャツカ・ポリシェレツク政庁への

覚書

女帝陛下の勅令、オホーツク港政庁の決議、イルクーツク県知事の権力を附与された光栄ある

⁴⁶ I.M.アンチーピンの自主決定権、遠征隊参加者のための旅券[移動許可証]および勤務歴証明書、採集した毛皮の算定方法にかんする第22～24項が省略されている。

⁴⁷ M.A.ベニョフスキーにより乗っ取られた聖ピョートル号に遭遇した場合の拿捕とカムチャツカへの送還、ならびに聖ニコライ号における火気取扱の注意、I.M.アンチーピンに渡されたさまざまな帳簿にかんする第26～32項が省略されている。

陸軍准将フォードル・グレボヴィチ・ネムツォフ⁴⁸からオホーツク港政庁総司令官、海軍大尉ズーボフ⁴⁹への命令書を含む海軍大尉ズーボフの提議、そしてヤクーツク商人パーヴェル・セルゲエフ・レベジェフ＝ラストチキンから提出された報告にもとづき、以下の遂行が命じられた。

第1項。会社経営者レベジェフとシェレホフ[シェリホフ]には、二檣帆船聖ナタリア号という名の官有船が上述のネムツォフ閣下からの命令にしたがい引き渡されるが、彼らのために総額4,033ルーブル47コペイカに6パーセントの追加支払い[保険]を加えた額のあらゆる食糧と資材が与えられる。この金額は船の帰還後、あるいは運悪く事故で帰還しない場合でもその発生後3年以内に、いかなる口実も許さずに支払う義務がある。

第2項。港を管轄する支局[kantora をこう訳した]へ送付される提議により、聖ナタリア号には不要であるがゆえにレベジェフから提出された舵つき船載ボート、オール、屑鉄[skrapy をこう訳した]、仕上がった旗、ユイス juis を、受領し自身の管理下に置くよう支局に命じるべし。当地にあり、支局からの証明書にしたがって提示された大砲の中から、要望のあった大砲、鑄鉄製小口径砲2門、そしてそれらの口径に合った弾丸各12発とやはり同発ずつの榴散弾を、砲手をつうじて選び、目録を添えたうえで提供するべし。破損した船に残された小型一角砲2門を、上述の船がきたる1778年夏に帰還するのであれば、レベジェフに対し上述の支局に返却するよう義務づけ、誓約させるべし。同様に、今回提供される小口径砲、弾丸、榴散弾も航海から帰還後、返却し、あるいは紛失した場合は現物で提出するようにさせるべし。それが済み次第、当政庁へ報告するべし。

第3項。〔1〕彼らすなわちレベジェフとその仲間に提供された上述の聖ナタリア号は、出発の準備が整っている。1755年2月15日付、同年8月14日付、1759年4月24日付、1760年8月24日付、1764年3月30日付、同年11月30日付、1765年7月8日付、1768年8月22日付、1771年10月7日付、同年12月16日付、1772年2月22日付の、海軍元帥ミャトレフ閣下および前イルクーツク県知事、帯勲者であられる陸軍中将アダム・イヴァノヴィチ・プリリから送られた命令書、そして女帝陛下の御名による命令がその中に記されたイルクーツク県庁からの命令書にもとづき、出航を許可するべし。彼らすなわちレベジェフとその仲間、そして彼オチェレディン[史料にはこのように書かれている。ペトウシコフのことか]は、積荷や役夫!!これにかんして本覚書に名簿を添付するべし!!とともにこの船で、好都合な航路を逃さずに、いうまでもなく本年9月上旬以降の順風の折、オホーツク川河口から出航するべし。何よりもまず、クリル列島第18島[ウルップ]に行くべし。第18島では、到着後、船が難破したため⁵⁰かの地に残る者

⁴⁸ 【編訳者補注：F.G.ネムツォフ——1774～1778年、イルクーツク県知事】

⁴⁹ 【編訳者補注：S.I.ズーボフ——1775～1781年、オホーツク港政庁総司令官】

⁵⁰ 小船艇型ニコライ号(史料⑦No.53(本史料集 No.13)を参照)。

【と】[難破の報を受けてレベジェフにより派遣された]先導者ドミートリー・シャバリ⁵¹ンを役夫たちと一つにまとめるべし。先導者シャバリ⁵¹ンが生存していれば、以前と同様、先導者になるよう命じるべし。すべての役夫を、陸上ではシャバリ⁵¹ンの裁量下に、海上では彼オチェレディンの統率下に置くべし。シャバリ⁵¹ンが生存していなければ、海上でも陸上でもオチェレディンがそれらの役夫を指揮するべし。これらの役夫そして役夫が獲得したさまざまな種類の獣を集めたら、レベジェフが請願したとおり、きたる 1778 年夏、かの地にいる貴族アンチーピンを連れてオホーツク港へ戻り、かの地の状況について報告させるべし。

(2)クリル列島第 18 島では、レベジェフの請願におうじて、毛深いクリル人がロシア国にも日本国にも臣従していないがゆえに、この民を誉れ高き専制者であられる女帝陛下によりよく臣従させるため、そして少なくとも日本人との会見、交流の開始、交易の確立に備えて、かの地に滞在する、日本語会話を解する学徒イヴァン・オチェレディン、彼に同行している先導者、また先導者が不在であるならば、彼オチェレディンの判断により彼のもとで先導者となっている役夫の誰かを、航海士に選ぶことが認められている。命令を下し役夫の大部分を、このアジアの、悪意を抱きやすい民から身を守るために、しかるべき武器をもたせて残すべし。したがって、このたびオチェレディンに与えられた命令の遂行も、今後、当方から命令が出されるまで、かの地に役夫の指揮者として残る者に委ねるべし。

(3)かの地に残る先導者と役夫に対し、毛皮を採集するにあたり、とりわけクリル列島遠方部あるいは日本との国境にまで達した場合は、海上でも陸上でもかの地の住民から自分の命を守るべく警戒するようかたく命じるべし。住民には親切に接し、暴力はもとより、ほんのわずかな侮辱さえも与えず、失望させないように、死刑をもって禁ずるべし。一方、すべての忠臣に対する誉れ高き君主であられる女帝陛下の母なるご慈悲をもってこのクリル人にできるだけ希望を抱かせ、寛大な態度を示すことで臣下に入れるべし。彼らがこれに同意したならば、ヤサク税を納めるよう説得するべし。ロシアの臣民となるように彼らを説得するときには、そのために会社経営者たちの資金から、彼らの慣習にもとづきさまざまな貴金属塊やビーズを贈るべし。ただし、贈り物は高価であってはならない。彼らがヤサク税の納入に同意したならば、記録用に、紐で綴じられた官印のある帳簿を当方から与えるべし。もしヤサク税を納めるのであれば、彼らに対してやはり親切な態度で、けっして失望させずに、担保として人質を求めるべし。そこまで至ったならば、

⁵¹ D.Ya. シャバリ⁵¹ン——イルクーツク・ポサード民。I.アンチーピンの第 2 次、第 3 次北海道遠征の参加者。1777～1778 年、ウルップ島、イトゥルプ[エトロフ]島、クナシリ島を訪れた。1778 年 7 月、北海道の厚岸湾で日本人と「交易を行う」ことを試みた。1779 年夏、同じ目的でアトキス島の入江に立ち寄った。二樞帆船聖ナタリア号は、大地震の際にウルップ島で海岸に乗り上げ、シャバリ⁵¹ンは 1782 年によくカムチャツカに辿り着いた。北海道にかんする情報とともに、アンチーピンとシャバリ⁵¹ンが試みた、クリル列島でのライ麦、小麦、大麦栽培は特別な意義を持っている(史料集③c.522 より)。

人質に失望をみじんも味わわずに、彼らにロシアの待遇について教え、会社の食糧できちんと給養するべし。この住民たちの中でロシアの町を見物に行きたいと望む者がいるならば、彼らの希望におうじてその者たちを受け入れ、当方への移動においても彼らが親切を感じて進んで臣下に入るよう、親切に扱うべし。ヤサク税のための贈り物に、何がどれだけ他ならぬ会社経営者の資金から支出されたのか、正確に記録するべし。航海から帰還後、会社経営者に対して正価にもとづき費用を国庫から支給するために、会社経営者はそれを当地の政庁に報告しなければならない。

第4項。彼らがまさしく日本の町、あるいはかの地の住民と会うことができる場所まで行く機会があるならば、住民にありとあらゆる好意を尽くし、愛想よくふるまうべし。一方、ロシア帝国がすべての国家と同盟を結び、交易を行っていることを十分に説明し、そのうえで彼らがロシア国そしてその商人と交易を始めないかとさし向け、どこでこの交易ができるか、また適当なのか決定するよう努めるべし。彼らがこれに同意したならば、この彼らの同意を記し、日本語学徒オチェレディンは、一行がどこで日本人と出会ったのか、あるいはほかならぬ彼らの住居で出会ったのか、一行に対しどのように応接し、会話を交わしたのか、どのような彼らの町や村落があったのか、正確な日誌を作成するべし。その際、記述しながら、可能ならば地図を作成し、当方へ報告するよう努めるべし。彼らとの交際にかんし、彼らから何か珍品を受取ったならば、隠匿せずに当地の政庁へ提出するべし。

第5項。さらに、どこかで他の未知の陸地や島々、そこに暮らす住民が発見されないか、調査するよう努めるべし。それが発見されたならば、上記第3項で命令されたとおりに、用心しながら愛想良く彼らと接するべし。そしてその際、偉大さについて以下を調査するべし。島と島の距離、住民の人口。どのような信仰、慣習を持っているのか。彼らがどの程度、友好的で、礼儀正しく、自身の希望が強いのか。どんなものを食べ、どんな服を身に着けているのか。それは、自分たちで縫製しているのか、あるいはどこからか入手しているのか。誰かと何か交易を行っていないか。交易に対してさらなる意欲があるか。どんな武器を所持しているか。武器を自分たちの鉄で作っているのか、あるいはどこからか小銃や鉄を入手しているのか。誰かと戦いをしていないか。誰かに臣従し、支配下にあるのか。その場合何で、どこへ税を納めているのか。あるいは臣従していないのか。ロシア人と交流し交易を行うことは、彼らにとって望ましいことか。海洋船その他の船を持っているか。あるいはどこかへ通じる陸路はあるか。さらに、どのような樹木、耕作、畜産およびその他の産業があるか。彼らの居住地全体にかんする地図はあるか。そのような地図があるならば、できるかぎり愛想よくふるまい、その地図を手に入れるよう努めるべし。以上すべての記述とともに、この地図を当方へ提出するべし。そのうえで、この住民が自由で、

誰にも臣従していないならば、上述のとおり彼らをロシアの臣民となるよう説得するべし。

第6項。どこかで何か金属や鉱物、さまざまな珍奇なものが発見されないか、調査するよう努めるべし。発見されたならば、発見された場所を記録し、当地の政庁へ提出するべし。

第7項。禁止品、すなわち火薬、弾丸、ナイフ、斧、火器をけっしてかの地の住民に与えず、いかなる物品とも交換するべからず。銃は断じて見せるべからず。それを犯したものは死刑に処する。

第8項。役夫をきちんと給養し、機嫌をとるべし。かの地の住民に対する軽率なふるまい、とくに侮辱、強奪、何よりも殺人そして仲間内での不和を許さず、処罰するべし。(犯罪以外に)たとえ軽微でも過ちを犯した者は、厳罰に処すべし。先導者の監督下、役夫を毛皮採集に分配するべし。毛皮採集においては、先導者の命令に反するいかなる職務怠慢も強情も彼らに許すべからず。大いに熱意を持たせ、怠けさせず、服従させるべし。一方、海上では彼オチェレディン、陸上では先導者は、役夫に対し、彼らが引き起こした無秩序を除いて、正当な理由にもとづく辱め以外は行ってはならず、好意的に待遇するべし。無秩序への対処にかんしては、上述したとおり全権が与えられている。航海終了後、役夫たちは直接オホーツクに向かい、オホーツク港政庁に出頭するべし。

第9項。航海士オチェレディンは、航海中およびクリル列島第18島に滞在中、会社経営者により委ねられた任務を実行する。これについては何一つ隠さず、全容を会社経営者に説明するべし。

第10項。毛皮採集に従事している先導者と役夫全員が、上述の命令どおりに自身の責務を忠実に守り、何か新たな土地や住民を発見し、ロシア国家の名声を高めることへの自身の熱意を、これらへの取り組みや海獣の捕獲増大をもって証明するならば、これに先立つ1764年に出航したセレンギンスク商人アンドレヤン・トルストウイフの会社が賞賛に値する行いを為し、そのことが女帝陛下のお耳に入り、特典として彼らが民間奉仕から解放されたように、女帝陛下のご慈悲で大いに励まされるだろう。そのためにも、本船の出航を県知事の権力を持つ陸軍准将ネムツォフ閣下にご報告し、カムチャツカのポリシェレツク政庁にも連絡するべし。

第11項。役夫への旅券[移動許可証]の発行にかんするレベジェフの請願について、1773年7月10日の元老院命令にもとづき、特別証明書を作成するべし。役夫に宣誓させることについては、職歴表 [あるいは人事評定書のようなものか。formuliar をこう訳した]に添付してオホーツクの聖プレオブラジェンスキー教会の聖職者エロモフに通知を送るべし。すべての役夫に対し、海上では航海士オチェレディンに、陸上では先導者にしかるべく服従しなくてはならないこと、かの地の民を侮辱せず、破壊を行わず、いかなる悪事も行わないことを、誓約書をもって遵守さ

せるべし。

署名：海軍大尉サヴァ・ズーボフ
調書作成係ヴァシーレイ・ヴァシリエフ
下級事務官イヴァン・スクルトシニコフ

写しに陸軍中佐ベムが署名した。

(1)АВПР, ф.Внутренние коллежские дела, 1779 г., д.5, л.33-36. 写し
(松川直子・寺山恭輔 訳)

11. P.S.レベジェフ=ラストチキンから航海士 M.ペトゥシコフへの指示。二檣帆船聖ナタリア号
によるクリル列島への航海の目的について。(⑦No.52)

1777年

No.67

航海士ミハイル・ペトゥシコフ氏に対する、ヤクーツク商人パーヴェル・セルゲエフ・レベジェフ=ラストチキンと仲間の、二檣帆船聖ナタリア号の会社の

指示

以下の遂行を命じる。

第1項。中央政府の許可にもとづき、わが社の船すなわち二檣帆船聖ナタリア号にて、役夫23名、水夫1名グリエフを含む一行を乗せ、さまざまな食糧を積載し、オホーツク港からクリル列島第18島[ウルップ]へと出航されたし。食糧については、目録に記載されているとおりでである。この目録に、貴下も署名されたし。

第2項。神のお導きによりかの地に到着後、すみやかにこのわれわれの指示書を先導者ドミートリー・シャバリンおよびわれわれの一行全員に通知されたし。貴下が到着するまでに採集した獲物を、取り分にもとづき毛皮 *sukhovyi* と金銭 *valovyi* として53口に分割するべし。具体的に誰に渡すのかについては、役夫にどれだけ渡すのかも含めて契約書に明記されている。われわれが契約で得ることになっているラッコを、役夫から忘れずに徴収するべし。

第3項。分割後、われわれに残ったもの、役夫より徴収したものを、すべて船の適切な場所に、先導者のものと同じ封印をして保管されたし。以前の猟で獲得した毛皮と混ぜないようにしたうえで、新たな毛皮採集に着手されたし。この二檣帆船聖ナタリア号は、60の金銭 *valovyi* 口よりなっているが、毛皮 *sukhovyi* 口以外にこの60人という数の役夫を、クリル列島第18島に滞在

する一行のうちロシア人、カムチャダール人その他の者⁵²からなる別の役夫の中から、今回、貴下とともに派遣される者に加えて選ばれたし。一方、貴下の二檣帆船が出航するまで、一行全体を監督、警護するために官雇の役夫を確保されたし。

第4項。上記の指令を遂行後、好都合な時を逃さず、きたる1778年夏、以前の獲物と冬の間、新たな一行に神がお恵みになられた獲物を持参されたし。すべての獲物を67の取り分に分け、契約書で納入が義務づけられた数のラッコを役夫から受領されたし。ラッコの毛皮を渡すことを契約していない者、あるいは契約していた数以上のラッコを集めた者には、残った分だけそれらを引き渡すべし。彼らが毛皮を売却し、自身の利益にするために当地に送らないのであれば、かの地で封印し、当地へ出発するまで先導者ドミートリー・シャバリンの監督下に置き、毛皮採集者たちにかなる疑念も残さないようにされたし。

第5項。貴下が自身とともに当地に連れてくる者は、命令に添付された一覧表に記載されている。人数が少ない場合、役夫の中からわれわれに対して負債がなく、かの地にこれ以上滞在したくない者を補充し、定員を満たされたし。しかしながら、かの地の状況が貴下に許す範囲で公正になるよう、監督しながら行動されたし。

第6項。第18島に滞在している、第19島[エトロフ]、第21島[シコタン]、第22島[アトキス][第20島クナシリはない]の毛深人を、君主の恩寵を賜る希望を抱かせることで、ロシア専制君主の帝座のご威光のもと臣民にするよう努力されたし。まず交際から始めて様子をうかがい、ヤサク税は求めず、知り合いが増えたあかつきには、彼らが女帝陛下の庫に喜んでヤサク税を納めるよう説得されたし。可能ならば、彼らの人口調査を行われたし。つまり、男性は何人か、何歳か、何という部族か、誰がその部族のトヨンか、各部族は何人か、どうすればヤサク税を納めることに喜んで同意するか、当方から何を贈り物として送るべきか、すべてについて彼らの希望を聞き取る必要がある。

第7項。毛深人のもとに到来する日本人との会見に、一行全員の力を結集されたし。彼らに、われわれと交際し、ロシアの商人と取引を行うようにさせ、双方が合意に達し、毎年取引のためにロシア船と日本の大型丸木船が集合する場所を定められたし。彼らが合意したならば、日本人が要望するわれわれの品の送り状を要求されたし。われわれが日本人に求める品については、本状に送り状が添付してある。この送り状にしたがい彼らに品物を求めるか、これ以外にも彼らが持ってくるというのであれば、彼らの望むようにさせられたし。今回、貴下ペトウシコフとともに送られる商品を、先導者シャバリンにすべて引き渡すべし。彼には、全商品の受領と利用につ

⁵² 1771～1772年に聖プロコピイ号で行われた、クリル列島第16島[シムシル]、第18島へのA.サボージニコフによる航海の参加者をさす。船は第18島、すなわちウルップ島で越冬し、その地で乗組員はラッコ猟に従事した(Полонский А. С. Курилы, с.73)。

いて文書が出された。

第8項。毛深人と知己になり、彼らが自ら望むのであれば、2、3人をわれわれのもとへ連れてこられたし。彼らがどこに属することになるか、われわれから説明されるだろう。彼らは島民全員がロシアの事情を信頼できることに満足して、自分たちの故郷へ送り返されるだろう。

第9項。すべてを詳細に本指示書で述べることはできないが、かの地の事情におうじて、祖国ロシアに益するようにキリスト教徒としての義務を守り、忠誠深いすべての臣民に対する祖国の慈悲深き母であられる女帝陛下の御名を称えることを誓い、行動するのであれば、貴下ばかりでなくわれわれ一行全員が見捨てられることはないだろう。

第10項。われらが一行にいる、われわれの船すなわち小船艇聖ニコライ号の元船長、シベリア貴族イヴァン・アンチーピンを、彼が求めるときにはかならず支援し、彼の同意を得られたし。しかしながら、わが社の全体的利益になるよう考慮したうえでである。彼に対し、貴下とともに当地オホーツクへ説明のためにはかならず出発するよう通知されたし。というのは、おそらくかの地とその住民の事情を知っているからだ。航海士見習いフォードル・プティンツォフも残さず、当地オホーツクに連れて来られたし。以上およびその他が、命令書で貴下に命じられている。

航海、航路の算定、日誌の記入、コンパスの保全その他にかんし、なすべきことはすべて貴下の監督に委ねる。貴下が博識であるがゆえに、われわれは貴下に期待している。貴下自身が、社会の利益のためにぜひとも力を注がれたし。

ヤクーツク商人パーヴェル・セルゲエフ・レベジェフ＝ラストチキンが署名した。

二檣帆船聖ナタリア号の会社経営者ヤクーツク商人パーヴェル・セルゲエフ・レベジェフ＝ラストチキンにより、航海士ミハイル・ペトウシコフに与えられた

送り状

ロシアに必要な品：金、銀、真珠、ダイヤモンド、生糸、あらゆる絹布、綿布、綿製の服、ダバ〔おもに青色の〕中国の綿織物など。陶器、あらゆる染料、米、さまざまな果物、ナツメヤシなど。外国製の銅・鉄製食器、彼らが所有する人形、あらゆる金属の鑄造または鍛造製品、織物を縫製したあらゆる衣服、絨毯などの工場製品、有用な樹木、オリーブ油、あらゆる茶すなわちランズメイ lanzmei、シェシュメイ sheshumei、バイホボイ〔日常用の黒い紅茶〕、ジュラノイ〔高級緑茶〕など、氷砂糖その他あるものすべて。

(1)АВІР, ф.РАК, д.32, л.1-4. 原本

(松川直子・寺山恭輔 訳)

12. 元老院からイルクーツク県知事の任にある陸軍准将 F.G.ネムツォフへの指令。クリル列島住人の慣習、宗教、生活様式にかんする詳細な記述の提出について。(③№.103)

1777 年 11 月 9 日

1777 年 11 月 9 日、皇帝陛下の勅令にもとづき、元老院にてイルクーツク県知事に任ぜられた陸軍准将ネムツォフの上申書の聴聞が行われた。元老院の命令により、この上申書には、トボリスク・ボサード民⁵³がクリル列島のさまざまな島へ航海した際に記した航海日誌が添付されている。

以下のように決定された。トボリスク・ボサード民ソロヴィヨフがクリル列島の島々へ航海した際に記した航海日誌には、見るべき記述はなかった。それゆえ、今後、このような航海に出発するときには、未開人の支配形態、信仰、慣習、その他記述に値することがらについて秩序だった記録を取る努力をすべしとの指示を民間人に出すよう、イルクーツク県知事、陸軍准将ネムツォフに命令するべし。日誌は航海終了後、知事に提出させなければならない。知事はその中から報告するに値する現地情報のみを選び、自らの上申書に添付して元老院に送付すべし。本件にかんする命令を送付すること。

元老院の署名のある原本。

調書作成係カルル・セヴェリン

記録官イヴァン・カザコフは拝読致しました。

注記：本決定にもとづき、たしかに命令が発令され、1777 年 11 月 30 日、書記長ヴァシリエフ、書記官ボレノフの副署を添えて、文書第 17537 号として陸軍准将ネムツォフに送付された。イヴァン・ブラギン証明。

(4)ЦГАДА, ф.Сенат, кн.4110, л.315-316. 写し

(高口真法・藤原潤子 訳)

⁵³ [先導者]イヴァン・ソロヴィヨフ。

13. I.M.アンチーピンからオホーツク港政庁への上申書。1775～1778年のクリル列島滞在について。(⑦No.53)

1778年8月28日

No.829

シベリア貴族イヴァン・アンチーピンよりオホーツク港政庁宛の

恭順上申書

さる 1775 年、私アンチーピンは、私に与えられました、女帝陛下の御名の勅令にもとづくカムチャツカ総司令官、陸軍中佐マトフェイ・カルロヴィッチ・ベム閣下からの【通達】⁵⁴にしたがい、会社経営者ヤクーツク商人レベジェフとルィリスク商人シェレホフ[シェリホフ]の船⁵⁵で、クリル列島第 18 島[ウルップ]へ秘密航海遠征に出発しました。私は遠征全体の隊長、また会社経営者からは毛皮事業一切の先導者に任じられ、その他においても指令を受け、国家事業においてはソシュルイ・クリル人を以前同様にロシアの臣下に入れ、ヤサク税を納めさせる任務を帯びました。さらに第 19 島[エトロフ]その他の島々に住む毛深いクリル人と知り合い、親しく交際し、やはり女帝陛下の臣下に入れ、ヤサク税を納めさせるべしと仰せつかりました。記述やその他の秘密任務の遂行を目的に第 19 島、さらにはその先にある島々へ航海を行うことにかんして、これらの任務や航海のために航海士見習いフョードル・ブティンツォフが任命され、さらに私に与えられた任務を遂行するべく、私の不在時に残って指揮を執る配下として宿営係下士官イヴァン・オスコルコフが採用されました。また私の遠征隊には、下士官の地位にある日本語通訳学徒イヴァン・オチェレディン、ポリシェレツク・コサック部隊勤務員の中からコサック、すなわち水夫長としてアンドレイ・セルミン、水夫としてイヴァン・ピャトゥシン、ニコライ・コズロフ、ティモフェイ・コネフら総勢 45 名が採用されました。[第 18 島に]到着後、バイダラを持たず、時期も遅かったので、われわれはさらに航海を続けませんでした。1775 年秋、不幸にも海岸を襲った暴風雨のため、われわれの船は岸に上げる間もなく、すぐに浸水し、難破してしまいました。その後、バイダラを作ると、春までに人員をアルテリに分けました。1776 年にかけての越冬後、第 18 島付近での毛皮採集を目的に 2 艘のバイダラで 2 組のアルテリ、合計 20 名が送り出されました。しかし、アルテリは来た方向へと逃亡してしまいました。本件についてはカムチャツカ・ポリシェレツク政庁もご承知です。アルテリも通訳もなく、以前[クリル列島北部に]住んでいたソシュルイ・クリル人にも遭遇しなかったもので、与えられた秘密通達については何一つ実行できませんでした。さらに別の島々、すなわち第 19 島やその他の島々へ航行し、記述を行うことも、

⁵⁴ 史料⑦No.50(本史料集 No.9)を参照。

⁵⁵ 小船艇型ニコライ号。

もっぱら人手不足という理由で実行できませんでした。第 18 島には住民がいました。これについては、さる 1777 年 6 月初め付で、私からカムチャツカ・ポリシェレツク政庁およびカムチャツカ総司令官マトフェイ・カルロヴィッチ・ベム閣下宛に、全容にかんする秘密上申書がアレウト人のバイダルカに乗った 2 人に託され、海峡を越えて送られました。したがって、逃亡者を含め計 22 名が欠けることになりました。一方、私は当時、ロシア人とカムチャダール人の 23 名で島に残っておりまして。さる 1776 年と 1777 年、島に残り滞在していた者たちは、第 19 島、第 20 島そしてその他の島々からやって来た毛深いクリル人と交流を持ちました。とりわけ 1777 年にはさまざまなきに、彼らがわれわれの住居をバイダラでしばしば訪れました。われわれが住居を離れたときも、さまざまな場所で偶然出会い、彼らと住居を共にしたこともありました。その際、会社経営者より贈答用に送られたさまざまな品物や商品を、多くの者に少しずつ贈りました。彼らの言葉を知らないで、日本の話し言葉での彼らの呼び名について、手振りを少しまじえて会話しました。彼らは日本人について、アトキス島にいつ来るのか、どのような交易をしているのか手振りで伝えました。彼らの求めにより、会社経営者の商品の中から彼らが希望する品物を、私と彼らの間で交換する見通しを得ました。夏の終わりまで彼らは第 19 島[史料にはこのように書かれている]に滞在しておりましたが、1777 年 9 月、お礼を述べてわれわれのもとから去っていきました。このとき、私は彼らの 1 人の年長のトヨンに、さまざまな品物を贈り物として渡しました。その際、彼らは、きたるこの 1778 年春、さまざまな島々から自分たちの有力なトヨンたちと一緒に大人数で、われわれのもとを訪れると約束しました。5 艘のバイダラに乗った 20 人ほどの男性からなる別の毛深いクリル人たちは、1777 年秋、第 18 島の北東岬にとどまり越冬する許可を私に求めました。冬の間、彼らは食糧が不足したので、われわれの居所へ何度か足を運んできました。私は喜んで手元にあるものを与えました。同 1777 年、オホーツク港からわれわれが滞在するクリル列島第 18 島に二橋帆船聖ナタリア号で到着した航海士ミハイル・ペトゥシコフに、私はこの出来事について文書で通知し、私のもとにいたさまざまな地位の会社の役夫たちが全員無事に引き渡されました。彼からは、われわれのもとから逃亡した 2 組のアルテリが生存しており、ポリシェレツクからわれわれのもとへ、先導のために会社経営者より派遣されたボサード民ドミートリー・シャバリンと一緒に戻されることになり、越冬のためクリル列島第 16 島[シムシル]にいるようだと聞きました。このシャバリンはわれわれのもとに本 1778 年 5 月 2 日、到着しました。さる 1777 年、ポリシェレツク政庁へアレウト人のバイダルカで派遣され、上申書を携えて海峡を渡った 2 人も、彼とともに到着しました。この 2 人によると、彼ら 2 人はポリシェレツクのすぐそばでこのシャバリンによって送り返され、私がポリシェレツクへ送った上申書は、彼に取り上げられ、それは今も彼の手元にあるそうで、私には返されてお

ません。シャバリンとともに、第 2 島[パラムシル]の、ヤサク税を納めているクリル人も到着しました。毛深語を理解する通訳が捕らえられました。以前、カムチャツカに近い島々より逃亡した[ソシュルイ・]クリル人のうち、当地オホーツク港へ連行されていたクリル名カントゥシカ、ロシア名グリゴリーが息子⁵⁶とともに到着しました。第 18 島で越冬した者たちは、北東岬からの道中、自分たちの通訳を伴ったクリル人たちと出会いました。その中の 1 人で、トヨンにコルブシャインという名で呼ばれていた者が、湾に停泊していた船を訪れ、そこに滞在し、自身の同行者計 12 人と本人の分のヤサク税を女帝陛下の庫に納め、先導者シャバリンがそれを受領しました。彼シャバリンによってカムチャツカ・ポリシェレツク政庁から私に送られた、1777 年 3 月 4 日付の女帝陛下の勅令、文書第 1 号によりますと、「シャバリンが島に到着し、先導者としての活動を開始後、[アンチーピンは]ただちに与えられた通達にもとづき援助を要請するべし。かならずやすべてを遂行するべし。シャバリンはまったく妨害を加えず、すべてについて無条件に援助するであろう」と命じられておりました。それゆえ、私は自身に委ねられた責務の遂行のために要請しましたが、それに反して彼シャバリンは書面で、「貴殿は全勤務員とともにオホーツク港政庁に向かわなくてはならないようだ。また会社経営者から私に送られてきた指令においては、貴殿をオホーツクに退去させることが命じられている。船は私の出発後、[オホーツク]港に向かう」といったようなことを通告してきました。したがって、カムチャツカ・ポリシェレツク政庁より私が受領いたしました、本年 1778 年付の女帝陛下の勅令にもとづき与えられた通達についても、何一つ遂行されませんでした。本件にかかわる諸事情を考えますに、記述その他は、機会があったならばそれを逃さず成し遂げられていたでしょう。その後、任務の遂行を拒否したシャバリンは、ただ私のところにいた日本語通訳学徒イヴァン・オチェレディンを要求しました。彼シャバリンはオチェレディンを受け取り、第 19 島やその他の島々への航海のために向かいま

した。

さる 1775 年、私アンチーピンが出発する際に与えられました通達⁵⁷に添付して、女帝陛下の臣下に入れ、ヤサク税を納めさせ、親交を深めるために、毛深いクリル人やその他の民のトヨンへの贈り物として、官有の、アレウト人の方法で刺繍が入れられた絹製の真紅のパルカ[上着]9 着、金色の絹糸で縁取りされたビロード製の青い帽子 9 個、靴 9 足が私に委ねられ、私はそれらを持参しておりました。しかし、私は委ねられた職務から解かれたため、私に指示された島々への航海を考慮するならば、第 19 島、第 20 島その他にてクリル人や毛深いクリル人のトヨンないしは長老に会う際には、シャバリンが贈り物を渡さなくてはなりません。そうでなければ、崇高なる

⁵⁶ 【編訳者補注：レイイタリ。本史料集巻末図版の蝦夷人通訳】

⁵⁷ 史料⑦No.50(本史料集 No.9)を参照。

専制者であられる女帝陛下の臣下に入れ、ヤサク税を納めさせるために、官側からは何も与えるべきものがないでしょう。そのため、私は通達の効力を書き記した文書を、彼らに与えられた命令書に添え、官有物を贈ることで、そこを訪れる外国人との出会いと知己が最高の結果をもたらすよう、恐れ多くもシャバリンそして彼とともに出発する日本語学徒オチェレディンに官有物を委ねました。何らかの事情でこの官有物が贈り物として使用されず、まだ島にいる間に私に会ったならば、ポリシェレツク政庁に私自身が申告するため私に返却しなくてはならないとの誓約書を彼らから取りました。シャバリンはこの官有物を受け取り、5月30日、3艘のバイダーラに32名が分乗してこれらの島へ出航しました。シャバリンが出発した同日、われわれのもとに第19島アトキス⁵⁸から1艘のバイダーラが到着しました。クリル人たちは、自分たちが20名を乗せたバイダーラを漕いで第19島から来たこと、彼らのトヨンは第18島の南の岬に住んでいることを告げました。それゆえ、去年の彼らの約束によることは明らかでした。クリル人はさまざまな島々からやって来ました。シャバリンの話によると、航海の途中、彼らに出会ったそうです⁵⁹。そのあとで、彼らはわれわれのもとに滞在したのですが、彼らの1人のトヨンが国庫より贈られた衣服のうちパルカを着て、帽子をかぶり、靴を履いていたのを見ました。衣服を受け取り、2人のトヨンがその部族員とともに臣下に入り、ヤサク税をいくらか納めたそうです。

結局、シャバリンは[島々に]滞在し、7月11日、戻ってきました。彼は第22島アトキスまで進み、そこでは日本人にも会ったそうです。これについては、オホーツク港政庁にシャバリンが詳しく報告するものと思います。しかしながら、私はその後、シャバリンの任務遂行に応じ、7月25日、船で出港し、当地オホーツク港へ送られました。私のもとで遠征隊にいた、ポリシェレツク部隊の勤務員が同行しました。すなわち、宿営係下士官イヴァン・オスコルコフ、航海士見習いフォードル・プティンツォフ、私により先導者シャバリンに提供され、シャバリンにより帯同された日本語通訳学徒イヴァン・オチェレディン、コサックのアンドレイ・セルミン、イヴァン・ピャトゥシン、ニコライ・コズロフです。

上述の出来事について記すとともに、オホーツク港政庁に本状をもちましてつつしんでご報告申し上げます。

シベリア貴族イヴァン・アンチャーピン

注記：1778年9月4日に提出された。

(4)ЦГАДА, ф.7, оп.2, д.2539, л.138-139. 原本

(松川直子・寺山恭輔 訳)

⁵⁸ 【編訳者補注：エトロフの誤りか。つぎの段落では「第22島アトキス」となっている】

⁵⁹ クリル列島に滞在中、D.シャバリンはその住民の一覧表を作成した(ЦГАДА, ф.7, оп.2, д.2539, л.144-146)。

14. イルクーツク商人、先導者 D.Ya.シャバリンからオホーツク港政庁への上申書より。クリル列島での滞在と日本人商人との出会いについて。(⑦No.54)

1778年9月4日⁶⁰

No.827

ヤクーツク商人パーヴェル・セルゲエフ・レベジェフ=ラストチキンの会社に所属する先導者、イルクーツク商人ドミートリー・ヤコヴレフ・シャバリンからオホーツク港政庁宛の

上申書

女帝陛下の勅令にもとづきオホーツク港政庁から送付され、本年1778年5月3日に私が受領いたしました[1777年]9月2日付文書第1077号⁶¹には、陛下のご命令とその遂行について以下が記されております。大破した小船艇聖ニコライ号の乗組員、ならびに最近、オホーツク港から到着した者、カムチャツカのポリシェレツク政庁から派遣され、私が連れてきた者たちを一隊にまとめるべし。クリル列島第18島[ウルップ]に滞在する先導者、貴族イヴァン・アンチーピンを、かの地の事情についての報告書を持たせてオホーツク港政庁へ帰還させるべし。会社経営者レベジェフの要望におうじて、第18島では、ロシア帝国にも日本国にも臣従せず、少なからず日本人と出会い、親交を結び、交易を行っている毛深いクリル人を上首尾に女帝陛下の臣民に加えるために、かの地に滞在し、日本語会話を知る学徒イヴァン・オチェレディン、クリル列島の先、日本との国境まで航海することに同意するのであれば採用するべし。遠征中、海上でも陸上でも、かの地のアジアの野蛮人からの、命にかかわる危険に最大限の注意を払うべし。これらの人びとに対しては親愛の情をもって接し、乱暴やいかなる侮辱もせず、失望させず、これを犯したときには処刑し、クリル人には全臣民に対する女帝陛下の母御のような慈愛への希望をできるかぎり抱かせ、寛大な態度を示すことで臣民に引き入れ、機会があればヤサク税を納めるよう説得し、贈り物を渡し、証として人質を求め、彼らを会社経営者の負担で給養しながらロシアの待遇を教え、ロシア人に会うことを望む者にはこの者の同意を得て受け入れるよう努めるべし。まさしく日本の町、あるいはかの地の住民に会うことができる場所まで行く機会があるならば、最高の好意を示してその住民と友好的に交流し、その一方でロシア帝国があらゆる国と友好関係を結んで交易を行っていることを説明して、ロシア商人との交易を確立することに合意しないか、交易のためにどの港がふさわしいか、話をもっていくように努めるべし。そして彼らからいかなる品物を受け取ったとしても、それを隠匿せず当地のオホーツク港政庁に提出するべし。新たに未知の土地が見つからないか、住民がどのような食べ物を好むのか、どのような衣服を身につけ、それ

⁶⁰ 日付は、上申書がオホーツク港政庁へ提出された日。

⁶¹ 【編訳者補注：史料⑦No.51(本史料集No.10)を参照】

は自分たちの縫製によるものか、それともよそから得ているのか、交易を行っているか、どのような性向があるか、どのような鉄製の武器を持ち、それをどこから得ているのか、探りだすべし、と。

上述の女帝陛下の勅令にもとづく 1778 年 5 月 25 日付の、会社の全勤務員と私すなわち先導者シャバリンの全般的取り決めにしたが、われわれ 32 名は 3 艘のバイダーラに乗りこみ、毛深人を女帝陛下の臣下に入れ、ヤサク税を納めさせ、未知の土地やその住民、そしてその人数、居所を探查し、日本人に出会う目的で、クリル列島をめぐる遠征に出ることを決定しました。どこへ向かうのかは神のみが頼りの航海でしたが、以上を誓約し、二檣帆船聖ナタリア号が停泊していた港から 5 月 31 日、3 艘のバイダーラで出発しました。

毛深語でドルパ島⁶²と呼ばれる第 18 島から、海峡を挟んで対峙する第 19 島[エトロフ]のロバトカ[岬]に到着後、2 人のアタマン、すなわち一人はオパンヌト、もう一人はクリル列島第 19 島のこの[ロバトカ]岬にいるオマンデヴを待ちながら、そこに住む毛深いクリル人の通訳を介して交易をしました。2 人は 6 月 5 日、第 18 島ウルップに到着し、われわれは 2 人のアタマンと彼らのもとにいる毛深いクリル人 60 人と対面しました。アタマンたちは到着後、岸から約 70 サージェン以内には近づかず、海上でバイダーラとバイダーラの間を帆桁を渡しました。彼らの部隊はコサック大尉⁶³スポベネグル以下の 20 人の男と 12 人ほどの女からなっていました。ウルップ島のこの場所で、スポベネグルは男も女も隊員全員とともに、海岸に沿って抜いた刀や槍を持ったまま、足を高く上げ、意味のわからない獣のような雄叫びを発し、飛び跳ねながら行ったり来たりしていました。女たちは男たちの後について、並はずれた甲高い声で叫んでいました。それから、アタマンたちが一緒にいた者たちと同様に手に抜いた刀と槍を持ち、同じように狂暴な声で叫び始めたので、われわれはみな、その狂暴な獣のような雄叫びと抜いた刀にこのうえない恐怖を覚えておののき、1 人残らず武装し、万が一！ 神よ守りたまえ！！に備えた防衛のため、定められたとおりロシア式に整列しました。すると突然、それらのバイダーラは岸に沿って帆桁を渡し始め、接岸しました。接岸すると、全員が上述の抜身の武器を持ったまま 1 つに集まり、飛び跳ね始めました。われわれと同行したクリル人通訳グリゴリー・チキン⁶³は、ちょうどこの出来事の真っ只中に、自分の刀と槍を抜いた状態で持ってその場におりました。群集の中にいた彼のところへアタマンたちが 1 人ずつ抜いた刀をもって近寄り、彼の頭の上に刀を振りかざしました。彼らとともに到着した者たち全員が、1 人残らずべつべつにその通訳のところへやってきて、同様に刀と槍を使って納得させました。出迎えが終わると、あなたたちの隊長を訪ねてもよいかと

⁶² ウルップ島。

⁶³ 【編訳者補注：実際はコサックではない。ここではクリル人の「副官」という意味か】

通訳に尋ねてきました。通訳がそれを私シャバリンに伝えました。そこで私が、アタマンたちとその全隊員をこちらに呼ぶよう命じると、彼らはみなで私のところへやってきました。そのとき、アタマンたちと隊員全員に会社の商品の中から贈り物を与えました。その内訳は、貴族アンチーピンから受け取った官給の贈答品、すなわち毛深人の有力なアタマンへの贈り物として金の紗で縁取りされ、中国製絹織物の裏地が縫われた絹製の真紅のパルカ[上着]9着、同様の金糸の縁飾りのついた青いビロードの帽子9個、真紅の山羊皮のブーツ9足です。前述した女帝陛下の勅令にもとづき、会社の全勤務員と私すなわち先導者シャバリンとの間に取り決められた全般的申し合わせにしたがい、私、先導者シャバリンから親愛の情を示し官給または民間の贈り物を渡すことで、また会社の全勤務員の努力と配慮により、イトロト島と呼ばれるクリル列島第19島の毛深人のアタマンたちとその部族の者たちを女帝陛下への臣従およびヤサク税の納入へと導きました.....⁶⁴

上述の官給の贈り物は、先述したアタマンたちに、今後、ロシア人に示すため証明書とともに手渡されました。私と同行した日本語通訳学徒イヴァン・オチェレディンには、これらのアタマンたちの親切心から、道中、はるばるアトキス島まで見送るために、それぞれのアタマンから1人ないしは2人ずつが選ばれ、つけられました。上述のアタマンたちに、同行した通訳グリゴリー・チキンを介して、どのような武器を持っているのか、どんな民と交易をしているのか、どのような衣服を持っているのか、自分たちで縫製しているのか、それともどこかから得ているのか、どこか土地を知らないか、といった質問をしました。それに対し、彼らからつぎの答えがありました。鉄製の武具、つまり斧、刀、槍、狩猟刀は日本国から手に入れ、衣服のうち綿の裾長上着も同様に日本人から手に入れています。自分たちで縫製した衣服としては柳の韃皮から作った布が、また武具としては弓とキンボウゲを塗った矢があります。戦のために要塞、小さい板を集めた木製の装甲、それにはやはり小さな板を集めて作られた木製の shostia[さおのこことか]があり、それぞれに1つずつ木製の輪が止められています。要塞については、この上申書に正確な目録が添付され⁶⁵、添付された地図⁶⁶にその位置が記されています。食物は、魚、そして日本国から日本船で日本人により住民へ毎年運ばれてくる食糧の1つとして米があります。これらのアタマンは、彼らの間での土地の分け持ちについてつぎのように語りました。第20島クナシリの北側の対岸には、彼らがコロスカと呼ぶ土地があります。住民は多く、同じ言葉話し、食物もやはり魚のようです。その土地には交易を行いにクラプィ krapuy[カラフト人のことか]がやって来るそう

⁶⁴ 臣民になった者の人数、受け取ったヤサク税、そのヤサク税のかわりにクリル人に与えられた贈り物のリストにかんするテキストは省略。【編訳者補注：A.S.ポロンスキー/榎本武揚他訳『千島誌』、117頁によると、47人が臣民になった】

⁶⁵ 目録はこの文書ファイルには含まれていない。

⁶⁶ ЦГАДА, ф.7, оп.2, д.2539, л.531 を参照。

です。衣服は、日本人が着るような、天日で漂白された[stelenye をこう訳した]木綿の裾長上着です。彼らは中国人と交易を行い、毛深人からはクロテンやキツネを買い、彼らに自国の銀貨を渡しています。彼らの話では、このクロテンの値段は、クロテンまるごと一頭分の良質な毛皮に対してはたつぷりと支払われるそうです。われわれも移動中、この土地を目撃しました。その場所は本状に添付いたしました地図にも記されています。第 20 島クナシリの南側からは、脇にチコタ島[第 21 島シコタン]が見えました。これについても、同じく添付いたしました地図に記されています。アトキス島のアタマンからロシアへ、彼ら自身が縫製した衣服のうち、柳の鞣皮で織られ青い中国製綿布で縁取りされた裾長上着 1 着、そして同様の生地で刺繍が入っていないもの 7 アルシン半が、記念に贈られました。前述のアタマンたちに対し、忠誠の証として、またロシアの待遇と習慣を教えるため人質を出すように、彼らにも分かりやすい理由をあげて説明し、要求しました。というのは彼らが、「われわれは人質なしでもあなたたちと仲良く暮らしていける。あなたたちはわれわれのことで、心配したり疑いを持ったりすることはないだろう」、と述べ、人質を出すことを望まなかったからです。彼らの目つきと気質について言いますと、目つきは獣のようです。気質について探りだすことは、短期間の航海では通訳、そしてアトキス島やその他の島々に住み、アタマンの尽力により 1,500 人が臣民となることに同意した毛深人たちの上述のアタマンを介しても不可能でした。[上述のアタマンたちは]その他のことについても努力することを約束しております。毛深人の総数については明らかではありませんが、非常に多いことは確かです。

アトキス島と呼ばれる第 22 島に到着すると、そこにはタネンモレ[チネンマル]という名の日本船が停泊していました。1778 年 6 月 19 日夕刻近く、岸から 150 サージェン離れたところで停船しました。到着と接岸の無事を祈って、私シャバリンは、彼らに敬意を表して 3 艘のバイダーラから 3 丁の銃で発砲するよう命じ、接岸してバイダーラから降りました。日本人たちはわれわれが何者で、どこの国の者かわかっていませんでした。同行の通訳、クリル人グリゴリー・チキンを介して、「われわれはロシア国の者で、会見し、友好と親交を深めるためにみなさんのもとへ参りました」、と答えました。それに対し、彼らは同 6 月 19 日、われわれのもとにこの通訳を送り返し、通訳を介して「あなたたちがわたしたちのところへ友好と親交のためにお越しくくださったことを、わたしたちはたいへん喜んでます。あなたたちのところでは食糧が不足していませんか。乏しいのであれば、わたしたちに知らせてください。提供いたします」、と挨拶を送ってきました。それに対し、私シャバリンは同行した通訳を介し、航海中は神のご慈悲により食糧の蓄えが不足することはまったくありませんでした、と返答しました。その際、通訳は、日本人の指示にしたがい、私が持って来た食糧について教えてほしいと尋ねてきました。そこで私は、同 19

日夜中1時すぎ、最初の機会として、4つの錫の皿にべつべつに、1皿目はライ麦パン、2皿目は味付きパン、3皿目はライ麦でできた食糧、4皿目はひき割り大麦と葉タバコ3束を載せ、それらの皿と一緒に4人を送りました。私シャバリンは、日本語通訳学徒イヴァン・オチェレディンに対し、あらゆる新情報を得るべく、彼ら日本人の言葉を理解する能力を隠しておくよう命じました。これらの贈り物を引渡し、交渉するため、われわれに同行した通訳グリゴリー・チキンが送られました。彼らはチキンを受け入れ、私が送ったものをうやうやしく受け取り、彼らのやり方で感謝を示しました。今度は彼らがわれわれに、混じりもののないキビ[米か]少量と葉タバコ5束を送ってきました。

6月20日、私シャバリンと配下の役夫8名は、交渉と通訳のために日本語通訳学徒イヴァン・オチェレディン、毛深語通訳グリゴリー・チキンを伴い、出発しました。そのとき、日本人側から日本人36人、そしてアトキス島と他の島々の毛深人200人程からなる集団がわれわれを出迎えました。彼らはみな跪き、各人が手をあげて両手のひらを合わせ、手のひらと手のひらをすり合せて、独特の方法でおじぎをしました。到着すると日本人たちはわれわれを自分たちの兵舎に連れて行き、われわれのためにしつらえた特別の場所に座らせました。彼らとともに2人の船長、すなわち1人目はフィオギチ[以下、フィオグス、フィオギスとも書かれている]、2人目はゲニモン[以下、ゲニアモンとも書かれている]という名前の者がいました。彼らは自分たちのための特別な場所に立ち、1組の衣服、つまり黒色の中国繻子でできた、床までの裾長の着物、そしてその上に短いコービー色の繻子の服を身につけていました。頭には何もかぶっておらず、彼らは頭をまるでそこにはじめから髪の毛がなかったかのように真中まできれいに剃りあげていましたが、後ろの部分だけ髪の毛が少し残され、1つに集められワックスを塗られ、剃りあげた場所に折り曲げられていました。彼らははじめにわれわれの航海について、どれくらいの距離と時間を船で旅してきたのか、住民からの妨害はなかったかどうか尋ねました。そして、われわれが到着する際、われわれが安全に滞在できるよう、またわれわれと友好関係にあるように命じられたと伝え、さらに「われわれの君主は、勅令によって誰に対しても非礼な態度をとることがないよう、われわれに念を押しています」、と言いました。これに対し私は彼らに、われわれの慈悲深き女帝陛下も、勅令を出して外国人と接触するときには非礼のみならず、いかなるささいな侮辱も死刑をもって禁じております、と答えました。それに対し彼らは嬉しそうな様子で、われわれはそのことを聞いてたいへん喜んでいますが、と答えました。私は、クリル列島第18島のウルップ島を5月31日に発ち、1日も無駄にせず、風にも遮られずに6月20日までかかり、距離にして630露里を航海しました、と伝えました。そして、私と供の者たちは日本の酒を小さな杯に1杯ずつすすめられました。

丁重なもてなしをうけ、彼らのもとを去るとき、部下の勤務員たちは日本語会話通訳学徒のイヴァン・オチェレディンを介し、お礼として彼らを自分たちのところへ招きました。彼らは同 6 月 20 日、フィオグスとゲニアモンを含む高い地位にある日本人 8 人でやって来ました。日本船の指揮官であるフィオグスとゲニアモンの前には、2 人の日本人によって 2 本の槍が運ばれてきました。槍には銀縁がついており、黒い漆塗りの鞘に入れられ、槍の柄にもやはり黒い漆が塗られていました。この 2 人は各自が 2 本ずつ刀を帯び、刀の柄は銀で金箔がほどこされていました。その他の日本人たちは 1 本ずつ刀を帯びていました。到着すると、跪いて自分たちの方法でうやうやしくおじぎをしました。われわれは日本人たちを彼らのために特別にしつらえた席に座らせ、お茶、砂糖の塊と小麦パンを、彼らのやり方でべつべつに錫製の皿に入れ、各人の前に出して、勧めました。訪問中、同席した学徒イヴァン・オチェレディンを介して話をしました。最初に、君主から得ている彼らの俸給そして彼らの航海について、つまり自分のくじからアトキス島まで多くの日数を旅したのか、距離は何露里か、どの町に住居をもっているのか、家畜としてどんな動物や鳥を飼っているか尋ねました。それに対して、日本船の指揮官であるフィオグスとゲニアモンは、「自分たちの君主から俸給を受けています。ゲニアモン・オズナフィヴェイチ・カシファは金貨 1,200 枚を、フィオグスは金貨 500 枚を受け取っています。住居はナナサギ[長崎か]にあり、くじからは船で 15 日間かかり、距離は 500 露里です。家畜はかなりの数の馬と牛を所有し、さまざまな鳥もたくさんいます」、と答えました。日本人たちはわれわれのところにおよそ 2 時間いて、私たちに自分たちのやり方でうやうやしく礼をして自分たちの兵舎に帰りました。このときは、前述の槍はこの 2 人の日本人の後から運ばれていきました。

6 月 21 日、私シャバリンは、日本語通訳学徒イヴァン・オチェレディンと毛深語通訳のクリル人グリゴリー・チキンを伴い、日本人の兵舎を訪れました。私が到着すると、彼らは彼らの流儀で私と通訳たちを礼儀正しく出迎え、以前につくられたものと同じ席に通し、自分たちも前回と同じ席に座りました。そのとき、彼らは 1 組の衣服、つまり表地に金の草模様の刺繍が施された緑色の中国縞子でできた裾長の着物を身につけていました。はじめに、私と通訳に小さな杯で日本の酒を 1 杯ずつ、普通のお茶、混ぜもののないキビを煮たものを勧めました。つづいて、小さな黒い漆の茶碗に入れられた「ウメ」という名前の果実の菓子が出されましたが、これは酸っぱい味でした。菓子の一つとしてショガ[ショウガ]という名前の食べ物が出ました。味は酸っぱく苦く、胡椒のように辛いものでした。

日本人のところではわれわれと同席した者の中には、生まれながらに毛深人の言葉を知る者がいたので、日本語通訳学徒イヴァン・オチェレディンと毛深語通訳グリゴリー・チキンをつうじて、つぎのような話し合いがもたれました。[第 1 に、]ロシアと日本双方による交易と船を入れる港

の確立について。第2に、最初の機会として、彼らの商品の中から何かと、われわれが運んできた荷を取引できないか。第3はあなたたちの隊員のうち、ロシア国の町を見学することを希望する者はいないか。第4は日本国の首都や他の町の探査について。これらのわれわれの提案に対し、フィオゲスとゲニモンはつぎのように返答しました。われわれの国の首都は江戸^{エド}といい、そこには公方^{クボウサマ}様という君主がおられます。海に面した町のうち、大きなものの名はつぎのとおりです。第1はマトマ[松前か]で、領主はトノサ[殿様か]、第2はナンビ[南部か]、領主はモノサム、第3はシェンダイ[仙台か]、領主はトノサ^{トノサ}殿様です。これはランティ ranti とアムボズヤ ampoza を意味します。近くにある町には、第1はファチン[八戸か]、第2はカダイシ[釜石か]、第3はケシェンブ[気仙沼か]、第4はチャシ[銚子か]、第5はブシュ[武州か]、第6はクヴァント[関東か]、第7はエンム[遠州か]、第8はイシェ[伊勢か]があります。深く入り込んだ湾はカナガワ[神奈川か]と呼ばれます。カナガワ湾にはヴラザワ[浦賀か]という関所、チョーヴァ[千葉か]という町があります。アトキス島から松前^{マトマイ}までは500露里で、松前から首都の江戸までの距離も遠くないそうです。交易の港の設置については、正式な承認にかんする日本の君主の勅令が追ってあるまでは、私のもとに同行した2人の通訳を介しての、ロシア側から私シャバリン、そして前述した日本船の指揮官ゲニモンとフィオゲスを代表とする日本側との双方の合意にもとづき、ロシアおよび彼ら日本の船は第20島クナシク島⁶⁷の南にあるロパトカ[岬]の北側に来るべし、と口頭で取り決められました。約17露里の位置に入江があり、彼らの話ではそこには以前船がたくさん停泊し、この入江は陸地に深く入り込んでいたとのこと。これらの土地、そして船舶が出入りする港の停泊地の双方からの位置は、この報告に添付いたしました地図に記されています。われわれ双方によって港が設置される際、私シャバリンにかならず来年1779年7月20日頃、上述の港へ交易を目的に来るようにとの要望がありました。交易については、友好のため手始めに贈り物をするだけならば問題はないが、今のところ君主の許可なしでの着手は危険であり、勤務員たちに対しても、私と同行した際に仲間うちで互いに贈り物をし合うことは許されるが、商いをする事は許されていない、とのことでした。

彼らは、間違いのない確かな将来のために、来年、この港を立派に設置して交易したいと述べ、最後に親切にもてなし、自分たちの国で製造された、トゥルカ[銃口の広い短銃]に似てはいますが、もっと滑らかで撃発装置のない鉄砲を見せてくれました。6月22日、私は住民をつうじて、前述した日本船の指揮官らに対し、会社経営者諸氏より贈られてきたさまざまな商品の中から、友好のしるしの贈り物としてつぎのものを渡しました。真紅の美しいラシャをフィオギスに8アルシン半、ゲニモンに7アルシン半、緑色のオランダ製ラシャ5アルシン、真紅のラチネ織り1

⁶⁷ クナシリ島をさす。

アルシン1 チェトヴェルチ、長靴2足、脂肪石鹸10 フント、綿のスカーフ1枚、黒いスウェードの手袋2組、麻布一巻きをリュスコボの長さ単位⁶⁸で94 アルシン6 ヴェルシヨーク、幅広の絹製腰帯2本、男性用と女性用の銀製の指輪各2個、銀製のカフスポタン4個、帽子2個、金モール2 アルシン15 ヴェルシヨーク、短靴2足、受け皿つき茶碗2客、綿の靴下2足、水色のラシヤのカフタンです。同席の日本人商人たちと勤務員たちには、長靴4足、明青色のラシヤ2アルシン、絹製リボン4束、短靴2足、針2包み、鷲の尾羽根32本を贈りました。彼らの松前の長官にも、大きな壁掛け用鏡1枚と1シトーフ入り脚つき大杯を贈りました。これら荷物を送るにあたって、指揮官たちは彼らのくじのことで署名し、さらに文書を4通よこしました。2通は自分たちの官位について記したもので、残りの2通はロシア国にいる日本人たちへ転送するためのものです。それらは本上申書に添付されております⁶⁹。ロシアにいる日本人たちについて、これらの日本人たちがどのような経緯でいつ頃からロシアにいるのか、日本語学徒イヴァン・オチェレディンによって伝えられました。これに対し、前述のフィオガスとゲニモンから、われわれにロシア【との友好】の確かな証となる贈り物として以下の品物が渡されました。衣服は、紺色の縞子の裏地がついた、黒い薄手の中国縞子の裾長上着、2つ目は赤い中国製綿布の裏地がついた、綿生地にさまざまな草模様が施された緑色の縞子、3つ目はやはり赤い中国製綿布の裏地がついた、草の織模様が施された黒色の縞子、4つ目はやはり中国製綿布の裏地がついた、綿糸で3色に織られた琥珀織、5つ目はさまざまな草の刺繍が入った、薄手のなめらかな中国産絹織物、幅広のズボンに似た、濃青色の綿ズボン1本、支那緞子で編んだ草履1足[odna golevyia tyufli をこう訳した]、日よけ、つまり草で編んだ帽子、黒の漆塗りで一部に銅縁がついた、脚つきの、彫りの入った壺、鏡3枚、扇子1本、純銅製の匙1本、茶葉少々、各種の甘い菓子が少量ずつ、厚いツェイナ tseina の茶碗2個、黒砂糖少量、赤い漆塗りの小杯、黒い漆塗りの茶碗4個、異なる形をした黒い漆の盆3枚、並の刀の柄、絹の腰帯1本、筒に赤い漆が塗られ、銀メッキが施された銅製の喫煙用パイプ1本と小袋、剃刀1本、草模様が両面に刺繍されたハンカチーフ、小さなハサミ、小瓶に入った日本の酒1本、日本国の10コペイカ銅貨、鶏の玉子2個。以上に列挙したこまごまとした品物以外に、商人と勤務員から脱穀したキビ5袋を受け取りました。

同22日、私はこの日本人フィオガスとゲニモンに、見学のためにチネンマレ[チネンマル]という名の彼らの船を訪問することを許していただきたいと願い出ました。これに対し、彼らは私シャバリン、同行した日本語学徒イヴァン・オチェレディンと勤務員5名を船載ボートで日本船に連

⁶⁸ 【編訳者補注：リュスコボは、ヴォルガ川右岸、今日のニジェゴロド州に存在する。17世紀初め、対岸にマカリエフの市場ができ、ロシア最大の市場の一つに成長したため、リュスコボも発展し、18世紀にはロシア最大の穀物取引地の一つとなった。同様にさまざまな家内工業が発展したので、単位の基準もこの町から発祥したものと考えられる】

⁶⁹ ЦГАДА, ф.7, оп.2, л.2539, л.153a-153б を参照。

れて行くよう、水夫たちに命じました。船に着くと、われわれは靴を脱ぎ、長靴下だけで船の中に入るように指示されました。私の見たところ、船は長さ 15 サージェン、ビロードが敷かれた甲板の幅は 7 サージェン、船倉は 6 サージェンありました。船はブナ材で造られ、帆桁は 8 サージェン、舵の大きさは 5 サージェンで、縄輪はなく滑車で動き、操縦[pravezh をこう訳した]の舵柄は船倉上部にあり、マストは糸杉材で高さ 15 サージェン、主要な索は獣毛で作られ、7 本の錨にはそれぞれに錨爪が 4 つ付き、その重さは 6、7 プードから 12 プードありました。帆は厚地の灰色の麻布に似た生地から作られ、船の内側から上がっていました。その船には 2 つの船倉がありました。下部の船倉には飲み物やさまざまな原料、上部には食糧が備蓄され、水気を避けてその他の軽い商品が入れられていました。船の中には彫刻が施された、光輪のない聖像のようなものが立っていて、この船はたいへん立派に造られていました。船の日本人は全員で 36 名でした。私シャバリンに伝えられたところでは、「ここから東、50 露里のところにもう 1 隻停泊しており、この別の船もわれわれと同様の船で、同様の食糧を求めて、脂やさまざまな干魚の買いつけにやはり 36 名でやって来ている」、とのことでした。私はバイダーラでその船まで行くことはあえてしませんでした。なぜなら、私が長期間不在になることで、決められた期間内にオホーツク港へこの船を戻すことができず、ひいてはこの報告ができなくなることがあってはならないからです。フィオゲスとゲニモンの話によれば、彼らの町ナナサギにはさまざまな 12 か所から船が来るそうです。どれくらいの数の船がどの国から来るのかについては教えてもらえませんでした。中国から来る、70 名あるいはそれ以上の船員が乗っていることもある大型船についてだけは話してくれました。23 日、私シャバリンは公務を遂行するために自分のところにおりました。

6 月 24 日、二檣帆船聖ナタリア号を見つけるために、私シャバリンは役夫たちとともに引き返すことにしました。私は 2 人の勤務員と日本語学徒イヴァン・オチェレディンを伴い、フィオゲスとゲニモンに別れを言いに日本人の兵舎を訪ね、出立を告げました。これに対し、彼らは私に、今日は霧が出ているし、風も航海に向いているだろうか、と言いました。私は彼らに、われわれには霧があるときの位置確認のためにコンパスがあり、風もわれわれには好都合です、と答えました。それから、フィオゲスとゲニモンを含む 8 人の高い地位にある日本人たちは、見送りのためにわれわれのところへやって来ました。その際、彼らの先頭には、銀縁が付いた、黒い漆塗りの鞘に入った槍が 1 本運ばれてきました。その槍の柄にはやはり黒い漆が塗られ、柄の真中には長さおよそ 3 チェトヴェルチ、幅が指 2 本分ほどの金の環がついていました。彼らの指揮官たちは、金箔が張られた銀製の柄を持つ刀を 2 本ずつ帯び、他の日本人たちは刀を 1 本ずつ差していました。日本人たちは勤務員たちのために 1 オシミナほどの日本の酒を運んできて、出航後に全員の健康のためにふるまってほしいと言ったので、そのようにしました。毛深人からは 3 人のア

タマン—アトキス島のアタマン、シフマヌ、第20島クナシリ島のアタマン、トゥキノエとイサンキンツ以下、30人が見送りにきました。前述の日本船の指揮官と毛深人のアタマンたちは丁重に見送ってくれました。日本人たちはそのとき岸辺に立って、去っていくわれわれにロシア式のお辞儀をしたので、私シャバリンは安全な出航を願って、大砲を1発、3艘のバイダーラからは3丁の銃で3発放つように命じました。

私とともに日本人のもとを訪れた会社の役夫について、名簿を本状に添付して提出いたします。すなわち、カムチャツカ・ポサード民ニキフォル・コシュカロフ、ポリシェレツク・ポサード民ラヴレンティー・スコクネフ、トーチマ商人ワシーレイ・モモトフ、チェルドウィニ商人イヴァン・ゴロホフ、ポリシェレツクの雑階級人 raznochits⁷⁰グリゴリー・ロスクトフ、トボリスクのミハイロ・プシュカリョフ、イルクーツク・ポサード民フョードル・グラズノフ、イルクーツク・ポサード民ヴァシレイ・ズヴェズドチエトフ、イルクーツクのヴァシレイ・コージン、エニセイスク・ポサード民ミハイロ・トゥゴルコフ、キレンスク農民アモス・バルシン、トボリスク町人ヴァシレイ・シュストフ、チャフチンスク職人ピョートル・サモイロフ、エカテリンブルグ・ポサード民ティモフェイ・ジューコフ、イサク・ブニコフ、イリムスク町人アレクセイ・クルバトフ、キレンスク農民ミハイロ・マルコフ、オホーツク港からはヤサク税納税者セミョーン・ペジエムスコイ、ポリシェレツク・ポサード民ピョートル・コロミン、ポリシェレツク・ポサード民イヴァン・プリュスニン、クジンスク輻重監 [kamisarstvo をこう訳した]アレクセイ・スヴィニニン、オエツク自由農民ニキータ・クズネツォフ、カムチャダール人のヴァシレイ・シェルコヴニコフ、イヴァン・ザーエフ、ニキータ・ムホブレフ、アンドレイ・パノフ、ヴァシレイ・オフツィン、クリル人ニキータ・シパンベルホフ、アレウト人アレクサンドラ・ポポフ、以上です。

当地に連れて行きました毛深語通訳グリゴリー・チキンにより、航海中に記録された日誌⁷¹を本状に添付して提出し、貴族アンチーピンからポリシェレツク政庁へ送付された封書についてもご報告し、本状に添付して提出いたします⁷²。しかし、会社経営者である私の主人、ヤクーツク商人パーヴェル・レベジェフ=ラストチキンに宛てた別の手紙は当地で彼に渡されました。添付いたしました日誌も含め、私の航海全体にかんして本上申書をもちまして、オホーツク政庁につつしんでご報告申し上げます。また私から同様の報告が、会社の代表である商人レベジェフ=ラストチキンに手渡されました。

会社経営者、ヤクーツク商人パーヴェル・レベジェフ=ラストチキンの二檣帆船聖ナタリア号の会社の本上申書に、先導者、イルクーツク商人、ヤコヴの息子ドミートリー・シャバリンが署名い

⁷⁰ 史料にはこのように書かれている。

⁷¹ ЦГАДА, ф.7, оп.2, д.2539, л.133-137 を参照。

⁷² 文書ファイルには含まれていない。

たしました。

注記：1778年9月4日に作成したのち、報告のため提出された。

(4)ЦГАДА, ф.7, оп.2, д.2539, л.124-132. 原本

(前田ひろみ・寺山恭輔 訳)

15. イルクーツク県知事、陸軍准将 F.G.ネムツォフからクリル列島とアレウト列島へ出発する商人たちへの指示⁷³。(⑦No.55)

1778年9月16日

獣の毛皮採集を目的に、オホーツク港およびカムチャツカからアレウト列島、クリル列島、そして大洋にあるその他の島々へ出発する海事会社に対する指示。

獣!! ラッコや黒キツネ!! の毛皮採集を目的とする、北アメリカへのそちたちの航海は大いに注目されている。その熱意は賞賛に値する。この有益な計画の成果は、そちたちにとっておそらく満足がゆくものだろうし、個人的な利益にかんしても、ときにはわずかな資本で予想以上の成果を得ている。ようするに、かつては月並みな財産を持っていたにすぎないそちたちの仲間は、その多くが今ではすっかり裕福になったように見える。これが古い会社のみならず、その他の会社の間でも新たな稼ぎ、つまり高価な獣がより多く生息する島々を探し求めることへの熱意を大きくさせた。これらの試みからは、近隣諸国、とりわけ中国人が大変好んでこれらの獣を購入し、あらゆる相互の利益が両国の友好をさらに強化するという、帝国にとっての利益もある。分別ある行為と好意によって島民と友好関係が結べたならば、それを足がかりに帝国の榮譽のために彼らの臣従が期待され、関心をいっそう高くしている。この点において、最初にきわだった尽力をした者たちはすでに格別の報酬を受け取っている。たとえば、まず 1758 年、商人イヴァン・ニキフォロフの会社は、聖ユスティアン号⁷⁴でウムナック、ウナラシュカ[ウナラスカ]両島に到達し、この地において黒ギツネの毛皮だけで 1,603 枚を獲得し、とくにこれに対し全参加者に女帝陛下より慈悲深くも褒美が与えられた。すなわち、商人のイリヤ・スニギレフ、イヴァン・ブレニン、ヴァシレイ・クリコフ、イヴァン・トミロフ、アフォナシイ・スハノフ、アンドレイ・ティトフ、グリゴレイおよびピョートル・パノフ、エゴル・サビニン、セミョーン・クラシリニコフ、アフォ

⁷³ 本指示は F.G.ネムツォフからボリシェレツク政庁への「命令」に添付された。この命令では、本指示がこれまでの航海の経験を総合し、アレウト列島とクリル列島へ出発した商人たちに対する助言と指示を一つにまとめた最初の試みであると述べられている(АВПР, ф.РАК, д.26, л.170)。

⁷⁴ 文書には誤りがある。正しくは聖ユリアン号。史料⑦No.16を参照。

ナシイ・チェバエフスコイそして兵器製造工アフォナシイ・オレホフ、以上の者が民間奉仕から解放され、金メダルが授与された⁷⁵。のち 1764 年、商人のヴァシレイ・シーロフとイヴァン・ラピンが、同様の毛皮採集により同様の特権とメダルを賜った。さらにオホーツク政庁から補助金として支給された総額 9,000 ルーブルが、彼らによって女帝陛下に献上されたキツネ皮 120 枚に相当すると算定された。また私の在任中だった 1776 年、シーロフの会社が聖パーヴェル号で入手したもののうち黒キツネとギンギツネ 300 枚が、私の恭順上申書が添付されてラピンとオレホフらによって女帝陛下に献上され、これに対しても、同様に慈悲深くも大金が賜与された。

こうした利益をすべて列挙する一方で、これまでにわれわれの者たちが島民に対して働いた無礼が原因で発生したのかもしれない不快な出来事についても述べておかななくてはならない。周知のことではあるが、共同出資者のうち全員ではなく、より正確にはごく一部の経営主が上述の航海に出発し、多くの場合、航路だけを知る、当地の呼び名でいうところの先導者に彼らの全乗組員とその他の役夫全員を委ね、船を任せている。先導者たちは、その卑しい生まれから獣を手に入れること以外何も考えていない。かりに彼ら自身がそれすらも十分に考えないとしたら、力づくで奪うことも厭わないだろう。島の住民は生来、容赦がないので、彼らが憤慨したときには彼らの報復はなおさら激しく、かつ集団的なものへと広がるだろう。それゆえ、われわれはしばしば自分たちの者の内部にある退廃を看取し、それを獲物以上に重視するべきである。

しかし、船の先導者は、その卑しい生まれゆえに、損失について自分たちでよく考えないので、このことが彼らにまだ伝えられていないとすればきわめて遺憾である。現在、私はそのような事態を非常に憂慮しているので、そちたちにこの毛皮採集業をよく理解してもらいたい。そちたちはこの事業に長期にわたり、手当たり次第ではなくおそらく利益や逸機を十分に考慮しながら従事しているのだろうが、最も凶暴な未開人さえも友好関係に惹きつけられるような温厚なふるまいを唯一の方法としたときに、利益はすぐ目の前にあるだろう。情報によると、アレウト人や毛深いクリル人は怪力の乱暴者の範疇には入らず、むしろいくらか温厚なほうである。彼らに対してわれわれの側から最初に不愉快なことを言わなければ、力づくで何かを手に入れるよりも大きな掘り出し物を、彼らからつねに友好的に手に入れることができるだろう。彼らも好意を示され、進んでロシア帝国の臣民となるだろう。それ以降は非常に多くの臣民を得ることができるだろう。不和が絶えない現状においてもそちたちがかの地からかなりの富を得ているのだから、平和な君主制の時代にはそれにも増して大きな富が手に入り、けっして危険や損害を被らず、ただ獲得物によって人びとの心はますます一つとなり、さらに喜ばしいことに、君主のご慈悲や社会からの賞賛に値するようになるであろうことを想像してみたまえ。

⁷⁵ 史料⑦No.25 を参照。

逆に、今後もわれわれの側から島民への乱暴が続くならば、彼らは痛めつけられたことで敵意を持ち、いったん敵意を持てば次第に防御を固くするだけでなく、直接、戦にも訴えるようになるだろう。われわれから盗んだまさしくその武器で、そちたちの毛皮事業が危険にさらされるだろう。しかしこれは、私が彼らの隣人たちについて憂慮していることよりもまだまったく取るに足りない。毛深いクリル人は日本人と恒常的に交易を行い、もっぱら日本人の側からの友好的態度によって固い友情を築いているのだ。一方、日本人にとってヨーロッパ人の中で最も重要な航海者はオランダ人である。彼らオランダ人の特徴は世界の果てまで到達することである。イギリス人、フランス人、スペイン人そしてポルトガル人も同様に熱心に地球を回り、彼らはみな、世界各地に散在する民を自分たちの支配下に入れることを熱望している。彼らがいまだその機会を見出さなかった場所は、たんに彼らがそこに到達しなかつただけにすぎない。アレウト列島やクリル列島におけるこの羨望の的となっている毛皮事業は、以前よりヨーロッパ中の関心を集めていたので、われわれに対するかの地の住民の態度にかんしてわずかでも彼らの知るところとなれば、彼らは当然、報復を行い、ロシア商人が長年享受してきた収益を取り上げずには済まないだろう。このような結末を未然に防ぐために、そちたちに以下の指示を与える。

第1項。島民と交流するべし。通常、落ち着いた行動は友情をもたらす。それゆえそちたちは船の指揮者に対し、既知あるいは未知の島々に到達した際、まず島民にできるかぎり友好的に自分たちについて合図し、事故を未然に防ぐべく、彼らの手中に落ちぬよう指示するべし。おそらく現場の状況で、彼らもこれを感じ取るだろう。既知の島々については、われわれの者たちがすでに熟知し、たとえば避泊他以外の情報も持っているとは私は考える。しかし、自分たちの任務を遂行するためには、そこでも古い知識をそれほどあてにしてはならないし、あらゆる手を尽くして自分たちと彼らとの友情を強固にしなくてはならない。そのための手段、すなわちどのような贈り物をすれば彼らの友情をうまく手に入れることができるのか、そちたちはすでに承知しているだろう。それによって喜ばせれば喜ばせるほど、彼らの友情をよりいっそう有利に利用できるだろう。

彼らとの間に真の友情を見いだしたならば、ロシア帝国の臣民となるよう説得し、われらが最も慈悲深き君主の偉大なるご慈悲について、そして女帝陛下の庇護下ではもはや何者も彼らを言葉で侮辱することなどできないのだから、彼らの暮らしが大いに安穏となるであろうことを、できるだけしっかりと納得させなくてはならない。彼らはあらゆることにおいて平穏と安らぎの中で変わらない暮らしを送り、われわれの到来者は一領土として彼らに必要な物資をすべて運び込み、兄弟のように暮らすだろう。ようするに、取った人質たちを丁重に取り扱い、十分な食べ物を与えて満足させ、まさしく実行することで人質たちに示すべし。島民のなかで彼ら人質以外に

カムチャツカやイルクーツク行きを希望する者がいるならば、これを受け入れるべし。ただし少人数とし、彼らの食糧は官費で賄うべし。道中、彼らをけっして憤慨させるべからず。

つぎに、知己となった島民全員から島民の特徴を探りだすべし。つまり、誰と隣り合って住んでいるのか。誰と交際しているのか。どのような方法で彼らは互いに待ち合わせをしているのか。彼らが知っている土地は彼らの島から遠いのか。またそれはなぜか。彼らの隣人やわれわれの毛皮採集船を除いて、他に、彼らにとって未知のどのような者が、獣の捕獲や彼らとの交換を目的に彼らのもとに到来するのか。そういったことがよくあったのならば、詳細に聞きだすべし。すなわち、何隻の大型船で来たのか。彼らの船はわれわれのそれとどこが異なるのか。彼らは何人だったか。彼らの船で目についたものは何か。平穩に、あるいは小型の武器を携行して、それとも船上の大型武器で何らかの威嚇をしながら、接岸したのか。彼らによって引き起こされた恐怖は何によって収束したのか。つまり、彼らから何かを要求されてなのか、あるいは強要され彼らの支配に屈服してなのか。何と名乗ったのかについて誰も名前を思い出せないならば、せめてこれらの人びとの外見的特徴にかんして、どのように彼らは交渉を行ったのか、どんな服装で、船上には何色の国旗があり、どんな軍艦旗(つまり風信旗)があったか、聞きだすべし。最後に、彼らが到来した日時、どれくらい長く滞在したのか、一度ないしそれ以上なのか、彼らと知己である隣人たちのもとにも立ち寄りなかつたか、ほうぼうで彼らが何をしたか、さらに重要な問題として彼らが天体観測を行わなかつたか、地図を作成しなかつたか、知るべし。たとえ彼らから正確に聞きだすことができなくとも、推測を入れて以上すべてをできるだけ正確に書きとめるべし。(われわれの船を除く)これらの航海者にかんする情報を得たうえで、彼らがどの国から来たのか、つまり日本人なのかそれともヨーロッパ人なのか判断するべし。

第2項。用心深く行動するべし。危険事態をすべて記述できないとしても、あらかじめ以下についてそちたちに述べておく。海上や島々の近辺で予期せず外国船と遭遇したときには、まずその規模を確認し、たとえばそれがそちたちの船よりも大型で乗組員が多く、とりわけその船の構造がアジアの型ではなくヨーロッパの型に思われたときには、これに対する自分たちの好奇心を満たすうえで、十分慎重にするべし。つまり、上述の民族は並外れて機動的なので、われわれに攻撃してこないよう、海上を航行する船には接近するべからず。したがって、これらの船から遠ざかり、その船がどのような針路をとっているか、その船上に何が見えるかだけをしっかりと観察し、すべてを書きとめるべし。

錨地に停泊している船舶に対しては、まず自分たちから合図を出して接触を開始するべし。先方へ自分たちの者を8名ないしは10名ずつ、武器を隠し持たせて小舟で派遣するべし。その船の射程距離には少なくとも近づかず、船籍を問い、自分たちがロシア帝国臣民であると名乗るよ

う命ずるべし。その後、愛想良く対応することで、彼らがどこへ向かうのか知ることができるだろう。しかし、彼らがこれを乱暴に拒否したならば、われわれの者たちはそこに長居するべきではなく、ただちに自船に戻り、そこで武力に見合った対応、つまりこの船をどこかに追い払うか、あるいは自分たちが立ち去るかいずれかの方策を講ずるべし。見知らぬ船の様子が不穏ではなく、われわれに対して友好的態度を示したとしても、盲目的に信用せず、密かにあらゆる予防措置を講じ、自分たちが毛皮採集を目的にやって来たことをけっして明かさず、臣民である住民からヤサク税を徴収する目的で派遣されたとだけ話すべし。ただし、そのために手持ちの獣を見せるべからず。その一方で、うわべだけでも自分たちの友好を信用させるべし。これにくわえて、われわれが損害を被らない程度でどんなものでもよいから小間物を贈ることができそうならば、これは許可されるだけでなく、彼らの活動を知る絶好の手段となろう。つまり、どんな目的でどこへ行くか、停泊の本当の理由は天候のためなのか、あるいは他のやむをえない事情によるものなのか、自身の目で確認できるだろう。

ただし、住民のいる島々に停泊する外国船に対しては、なおいっそう警戒せねばならない。それゆえ、住民の攻撃を引き起こす大きな危険にさらされずにこの島に接近可能か、遠方からこの島を事前に偵察せねばならない。さらに、この島に停泊している船についても、偵察のために派遣されたわれわれの者たちがその船から敵対的対応を受けたときに、被害を受けずにそれから逃走できるような船であるのかよくよく検討するべし。そのような恐れが明らかにある場合は、われわれの毛皮採集者が被害を受けぬよう、難を逃れるべくこの場所から一刻も早く離れるべし。しかしながら、危険の対象を免れ、この島から少し離れたら、島の状態や船がどこからやって来て、どのような目的で停泊していたかについて探る試みをするべし。一方、障害が報告されず、島に接近し、住民や外国船と知り合いになる望みがあるならば、彼らとの交際を開始し、表面的には友好的にふるまうべし。もっとも、欺瞞やこれまでのわれわれの行為に対する報復からは極力、身を守るべし。

新情報により明らかとなったすべての出来事、たとえば未知の島々の発見やこれまでの予期せぬ⁷⁶外国船との遭遇は、参考までに最大限詳細に報告するべし。われわれのその他の航海船に対しても、できるだけ上首尾に島民と友好関係を築き、彼らをロシアに臣従するように説き伏せるよう、あわせて助言するべし。獣が多数生息する無人島では、他の島と同様、毛皮採集を開始し、見知らぬ者の攻撃から身を守るべし。

偶然ここを通過したのではなく、獣の捕獲やこの地の未開人の征服を目的に到来した外国人に対し、彼らのこうした行為を阻止する策を講ずるべし。ただし、彼らがわれわれよりも大きな武

⁷⁶ 史料にはこのように書かれている。

力を持っているようであれば、この危険から離れ、これら外国人たちの行動が観察できるように身を隠すべし。もっとも、どこで何隻の外国船を目撃したのか、彼らが何をしていたのか、そして自分たちが目撃したことすべてを、内密に港にてわれわれの長官たちに報告するべし。

第3項。防備を強化するべし。敵対者に反撃できるよう、そちたちの船を整備しておく必要がある。そちたちの船には、たとえ大型ではなくとも、大砲を数門ずつ装備させる必要がある。この防備のおかげで異国の優れた船舶と遭遇しても、自分たちに好都合な航路を変更せず、また過剰に反応して彼らの目論見をやみくもに阻止せずに、勇気を持って対処できる。そうすれば、島々の未開人によるわれわれに対する妨害ももはや少なくなるだろう。

私は、そちたちみなが所有する毛皮採集船にかんして、必要なことを述べておきたい。ここでは、バイダーラについてのみ話しておく。この船での移動は、天候によっては大変危険である。自明のことであるが、各船にオランダ製船載ボートを搭載するのが望ましい。この船は、あらゆる暴風時、そしてとりわけ探索を行う目的で島に人を派遣する際に役立つ。船載ボートには小型のファルコネット砲を装備するべし。これを用いることで、島民から攻撃された場合、容易に防衛できる。そのうえで、威嚇しながら応戦することができる。

第4項。人びと[乗組員]を保護するべし。一行の無事を最重要課題と位置づけなくてはならない。そのために、上述の予防措置をかならずすべて講じ、船内の給養において生命と健康を損ないかねないものをすべて知っておかなくてはならない。まず、独特な種類の、あるいは不慣れた食物がこれに該当する。たとえば、カムチャダール人は元来、獣肉と魚だけを常食としてきたが、たまたま穀物を食べる機会があつて、彼らはこれを好んで受け入れているけれども、嗜好の一つに入れてはならない。いうまでもなく、彼らは穀物によって自分の力がより強くなったと感じるからだ。穀物を食べて育ったクリル人について考えなくてはならないのは、いずれ彼らもカムチャダール人の食物に慣れるにせよ、それまでの力が衰えないとは言い切れないことだ。とはいえ、日常的な消費に必要とされるだけの量を船に積載できなかったゆえに引き起こされる穀物不足に対しては、特別措置を講じざるを得ない。私は規定量を少なくすることはできない。そちたちは、1人あたり年6ブードを4年間分かならず用意するべし。1隻あたりの乗組員が総勢70名ならば、これは合計1,680ブード、60名の場合は1,440ブードとなる。穀物は焼いて、あるいは粉をただジャムに混ぜ込んで用いるべし。週一度だけであっても、当然のこととして乗組員の食事にならずパンをつけるよう、必要分は確保しておくべし。このようにして穀作地帯の出身者は、適切に健康や生活が維持されるのだ。同様に、飲料も与える必要がある。つまり普通の水は、水分が少ない食事の際に水気を多くするにすぎないが、それを避けるためには、たまにでもクヴァスのかわりに酢を使うべきだ。

病気が発生した場合、患者を観察し、発作に注意しながら彼をみなであらゆる手立てを尽くして看護するべし。病気が悪化して有害となれば、健康な者を伝染病から保護するべし。船内で病気が発生したならば、健康な者を病気から隔離することはまったくできないので、鳥の羽根や動物の毛、皮など、悪臭を放つものを燃やしてその煙を吸う方法を用いるべし。さらに、熱した鉄の上に酢を注ぐべし。海岸で病気が発生した場合、滞在中は病人を島に隔離し、このとき彼を1人のまま放置せず、彼を特別に看護する者をつけるべし。この目的で、この看護人は他の任務からは解放されるが、これを彼個人の負担にするべからず。毛皮採集の任務を、他の者たち全員に対して平等に分配するべし。

暴風による大破、敵の攻撃による不運が発生し(神よ守りたまえ)、乗組員が災難で窮乏した船があるならば、この事態を遠くから発見した別の船はこれを見過ごさず、最後まで全面的な援助をするべし。

外国人に対してもそうした必要な援助を怠るべからず。ただし、彼らの船が浅瀬に乗り上げてしまい、われわれの船よりも大型で乗組員も多い場合は別である。大勢の乗組員への援助は、修理の機会も与えず、感謝のかわりに当の援助者が拘束されかねないこともある。船が完全に難破してしまった場合は、かならず援助するべし。この援助は現場にいる人手だけで行われるだろう。そちたちはきわめて大きな負担を強いられるが、災難にあっている人命をけっして見殺しにするべからず。このような感動的行為によって、自分たちがより身近に博愛や思いやりを認識するばかりではなく、未開人もこれを注視し、われわれから善良な考えを持つことを体得するだろう。

救助された外国人の中に病人がいるならば、彼らの扱いは上述した自分たちにかんする対応と同様にするべし。有人の島に滞在中、そのそばを通過した外国船が自分たちの病人を治療するためにこの島へ寄港する必要に迫られた場合、伝染病に感染しないよう彼らを離す必要がある。彼らに合図を送り、人が住む島々へ寄港しないよう知らせるべし。そのうえで、互いに接触しないようにしたうえで博愛心から援助できるだろう。病状が悪化した者はできるかぎりよそにやり、契約を結ぶときには人質をかならず取るべし。

第5項。航海日誌をつけるべし。出航するまさにその日から航海中に起こった出来事をすべて書きとめるべし。たとえば、

(1)船はどの方向に向かっているか。一定方向の風、あるいは方向の定まらない風に乗って、停泊せずに何日間進んでいるか。

(2)航海中に島々や航行中の船舶について何を目撃したか。

(3)それらを見てどのような情報を得たか。

(4)興味を持ったにもかかわらず探査を実行しなかったならば、何がためらわせ、あるいはさま

たげたのか。

(5)進路の妨げとなった風や暴風が、どれほど、どこで引き留めたのか。どのように被害を免れたのか。この間、何に従事していたか。

(6)船の修理や淡水の補給、もしくは通常の越冬のために、どこで停泊を余儀なくされたか。そこでは、とくに何を目撃したか。

(7)どのような島で、獣の毛皮採集を行ったのか。それぞれの島で獣をどれだけ捕獲したか。これらの島で今後も毛皮採集を行う見込みがあるか。そこへのわれわれの立ち入りを住民はどのように容認しているか。つまり、継続的に交際し、臣下に入ることを希望しているのか。それとも、これを避けているのか。それはどのような理由からなのか。

(8)新たに島々を発見した場合、それはどこにあるのか。どのようにそこへ辿り着いたのか。どのようにそこへ接岸したのか。最初の出会いは何によって始まったのか。すなわち、威嚇によってか、それとも友好によってなのか。威嚇あるいは友好からどのような成果を取めたのか。

(9)彼らに平和的に受け入れられた場合、それはどのように実現したのか。つまり、何によってまたなぜ彼らを喜ばせることができたのか。彼らは継続的に関係を持ち、われらが帝国の臣民でありつづけることを望んでいるか。

(10)一方、彼らから許可が得られなかった場所では、どのように退去したか。被害を受けずにか、それとも受けてなのか。その被害とはどのようなものか。どんな些細なことでも残さず記すべし。これと関連して、その際に人命が失われたならば、発生した事件をすべて明確に説明するべし。今後もその地で交際や毛皮採集を行う望みがあるとするならば、その根拠は何か。どのようにその希望が実現するのか。

(11)遭遇した外国船にかんし、どこでどんな船と遭遇したのか。海上での通常の航行においてなのか、あるいは島々で遭遇したのか。交際はどのように始まり、何日間をともに過ごし、どのような情報を入手し、どのように別れたのか。

(12)人びとに発生した病気の発作について、どのような理由でそれは発生したのか。どうやって回復したのか。あるいは良い薬や適切な場所がないために命を落としたのか。

(13)今後、記憶にとどめ、また警戒するに値することはすべて記録するべし。毛皮採集者同士のささいな不和や彼らが行った狼藉、彼らが各自で島々や海上で毛皮採集を行っている最中にとくに気づいたことも書きとめるべし。ようするに、この航海日誌をカムチャツカないしはオホーツクに帰還する最後の日まで記入するべし。

第6項。航海士や見習いを採用するべし。毛皮採集を目的に会社から派遣された者たちと一緒に、航海を記録し、また可能な場所では地図に書き入れるために、1764年に公布された女帝陛下

の勅令にしたがってトボリスクに滞在するオホーツク港政庁の秘密遠征隊[クレニツインとレヴァシヨフの遠征隊のことか]の中から、現地の海軍勤務員の航海士を派遣するべし。したがって、オホーツク港司令官からは、航海士見習いを各船に1名採用するべしとの命令が下された。

第7項。珍品を収集するべし。アレウト列島やクリル列島、その他の島々に滞在中、驚くべき珍品をすべて収集するよう推奨する。たとえば、化石となった貝殻、魚その他の動物、同じく当地では知られていない珍鳥も手に入れるべし。その際、羽根とともに皮を上手に剥ぎ取り、剥製を作成し、帰還後、私に提出するべし。これは断じて私の個人的な要望ではない。それらは帝室に発送されるだろう。これをつうじて船会社は賞賛を得るだろう。このために尽力せねばならない。

第8項。共同出資者に対しては、上述の内容をより望ましく遂行することが認められている。これらの航海にかんしてはこれまで詳細な情報もたらされていないので、今のところ、すべてについて完全な指示を出すことはできない。したがってここで言及されていない問題も秩序のためにきわめて重要なので、切り捨てるべからず。さらに、船の指導者たちが望みのものを獲得するための確実な手段を新たに見いだしたのであれば、それは彼らの裁量に委ねられる。それによってより大きな貢献ができるであろうし、さらなる賞賛を得るだろう。

第9項。指令の不履行に対しては、罰金を科すよう指示されている。上述の諸注意よりも自分の古い思考を高く評価する者は、健全な分別に従わずに、島民に対する何らかの侮辱や恥ずべき暴行を見逃し、あるいは蒙昧な粗野さからそれを行なうだろう。その結果、開始された交際が断絶するだけでなく、他ならぬ船や毛皮採集者にも危害が及ぶであろう。かかる者たちは至高なる君主の勅意の違反者として裁かれるだろう。

船の先導者は指令の不履行には大いに慎重であらねばならない。役夫たちを精力的に監視し、彼らに対し、前述の争いや島民への侮辱ばかりでなく、飲酒や内輪もめも許すべからず。彼らが船の長たちによる抑制を軽んずるほど乱暴者であるならば、このような者は最も重い体罰のためにわれわれの港の長官たちへ突きだすべし。何者もこれらの乱暴者をけっして隠匿するべからず。役夫各人が任務不履行に対する厳罰という脅しで自分たちの仲間の行動を監視するのが、より望ましい。

第10項。船に補給をするべし。のちに物資の不足が、期待される任務の遂行を阻む原因とならないよう、航海の予定期間に比して余剰が生じる程度の準備がなされなくてはならない。航海に必要な物資の陸上からの支援については、これを諸法にのっとり行うべし。オホーツクおよびカムチャツカの長官たちは、私からすでに命令を受けている。

第11項。報告を行うべし。まず、航海に向けて船がどのように準備され、何日にどこに向け

て出発するのか。つぎに船に何が装備されたか。たとえば、索具、食糧、島民との交換用の物品、獣の捕獲に必要な道具、毛皮採集ばかりでなく防御にも用いる武器、乗組員の人数およびその名簿、各人の出身地、身分証明書の種類、年齢、契約した賃金……⁷⁷ この航海にどのような任務が課されているのか。国庫からこの船にどのようなご厚意があったのか。これらについて詳細な一覧表を提出するべし。

のちに船が航海から帰還したならば、以下を詳細に記述するべし。すなわち、どこに行ってきたか。何を入手したか。人びとは全員が無事か、それとも減ったのか。それはどのような事情からか。すべてをできるだけ明確にしたうえで、航海中に綴られた日誌に書き加えるべし。

以上のような、そちたちの報告書は、私のみならずオホーツクやボリシェツクの各政庁にも提出されなければならない。両政庁には、私への続報も送付するよう、今のうちに委任するべし。

第 12 項。本指示は、妥当であるがゆえに、ひと夏の間オホーツクから毛皮採集へ出発する会社にも関係している。

最後に、私はそちたち共同出資者諸氏に対し、すみやかな任務遂行を期待するばかりである。全体の幸福のために誰が熱心に努力したのか、今にわかるだろう。もちろんその者は報われるだろう。一方、怠惰な者や不服従者は断罪されるばかりでなく、社会の一員として不適格な者とされ、追放されるだろう。

以上についてたしかに署名がなされた。

フョードル・ネムツォフ

(1)АВІР, ф.РАК, д.26, л.170-177. 写し

(渡邊聞・畠山禎 訳)

16. 1775～1778 年の航海の結果にもとづき、I.アンチーピンと I.オチェレディンにより作成されたクリル列島地図⁷⁸への解説。(⑦No.56)

1778 年

第 1 島はソウムシュ[シュムシュ]と呼ばれる。そこにはクリル人が居住し、島の周囲にはアザラシやキツネが少なくない。樹木はハイマツ、ハンノキ、ヤナギ、ナナカマドの低木である。川には魚が多く、ベリーもある。シクシャ[ガンコウラン]やコケモモが多くみられることもある。

⁷⁷ 一語判読不能。

⁷⁸ 【編訳者補注：本史料集巻末の図版を参照】

第 2 島はボロムシル[パラムシル]。そこにはクリル人が住み、アザラシやキツネの猟をしている。ラッコはいない。川には魚がいる。樹木は上述と同様。ベリーもシクシャやコケモモが実る。

第 3 島はシリシカ[シリシキ]。ここではクリル人がさまざまな種類の鳥やトドの猟を決まった期間行う。樹木や魚の多い川はない。野草や根菜、ユリはたくさんある。

第 4 島はマカナルシ。ここではラッコやアザラシ、キツネの猟が行なわれている。樹木はハンノキやハイマツがある。根菜、ユリ、甘い草も少なくない。

第 5 島はオネコタン。ここには第 2 島からクリル人が一時的に滞在している。ラッコ、アザラシやキツネの猟が行われている。この樹木はハンノキ、ハイマツ、ナナカマドである。魚の多い川はない。

第 6 島はハラマカトン[ハリムコタン]。ここにも第 2 島のクリル人が一時的に滞在している。ラッコ、アザラシ、キツネの猟が行われている。この樹木も他の島々と同じである。野草や根菜、ユリが多い。魚の多い川はない。

第 7 島はシヤシコタン[シヤシコタン]。ここにはクリル人が居住し、ラッコやアザラシ、キツネの猟を行っている。この樹木はハイマツ、ハンノキ、ナナカマドである。魚の多い川はない。

第 8 島はエカルマ。ここにはクリル人の住民がいる。樹木はない。島の周囲にラッコやアザラシはほとんどいない。

第 9 島はチレン・コタン[チリンコタン]。ここには人は住んでいない。樹木もないが、さまざまな種類の鳥が少なからず繁殖している。島の周囲にラッコやアザラシはほとんどおらず、魚の多い川はない。

第 10 島はエガント⁷⁹。ここにはトドがたくさん繁殖している。しかし、樹木、川はなく、住む人もいない。

第 11 島はラッコネ[ライコケ]。ここには人は住んでいない。樹木もなくキツネもいない。しかし、トドやさまざまな種類の鳥が多く繁殖している。知られているところでは 1778 年、大音響とともに石が飛び散り、この島は噴火し、そのためにヤサク税の徴収に来ていたコサック少尉チョールヌィのバイダーラは大破した。

第 12 島はモトヤ[マトゥア]。ここに住んでいる人はいない。ラッコやアザラシ、キツネもやはいない。樹木はハイマツやハンノキ、ナナカマドがある。

第 13 島はラシャウア[ラシュア]。住んでいる人はいない。ここでは、樹木はシラカバ、ハンノキ、ハイマツが生えている。動物はキツネ、ラッコ、アザラシが少しづついる。同じくユリや根菜は多い。

⁷⁹ [編訳者補注：本史料集 No.5 では第 10 島をムスツィル[ロヴシキ]としている]

第 14 島はウシシル。ここに住んでいる人はいない。ラッコやアザラシはわずかである。さまざまな種類の海鳥だけが繁殖し、晩秋まで数多くいる。同じく根菜とユリが多い。

第 15 島はケトイ。ここに住んでいる人はいない。この樹木はシラカバとアシなどである。動物はラッコとアザラシがいる。魚の多い川はない。

第 16 島はシグシル[シムシル]。ここに住んでいる人はいない。樹木はシラカバとアシ、ハンノキ、ハイマツ、ナナカマドが生えている。動物はラッコ、アザラシ、キツネが多くいる。根菜とユリも少なくない。魚の多い川はない。そこには噴火した火山がある。

第 17 島はチルポイ。情報によると、ここにはカムチャツカの近くの島々から逃亡してきた[ソシュルイ・]クリル人が住んでいる。島の周囲にはラッコやアザラシがいる。ユリや根菜も少なくない。

下士官オチェレディンによる 1778 年の記述による。

第 18 島はウルブ[ウルップ]。ここには他の島々から毛深いクリル人が、4 月 19、20 日以降、ラッコやアザラシ、クジラの猟のためにやって来るが、越冬することもある。樹木はシラカバ、ハンノキ、アシ、ハイマツ、匍匐性低木などの小木である。ここには火山と 2 つの湖がある。島の長さは約 150 露里、幅は約 25 露里である。

第 19 島はイトゥルブ[エトロフ]。この島には毛深いクリル人が住んでいる。樹木は第 18 島と同様で、さらにカラマツがたくさん生えている。海獣はどれも多い。島の長さは約 300 露里、幅は約 25 露里。

第 20 島はクナシリ。この島には毛深いクリル人が住んでいる。樹木はカラマツを除いて同様である。海獣はどれも多い。海岸沿いでは 1 フィート以上の牡蠣がいる。あたりには魚の多い湖があり、長さは約 130 露里、幅は約 50 露里。この島へ、大型丸木船と呼ばれる海洋船で日本人がクリル人との交易のためにときどきやって来て、あらゆる脂と日本の小間物を交換している。

第 21 島はチコタ(シコタン)。伝えられるところによれば、長さ 130 露里、幅 50 露里で、ここには毛深いクリル人が住んでいる。

第 22 島はアトキス島と名付けられているが、ここには間違いなく松前島があるはずだ。アトキスとは、下士官である日本語学徒イヴァン・オチェレディンが滞在した場所を呼んでいるようだ。そのときここで、大型丸木船に乗った日本人と毛深いクリル人が、日本の小間物をクジラやアザラシその他のさまざまな脂と交易しようとするのを見た。

(3)ЦГАВМФ, ф.1331, оп.4, д.104.

史料④No.159 として公刊されている。

(桑島裕子・寺山恭輔 訳)

17. F.G.ネムツォフから二等文官である元老院総裁 A.A.ヴァゼムスキー公爵⁸⁰への書簡。P.S.レベジェフ=ラストチキンにより「ヤサク税が課された」クリル列島への、他の商人の訪問禁止について。(⑦No.57)

1779年1月24日

No.3

二等文官、元老院総裁、種々帯勲者であられる慈悲深き公爵閣下！

1777年5月4日付の閣下の書簡において私に通知されました、ヤクーツク商人パーヴェル・セルゲエフ・レベジェフ=ラストチキンがサンクトペテルブルグに出向く許可を与えるとの女帝陛下のご命令を遂行するにあたって、どのような事情により彼が当地からまだ送られていないのか、彼すなわちレベジェフ=ラストチキン自身から送付された1778年4月18日付上申書を添えて、閣下にご報告申し上げます。

今回の出発にあたり、彼レベジェフ=ラストチキンは、閣下に宛てた上申書で以下を請願致しました。カムチャツカ総司令官ベム陸軍中佐に与えられた通達の第21項では、「帝室の利益のためにカムチャツカで小型船を建造し、獣の毛皮採集を口実にクリル列島遠方部の島々、そして現在われわれに第22島として知られているアトキスと呼ばれる最後の島まで航海し、毛深人について誰の従属下にあるのか、実際に日本人たちは彼らと交易をしているのか、またどこに集まっているのかについて探査しに行くことを望む者はいないか、船舶の共同出資者たちに通知するべし。島民の状況を正確に把握し、女帝陛下の臣民にするよう努めるべし。その一方で、日本人と会って知り合いになり、彼らとの取引を確立するならば、その重要な働きは認められるだろう」と記されております。

まさにこれに沿う形で、レベジェフ=ラストチキンと仲間たちは自身の忠誠心を示し、1775年6月24日、小船艇聖ニコライ号は官側から派遣された副航海士プティンツォフを伴い、シベリア貴族アンチーピンの先導下、日本語会話学徒オチェレディン、下士官オスコルコフ、水夫4名そして会社経営者により雇用された37名で、カムチャツカのペトロバヴロフスク湾から航海に出発しました。乗船者の人数にもとづいた取り分は45口からなりましたが、彼らの毛皮採集全体において皇太子パーヴェル・ペトローヴィチ大公殿下の御ために1口がこの会社によって捧げられました。この航海は、30,500ルーブルの会社出資金を集めました。ただ、この船には毛深人の言葉を解する通訳がまだいなかったため、彼レベジェフにより第2島[パラムシル]でこの言葉を理解するクリル人ピカンクロフが選ばれ、ポリシェレツクからの手代ブラコフとともに、さまざ

⁸⁰ A.A.ヴァゼムスキー(1727~1796年)——公爵。1764年より元老院総裁。クリル列島と北海道へのD.Ya.シャバリンとI.M.アンチーピンによる航海の結果に関心を持った。彼の提議により、P.S.レベジェフ=ラストチキンは金メダルを授与された(史料集③c.519より)。

まな食糧を積んだ4艘のバイダーラで特別に派遣されました。そのうち3艘は島間の海峡で嵐のため遭難し、最後の1艘がかろうじて無事に第11島[ライコケ]に流れ着きました。この島の彼らのもとへ、第18島[ウルップ]から20名が2艘のバイダーラに乗ってやって来て、彼らの乗っていた小船艇聖ニコライ号が同1775年8月、嵐により大破したことを知らせました。これら3艘のバイダーラが一緒になり、その知らせをレベジェフに伝えるべく、ポリシェレツクに戻りました。レベジェフはその知らせを聞くと、いっそう熱心に、再度2艘のバイダーラに21名を乗せ、このときにおいても第18島で生存している25名に会社から補給を行うために、食糧を積んでペトロパヴロフスク湾から派遣しました。この2艘のバイダーラを派遣したあとも、レベジェフはこの思いがけない事故をうけて、バイダーラはこの島に到着するのだろうか、25名を救助できるのだろうか、いぜんとして不安を抱いていました。それゆえ、この島から人びとを救出し、オホーツク港へ送り返すために、国に船を要請しました。

それゆえ官有小型船の中から船を、国庫が船に費やした金額に利子を加えた額を徴収したうえで提供するよう、私は、オホーツク司令官である海軍大尉ズーボフに対し命令を下し、二檣帆船聖ナタリア号という名の船が提供されました。1778年9月7日、オホーツク政庁は、1778年8月27日、この二檣帆船が航海からオホーツク港へ無事に帰還し、遭難者を連れ帰ったことを報告しました。レベジェフ=ラストチキン=クリル列島遠方部の島々で、彼の先導者であるイルクーツク商人シャバリンが毛深人1,500人を女帝陛下に臣従させることに成功したこと⁸¹、そしてその証として、クリル人の中から毛深語通訳カントゥアイブがその妻とともに同意のうえイルクーツクに連行されましたが、彼らには当地の環境が合わなかったため、彼の健康を維持しようとあらゆる医術が施されたにもかかわらず亡くなったことを、報告の中で申し上げました。彼は存命中、全ロシア帝国の臣民であることを幸福とみなし、先導者シャバリンとその一行の親切な態度に対し彼らにいつも感謝の気持ちを表し、私には老齢のためヤサク税の義務を免除するよう請願しました。これに対して私は、彼の同郷者が臣民として女帝陛下に忠誠を誓うよう説得することができるように、喜んで彼を帰還させるという彼の要望を快諾しました。彼の妻はイルクーツクで元気しておりますが、しかるべきときに帰郷させたいと考えております。

シャバリンは前述の第22島アトキスに滞在中、日本人と出会い、互いに贈り物をして、クナシル[クナシリ]島という名の第20島の、ロパトカ[岬]の北側約17露里南に横たわる天然の湾で、毎夏、会うという取り決めをしました。この湾では以前より、その便利さから日本人が船を停泊させ、その場所は先導者シャバリンの上申書に添付された地図に示されていますので、それを原

⁸¹ 史料⑦No.54(本史料集 No.14)を参照。

本にて本報告に添付し、提出いたします⁸²。

互いに必要な物資を交易するかかる機会を得て、オホーツク港から昨年 1778 年 9 月 10 日、レベジェフは、さまざまなロシアとドイツの商品、すなわちオランダ製ラシャ、ビロード、縞子、琥珀織、ガルニトゥール[絹織物の一種]、穀粉、穀粒、脂、乾パン、塩漬け肉などの食料品、合計 18,000 ルーブルを積み込み、船を出航させました。この旅に際し、彼は自身の報告の中で、新たに未開人たちを女帝陛下の臣下に引き入れ、また日本人との間に始まりつつある通商関係を確立するというこの事業に対し、今後も精力的に努力していく所存であると書いております。この通商関係については、彼の一行との交渉からも明らかなように、日本人たちもそれを望んでいるようです。オホーツク司令官である海軍大尉ズーボフとレベジェフは、自分たちの側から日本人たち——船長たち——に対して贈り物を渡しました。この海軍大尉ズーボフは、日本人たちとの会見のために自身を第 22 島へ派遣するよう求めています。私の個人的意見を述べさせていただくならば、島々は互いに近接しているのですから、島々をできるだけ正確に記述するための詳細な情報を集め、より強固に通商を樹立するためにも、彼、海軍大尉ズーボフ殿を派遣すべきであると考えます。彼ならばこのすべての任務を一夏で成功裏に遂行できると考えるからです。

新たな島々の探査において、レベジェフはその先駆けとして情熱を注ぎ、彼自身の説明によれば、これまでに 70,000 ルーブル以上の資金を費やしております。それゆえ、彼の成功を他の海事会社が無断で利用しないよう、そして何よりも女帝陛下の臣民となり、ヤサク税の義務を課された未開人たちが、彼らがまだ知らない別の者が来ることで何らかの混乱状態に陥ってしまう事態が起きないよう、これらの未開人に女帝陛下への忠誠が確立し、将来にわたり忠誠を保つためのよりよい方法が見出されるまでの当面の間、レベジェフ会社が成功を収めた島々に他の共同出資者が入ることを禁止する措置をとりました。この件については、オホーツク司令官だけでなくカムチャツカ司令官にも、今後、会社の船で航海に出かける先導者と航海士に徹底するよう指示を出しました。

レベジェフ会社により、臣民となった毛深人から徴収されたヤサク税は、他の毛皮と一緒にイルクーツク県庁に保管されております。

オホーツク政庁から提出され、送付された、航海士ペトゥシコフの日誌⁸³と地図⁸⁴、貴族アンチーピンと先導者シャバリンからのクリル人および日本人との交流についての上申書⁸⁵、日本人からの書簡とその訳文⁸⁶、そしてレベジェフ=ラストチキンからの、新たにヤサク税の義務を負ったか

⁸² ЦГАДА, ф.7, оп.2, д.2539, л.531 を参照。

⁸³ ЦГАДА, ф.7, оп.2, д.2539, л.154-168 を参照。

⁸⁴ Там же, л.532.

⁸⁵ Там же, л.124-132, 138-139.

⁸⁶ Там же, л.153a-153б.

の地の住民の人数、集めたヤサク税にかんする一覧表⁸⁷を、彼レベジェフとともにそれらの原本を本状に添付し、お送りいたします。

あなた様に、心からの尊敬の念を恒に変わることなく持ち続けます。慈悲深き閣下へ。閣下の従順なる僕より。

イルクーツク

フョードル・ネムツォフ

(4)ЦГАДА, ф.7, оп. 2, л. 2539, л. 148-150. 原本

(前田ひろみ・寺山恭輔 訳)

18. 元老院に対するエカチェリーナ二世の勅令。ロシア帝国臣民となったクリル列島民に対する人頭税免除について。(⑦№.59)

1779年4月30日

女帝陛下は、臣民となったクリル列島遠方部の毛深いクリル人を自由のままとし、いかなる税も彼らから徴収せず、今後もこの地の住民にこれを強制するのではなく、毛皮事業や交易で期待される利益のために、友好的な交流や好意によって彼らとの間にすでに持たれた知己を維持するよう努力するべしとご命令なされた。そこで、カムチャツカの東に位置するクリル列島に居住する全臣民にかんし、彼らからのヤサク税徴収について検討し、現在、女帝陛下により決定された毛深いクリル人にかんする上述の例にならい、しかるべき決議を下し、それを実行するべし。これについて、彼、元老院総裁にすみやかに通知するべし。

(5)ПОЗРИ, т. XX, №.14867.

(渡邊聞・畠山禎 訳)

⁸⁷ Там же, л.141-142, 144-146.

19. 鉱業参議会議長、元老院議員 M.F.ソイモノフ⁸⁸から A.A.ヴァゼムスキー宛の書簡。
クリル列島への航海を組織したことに対する、P.S.レベジェフ=ラストチキンへのメダル授与
について。(⑦No.60)

1779年4月30日

慈悲深きアレクサンドル・アレクセエヴィチ[・ヴァゼムスキー]公爵閣下!

閣下から私に宛てた本年4月18日付書簡にて通知されました女帝陛下の勅令を遂行するべく、私財を投じてカムチャツカからクリル列島の遠方部まで数隻の船を派遣し、初めて日本人と交流し、日本人と交易する機会を得たヤクーツク商人パーヴェル・レベジェフ=ラストチキンに対して授与するために、1764年と1767年にカムチャツカにて海事会社を創設した商人に対して新島発見の功績をたたえて授与されたメダル⁸⁹にない、片面には女帝陛下の肖像、もう一方の面には、「社会に対する功績をたたえて。1779年4月18日」という銘を刻印した10チェルヴォーネツの金メダルを、造幣局の負担で鑄造いたしました。本状にこれを同封し、以上のとおり閣下にお知らせいたします。

閣下に対し、真実の変わらない敬意を持ち続けます。慈悲深き主の忠実なる僕。ミハイロ・ソイモノフ

(4)ЦГАДА, ф.7, оп.2, д.2539, л.193. 原本

(前田ひろみ・畠山禎 訳)

20. 鉱業参議会議長 M.F.ソイモノフからイルクーツク県知事 F.N.クリチカ⁹⁰への書簡。クリル列島遠方部のアイヌに対するヤサク税の免除について。(③No.105)

1779年4月30日

.....[前のテキストが省略されている]クリル列島遠方部に住む「毛深」人[カッコは原文どおり]を臣従させておけば、一方では彼らを管理する者が私腹を肥やす可能性があり、他方では軍隊維持のために多額の支出をせまられる。このため、現在でもこれと同様の[省略された内容をさす]不都合が容易に生じ得る。後者の事情を言うならば、彼らを忠実な臣民として統制しておくため

⁸⁸ M.F.ソイモノフ(1730~1804年)——F.I.ソイモノフ[(1692~1780年)三等文官、シベリア総督、水路学者、地図作製者、地理学者]の息子。ロシア鉱業創始者の一人。ペテルブルグの鉱業学校初代校長。1771~1781、1796~1801年に鉱業参議会議長を務めた。シベリア鉱業の発展に多大な貢献をなした。青年時代にネルチンスク遠征隊の参加者として、アムール川上流の支流水系調査に従事した。シベリアに8年間滞在した(史料集③c.522より)。

⁸⁹ 史料⑦No.25を参照。

⁹⁰ 【編訳者補注：F.N.クリチカ——1778~1783年、イルクーツク県知事】

のみならず、[ロシア]支配下にない他民族の襲撃を受けた場合に彼らを守るためにも、軍隊の配備は必須だからである。くわえて、イルクーツク県では軍の部隊のみならず、指揮官さえも不足することがあるため、最も必要とされる場所においてすら軍隊を配備できないことがある。また、国内に駐屯する他の部隊から、はるか遠方にまで派遣するのきわめて不都合である。そのため、皇帝陛下は臣下となった前述の遠方の島々に住む「毛深い」クリル人たちを自由にしておき、いかなる徴収も行わぬよう命じられた。そして、今後もかの地の住民にこれを強要せず、毛皮事業や交易において期待される利益のために友好的に穏やかに接して、すでにある関係を保つよう命じられた。さらに、カムチャツカの東のクリル列島に住む、[わが]国の臣民となったすべての民について詳細に調べ、今日、皇帝陛下が「毛深い」クリル人にかんしてご決定あそばされた前述の例にならい、これらの住民からのヤサク税徴収にかんして、しかるべく判断するよう命じられた。

ロシア人と日本人の間で近い将来行われることになる自由貿易にかんする日本人との協定については、いかなる例外も制限もなく、すべての者に適用されるとしたうえで、皇帝陛下はこれを承認なされた。

(4)ЦГАДА, ф.7, оп.2, д.2539, л.196-198. 発信書類の写し

(高口真法・藤原潤子 訳)

21. I.M.アンチーピンの遠征日誌より。日本人との出会いとウルップ島での越冬について⁹¹。(⑦ No.63)

1779年8月27日～1780年9月17日

..... [前のテキストが省略されている]8月27日。その日私たちは、昨日の招待に応じて兵舎からわれわれのもとへ来る、日本の長官である代官を待っていた。長官は12時ごろ、2人の日本人と通訳たちを連れて私たちのところにやって来た。私たちはテントのそばに立ち、彼らを待った。すると、彼はそばを通りすぎて私たちのバイダーラのところで立ち止まった。そこでわれわれの者たちが吊るしていた漁網を見つけると、じっくりと観察した。しかし、この長官である代官が立ち止まったのに気づいて私が彼に近寄ると、彼は挨拶し、その網について何からできているのか質問した。私は、麻でできていて、これは「プラヴキ plavki[漁網につける浮き]」と「キバシヤ kibas'ia[漁網につける重り]」と呼ばれますと答えた。その後、バイダーラの旗、マスト、風信

⁹¹ 【編訳者補注：訳出にあたり、A.S.ポロンスキー/榎本武揚他訳『千島誌』、121-125頁を参考にした】

旗、そしてバイダーラを見て、それらすべての寸法を測り、名称を紙に書きとめ、その他のものも絵に描いた。これらのうち、バイダーラについて列島で島から島へと渡るために造りましたと私が話すと、彼は自分たちにはそのようなものはなく、大型船で海を渡ると説明した。その後、彼は別のバイダーラに近寄り、大砲を見てそれは何と呼ぶのかと尋ね、自分で紙にその絵を描いた。そのあとで、バイダーラの中で毛皮採集者たちのそばに置いてあった銃を見つけ、それを見せてほしいと頼んだ。そのうちの丁を渡すと、彼は装填された撃発装置を見て、火皿を開けた。そして私に、装填されているので装填されていないものを見せてほしいと言った。しかしそのとき、銃はすでに装填されていた。もしそんなにご覧になりたかったら喜んで実弾を発砲してみましょうと言うと、彼は撃つてみてくださいと頼み、彼自身はあとずさったので、私は自分の部下に銃を渡した。撃った後すぐに、代官は銃を手にとって撃発装置を調べ、火打ち金、火打ち石、撃鉄が何という名前か尋ね、火打ち金のそばに火打ち石をぶつけてほしいと求めた。そのようにしたところ火花が飛び出したので、彼は自分の部下に、このようにして火薬に火をつけるそうだと話した。

それから、屋外からイコンに目を留め、「あなたたちがお祈りしている神を見せてください」と言った。銅製の聖母のイコンが運ばれると、私にその名前を尋ね、それを書きとめ、上のほうにあるサヴァオフ神[キリストのこと]のお顔を私が指し示し、この神が天と地と地上のすべて、そして王国のすべてを創造なされ、われわれはこの神に仕え、この神のみを知るのだと言うと、彼は、サヴァオフの名を書きとめた。その後、私が先導者の待っているテントに入るように言うと、バイダーラに小さな銅の鐘があるのを見つけ、観察してその名前を尋ね、書きとめた。そしてテントに近寄ったので、テントに入るよう乞い、運ばれてきた紅色のラシャ布に彼を座らせた。通訳たちは彼のすぐそばの下座に座った。もう一方に先導者が座った。彼らのうち長官は刀を2本帯び、通訳たちは1本ずつ帯びていた。まず、われわれはお茶を飲むよう勧め、それから白い飲み物を振舞ったが、その間会話し、彼はありとあらゆるもの、食器、いろいろな盆、茶碗などを眺め、何というものか尋ね、サモワールを見ると、それについて「われわれのところでもそのようなものを見たし、あります」、と言った。その後、代官は、紙の半分は技巧をこらして作成された石造の邸宅の印画が机の上に置かれているのに気づき、見せてほしいと頼み、紙を広げてこれは何かと尋ねた。私は裕福な者が持つ石造の家屋ですと話した。扉はどこですかと尋ねるので、私は指し示しながら、玄関と大ホール、つぎに小ホール、3番目に小さな寝室ですと説明し、窓、屋根、煙突を指し示した。彼は指し示された彫刻やそれらの背景に丹念に描かれた草も大いに誉め、熱心に観察した。そのあとで、それを譲ってほしいと言ったので私はそれを渡した。そのかわりに、彼は自分で持ってきた彼らの国の版画と女性の肖像画をふところから取り出し、先導者

のシャバリンに贈った。そのとき、「何も描かれていない扇子が 2 本あるので、あなたたちのなかで絵心のある人がいるならば、あなたたちの手法でさまざまな花を描いていただけませんか」と頼んできた。私たちのなかには造作なく絵を描ける聖像画家がいたのでそれを受け取った。その間に白い酒をもう一杯飲み干し、特別な紙にロシアの手法でいろいろな建築物を描いてほしいと頼んできたが、絵の具がないので申し出に答えられなかった。彼は、紙に包まれた乾燥したチョウジのつぼみ、そしてさまざまな香木のデンジュ denzyiu⁹²部分をふところから取り出して見せた。これらについてはわれわれのところにもありますと述べたが、その他のものは知らなかった。彼はそれを書きとめた。

その後、先導者は、われわれの者がキビ[米か]との交換を希望しているので、彼らが長官の水夫たちと何かを交換することを許可してくれるよう、長官に伝えてほしいと私に頼んできた。私がそのことを長官に頼むと、長官は何も言わなかった。少し時間がたってから、また長官に同じことを頼んだ。すると、年配の通訳が「何らかの事業については、当方では長官ご本人には伝えられないし、そのような習慣はない。君がわれわれに言うのであれば、われわれは長官にお伝えしなくてはならない。ただし、これらについて、彼すなわち長官お一人で許可を与えることは認められていない。なぜなら松前の^{マツマエ}総長官の耳に入ると、彼の立場が悪くなるからだ」と言った。そのとき、別のテントでわれわれの者たちがバイオリンを弾きだした。それを聞いて、長官は私に彼ら呼んで演奏の様子を見せてくれるように頼んだので、私は彼ら呼んだ。やってきたのは 2 人のあまり上手ではない者たちで、音色がバラバラだった。そこで彼らの演奏をやめさせ、上手に演奏できる者を呼ぶように命じたところ、彼らは強情なことに内輪で言い争った。その後、長官がバラライカはあるかと尋ねた。それに対して、わが国ではバラライカやグースリなどのいろいろな楽器があり、とりわけ軍人の間ではさまざまな楽器がたくさんありますと答えた。彼らはしばらく座って話をしてから、兵舎へ帰った。

8月28日。この日、私たちのもとに日本人のうち1人の若い通訳が来て、先導者のテントで話をした。私も彼と話をした。彼は、昨日の歓待に対し長官があなたたちに感謝の意を伝えるよう命じましたと言い、手みやげに酒を飲むための漆塗りの杯1つと背の高い陶器の茶碗をもう1つ持ってきて、それを先導者シャバリンに渡した。彼をお茶と白い飲み物でもてなし、しばらく話すと、品物をいくつか見せてほしいと頼んできた。そこで絹の敷物を見せると、ちらりと見て、自分たちにはもっといいのがありますと言った。それから、絹のショール、フランス製の琥珀織、ピロードなどを見たが、すべて彼らのところにもあるとのことだった。つぎに1反のラシャを見て、「われわれにはそれが必要です」と言った。薄手の麻布、ドイツ製の単色捺染布地、ヤギ革

⁹² 史料にはこのように書かれている。

とロシア革の長靴を見たが、これらのうち長靴を見ながら、「これはとても役に立つでしょう」、と言った。そこで私たちは長靴を1足贈ったが、彼は受け取らず、またあとでもらいますと言った。今はテントから何を持ち帰ったのか長官に知られるからだそうだ。

その日、日本人の庶民が2人来て、「われわれの長官には秘密で、何か商いの取引をしましょう」と言った。先導者は同意し、酒やキビとの交換を望んだ。彼らはラシャを見て、われわれに値段を言った。しかし私たちは彼らに自分たちの間で考えたいと言うと、彼らは帰っていった……

8月30日。私たちの宿営所に2人の日本人が来た。そのうちの1人は毛深語を知っている年配の通訳だった。彼が私のテントに来たので、私は彼を迎え入れ、座らせると、彼は話し始めた。彼は「君とはわれわれの流儀で話せると思ったので、君のところに立寄ったのだ」、と言った。彼にお茶を勧め、それから私はまず島について、「あなたたちのところには島がたくさんありますか」と尋ねた。彼は、「われわれは4つの島の名前しか知らない。クナシル[クナシリ]、シゴタン[シコタン]、イトルプ[エトロフ]、そしてウルップと呼ばれている君たちの第18島だ」、と言った。そして、その先にどのような島々があるのか、すべての島の名前を教えるよう頼んできた。また、それらすべての島に沿って今回と同様、バイダーラで往来しているのか、島々はあなたたちの国家まで続いているのか、と私に尋ねた。それに対して私は、「島はたくさんあって、お互いの距離は近く、列になっており、カムチャツカというわれわれの領土まで続いています。このカムチャツカからここまでバイダーラで来ることも可能で、あなたたちの土地から遠くありません。私たちはこちらへ、ウルップ島まで船で来ます」、と答えた。それから、彼は農耕について、「君たちのところにはどんな穀物が栽培され、十分にあるのか」と尋ねてきた。これに対して私は、ロシアではあらゆる穀物や野菜が栽培され、しかも十分です、と答えた。するとその老人は、君たちの土地はひどく寒く、暗い土地があり、太陽は照らず、総じて収穫は少ないはずだ、と述べた。それに対して私は、「私たちの住む近くには暗い土地はありません。あるかもしれませんが、それはかなり遠方です。それはともかく、私たちのところにはあらゆる食物も収穫もまったく十分で、あらゆる商品や物資がとても豊富にあり、私たちの国家は栄えていて、自分たちの船に乗ってやってきて、実際に見てみれば、それを信じるでしょう」、と答えた。それを聞いて彼は、君たちの土地は遠く、私たちは船で遠くに行くことはない、と言った。そのあともいろいろなことを話し合ってから、私は土産に長靴1足、綿の長靴下、ハンカチを贈ったが、彼はそれを見てから、「あとでもらう。今はいいものが何もなくて、君に返礼するものは何もない」、と言った。そして私のところから帰っていった。

その日、私たちのテントに2人の日本人が来た。1人は商人で、もう1人は水夫だった。彼らは以前28日に来て取引をもちかけた者たちだった。彼らはふたたびラシャを見て、「譲ってくれ

ませんか。ラシャが1反欲しい」と言った。これに対して先導者が、「あなたたちには何がありますか」と尋ねると、酒、キビ、茶碗がありますと言った。そこで、役夫の食糧を持っていなかったため、キビのために「ラシャを1反どうぞ。何をいただけるのでしょうか」と言うと、桶3杯分の酒を持ってきますと言ひ、食器やキビを指し示した。それらについては、1ブード入りのキビ20袋、黒い漆が塗られ、草花模様がついた小さな茶碗3客、カラガス karagas [唐傘^{カラカサ}か]で話がついた。彼らは戻り、これらをすべて持ってきて、キイチゴ色のラシャを1反選ぶとそれを持って帰った。

8月31日。日本人が1人来て、私を兵舎に呼んだので、外出を願い出て行った。兵舎に入るとすぐ、1人の日本人、年配の通訳そして別の高い位の日本人2人が挨拶し、私を座らせ、「私たちはあなたたちの国について、どのような儀礼があるのか、町はたくさんあるのか、高い位の指揮官がいるのか話していただくために、わざわざ招いたのです」と言った。それに対して私は、「町はかなりたくさんあり、指揮官はわれらが女帝陛下から派遣され、高い位の県知事たちがおり、その指揮下に多くの町が入っていることもあり、町の下には小さな集落——大村や村——があります」と答えた。すると彼らは自分たちで少し話をし、「われわれと同じようだ」と言った。これに対して同様の質問を彼らにぶつけると、「私たちの君主は江戸に住んでいます。ほかにたくさん町があります。サムル Samur という別の地もあり、そこには内裏様^{ダイリヤウ}という名の、われわれの君主と同様の高い位のお方が住んでいます。各地には大長官 bol'shie nachal'niki [大名のことか]がいます。商人もたくさんいて、裕福な者はみな商業に従事し、それぞれが船を3、4隻持っています。われわれのところにも、つねに町を守る特別な軍隊や兵士たちがいます。特別な自由身分の者たちが穀物その他を耕作し、彼らはどこにも移動せず、1か所に定住しています」と答えた。

この話を聞いて、長官は間仕切りから出てきて、彼らに向かって座り、お茶を持ってくるよう言いつけた。お茶で私をもてなし、それから酒を持ってくるよう命じ、小さな杯に注いで私に飲み干すようにと言った。その後もう一杯注ぎ、「私たちのところでは2杯飲むものだ」と言った。飲み干すと、紙と墨入れを手渡し、私にロシア語の言葉を書いてくれと頼むので、私は書いて渡した。私の名前を聞いて書きとめ、vne⁹³[意味不明]。私たちの会話を理解できる通訳は同じような髪型をしていて、顔の特徴も似ていた。それから神について、君たちの神はどこにいるのか、と聞いた。私はそれに対して、「天、地、そしていづこにも神は唯一で、その神が天、地そして人を創造なされました」と答えた。さらに死せる者について、死にゆく者はどこに行くのか、善く生く者は、死後、どこへ行くのかと尋ねてきた。私は、「われわれのところでは、神の意にかない、

⁹³ 史料にはこのように書かれている。

善く生きる者は神とともに天国へ、極楽へ行きます」、と答えた。それから自分たちの言葉「ゴクラク チョード」、われわれの言葉だと極楽ないしは天国、「ジゴク」——地獄とか永遠の苦しみ——のことを尋ね、すべてを自ら書きとめた。最後に、神の意にかなう聖人はたくさんいるかと尋ねてきたので、私は神の僕は多く、彼らの体は何年も腐らずに横たわり、奇跡を起こし、病人を治し、天上の神が聖人にそのような力を与えるのだと答えた。それに対し長官は、大聖人は2人だけで、神とともにおられる、と答えた。

9月1日。夕方、入江の停泊地に別の日本船がやって来て、最初の船の反対側にまっすぐ入港したようだった。そこへ最初の船に乗っていた日本人がバイダーラで向かった。その者が船から戻ってから、私たちは彼らに、どんな船か、その船にはどんな長官がいるか尋ねた。すると、「この船は松前をかなり前に出港し、少し離れたクスリ Kusuri というところに停泊し、いつもここへ立ち寄っているのですが、取引をすませ、風向きに合わせてここに立ち寄り、私たちと一緒に帰路を進むため待っているところです。今はその船には何も積んでいませんが、商船です。船主はいませんが、そのかわりに代理人と船長がいます。位は高くありませんので、何も新しいことは聞けないでしょう」、とのことだった。

9月2日。昼頃、私のところに兵舎から日本人が来て、長官が自分たちの兵舎へ私と毛深語通訳チキンを呼んでいると告げた。この招きに応じて出かけ、到着すると、日本人の通訳たちと彼らの航海士たちが私に挨拶し、長官の住まいの垣根の向こうから絨毯、パイプつき煙草を持ってきた。絨毯が運ばれ、そこに通訳たちが座った。その反対側に置かれた椅子にむしろが運ばれ、私に座るようにと示された。その後、高官の特別室[kazenka をこう訳した]より長官が出てきて、運ばれてきた絨毯の上に通訳と一緒に座ったので、私は立ってお辞儀をした。長官は私を自分の近くに座らせて話し始めた。「私は君にわれわれの考えを知ってもらいたいので、君を呼んだのだ。そのうえ、君は国側、官側から派遣され、またわれわれには代官つまり地方長官がいるので、よりのぞましい方向へと君たちに助言するためでもある。われわれは君たちと知己になり、自分たちの事業についても話し合った。われわれはこのことについて総長官にご報告し、来年、クナシル島で会うことを約束したい。そうすることで、われわれとの間に強い友情が生まれるだろう。今年いっぱい、君たちはこれ以上、何も期待できない。秋が来て雪が積もったら、君たちのいる所は近いとは言えなくなる。ここから出発するように。ここやクナシル島で越冬してはならない。ここに長く住んでいいという許可を、私が君たちに与えたと知ったら、われわれの総長官はお怒りになられ、われわれの状況は悪くなるだろうし、今後、友好も途絶えることになるだろう。物事を悪くしたり、君たちを怒らせたりするためにやっているとは思わないように。私はこれから友好を深めたいと思っている。来年、長官たちとともに[クナシル島へ]行くつもりだから、今

は私の言うことに従ってほしい。明日ここから発ってほしい。私は、他のくに[この場合、他の藩のことをさすのだろうか]に行ったことがある」。そこでオランダ、ナナサキ[オランダ、長崎のことか]という名前をあげ、「6年ほどで戻ってきたが、命じられないところには住まない」、と述べた。

私は、「今日、私たちは風向きのせいで足止めされました。もう何もすることはありませんので明日出航します」、と答えた。その後、長官はお茶を出すよう命令し、長官と私に2杯ずつ茶が出された。それから酒が彼の前に運ばれ、盆の上で杯に注がれたが、まず長官自身が飲む前に言った。「私たちの国では、主人が大切な友のために最初の一杯を自分で飲むのだ.....私たちと知り合ったのだから来年は君にまた来てほしい。他の人はわれわれには必要ない」。それに対して私は、「神が私に健康を与え、私たちの上司が私に許可するならば、来ます」、と答えた。長官のそばに立っていた1人の日本人が、あなたたちのもとにいる日本人にわれわれからよろしく伝えてほしいと言うと、日本人たちの長官がその者に、「彼らは自分の国には戻らないのだ。彼らの船があるウルップ島という名の島での越冬を望んでいるのだ」、と言った。私は、「たしかに春には、私たちは自分の国に戻りません。まず、ここに来てあなたたちと会い、それから私たちの本拠地であるオホーツク港に行きます。私たちが自分たちの国に帰ったならば、すぐにここに戻ってくることはできないので、あなたたちはわれわれを長い間待つことになるでしょう.....」、と答えた。

9月3日。おだやかな晴れた日だった。朝、起きて出発の準備をし、積荷を縛り、バイダラを用意した。そして先導者と一緒に、赤いラシャ1反、黄色いやぎ皮の長靴、小さな鏡と櫛を、別れ際に贈るために用意した。兵舎を訪れた際に通訳たちと挨拶を交わし、そのとき「出発するつもりです。別れの挨拶に来ました。長官に伝えていただけますか」、と言うと、彼らは出て行ってそれを伝えた。長官は仕切り幕を上げ、跪き、「もし出発するのなら、川の向こうに停泊している船には近寄ってはならない。あそこには何も無い。私との間で決定された交渉について総長官にご報告し、このお方から君たちと会うよう命令が下される。間違いないと期待してほしい。来年の6月、またクナシル島で会おう」、と言って私に手をさしのべた。私はその手を取って好意を示してキスした。私のあとで先導者も同じようにした。それから黄色い長靴、赤いラシャ1反を贈ると、それに感謝し、「来年は贈り物を持ってくる。私の船はここに住んでいる人びととの商売を目的に来たので、今は何もいい物がない。君たちとの交渉や通商のために派遣された総長官たちはこちらに向かっていたけれども、荒天に阻まれ、遅れてしまったので、ここに来ないまま戻ってしまったようだ。次回は君たちと会うため、特別にここに来る」、と言った。それに対し私は、「私たちは手始めに、贈り物をあなたたちの国に持ち帰っていただくために運んできました。知り合い交際したことに対して感謝の意を表し、今後とも友好をお願いいたします」、と答えた。

それから私がさらに鏡と櫛を贈ると、彼は受け取り、櫛と鏡を見て礼を言い、これからの私たちの道中のために3ブード以上ずつ入ったキビの大きな袋を3つ持ってくるよう部下に命令し、「これは君たちの道中のためだ」と言った。その後われわれは、われわれの商人のために、来年、彼らの国が要望し少しずつ運んでくることになっている物品の、ロシア語と彼らの言葉の両方で書かれている送り状を渡した。長官は受け取り、通訳たちに渡した。彼らはそれを読んで、「承知した」と言った。それで私たちは別れを告げて外へ出て、まだ荷物の積み込みが終わっていない自分たちのバイダーラまで戻った。しばらくするとこの長官が日本人に手紙を持たせて、兵舎から派遣し、「昨日船が着き、岬の向こうに停泊している。その船から手紙が来て、彼らがあなたたちと会いたいと言っている。そこには長官がいるので、われわれは彼と同席し、君たちを紹介する。この長官は、当初、松前から3人の長官と一緒に出発した。もし望むのであれば、今日はここにとどまるように。派遣された[3人の]長官たちが[松前に]戻ってしまったのかどうか通知するために、彼自身に来るか、通訳をよこすだろう。この船は遅かったかもしれないが、脂を買いに来た」と伝えた。私たちはこれに同意した。

再びテントを張って1日を過ごした。その日の夜、日本人の水夫がキビと交換するため、彼らのもとへ来るようにと私を呼んだ。

同日、兵舎にいた日本人水兵たちが、兵舎で彼らと話をするため立ち寄ってくれるようにと私に頼んだ。彼らの招きに応じて行ってみると、そこには1人の年配の通訳と航海士がいて、私たちに挨拶し、よく来てくれたと言い、私と少し話をしたがっていた。しばらくして長官の住まいから絨毯が運び出され、通訳が座っているところに持ち込まれ、やがて長官が出てきてそこに座り、すぐ近くに椅子を置くよう命令し、また絨毯が運ばれ、私にそこへ座るよう言い、私が座ると、紙を渡して、ロシア語で何でもいいから何か書くよう頼んだ。私は、「筆ではロシア語は書けません」と言った。そのときペンを見つけたが、修理していなかったので私が頼むと、長官はペンを削るために自分の小刀を渡してくれた。その小刀の柄は漆を塗り、金箔を施した何かの骨で、刀の鋼は狭かった。その小刀でペンを削ると、長官は自分の墨つぼを持って来るよう言いつけた。私は「主、キリストよ」と祈りの言葉を書き、彼らが通訳したあとに、「神よ、赦したまえ」と書いて読み上げると、彼らは「素晴らしい」と言った。そのあと、アルファベット、彼らの言葉では「イロスラ[いろは]」を書いてほしいと頼まれた。彼は、ロシア語が彼らの言葉と似ていると思っていたが、私は「私たちの読み書き言葉はあなたたちのそれとは似ていません」と言って、アルファベットの文字を書くと、彼は文字がいくつあるか数え、それぞれの文字の読みかたを彼らの読み書き言葉で書くよう頼んだので、私は書き、読み上げてから渡した。それに対して彼は礼を言った。それから、鳥について、私たちの国にはどんな鳥が飼われているのか、どんな飛ぶ

鳥がいるのかと尋ねるので、鳥の名前、さらに雀のことまで話した。彼は「よろしい。君は何でも知っている。賢いやつだ」、と言った。そして獣について話してから、私も彼らに同じことを質問すると、彼らもいろいろな鳥について話した。食用の鳥もいればそうでないものもいる。同様に県知事や地方長官、彼らの呼び名で代官が住んでいる町についても話した。私がそれについて話すと、彼もわれわれとほとんど似た内容を話し、さらにあなたたちの土地にはそれを守る軍隊はいるかと私に尋ねてきたので、「私たちの国にあるほど勇敢で多勢の軍隊は他にはありません。商人も非常に多く、彼らはさまざまな国、イタリア人、スペイン人、フランス人、中国人その他の隣国の者すべてと貿易をしています。あなたたちの国とだけは交易も交流もありません。そのため私たちは、まず知り合い、友好関係を結ぶために派遣されてきました。お望みであれば、交易をするようになるでしょう。交易を目的に、私たちの商人がいつでもここに来るようになり、あなたたちがお望みであれば、あなたたちは私たちのところに来るようになるでしょう」、と答えた。すると彼はカムチャツカについて質問し、またそこにどのような長官がいるか尋ねた。私は高い位の長官がいて、彼のもとには多くの町つまり要塞があります、と述べた。同様に彼も自分たちの町について話し、その際、月や太陽の動き[pomerinutii⁹⁴をこう訳した]やその他の天文現象について尋ねてきた。私は、「私たちのところでは天文学を知り、哲学を理解する学者がおり、未来に起こることを予言できるので、1年さらにそれ以上先のことについて書かれた本が民間でも出版され、一般の民衆もいろいろなことを知ることができます」、と答えた。それから、彼は私が身につけていたラシャ、黄玉製のボタン、銀製、金製のボタンその他について、私たちの国ですべて作っているのかと尋ねた。私はそれに対し、すべて作っていると答えた。すると、この長官が話し始めた。「われわれがなぜ君を呼んだのかと言うと、われわれの船が到着して別の湾に停泊している。その船に乗っている長官はかなり位の高いお方だ。彼は、派遣されたわれわれの総長官たちと一緒に松前^{マツマエ}から来た。総長官たちが本当に松前に戻ってしまったのか、遠方ゆえに当地に来るつもりがないのか、この長官は彼らについて知っているはずだ。私には知ることはできない。このお方から私に手紙が届き、悪天候のため来ることができないので戻るつもりだったとのことだが、その後、天候が回復しても当地に来ないつもりか、事情を聞くために到着した船に通訳を派遣した。彼には夕方までに戻るよう命じたが、もしかしたら長官ご自身がここに来られるかもしれない。知らせが届き次第、君たちの帰還について連絡できるだろう」。それに対して私は彼に「われわれがもう知り合いとなり、友好関係を結び、われわれの用件を承知し、合意したことをどうぞそのままにはしないで下さい。私は、来年、われわれがクナシル島であなたたちを迎えることを、あなたたちが上司の総長官に報告するだろうと期待し、あなたたちの指示にした

⁹⁴ 史料にはこのように書かれている。

がって実行することにします」、と頼んだ。すると彼はこう言った。「ソデゴザル。私たちのところでは友人のために助言し、互いによき友人としてそれを聞く習慣だ。派遣されたわれわれの長官たちが松前に戻ってしまったとの連絡を彼[通訳]が受けたのならば、明日発つようにと君たちに言うが、必要ならば待っていて欲しい」。そして、「時期も遅いし、君たちは急いで帰ったほうがいいだろう」、と言った。私はそれに対し、「私たちは異国の地において、自分たちのところに帰るのを急がないはずはありませんし、他の国家で許可なしに越冬することはありません」、と言った。彼はこの言葉が気に入った。彼は、「そのとおりだ」と述べ、部下には、「善い人は賢明な話をする」、と言い、この話のあとで、彼は食事と酒を運ぶよう命令した。盆に載せて、炊いたキビの入った茶碗が運ばれた。また、彼らの方法で発酵させたセイヨウスモモ、漆塗りの小さな杯に入った酒と小さなグラスが、盆で運ばれた。彼は小さなグラスに酒を注ぐよう命じ、杯の載った盆をとり、自分の手で私に渡し、彼らの言いかたで「ノマシャレ」、つまり「飲め」と言ったので、私はそれをもって最初一杯を飲み干すと、彼はもう一杯注ぐように命じ、ふたたび自分たちの言葉で「マツ ノマシャレ」、つまり「もっと飲め」と言った。私は断って礼を言うと、彼は「私は君が気に入ったので、自分から勧めているのだ」、と言った。それで私は受け取って飲み干すと、彼は3杯目を注ぐよう命じて、「君たちの流儀では3杯飲むそうではないか」、「ノマシャレ」と言うので、私は「酔ってしまう」と断ったが、彼は「酔わない」と言うので、私は3杯目も飲み干した。それから彼はキビやベリーを盆に乗せて持ってくるよう命じ、「クワシャレ」、つまり「召し上がれ」とか「食べる」と言った。私はそれを食べ、ベリーが酸っぱかったので少し顔をしかめた。彼はそれを見て、「酸っぱいのか。君たちのところではベリーを砂糖の中でじっくり煮て食べるのだから、甘いこともあるだろう」、と言った。そして横に立っている日本人にベリーを返した。私は、長官本人に歓待への礼を言った。すると彼は吸うために煙草を頼み、私にこう言った。「ここから出て行くときは、なにゆえ私があなただけを連れ出したのか、自分の仲間や先導者に伝えよ。何か情報を受け取ったらあなたに知らせる」。以上が終わって、兵舎から出ると自分たちのテントに戻った。そこで何のために代官がわれわれを引きとめたのか、出来事をすべて先導者に話した.....

9月9日。昼頃、だいたい12時すぎから1時すぎ、私たちのもとに彼らの長官たちから派遣された2人の通訳が唐傘をさしてやって来た。そのうちの1人は以前からいる者だったが、もう1人は新しく長官たちと一緒に来た者で、他にも2人の位の低い日本人がいた。テントに入るように勧めると、通訳とその同僚[もう1人の通訳]が中に入った。2人とも2本ずつ刀を差していた。彼らについてきた他の2人はテントの外に造られた入口に残った。彼らは1本ずつ刀を差していた。彼らのうち通訳たちは、「私たちは長官たちがお茶でもどうかと言っておられるので、長

官たちから派遣されて、話しをするためにあなたたちを呼びに来ました」、と言った。彼らのあとで、彼らとは別の、新しく長官たちとやって来た通訳が[来て]、やはり長官たちから派遣されたと言った。しばらくそこにいて彼は帰ったが、その前から来ていた 2 人は、「われわれはあなたたちを待っているのだから一緒に行きましょう」、と言った。それゆえ、われわれがぐずぐずせずに出発すると、通訳はミトサギ mitsagi [水先か]、つまり「航海者も連れて行ってください morekhoda voz'mite」と言った。先導者は配下の者を引き連れた。通訳は、あなたたちは大勢で行くのかと聞いたので、私は毛深語通訳チキンを介し、私たちは 6 人だと答え、彼らと出発した。

兵舎の扉のところで、床に敷かれたむしろに似た大きなござの上に、年配の日本人が綿でできた裾長上着を着て跪いていた。つぎに玄関へ入ると、そこに日本人が 3 人立っていた。彼らの横を通りすぎ、扉で囲まれた別の兵舎に入ると、床の真ん中を横切って、ロシアの板長椅子に似た場所が設けられ、いたるところにむしろのような、鞣皮から作られた小さな絨毯とともに置かれていた。入って左側には、あずま屋 urup⁹⁵が作られていた。そこには 3 人の日本人が座っていて、そのうち 1 人は高い場所に座っていた。彼は私たちがこのアトキスで以前に出会った代官という長官で、そのときは「シバダチムベ」という名で呼ばれていた。この高位の長官以外の新しい長官たちのうち 2 人がいた。その先には兵舎全体にわたって、劇場のような一段高い場所が設けられていた。それは大きな白い円がいくつつかついた赤い琥珀織の古びた幕で覆われていた。そこよりも低いところにあずま屋が作られ、そこに日本人が彼らの礼儀作法で跪いて座り、両端には毛深いクリル人の言葉を知る日本人通訳が 2 人座っていた。そのうちの 1 人は以前からいる者で、もう 1 人は新たに長官たちと一緒に来た者だった。彼らの間に、長官たちと一緒に来た日本人が 1 人いた。そこよりも低い場所に、床一面にござが敷かれ、通訳の下座の左側には、昨年、先導者から官給の服が贈られた、ノスカム停泊地から来たアタマンが座っていた。彼は色鮮やかな日本製の中国繻子で作った裾長上着を着て、その上に麦色と炎の色をした中国繻子で作った別の服をガウンのように羽織っていた。その右手の床に、同様に立派な服装をしたアトキス湾の総アタマンが座っていた。その向こうの壁際に、日本製の絹でできた普通の裾長上着を着た、低い地位のクリル人 1 人が座っていた。兵舎に入り、座っている日本人たちに挨拶すると、通訳が私に、あなたのために準備した場所だと言って、座るよう促した。そこで私はプティンツォフと一緒に右端に行った。先導者は真中に座り、話し合いを書きとめるために、自分の近くに書記と毛深いクリル人の通訳 1 人を座らせた。私たちがそれぞれの場所に座ると、劇場のように作られた場所の仕切り幕が上げられた。そして奥に、3 人の長官つまり松前から来た日本の代官たちが座った。われわれは立ち上がり、彼らに礼をした。これに対し、彼らは自分たちの礼儀作法にしたがい頭

⁹⁵ 史料にはこのように書かれている。

を下げ、近くに寄り、この場所の端の、通訳のそばに座った。彼らの背後の壁際に、彼らの甲冑を使って人間の形に似せた、さまざまな漆塗りの赤や黒の像3体が、飾り付けられて立っていたが、われわれは同じ格好をしたものを1体、交換して手に入れ、それはわれわれのところにある。それらの近くには、漆塗りの長い弓が壁ぎわに立てかけられ、そのそばに石弓が、そして椅子の上には3か所に、漆が塗られた矢の束があった。右側には前線にあるかのように銃架の上にライフル銃が5丁、漆塗りの lozhi⁹⁶、そして彼らの方法による火打ち金のない撃鉄装置が並べて置いてあった。その反対側の壁につけられたフックには槍が3本かけられ、それには草模様のついた漆塗りの鞘がついていた。鉄砲のそばには長さ半アルシンちょっとの短銃がかけてあった。私たちの左手の、長官たちの近くに、大砲3門と彼らの短めのシュトゥツェル銃が横木の上に彼らの流儀で置かれていた。それらは大砲と呼ばれ、砲身には照門があった。

私たちは敷かれた、ラシヤに似た赤い敷物の端に座った。この3人の長官のうち一番地位が高いのは誰ですか、と通訳に尋ねると、松前の長官が一番上で、派遣されてきた長官たちはみな同じ地位だ、と答えた。彼らのうち右手に座っている者が話し始めると、他の2人は聞いていた。私は彼に、「私はロシア国のオホーツク港司令官より、あなたたちと会見し、われわれの女君はかなり前からあなたたちの国家のことをご承知でおられ、貴国へ特別に船を派遣し、知り合い、友好関係を結び、そのうえでわが国の商人と交易を行いたくないか尋ね、交渉するよう、私たちの別の指揮官たちにご命令なされた、ということを上申し上げるために送られてきました。あなたたちの側から何か必要なものがあるものでしたら、どのような商品を互いに持ち込むべきでしょうか」、と答えた。通訳はそれを聞くと、長官たちに伝えた。長官たちは1人の日本人に、用意された紙に私たちが話した首都モスクワのことを書きとめるよう命令した。長官たちは、われわれのところではモスクバ Mosukuba と書くようだ、と言った。それからイルクーツクや別の町を書きとめ、「オホーツク港はここから近くにあり、港町です」と言うと、それを書きとめ、長官たちについて尋ねてきたので彼らについて話すと、彼らは海軍大尉サツヴァ・イリイチ・ズーボフと書きとめた。それから彼らは自分たちのコンパスを持ってきて、それを見ながら、どこにあなたたちの領土があり、経緯度ではどのあたりか、と尋ねてきた。そして、コンパスで東風と北風の間で自分たちの位置を示したが、彼らのコンパスでは方位を示す目盛りが少なかった。それから私たちのコンパスも見せるよう頼まれたが、今、私たちのそばにはないと言った。すると、長官たちは私に自分の場所に座るように命令し、毛深語の通訳を介して先導者に、「私たちはこの毛深語の通訳1人を介してあなたたちに質問する。そのほうが聞き易い」と言うと、先導者は同意した。先

⁹⁶ 史料にはこのように書かれている。

導者に対して日本の通訳が尋ねた⁹⁷。「私たちは、ここ数年、ロシア人が海獣の毛皮採集のためにウルップ島に来るようになったが、ここには来なかったと聞いている。あなたたちは去年、このロパトカ[岬]、ナノトカマに来たが、あなたたちの君主や高位の長官たちの許可を得てわれわれの船と出会ったのか」。

自分たちの間で相談してから、私たちはその質問につきのように答えた。「現在、カムチャツカにいる総司令官、マトヴェイ・カルロヴィチ・ベム⁹⁸からの秘密通達によります。彼に対し、女帝陛下の許可にもとづき船の派遣が命令されました。最初、われわれロシア人は、臣従を誓ったクリル人からヤサク税を徴収する目的でここに来るようになりました。あなたたちの船については、ここに滞在した者をつうじて、あなたたちがこの近辺へやって来てクリル人と取引をしていることが明らかになりました。帰還後、[彼らは]長官たちに報告し、そして長官たちが女帝陛下に上奏しました。女帝陛下は長官たちに対し、船を派遣し、出会い、知己となり、友好関係を築き、相手が望むならばわれわれの商人と交易を行うようご命令なされました。その目的で、去年この地に、先導者シャバリンが会いに来ました⁹⁹。彼はあなたたちの前長官たちと船で会いました」。長官たちはそのことを書きとめた。つづいて彼らは、長官たちと会ったその先導者は、松前の総長官にどんな贈り物を渡したのか、と尋ねた。それに対して先導者は、たしかに松前の総長官に贈り物として鏡、緞子、水晶のグラスを渡しました、と答えた¹⁰⁰。彼らは、昨年、われわれの日本の長官たちと会ったときに、長官たちはあなたたちと交易の約束をしたのか、どのような合意に至ったのか、このためどこに集まるつもりだったのか、と尋ねた。これに対して先導者は、「日本の長官たちは、交易の締結やその他について、自分たちの松前の総長官の命令なしに承認するような大胆さは持ち合わせておらず、総長官が到着次第、交渉についてどのような判断を下すべきなのか報告しようとしておりました。長官たちはクナシル島へ行って待つようにと命じ、その先に行くようには命令しませんでした。そこで交渉するつもりでした」、と答えた¹⁰¹。

最後に日本人たちは先導者に、君はクナシリ島で待つように命令されたのに、なぜこのアトキスの地に来たのか、と言った。

先導者は、「私たちはこの夏クナシリ島に来て長い間待ちましたが、この先長引いて帰還が遅くなるように思われました。そのため、このロパトカ[岬]に漕いで渡り、あなたたち日本人と会い、通知にもとづいて松前からのあなたたちの船を待ちましたが、その船を最後まで待てません

⁹⁷ この言葉には右側の余白に注記がついている。「どうやら彼らは、そこに座っていたクリル人のアタマンたちに聞こえるように、クリル人の毛深語で話したかったようだ」。

⁹⁸ 史料⑦No.50(本史料集 No.9)を参照。

⁹⁹ 「シャバリンの航海日誌」(ЦГАДА, ф.7, оп.2, д.2539, л.133-137)を参照。

¹⁰⁰ この言葉には右側の余白に注記がついている。「贈り物について、日本人たちは私に日本語で何という名前なのか日本語で質問し、それに答えると書記が記録した」。

¹⁰¹ この言葉には右側の余白に注記がついている。「この話を日本の書記が記録した」。

でした。到着したあなたたちの船はここに泊まると、以前、聞いたので、昨年の長官たちとの約束について話し合うためにバイダラでここに来ました。話し合いが済めば、ただちに自分たちの国に帰るつもりでした」、と答えた¹⁰²。先導者の回答のあと、長官と通訳が私を近くに呼んで、「われわれの国には長崎^{ナガサキ}という土地がある。そこには外国人が到来し、われわれと交易をしている。その外国人たちの服装はあなたたちと同じで、ふるまいもよく似ている。このような交易を目的にオランダからも人びとがやって来ている」、と話した。

それに対して私は、「われわれの陸地は広大で、国家はとてむたくさんあります。どの国からもあなたたちとの交易を目的に来ているかもしれませんが、遠距離にあるので私たちが知ることは不可能です。われわれの陸地が広大であるがゆえに、外国、そのうちわれわれが十分知っているイタリア、イスパニア、オランダその他の諸国¹⁰³と、知己と友好にもとづき交易をしております。わが国はあなたたちとも知り合い、もしもお望みであれば交易もしたいと考えております。われわれの商人は、船でいつでも来るようになるでしょう。これに対し、われわれがあなたたちの側から何を持って来て欲しいのか、お知らせします¹⁰⁴。今回、ご承認いただけるならば、われわれのあとにロシアの総長官たちと商人たちが、さらなる友好のために来るでしょう。今は、私たちのところにあるものをご覧下さい。必要なものがあれば取引し、あなたたちはどのような品物を今後もっと持って来てほしいのか教えてください」、と答えた。

その後、日本人の通訳はクリル人の通訳チキンを介して、「どうしてあなたたちはウルップ島と呼ばれているクリルの島に来て、ラッコを獲り、毛深いクリル人と交換をしているのか。どんな品物を運んでいるのか」、と毛深語で言った。

それに対して私は、「クリル列島のウルップ島には、クリル人のために来ます。ウルップ島へ第16島[シムシル]のわが国の忠義な臣民であるクリル人が移り住んでいます。彼らからヤサク税を徴収し、国庫に納め、刺繍が入った衣服その他を取引しています。その地で、船で越冬します。われわれの者たちが網でラッコを捕らえ、それで衣服を作ります。毛深いクリル人とはいかなる取引も、何かとの交換もしておりません。

今回はあなたたちのもとへ、会って知己になり、またあなたたちが望まれるのであれば、気に入ったものを取引するために、来ました」、と答えた。

これに対して日本人は、「私たちのところにはキビと酒以外に品物はなく、それらも自分たちの

¹⁰² この言葉には右側の余白に注記がついている。「それについて長官たちはひそひそと自分たちの間で会話し、内容について私たちには何も話さなかった」。

¹⁰³ この言葉には右側の余白に注記がついている。「これらの国の名前を日本人の書記が記録した」。

¹⁰⁴ この言葉には右側の余白に注記がついている。「日本人の通訳は、『当地で交易するようになって、こちらへは来ないだろう。なぜなら、私たちのところにはご覧のとおり、あなたたちにとってよい品物はないからだ』、と言った」。

道中の食糧にする」と答えた。

そのとき、先導者がキビと酒 10 樽ほどを譲ってほしいと頼んだところ、日本の長官たちは話し合いのあとで取引しようと答えた。話し合いを終えると、長官たちは席を立ち、幕の裏に消えてしまった。その後、私たちも自分たちのテントに帰った……

9月15～21日。この間、好天のもと、アトキス島からの復路を進んだ……

10月27日。ウルップという名の第18島との海峡を漕いで渡った。渡りきったのち、10月28、29日、海岸付近を岸に沿って居所まで漕いだ。

10月30日。この日、湾に到着した……

本1780年1月8日、ウルップという名の第18島で大地震があった。昼も夜も毎日ひっきりなしに、日によっては1日に7、8回という高い頻度で地震があった。体に感じたかぎり、何日も大地が揺れた。それ以来、人びとはみな不安にかられて過ごした。春にオホーツク港へ向かって出発するため、またそこに残る人びとの食糧を蓄えるために食糧の狩猟をしたことで不安はおさまった。

6月初旬から、まだ河口にあった船を川から入江や湾に出すべく、詰め物をして修繕した。6月18日深夜、明けがた近く、ほとんど空が白んできたそのとき、神の思し召しにより非常に大きな恐ろしい地震があり、15分間も続いた。そこにいた人びとはみな、目を覚ましたものは右往左往し、他のものはまだテントにいた。彼らの中には付近を歩き回り、遠くの海に稲妻のように光る炎を見た者もいた。揺れが来てからしばらくすると、突然強い雷鳴のような音がした。それを聞いて人びとは外に飛び出し、あたりを歩き回ったが、何が起きようとしているのか分からなかった。そうしているうちに雷が起り、海水が並はずれた早さで減り、岸边近くの海中にあった岩が、水が引いてあらわになると、大きな音とともに突然海から水が大波となって押し寄せてきた。岸全体を覆い、岸の絶壁の部分だけは水が及ばなかった。まもなく同じ轟音とともに水は沖のほうに戻っていき、今度は最初に水が減ったとき以上に水が減った。ある者はバイダーラ、またある者はユルタに向かって駆け出し、そして別の者は船の中にいた。まもなく水が小さな岩よりも約5、6サージェン高い大波となって押し寄せてきた。入江はかくも強烈で厳しい一撃により一気に氾濫し、断崖の上に建っていた住居、私たちのテント、小屋そしてあるものすべてが柱一本残らず地面から引き抜かれ、川に流され谷に落ちた。そして谷に沿って人びとも乗組員も、一言でいうと何であろうと、河口にあった岩さえも引き抜かれて流され、断崖にあった鑄鉄製の大砲も50サージェンほど向こうで見つかった。海岸付近にあった、山と山に挟まれた谷はすべて水没した。二檣帆船聖ナタリア号は錨ごと川を越えて、ツンドラに沿ってまっすぐ谷へ流され、海から190サージェンほど離れた、小川のそばの地面に乗り上げた。船が流された谷の反対側に

ある低地は幅 100 サージェンほどだった。この洪水で役夫 4 人が、水が引いたあとで死体となって発見された。水はその日、夕方まで増減しながら前後したが、時間がたつにつれて引いていった。

その後、難を逃れた人びとは流された積荷をすべて集め、翌日は自分と会社の積み荷をすべて集めて乾かした。その後、何日かすぎて、われわれの者たちは、一緒にいたのに姿が見えない人を探すためにバイダラで出発した。島の東側と南側は洪水で水没し、あちこちでクリル人が立っていた。ある場所では彼らのうち 8 人ほどが溺死したそうである。島の北側ではそのような洪水はなく、水位は少しも高くなっていなかった。西や北の岬でも水位が上がったが、われわれの先にある第 19 島[エトロフ]や第 20 島[クナシリ]で水位が上がったかどうかは不明である。

荷物の収集や乾燥を行い、しばらくたった 6 月 28 日以降、先導者シャバリンは当地カムチャツカに向け、1 艘のバイダラで通知を持った人びとを派遣した。そのバイダラで私も 7 月 18 日より島づたいに航海した。1 日[7 月 1 日のことと思われる]から出発まで、洪水のあとも毎日しばしば地震があり、われわれが第 17 島[チルポイ]、第 16 島[シムシル]、第 15 島[ケトイ]にいたときにもしばしば地震があった。第 18 島では海水が上昇したが、これらの島では水位は上がったもののそれほどではなかった。第 14 島[ウシシル]やそれよりもカムチャツカに近い他の島では、もはや地震は頻繁に起きず、水位の上昇もなかった。第 13 島[ラシュア]でも、第 12 島でも.....[第 11 島[ライコケ]にかんするテキストが省略されている]

この第 11 島からは、島づたいにヤクーツク商人レベジェフ=ラストチキン会社のバイダラ 1 艘で、役夫を含む 14 名で航海し、9 月 17 日、無事にボリシェレツク川河口に入った。

シベリア貴族、日本語会話通訳イヴァン・アンチーピン

(4)ЦГАДА, ф.7, оп.2, д.2539, л.240 об.-243, 244-248 об., 249-253 об., 258 об.-264,282-284.

原本

(木寺律子・寺山恭輔 訳)

22. I.M.アンチーピンからポリシェレツク政庁への上申書。1775～1780 年における遠征隊のクリル列島滞在について。(⑦No.64)

1780年9月20日

No.499

シベリア県貴族、日本語会話通訳イヴァン・アンチーピンより、カムチャツカ・ポリシェレツク政庁宛の

上申書

さる 1775 年、私は女帝陛下の勅令にもとづきカムチャツカ・ポリシェレツク政庁よりペトロパヴロフスク湾へ派遣され、そこからカムチャツカ総司令官であられました陸軍中佐マトフェイ・カルロヴィッチ・ベムより私に与えられた秘密通達¹⁰⁵にもとづき、ヤクーツク商人パーヴェル・レベジェフ＝ラストチキンの船で、彼の役夫とともにクリル列島遠方部の第 18 島[ウルップ]へ派遣されました。その目的は、海獣の毛皮を採集し、毛深いクリル人を女帝陛下の臣民とし、国庫にヤサク税を納めさせるべく、そこからさらに先を目指すこと、またアトキス島と呼ばれる第 22 島で交易を行うために、船で毛深いクリル人のもとへやって来ている、外国である日本国の者を探しだすこと、友好的な交流を行い、ロシアの商人と取引しないか模索すること、その他でありました。

ポリシェレツク政庁がご承知の事情により、さる 1777 年の決定および陛下の命令を待って私が第 18 島に滞在中、オホーツク港からクリル列島第 18 島のわれわれのもとに、役夫のための食糧やその他の物品を載せて派遣された、航海士ミハイル・ペトゥシコフ指揮下の二檣帆船聖ナタリア号が到着しました。1778 年の越冬後、船がオホーツクに帰還した際、私は彼ペトゥシコフに与えられた命令にもとづき、以前、私のもとにいた勤務員と一緒にオホーツクに連行されました。同 1778 年、私すなわちアンチーピン、航海者である航海士見習いフョードル・プティンツォフ、さまざまな獣の毛皮採集のための先導者となったイルクーツク町人ドミートリー・シャバリンに対する女帝陛下の勅令である 1778 年 9 月 7 日付文書第 957 号、そして添付された、県知事の職権を有する陸軍准将フョードル・グレボヴィッチ・ネムツォフ氏から送られた指示と命令書¹⁰⁶により、会社経営者、商人レベジェフ＝ラストチキンの一行とともに、毛深いクリル人を女帝陛下に臣従させ、至高なる専制者の庇護と長官の権力の下に置き、日本人と出会ったならば友好的な交流を行い、交易の交渉を行うために、私はこの二檣帆船聖ナタリア号でクリル列島に送り返されました。こうして 9 月 10 日、オホーツク港を出航し、10 月 5 日、無事に第 18 島にたどり着

¹⁰⁵ 史料⑦No.50(本史料集 No.9)を参照。

¹⁰⁶ 史料⑦No.55(本史料集 No.15)を参照。

き、ここで越冬し、役夫はさまざまな海獣の毛皮採集を行いました。越冬後の昨年 1779 年 5 月 30 日、航海者プティンツォフと先導者シャバリンら 45 名はバイダーラで遠方の島々へ、毛深人が住む島々を越えて第 22 島アトキスまで航海しました。この島で日本の町松前^{マツマエ}から来ている外国人たちと出会いました。

そこでの会見と交渉をうまく終えたのち、クリル列島の第 18 島に戻ってきたときには、すでに 10 月 29 日になっていました。われわれと分かれてこの島に残っていた者たちが食用となるさまざまな獲物を得られなかったのも、また先導者シャバリンの不幸で、極度に欠乏しながら、再度、越冬しました。この越冬中、1780 年 1 月 1 日、航海者である航海士見習いフョードル・プティンツォフが熱病にかかり、6 日、神に召されました。

その後、1 月 8 日 12 時ごろ、神の思し召しにより大地震があり、それは 15 分ほど続きました。それがおさまったのち、しばらくして、ふたたび地震がありました。この日に 6 回ほど、最初のものよりは小さいけれども揺れがありました。夜にもしばしば揺れがありました。9 日と 10 日には 1 日に 5 回ほど、また夜にもひんぱんに揺れがありました。1 月をつうじて揺れは続き、2 月 2 日の朝にもやはり、かなり大きな地震がありました。それからは、1 日に 2、3 回の揺れない日は珍しい日が続きました。その年の春、4 月 13 日、わが社の準出資者であるポリシエレツク町人ヴァシレイ・オストロフスコイが 1 年間の闘病生活をへて神に召されました。

春にわれわれは、オホーツクへ船で行くための用意を整えつつ、すでに食糧の狩猟ができるようになったので、準備を開始し、それが終わるとさらに先導者シャバリンは役夫とともに 6 月初めから船の修理を開始しました。修理完了後、入江にある小川に船をとめ、せき止めて水位を上げ、船を出すつもりでしたが、神のご加護により、当時、雨が多かったために生じた氾濫によってすぐに小川に水が溜まりましたので、河口まで船を引いて行きました。錨はすでに入江に運ばれておりましたが、潮が満ちたときに入江まで船を引いていけるように満潮を待ちました。一方、その間われわれはさまざまな食糧を蓄えました。その年の 6 月 18 日深夜の明け方近く、ほとんど空が白んできたそのとき、神の思し召しにより突然大きな地震が起こり、15 分ほど続きました。そこにいた人びとはみな眠りから覚めて右往左往し、海を見ると遠くで稲妻のように光っている炎を見ました。地震ののち、しばらくして、突然強い雷鳴のような音がしました。それを聞き、人びとは外に出て、みなあたりを歩き回りましたが、何が起きようとしているのか分かりませんでした。そのころにはすでに明るくなっていました。雷が起こり、そのとき海水が驚くべき速さで減り、海岸近くの海中にあった岩が見え、そしてそれと同じくらい大きな音とともに、突然海から高波が押し寄せ、岸をすべて覆いつくしましたが、絶壁の部分だけは海水が及びませんでした。すぐに同じ轟音とともに海水は海に戻り、最初に水が減ったときよりもさらに大きく海の水位は

低下しました。人びとはそれを見て、ある者は船を引き上げるために突進し、またある者はバイダーラへ向かって走りました。すぐに海から水が、海岸のどの小岩よりも 5、6 サージェンほど高い大波となって押し寄せました。入江は、かくも強烈かつ厳しい一撃によって一気に氾濫し、断崖にあったわれわれのすべての住居、すなわちユルタやそれに付属する小屋など、そこにあったものは柱一本残らず地面から引き抜かれ、数露里ほど先にあった谷へと小川に沿って流され、すべての人びと、乗組員、一言でいえば小川の河口にもともとあった小石さえも含め、あらゆるものが引き剥がされ、ツンドラへ流されてしまいました。断崖に置いてあった鑄鉄製の大型砲は、川の向こう 50 サージェンのところで見つかりました。山々にはさまれた谷は水没していました。二檣帆船聖ナタリア号は、錨もろとも川を越え、ツンドラ沿いに谷へと海から 190 サージェン流され、小川に近い地面に乗り上げていました。船が流された谷の反対側にある低地は幅 100 サージェンあまりでした。この洪水で、水が引いたあとに役夫 4 人が遺体となって発見されました。彼らは水の中で流木にあたって死んだようです。彼らの体にその傷があったからです。彼らの名前はこの一覧に記してあります¹⁰⁷。

この海からの大きな洪水のあとも、海からの波の満ち引きはいぜんとしてひんぱんに続きましたが、初めのものほどではなく、時間がたつにつれ小さくなっていきました。海は夕方まで波立っていました。その後、難を逃れた者たちは流された積み荷をすべて集め、乾かしました。そこで蓄えていた食糧は、あるものは海に流され、またあるものは海水に浸かってだめになってしまいました。もっとも、そのときにはもはやトドの乾燥肉ぐらいしか残っていなかったもので、それを食べました。その後何日かたって、姿の見えなくなったわれわれの者たちを探すために、バイダーラに乗って他の場所へ出かけました。島の東側と南側は洪水で水没し、あちこちで毛深いクリル人が立っており、彼らのうち 8 人ほどが溺死したと語っていました。低地に住んでいた別の者たちは、どうにかこうにか危機を免れました。島の北側では洪水はなく、水位も上がりませんでした。島の西と北の岬でも水位が上昇しました。われわれよりも先にある第 19 島と第 20 島で水位が上昇したのかどうかは定かではありません。しかし、向こうのほうが大きな洪水に見舞われたように思われます。

商品やその他の品物を集め、乾かすと、先導者シャバリンはトド島[プロトン島か]にいたアルテリには告げず、この島にいた者たちだけに向かって、どうにかして船を海まで引いて戻さなければならないと述べました。もっとも、私からも船は放棄してはいけない、船は会社経営者によって借りられた官有物で、何としてでも取り戻さねば、と述べました。その場にいたみなは彼に食糧を求めました。反対する者の口を封じ、奴隷として扱うのではなく、食糧をかならず供給しろ

¹⁰⁷ 文書ファイル中に一覧は存在しない。

と彼らは言いました。にもかかわらず、シャバリンは私が持ち出した合意案をまったく採用せず、話も聞かず、彼の監督不十分で船の綱と索具は湿気で傷んでしまいました。そのあとも、シャバリンは全員を集めず、船にかんする望ましい合意にも達せず、何を血迷ったのか、ポリシェレツク政庁から遠ざかりたい一心で問題の対応を急ぎ、私やその他の多くの人びとに対し、ここからオホーツクへバイダーラで向かうよう要請しました。この提案には誰も賛成しませんでした。私は彼に、まったく自身の命に見切りをつけるようなもので、オホーツクへバイダーラで向かうことは大海に乗りだすのみならず、霧にあって海峡で方向を失ったり、向かい風に当たったりすることもある、と述べました。シャバリンを補佐していた毛皮採集者たちの数人は、必要に迫られて、この船に起こった出来事についての情報を、ポリシェレツク要塞をつうじて主人に伝えるべくバイダーラを送ることを考えつきました。そのバイダーラに乗って私も 1780 年 6 月 30 日、日本人や毛深いクリル人にかんすることも含め、私に起こった出来事すべてについて、ポリシェレツク政庁とオホーツク政庁に上申書を提出するために、第 18 島よりこのポリシェレツク要塞へ出発しました。これらについて、この上申書のあとで詳細かつ完全な上申書を提出するつもりです。バイダーラで航海中、第 16 島[シムシル]と第 15 島[ケトイ]でも地震がひんぱんに発生しましたが、水位の上昇はあまり見られませんでした。

現在、私はバイダーラで、日本人との間で会社の商品と交換した品物を持って参りました。日本製の水筒に入れた酒が約 2 ヴェドロ、軍服すなわち漆の塗られた鉄製の甲冑と兜、絹と金糸で花が刺繍された中国縞子の裾長上着が 2 着、草花模様のある漆塗りの茶碗 3 客、……¹⁰⁸ 1 つです。これらのものは獲物とともに、今のところチェカフカに残されております。当地ポリシェレツクへは、バイダーラで運ばれた、毛深いクリル人から徴収されたヤサク税を鞆 1 つに入れ、持って参りました。その内訳は、ラッコ 4 枚、カワウソ 3 枚、傷つきのクロテン 54 枚、傷つきのキツネ 7 枚、傷のないクロアカギツネ 1 枚です。先導者からは農民イヴァン・ポポフに託され、採集されたさまざまな海獣の獲物がすべて会社へ送られました。すなわちラッコが、買い取り分を含め、大小、若いものも合わせて 207 枚、捕獲したキツネ 100 枚、買い取ったもの 78 枚、クロテン 42 枚、傷つきのカワウソ 47 枚、ラッコの尻尾 182 本、キツネを縫い合わせた上着 1 着です。商人レベジェフの一行には、ポリシェレツクのロシア人やカムチャダール人のみならず、オホーツクのいろいろな町から、さまざまな派遣による 80 名ほどの役夫が第 18 島に集まりました。そのうち、さる 1778 年、海獣の毛皮採集を目的に 9 名からなるアルテリが、先導者シャバリンによって第 16 島に残されておりました¹⁰⁹。彼らのために、今年、特別にバイダーラを第 16 島へ送

¹⁰⁸ 2 単語判読不能。

¹⁰⁹ 史料⑦No.54(本史料集 No.14)を参照。

り、彼らを船に引き取ろうとしましたが、彼らがさる 1779 年、ポリシェレツク要塞に向かってバイダーラで逃亡したとの知らせを、クリル人から受けました。その船頭はポリシェレツク町人レオンチェイ・レトキンで、彼とともに逃亡した他の者たちの名前を一覧に記載して提出いたします。彼らの管理下にあった会社の資材、用具、物品を彼らが何に使用したのか不明です。今回、私とともにバイダーラに乗ってきたのはさまざまな職位の 14 名で、彼らについてもこの一覧でご報告いたします¹¹⁰。クリル列島第 18 島には、船とともに先導者シャバリンと 52 名の役夫が残っております。

以上について、カムチャツカ・ポリシェレツク政庁に本状を提出し、つつしんでご報告申し上げます。1780 年 9 月 20 日。

貴族イヴァン・アンチーピン

注記：1780 年 9 月 21 日に提出された。簿に記録し、報告するべし。届けられたヤサク税を受領するべし。収入に記載するべし。

(4)ЦГАДА, ф.7, оп.2, д.2539, л.204-205. 原本

(松川直子・寺山恭輔 訳)

23. F.N.クリチカから元老院総裁 A.A.ヴァゼムスキーへの書簡。I.アンチーピンと D.Ya.シャバリンによる遠征の失敗について。(③No.106)

1781 年 5 月 1 日

アレクサンドル・アレクセエヴィチ[・ヴァゼムスキー]公爵閣下！

さる 1779 年 1 月 24 日、私の前にイルクーツク県知事を務めた陸軍准将ネムツォフから、つぎのような通知を受けました。「毛深」人¹¹¹の調査を目的としてヤクーツク商人パーヴェル・レベジェフ＝ラストチキンがカムチャツカからクリル列島へ初めて船を送った結果、乗船していた先導者シャバリンと貴族アンチーピンがアトキスと呼ばれる第 22 島まで到達しました。彼らはそこで日本人に会い、毎夏クナシル[クナシリ]と呼ばれる第 20 島で会うこと、次回に会うときには、われわれは彼らに、彼らはわれわれに必要な品を持ってくることを申し合わせたとのことです。

商人レベジェフは 1778 年 9 月、さまざまな品を積んで、オホーツク港からさらに 1 隻の船を送りました。このような新事業に力を尽くす目的については、将来的に野蛮人たちを臣従させるため、また、日本人との間に始まった通商を確固たるものにするためであると説明しております。

¹¹⁰ 文書ファイルの中に一覧は存在しない。

¹¹¹ テキストにはこのように書かれている。【編訳者補注:原文には「」が付されている】

彼の一行との交渉から、日本人たちが[交易に]興味をもっていることは明らかです。そこで、オホーツク司令官の海軍大尉ズーボフは、日本人に会うために自ら第 22 島へ行く許可を願い出しました。通商関係のさらなる発展のために、陸軍准将ネムツォフはこれを認めました。閣下からの書簡の中で伝えられましたように、島々について正確な記述をおこない、かつ通商関係を確立するために、このズーボフを第 22 島アトキス、さらには日本へ派遣すべしとの女帝陛下のお言葉をいただきました。それが行われるならば、彼の遠征は有益なものになると思います。そこで私はズーボフに、何を目的として行くのか、彼が予定している島々や日本への遠征からとくにどのような利益が期待できるのかについて書き送るよう求めました。彼は意見を記してこれを送ってきましたが、現在、本人自らこちらに来て、先に送った自らの意見書を再確認する上申書も提出してきました。

しかしながら、彼のこれらの文書からは、上記の場所への遠征が有益であると認めるに足る利益は見出せませんでした。遠征は彼のたんなる思いつきに過ぎず、国庫からの出費がかさむだけです。しかも彼すなわちズーボフは節度に欠け、遠征先で酔っ払い、面倒を起こすため、また部下や商人たちに高圧的な態度を取るため、何の成果も期待できません。また、1778 年にレベジェフ＝ラストチキンによってオホーツクから派遣された船を残して、貴族アンチーピンがバイダーラで、去年 1780 年にカムチャツカに戻っている件を勘案するならば、第 22 島アトキスだけでなく別の島、つまり第 20 島クナシルでも日本人との通商は期待できないようです。この件につきましては、アンチーピンがポリシェレツク政庁に提出した上申書、ならびに日本人との交渉のいきさつについて彼が記した日誌の原本を添付致しますので、ご確認下さい。さらに、レベジェフから提出された地図も添付致します。ここには、列島とアトキス島の一部が示されており、地図には、アトキスにおいてアンチーピンとシャバリンを迎えた 3 人の日本人の地方長官が執り行った儀式についての説明もあります。

アンチーピンの上申書に記されております不幸な出来事のために、先導者は役夫らおよび船とともに、今もクリル列島第 18 島に残っております。時化でツンドラ¹¹²に流された船を海にもどし、航海を続けるための修理を行わなければならないからです。彼らは、船主レベジェフから索具と食糧の救援が来るのを待ち兼ねています。

アンチーピンが持ち帰った日本の品は、わざわざ送るほどのものではないと思われますので、当面、私の手元に置いておきます。ついでのあるときに、かならず閣下にお届け致します。船が 2 度にわたって不幸に見舞われたため、海事会社経営者であるレベジェフ＝ラストチキンは、破産の危機に瀕しております。彼は人びとを救助するために、また当然の帰結としての自身の破滅

¹¹² テキストにはこのように書かれている。実際には、船は津波で海岸に打ち上げられた。

を回避するために、国庫金からの援助を請願しております。彼が使い果たした金額につきましては、添付の報告書をご覧ください。

以上の諸事情のため、とりわけ、取り残された人びとがかの地で死亡するような事態を避けるために、また、レベジェフがかの地の地理と実情の調査を目的とした今回の遠征に同意したのは陸軍少佐ベムの指示があったことによる点も鑑みて、確かな担保と引き換えに彼の求める援助を与えて下さいますよう、恐れ多くもお願い申し上げます。皇帝陛下には、不幸な遭難者に対する母なる深いご慈悲ゆえに、私の不遜な願いをお許しいただけるものと大きな期待を抱いております。私を安心させて下さいますよう、閣下からのお口添えを切にお願い申し上げます.....

フランツ・クリチカ

(4)ЦГАДА, ф.7, оп.2, д.2539, л.202-203. 原本

(木寺律子・藤原潤子 訳)

24. ルィリスク市会における商人 G.I.シェリホフの説明。彼による北東米会社設立の目的とその活動について。(⑦No.65)

1781年11月

ルィリスク市会に対する、同市商人、海事会社経営者グリゴリー・シェリホフの

説明

本日、私を含めこの市会に集まった商人に対し、当市の商人のうち誰が航海に従事し、どんな船で、どこにどのような商品を運搬しているのかについて情報を求める陛下の勅令が公布されました。この陛下のご要望にしたがい、私から本状をもって以下を申し上げます。私は、シベリアのイルクーツク県で商売を行い、太平洋北東部に会社を設立しました。その目的は、未知の島々や陸地を探索し、未開人が住んでいない島々や陸地を発見することにあります。私は祖国に対する献身ゆえに、私自身の注力と私財をもって土地や未開人を探し出し、ロシア帝国の帝位にある専制者の支配下に置くよう努めております。さらにこの商いの目的は、これらの島や陸地における高価な獣の毛皮採集から私自身の利益を得ることにもあります。このために、私はオランダ式の構造を持つ、それぞれ長さ 52 フィートたらずの海洋船を建造しております。オホーツク港にて輸送船の船大工親方に当地の俸給の倍額を国庫から支払い、船を建造する際に使用する丸太やはしご材を、オホーツク政庁から太平洋の近くまで馬車で輸送し、さらに河川ぞいに海岸付近へと浮送して、適地で平底帆船と二檣帆船の建造を進めております。つまり船の建造はオホーツク港およびカムチャツカ近辺の各地で行われております。社用でさまざまな商品を積載して、これ

らの船をクリル列島のうち既知の島々へ、また別の船をやはり太平洋北東部にあるアレウト列島へと送りだしてきましたし、今も送りだしております。未知の島々を探索し、いまだ未開人だけが住んでいる北アメリカを探索するためにも船を派遣しております。われわれは友好的な交流や贈り物、その他の手段を用いて、彼らをロシア帝国皇帝の位にあられる陛下に臣従するよう導いております。われわれは彼らのもとへ、ロシア、中国、ドイツで製造されたあらゆる便利な〔商品〕を送り、かの地からは毛皮商品全般を受け取っております。

本説明に対し、リュリスク商人、イヴァンの息子グリゴリー・シェリホフが署名いたします¹¹³。

(1)АВІР, ф. РАК, л. 879, л.1. 原本

(渡邊聞・畠山禎 訳)

25. エカチェリーナ二世から海軍参議会への勅令。北氷洋および太平洋における新たな土地の調査と発見を目的に、海軍大尉 I.I.ピリングス¹¹⁴の指揮下、北東部地理学・天文学遠征隊を組織することについて。(⑦No.66)

1785年8月8日

海軍参議会への勅令

コヴィマ[コリマ]川河口の経度および緯度を測定し、ヴォストーチヌィ岬[東岬の意]までのチュコトカ岬の全沿岸とアメリカ大陸沿岸まで及ぶヴォストーチヌィ洋上の多くの島々を地図に位置づけ、イルクーツク県の大陸部およびこれに対峙するアメリカ大陸沿岸の間にある海洋を完全に理解する目的でロシア北東部地理学・天文学遠征隊を任命するにあたって、以下を命令する。

1. 海軍少尉ヨシフ・ピリングスを、本遠征隊の指揮官に任ずる。彼に海軍中尉の官位を与え、彼とともに、遠征隊に必要な人員を尉官やその他の下級勤務員として彼自身の選抜にもとづき任命し、指揮官と彼の隊員には遠征の全日程をつうじて官職にもとづく俸給の倍額を慈悲深くも与え、かつ当地で1年間分の前払いとするべし。さらにこれを勘定に入れずに、年給の倍額を県都イルクーツクへすみやかに送金するべし。その際、海軍中尉ピリングスに、折をみて海軍参議会へ報告書を提出するよう命ずるべし。

2. 本遠征隊の指揮官に対し、数学、天文学その他の専門器具を提供するべし。手引きとして、1724年から1779年までの、彼の前任者たちの航海日誌より必要部分の抜粋、これまでの航海者

¹¹³ 史料⑦No.69および1787年5～11月「ヴォストーチヌィ海におけるシェリホフの旅行にかんする手記」(史料⑨No.22)を参照。

¹¹⁴ I.I.ピリングス(1761～1806年)——イギリス人。1783年よりロシアに勤務。J.クックによる第3回航海の参加者。1785年、北東部地理学・天文学遠征隊隊長に任命された(1785～1795年)(史料集③c.423より)。

の地図やかの地の陸路での旅行にかかわるすべての地図、さらに本勅令にもとづく詳細な指示¹¹⁵を提供するべし。くわえて、この指令に辞書の用例を添付するので、これにしたがいさまざまな民の言語や話し言葉の単語を書きとめるべし。その発音をラテン文字とロシア文字で表記するべし。当地そして航海中に支給するため、また贈り物としてさまざまな物品を購入するために必要となる新造のメダルや紙幣を渡すことにかんしては、二等文官である陸軍中將ヴァゼムスキー公爵に対しすでに命令が出されている。

3. 海軍中尉ビリングスは、イルクーツク到着後、イルクーツクおよびコリヴァンの総督職にある陸軍中將ヤコビ¹¹⁶のもとに出頭するべし。このヤコビに対しては、本遠征隊の関連業務における無条件の援助提供について勅令が与えられた¹¹⁷。自然史に関係する観察と記述を目的に、八等文官の位を与えられた[十三、十四等]鉱山官パトリン[パトレイン]¹¹⁸を遠征隊に加えるべし¹¹⁹。

¹¹⁵ 史料⑦No.67を参照。

¹¹⁶ [編訳者補注：I.V.ヤコビ(1726～1803年)——1783～1789年、イルクーツクおよびコリヴァンの総督]

¹¹⁷ ЦГАВМФ, ф. 172, оп.1, д. 408, ч.2, л.220-221を参照。

¹¹⁸ [編訳者補注：博物学者]

¹¹⁹ ペテルブルグ科学アカデミーの依頼により、科学アカデミー会員P.S.パラスは、鉱山官パトレインのために植物学、動物学、民族学にかんするコレクションの収集、各地の言語の記録その他にかんする指示書を作成した。しかし、パトレインは遠征に参加できなかった。I.V.ヤコビはエカチェリーナ二世に宛てた1785年11月19日付書簡の中で、彼のかわりとして七等文官K.G.ラクスマンの派遣を、「自然史にかんし広範な知識を持ち、十分な考察を行い、学界で未知のあらゆる問題に対する考案や発見において傑出した才能を発揮し、不屈の精神を持つ者」と評してすすめた(ЦГАВМФ, ф.172, оп.1, д.408, ч.II, л.183-185)。しかし、K.G.ラクスマンは別の任務に従事していたため、航海に出発できなかった。I.I.ビリングスは、イルクーツク軍立病院医師K.G.メルクが遠征の学術部門を指導することを提案した。メルクは、自分は博物学者ではないとあらかじめ断ったうえで、快諾した。I.I.ビリングスは彼にP.S.パラスの指示書と学術調査用の器具一式を渡した。「自然史の助手たち」すなわちI.メイン、K.クレプス、工学者I.エドヴォルス、線描画職人L.A.ヴォロニン、そして遠征には短期間しか参加しなかったけれども鉱山官D.ガウエルが、K.G.メルクの指揮下に置かれた(ЦГАВМФ, ф.212, оп.1, д.2562, л.451, 513 об.)。1786年5月10日、K.G.メルクは他の参加者とともにイルクーツクからヤクーツクに出発し、遠征の全期間、博物学者の責務を誠実に果たした。彼は多様なコレクションを多数収集し、北東シベリア、カムチャツカ半島南部、アレウト列島、アラスカ南西部沿岸各地の植物や動物にかんする最初の学術情報をもたらした。自身の観察をもとに、K.G.メルクはヤクート人、チュクチ人、アジアおよびアメリカのエスキモー人、アレウト人の生活様式と慣習にかんする古典的記録を作成した。遠征終了後、K.G.メルクが収集した資料、日誌、記録はすべてクリミアのP.S.パラス教授へと送られたが、その大部分はパラスの死後、行方不明になった。P.S.パラスは、K.G.メルクが収集した資料をその大著『ロシア=アジア動物誌 Zoographia Rosso-Asiatika』(СПб., 1831)で利用している。1806年2月、雑誌『文学愛好家 Любитель словесности』に論文「ヤクート人の起源、信仰、儀礼について」が発表された。発行者のN.F.オストロボフは序文において、彼はK.G.メルクの日誌からの自筆抜粋を利用したと述べている。日誌自体の所在は現在のところ不明である。

M.E.サルティコフ=シCHEDリン名称国立公共図書館[現、ロシア国民図書館]には、K.G.メルクの手稿(ドイツ語)「チュクチ人の記述。その風習と生活様式について Beschreibung der Tschuktschi. Von ihren Gebräuchen und Lebensart」が保管されている(Отдел рукописей и редкой книги, ф.нем. IV, No.173, 64 c)。手稿は3部に分かれている。第1部ではトナカイ遊牧・定住チュクチ人の言語、衣服、住居、慣習、宗教観、家族と共同体の生活様式が記述されている。第2部は、アナディル要塞とその住民の職業の記述である。手稿の第3部は、1791年8月17日から1792年2月26日までの、メチグメンスキー湾からコロイマ川までのメルクの航海日誌である。植物にかんする記述や動物界の観察の他に、本文書には気象や地誌にかんする情報も所収されている。手稿のテキストには、「野獣と鳥の画家」L.A.ヴォロニンによる、極彩色の、細部に至るまで緻密に仕上げられた挿絵が付け加えられている。この手稿のいくつかの部分は、大幅に改稿されて1814年、ドイツで刊行された。

ダルムシュタットにある工場主L.メルクの家族古文書には、K.G.メルクの航海日誌の一つが保管されている。日誌の書き込み(1789年8月16日～1792年)には、アメリカ大陸北西部沿岸に住む諸民族やアレウト人、

この地で陸軍中将ヤコビは、遠征隊を放置せず、私の計画にかんする正確な情報にもとづき、食糧、糧秣、河川用、海洋用船舶の艤装や武装の準備あるいは建造に必要なさまざまな物品を適所へ迅速に用意し、海軍中尉ビリングスからの要請や彼による選抜におうじてイルクーツク航海学校の優秀な生徒、海軍参議会により任命されたその他の海軍勤務員、さまざまな言語を解するための通訳、予定される遠征隊の航海に同行し補佐するその他の経験豊富な有能な人材を提供する際に、ビリングスに委ねられた遠征隊が利益のために必要とすることをすべて実行するよう努力するべし。まことに慈悲深くも海軍中尉ビリングスには、イルクーツクで彼の遠征隊に入る尉官および下士官全員に一階位分の昇進を告げ、海軍参議会が賞与を決定したその他の者には賞与を支給する権限が与えられている。

4. 目前に迫る旅程にかんする優れた、最も有益な決定にしたがい、また陸軍中将ヤコビの指示的助言をふまえ、海軍中尉ビリングスは八等文官パトリンならびに自身の隊員とともに、遠征隊の要望に沿った必要な支援を得るために、道中あるいはその近隣に駐在する部隊を持つ長官に宛てた、総督職に就く者から与えられた押印のある開封した指令書を携え、陸海路にてヤクーツクもしくは彼の事業にとって最も好都合なその他の場所に向かうべし。海軍中尉ビリングスはヤクーツクにて、北氷海[北氷洋]やその他の海洋における最近の航海にかんする記述、およびコヴィマ川とチュコトカの地の通行と関連する文書ファイルを点検し、この者が必要と考える事項をすべて筆写し、地図を模写することができる。

5. オホーツク市に到着後、海軍中尉ビリングスは、イルクーツク総督が事前に与えた決定にしたがい、航海学校から必要な生徒を、さらに水先案内人、水夫、コサックを選抜し、遠征に向けて食糧備蓄および海洋船とかかわるすべての準備を進めるべし。なぜならば、現地の官有船が使用不能な状態であるとき、海軍中尉ビリングスの設計図にもとづき、外板を二重に張った丈夫で頑丈な船を急遽、新造する必要があるからだ。なお、造船の際に必要な指令はすべてこのビリングスに出してある。八等文官パトリンや彼が必要とする隊員の一部と一緒に、コヴィマ川方

カディヤク島民およびチュガチ人にかんする民族学的情報が豊富に記録されている。物質文化、すなわち食物、衣服、住居、儀礼、家族成員の関係、民間療法、娯楽、天賦の才能が詳細に記述されている。鉱物、動・植物界にかんする情報もある。日誌(1968年にZ.D.ティトヴァが入手したフォトコピーによる)とM.E.サルティコフ=シチェドリン名称国立公共図書館に保管されている手稿は、Z.D.ティトヴァによりロシア語に翻訳され、その一部が論集『1785～1795年の北東地理学遠征隊による民族学的史料 Этнографические материалы Северо-восточной географической экспедиции 1785-1795 гг.』(Магадан, 1978)に所収されている(Бронштейн Ю., Шнакенбург Н. Записки доктора Мерка — участника экспедиции Биллингса — Сарычева в 1785—1792 гг. // Советская Арктика, 1941, No.4, с.79; Лебедев Д. М. Очерки по истории географии в России XVIII в.(1725-1800). М., 1957, с.228-229)。I.I.ビリングスは遠征におけるK.G.メルクの活動を高く評価し、つぎのように記している。メルクは「最後の最後まで……断えることなく努力した。とりわけ私と一緒にチュコトカの地を旅行中、彼は遭遇したあらゆる困難を、辛抱強く、かつ自ら進んで体験した。彼がたまたま居合わせた場所では、わずかではあれ状況が許すかぎり、観察を行う機会を見逃さなかった。彼の勤勉さ、模範的なふるまい、きわだった活動を私は正当に評価している……」と(ЦГАВМФ, ф.212, оп.11, д.2562, л.509)。K.G.メルクが行った研究は、現在においてもその歴史的・民族学的意味を保っている。

面へとギジギンス要塞を通過して、オモロナ川沿いにコヴィマへ到達するか、あるいはこれとは別の、最も好都合で至便な旅程を選択したうえで、ヴェルフネコヴィムスク、ニジネコヴィムスク、コヴィマ川河口の緯度と経度にかんする地理学的・天文学的観測を行い、できるかぎり正確にこの川の流れやこの土地、その住民について説明を加えて記述するべし。

6. コヴィマに到達し、任務遂行後、コヴィマからシベリアの東端をなすヴォストーチヌ岬まで及ぶ海岸に沿って北氷海を状況が許すかぎりで回航したことを評価し、この遠征隊の責任者である海軍中尉ピリングスに対し、まことに慈悲深くも海軍中佐の官位を与えるであろう。しかしながら、任務がまったく不可能であると判明し、かつ海岸やチュコトカの地にかんする記述において陸路や氷上の探索にもとづき現地で得られた情報がきわめて有益であるならば、これらの海岸やいわゆるベーリング海峡の北に島々や陸地が発見されないか調査する任務は、遠征隊指揮官の賢明な判断と仔細な検討に委ねられる¹²⁰。

¹²⁰ 北方遠征あるいはコルイマ遠征は、北東地理学・天文学遠征の一環として1786年8月に開始された。この北方遠征において、G.A.サルイチェフは北氷洋航海を準備するためにオホーツクからコルイマへ出発した。同年11月末にヴェルフネコルイムスク要塞で起工した船舶パラス号(長さ45フィート、幅15フィート、喫水6.5フィート)は、1787年5月17日、進水した。3日後、第2船ヤサシュナ号が進水した。パラス号をI.I.ピリングスが、ヤサシュナ号をG.A.サルイチェフが指揮した。パラス号にはコサック少尉I.コベレフとチュクチ語通訳でギジガより到着した独学の学者N.I.ダウルキンが乗り込み、ヤサシュナ号には、歴史家でシベリア研究者のT.I.シマレフが乗船した。

1787年5月25日、両船はスレドネコルイムスクへ出発し、6月18日、ニジネコルイムスクに到着した。6月19日、パラス号が、6月21日、ヤサシュナ号が遠洋航海に出た。

1787年6月24日、コルイマ川に到着したI.I.ピリングスは、勅令にしたがい、海軍中佐に昇進した。同日、両船は北氷洋へ向けて出航した。航海開始から2日後、早くも氷に遭遇した。航海は多くの困難を伴った。北進する試みはすべて失敗に終わり、両船は東へと向きを変え、7月7日、バラノフ岩(ボリショイ・バラノフ)岬に到達した。ここで海岸調査を目的に投錨した。まもなくバラノフ岩を回ることに成功したが、行く手を一面の氷が阻んでいた。1787年7月20日、遠征隊の将校協議会は「これ以上の前進はまったく不可能であるために」引き返すことを決定した(ЦГАВМФ, ф.913, оп.1, д.190, л.1-55; д.171, л.38-45; ф.212, оп.11, 2563, л.676)。7月26日、順風を待ったのち、遠征隊は帰路を進み始めた。7月31日、コルイマ川河口に入った。

航海中、G.A.サルイチェフは地理学的・天文学的観測を継続的に行い、その結果を航海日誌とヤサシュナ号の当直日誌に正確に書き込んだ。彼は主要な規模を確定し、コルイマ川とその支流、北氷洋沿岸、バラノフ岩岬、現地住民の生活様式とその暮らしを記述した。彼は画家L.A.ヴォロニンとともに多数のスケッチを作成したが、のちにそれらは遠征全体を総括した画集にすべて収められた(ЦГАВМФ, ф.1331, оп.4, д.703-705)。そのほかG.A.サルイチェフはシュラグ集落の考古学的発掘調査を初めて行った。自身の観察をもとに、彼は大洋上に何らかの陸地が存在する可能性について推測した(ЦГАВМФ, ф.913, оп.1, д.171, л.48-50; Алексеев А. И. Гаврил Андреевич Сарычев. М., 1966, с.46-53)。

海軍参議会に宛てた1788年1月28日付上申書の中で、I.I.ピリングスは北方遠征失敗の原因について述べ、チュクチの地の陸路での旅行が「最低限必要な数の犬ぞり、道案内人の食糧、犬の餌が不足しているため」不可能であると伝えた(ЦГАВМФ, ф.212, оп.11, д.2563, л.676-677)。

1787年9月28日、遠征隊はスレドネコルイムスクを出発し、1788年9月初め、陸路オホーツクに帰還した。ここでI.I.ピリングスは海軍参議会からの1788年3月6日付および7月6日付命令を受け取った。その中では、目撃したことすべてを綿密に検討し、歴史的記述を行わなくてはならないことが再確認され、彼が「今後、委ねられた責務の遂行に全力を注ぎ……できるかぎり正確に彼に命じられたことを果たすよう」要請されていた(ЦГАВМФ, ф.214, оп.1, д.1, л.192; ф.179, оп.1, д.131, л.53; 史料集③c.373)。

1791~1792年、チュコトカ半島を記述する2度目の試みが実行された(史料⑦No.111を参照)。

G.A.サルイチェフ(1763~1831年)——有名なロシアの海軍軍人、学者、海軍大将、水路学者、ペテルブルグ科学アカデミー名誉会員。1784年、ドニエプル川とソジュ川、1785~1793年、北東アジア沿岸とアレウト列島の記述に参加した。重要な学術的・政治的任務を負った北東地理学・天文学調査隊の指導者の一人。「ロ

7. 北氷海沿岸にて上述の事項を検分後、海軍中佐ピリングスはヴォストーチノエ海経由でアメリカの海岸に向かう航海の準備を完了するべく、最短航路でオホーツクに帰還するべし。ただし、新造された船の準備がまだ完了していない場合のみ、ピリングスは残された時間をオホーツクにある平底帆船のうち1隻で、クリル列島、日本と中国大陸の間を抜けて朝鮮へ到達する航海にあてることができる。そのとき、この地の海のうち十分に解明されていない部分について地図を点検するよう努めるべし。

8. アメリカ大陸沿岸に向かうヴォストーチノエ海の航海のためオホーツク港で準備を完了させ、武装を整えた海洋船に隊員と一緒に乗ったときに、まことに慈悲深くも海軍中佐ピリングスに全権を与える。彼の指揮下にある尉官、下士官全員に対し、再度の昇進を公表するべし。彼らの他に、海軍参議会によって現金の賞与を決定された者にそれを支給するべし。その後、観測をとまなう遠征に向けて、必要な物資をすべて手配し、この遠征に出発する第1船が旗艦につねにつき従う第2船の隊員を待つために、昼夜、信号を互いに送信しながら、カムチャツカのロパトカ岬を回るべく出発するべし。カムチャツカでは、イルクーツク総督による事前の決定にしたがい、カムチャダール人を連行するため、あるいはさまざまな食糧を入手するために、ペトロパヴロフスク港に立ち寄るべし。その後、アメリカまで広がる列島をすべて調査し、新たな発見を行い、その発見に対して有益かつ必要不可欠な説明を加えるために、自身の航海を継続するべし。その際、訪問者も少なく、あまりよく知られていないウニマック島、陸地の一部をなすアリヤクサ [アラスカ]のポリショイ岬の東に横たわる島々、たとえばベーリングらによって発見されたサナヤク [サナラ] 島、カディヤク島、レスノイ島、シュマギン島、トゥマンノイ [チリコフ] 島にも注意を払うべし。

9. 本遠征隊の責任者は、上述の発見をする目的で春と夏を費やし、秋が近づいてきたならば、アメリカないしはアメリカの海上にある島々、あるいはカムチャツカで越冬に好都合な港を探すべし。良い日和が訪れたら、ベーリングが発見し、英国の海軍佐官 [艦長] クラークとゴアがサンドウィッチ諸島からカムチャツカへの航海中¹²¹に確認した特徴にもとづいて航海を継続するべし。カムチャツカ子午線の南東、緯度40度と50度の間に島々があると考えられている。そうであるならば、アメリカ大陸のうち前任者が検分できなかった部分の調査は遠征隊指揮官の裁量に

シアの栄光」号でサルイチェフはカムチャツカとアラスカ、チュコトカの間を航海し、記述を行った。さらに、オホーツク海西岸の一部を記述した。極東とロシア領アメリカの自然や人口にかんして多くの価値ある情報を収集し、クリル列島とアレウト列島の多くの島々の外観を描写し、それらの大縮尺の地図を作製した。それらの地図は、20世紀半ばまでその意義を保っていた。1802年、『1785～1793年における……シベリア北東部、北氷海、ヴォストーチヌイ洋への旅 Путешествие по северо-восточной части Сибири, Ледовитому морю и Восточному океану... в 1785-1793 гг.』を刊行し、同時に遠征参加者の資料が作成時に利用された地図帳を出版した。のちにサルイチェフは、一連の指導的地位に就いた。サルイチェフは、19世紀の最初の30年間、ロシアの世界一周航海を準備するうえで多大な貢献をなした(史料集③c.428より)。

¹²¹ [編訳者補注：本史料集 No.29 の注 138 を参照]

委ね、無駄に多くの時間を費やさずに往復し、これらの未知の島々の発見を企てるべし。

10. この遠征隊により、有人あるいは無人の、ヨーロッパのいかなる国家にも支配されず、属してもいない陸地もしくは島々が発見された場合、それを獲得することで期待される利益や利点いかににより、ロシア帝国に併合するよう努めるべし。その土地に、野蛮人もしくは未開人がいたならば、彼らに対し親切かつ友好的にふるまい、ロシア人に対し好印象を植えつけ、彼らの需要や習慣に合った、必要とされるさまざまな贈り物を渡すべし。これらの住民のうち、トヨンや年長者、上層に属する者、尊敬されている者に対して、ロシア人から彼らへの永遠に変わらない友好の証しとして、首に掛けるように作られたメダルを与えるべし。その他、未開人の憎悪や野蛮行為から生じる災禍を被らないように、用心して行動するべし。ロシアに属する未開の島民たちと交流したときにも、やはりこれを守るべし。

11. 海軍中佐ビリングスが、探険と記述を命じられた島々、岬、海岸に沿って進み、聖イリヤ岬に到達したときには、この場所でまことに慈悲深くも彼に対し海軍大佐の官位を与える。この場所で要請されている観察を行ったあとで、帰路に就くころに晩秋が到来し、もしくは冬が近づいているならば、かの地に滞在した前任者たちの航海日誌に拠り、越冬を目的にウナラクサ[ウナラスカ]島にある、海軍大尉レヴァシヨフ¹²²によって聖パーヴェル港と名づけられた湾、あるいはウニマック島にあるアリャクサに対峙する海峡、ないしはアリャクサ海岸沿いのその他の湾に船で向かうべし。その後、天候、船の乗組員、食糧の観点からそれが可能であるならば、チュコトカの海岸の正確な位置を測定するべくベーリング海峡に向けて航海を続け、あるいは着手された観察を完遂するべくこれらの海洋にもうひと夏とどまるべし。あるいはアナディル湾を回り、最初の航海のときに地図に記載できなかった島々にも目を向け、カムチャツカに帰還するべし。

12. 上述の海洋を航海中、ロシア船がイギリス、フランス、その他のヨーロッパの旗を掲げた船と遭遇したときには、友好的に接し、不和や衝突のどんな些細な契機も与えぬようにするべし。

13. 最後に、オホーツク港に帰還後、遠征隊指揮官は、同行させていた水先案内人、水夫、その他の者を以前の部隊へ戻し、港に到着した日までの給与の倍額、さらに指揮官の判断にもとづき現金の賞与を与え、指揮官自身は、このとき私が七等文官の官位を与える八等文官パトリンおよび海軍参議会により派遣された者たちとともに、任務遂行について詳細な報告を行うべくサンクトペテルブルグへすみやかに参上するべし。サンクトペテルブルグでは本遠征の帰還者全員に対して、帰還時に就いている官職にもとづき俸給の倍額を支払うべし。彼らの指揮官は必要におうじて任官させ、俸給の倍額を賞与として加え、各人に年金にかわる終身の俸給を決定するべし。障害を負った者はその職から解き、遠征中に受領していた俸給の半額を終身支給する。死亡者の

¹²² [編訳者補注：史料③No.74(本史料集 No.3)を参照]

妻子に対し、この死亡者が遠征中に受領していた俸給の半額を、妻は再婚あるいは死亡するまで、一方、子どもは成人するまで給付する。

ツァールスコエ・セローにて

エカチェリーナ

(3)ЦГАВМФ, ф. 227, оп. 1. д. 48, л. 32-38. 原本

Сарычев Г. А. Путешествие по северо-восточной части Сибири, Ледовитому морю и Восточному океану. М., 1952, с. 31-35;史料③No.78 として公刊されている。

(渡邊聞・畠山禎 訳)

26. P.A.ソイモノフから商業参議会議長 A.R.ヴォロンツォフ¹²³への覚書。太平洋の島々における毛皮事業と他国との交易開始について。(⑦No.71)

1786年12月22日以前¹²⁴

ヴォストーチノエ海における交易と毛皮事業について

新たな土地や未知の土地の発見は、交易全般にいつも影響を与え、相互的な利益で互いに結びついているすべての国家で毛皮事業、手工業、資源、富の一大転換を引き起こしてきました。ロシアがこれまでにそうした出来事に遭遇していなかったのであれば、それは同一の需要で結びついていた他の諸国から排除されていた状態にあったからにすぎません。

ロシアはヨーロッパの辺境に位置するので、他国から妨害を受けずに都合良くアジアの諸民族と交易を行うことができました。現状から判断すると、今後も長期間にわたりこの領域では安定が期待できます。しかし、今までロシアだけの手中にあったヴォストーチノエ海におけるロシアの毛皮事業はもはや安泰ではありません。クックらによる最新の発見がこのような結論に至らせたのです。この栄光ある航海者の同胞たちは、彼らに与えられたこの地方にかんする知識を調査しないままではおきませんでした。彼の発見により得た成果を確保するべく、彼らはただちに数隻の船を出発させたのです。彼らは当時、利益の見込みがあるこの独占的な事業や交易をわれわれと分け合うつもりでおり、すでに若干の成功を収めておりました。彼らの東インド会社から派遣された小型船艇オター[カワウソ]号は緯度 50 度付近に位置する聖ゲオルギー運河より帰還し、

¹²³ A.R.ヴォロンツォフ(1741～1805年)——伯爵。著名な政治家。ウィーンとロンドンで外交官として勤務した。ヴォロンツォフの請願により、1763年、N.ボルボヤリノフと T.コズリャニノフは、東インド会社の船でブラジルとインドに航海した。のちに元老院議員、商業参議会議長。1802～1804年、一等文官。G.I.ムロフスキーによる世界一周遠征の組織づくりを支援した。太平洋におけるロシアの積極的活動を支持した(史料集③c.423より)。

¹²⁴ 史料⑦No.72(本史料集 No.27)にもとづき日付を決定した。

交換によって得た3万0,000ポンド・スターリング相当の毛皮を広東に持ち帰りました。さらに、この船の指揮者であるマッキントッシュ船長は、アメリカ人と交換するために好都合な物品をもっと持ち込んでいたならば、この船の装備がせいぜい1,000ポンド・スターリングの価値であるにもかかわらず、その積荷は10万0,000ポンド・スターリング相当に達していたかもしれないと述べております。この情報によれば、イギリス人はあらかじめ中国のみならず日本との交易の発展も期待し、この交易を自分たちの莫大な富の源泉とみなしています。かの地に彼らが施設をまったく持っていないので、この企図を実行に移すにはいまだ多くの不十分な点があるとはいえ、それにもかかわらず彼らの機動力、長期にわたりつづいた習慣、冒険心を考えるならば、予防措置としての事業が求められております。現状において、彼らがこの目論見を実行するよう画策するべきではないと判断したとしても、より多くの航海を行っているその他の諸民族が、すでに切り開かれた、そのような利潤や利益へとつうじる道を忘れるはずはなく、当然、彼らは現在、イギリス人に属すると考えられている富を自身の手中に収めるあらゆる手段を試みる機会を逃さないであろうからです。この毛皮事業を盤石にし、それを損なわんとするあらゆる企てから、今後、防御するうえでどのような大きな困難がわれわれの前に立ちはだかるうとも、それを少しづつ打開することが、とりわけわが国が隆盛を迎えている現状では可能です。われわれをつかさどるご賢察、ご洞察そして人びとの幸福へのたゆまざるご配慮が、女帝陛下には栄光を、国家には莫大な利益を約束する事業の成功に対するいかなる疑念も払拭します。

この事業が大きな成功を収めるために2つの方策が提起されます。一つは、武力の優位に、もう一つは技術と勤勉にもとづいています。前者は、他者の支援や指導をまったく受けずに、もっぱらわれわれの努力によって獲得され、遂行されているこの毛皮事業を縮小せんと企てる者たちを、彼らの意思にかかわらずこの事業から撤退させるというものです。後者は、他の諸民族との競争がわれわれにとってまったく危険とはならないような地位を獲得するというものです。最初の方策は、最も簡単であるとはいえ、他ならぬ莫大な資金の支出によってのみ解決できるという難点があります。これらの海洋へ3隻ないしは4隻のフリゲート艦を自費で配備することは、ヨーロッパの海洋での一艦隊の装備に相当し、しかもそのような装備を整えるにはかなりの時間を要するでしょう。これらすべての事情から、後者の方策が望ましいと考えます。とりわけその実行によって前者の困難も解消されます。しかし、ここで申し上げたことをすべて説明する前に、本計画において期待される目標へ着実に到達するためにも、現在、この毛皮事業を上首尾に遂行するうえでどのような困難や不利益が障害となっているのか、またこれを克服するにはどのような方策が適切なのか、申し上げる必要があると考えます。

第1の困難は、ヤクーツクからオホーツクまでの高額な輸送費です。ヤヴロンヌイ山脈やスタ

ノヴォイ山脈と呼ばれる、アジア中央部からオホーツク海沿岸、さらにはチュコトカ岬まで連なる山脈が、これらの都市間における海洋船の建造に必要な物資の輸送を阻んでおります。必要な食糧を橇や荷馬車で輸送することも不可能です。1,000 露里の距離にわたってこれらすべての重量物を駄馬で運ばざるをえず、そのため 1 プードあたりの輸送費を少なくとも 2~3 ルーブル、ときにはそれ以上支払わなくてはなりません。さらに、この経路を通過して運ばれる物資は険しい山々や立ちはだかる断崖のためにさまざまな危険にしばしばさらされております。錨や大きな綱索のような重量物を駄馬で輸送できないことは言うまでもありません。したがって、こうした困難ひとつあげても、頑丈な船の建造を夢想だにできないのです。そういうわけで、オホーツク港に洪水、渇水、ときに発生する暴風雨の危険などの欠点がないとしても、このただ一つの事情からオホーツク港に大きな利益は見込めません。

第 2 に、このような輸送上の問題が、オホータ川やオホーツク海沿岸において建造される船の強度にも直接的な影響を与えています。というのは、この事業の関係者たちは、この航海の遂行に義務を負う者に対する手付金に莫大な額を費やす一方、鉄その他の輸送された物資をできるだけ少なく利用することでもっぱら自分たちの損失の補填に腐心しているからです。船で出航する者たちの生命や無事は偶然の成り行きに委ねられ、場合によっては船が難破し、その名のとおおり「太平」と呼ばれる海の平穏にもかかわらず、乗組員が命を落とすこともまれではありません。

第 3 に、ヤサク税の徴収は、島民に毛皮採集者との結束を思いとどまらせません。島民は自分たちの野蛮さゆえに租税の存在や名前について無知で、遠隔地ゆえに政府が監督し、防止することができないヤサク税徴収者たちの背信行為はいうまでもなく、そのような税の取り立ても自分たちへの抑圧とみなしているからです。それゆえ、この租税を、ロシア国籍を持つ証しとしての、これら島民からの何らかの自発的献上品に変更するならば、大いに好都合かと思われま

このような不利益や困難を解消すべく、手始めに以下の方法が提案されるでしょう。その立地条件や高額な輸送費のため、この毛皮事業の参加者全員が認識しているオホーツク港の不都合さゆえに、この場所からもっと便利な場所への移転を考えなくてはなりません。この地方をよく知る者たちの意見によりますと、北緯 55 度と 56 度の間に位置するウダ川河口のウダ要塞付近があらゆる点において便利であるといえます。オホーツクよりも 5 度南に位置する温暖な気候、そして美しい山麓が農業の確かな成功を約束しています。それは 1783 年、自由経済協会紀要に掲載された試みによって実証済みです。これによるならば、この地ではあらゆる穀物のみならず麻も生育し、豊かな収穫をもたらし、大麻へと加工され、それは航海にはもちろん、他ならぬ交易にも大いに寄与するでしょう。さらに、マイヤ[マヤ]川河口から上流のアリダン [アルトマ] 川、アイム川、カルブラ川そしてマイマカン川までのすべての河川が肥沃な低地を流れているので、農

耕が大いに期待できます。オホーツクやユドムスキー・クレスト付近の岩の多い高地よりもはるかに適しています。これらのうちいくつかの地点は、多くの困難と出費をともなうヤクーツクから食糧を手に入れている、かの地の毛皮採集者の苦労を大きく軽減するために入植を行ううえで、大変好都合です。もっとも、この地の主たる利点は、レナ川からの輸送が至便であることにあります。というのは、レナ川からアリダン川、マイヤ川を經由してマイマカン川河口に至る航路の開設が可能だからです。今日まで、マイヤ川河口からマイマカン川までの間はあまり知られておりませんが、近隣を訪ねる毛皮採集者がまったく支障はないと請け合っています。マイマカン川河口から300露里先の、港予定地とされるウダ川河口までの間は、森を切り開き、湿原がある場合は冬季用道路を敷設するならば好都合でしょう。これらの地点の山並みはオホーツク方面に向かう山道にくらべて標高がずっと低いので、この冬季用道路はいずれ夏季用道路にもなるでしょう。さらに、通行者の利便性を高めるため、一定の間隔ごとに数世帯ずつを入植させるべきです。これらすべては大きな困難や巨額の費用、そして遂行するための多くの時間を要しません。この新道の敷設は明らかに利益となります。というのは食糧や商品、さらに重量物をヴェルフネレンスカヤ停泊地からまさしく海まで運搬するのに、1ブードあたりせいぜい60コペイカの費用がかかるにすぎず、今後は入植者の増加によってさらに安く済むかもしれません。

以上の私の提案は希望的観測ではなく、かの地に熟知し、アリダン川とマイヤ川を經由する航行にまったく支障がないと私に期待を持たせてくれた人びとの証言にもとづくものです。マイマカン川河口からウダ川河口までの陸路について、彼ら自身がそれを体験したわけではありませんが、毎年この地を訪れている毛皮採集者の言によると、克服しがたい障害には遭遇しないと推測されます。

このような新たな整備が、この毛皮事業のための非常に困難な運搬を簡便にし、この地域におけるわが国の毛皮事業を繁栄へと導く手段を与え、外国人とのあらゆる競争から防御するでしょう。したがって、以上から必然的につぎの結論が導かれます。

第1に、本事業のために使用される船舶は、強固かつ丈夫に建造されなくてはなりません。この地域における新事業は、すべて迅速かつ最小限の費用で遂行されるでしょう。

第2に、頑丈に建造され、必要とされるすべての整備を整えた船でいともたやすく富を得るという以上の利点が、少しは教養のある人びとをこの毛皮事業へといざなうでしょう。彼らには、島民やアメリカ人との緊密な結びつきや良好な同盟関係が期待できるでしょう。

第3に、これをつうじて、カナダの例にならい、そのような遠方の地域になんらかの常設事務所が設置されるでしょう。事務所は、船がないときには、自分たちの毛皮採集者を派遣して野獣を捕獲し、あるいはかの地の住民が必要とする物資を支払うことでの彼らとの交換により、野獣

の毛皮を手に入れるでしょう。

第4に、ヤサク税を自発的な献上品に変更することで生じると考えられる徴収不足は、毛皮事業の拡大、そしてこれにともなうウダ要塞への毛皮搬入からの十分の一税徴収、そして中国人への毛皮売却に際して生ずる関税収入で十分補填できるでしょう¹²⁵。

(3) ЦГАБМФ, ф.172, оп.1, д.408, ч.2, л.272-279. 認証済みの写し

(渡邊聞・畠山禎 訳)

27. A.R. ヴォロンツォフと外務参議会議員である二等文官 A.A. ベズボロトコ伯爵¹²⁶からエカチェリーナ二世への覚書。ロシアの航海者によって発見された太平洋の島々と陸地に対するロシアの権利について。この権利を他の海洋国家へ通告する必要性について。(⑦No.72)

1786年12月22日以前¹²⁷

陸軍少将ソイモノフが商業参議会議長に提出した覚書「ヴォストーチノエ海における交易と毛皮事業について」¹²⁸にかんし、皇帝陛下はより詳細な審議に入り、これについてわれわれの基本的見解を陛下に上奏するようご命令なされました。これにしたがい、最も恭順に責務を遂行いたします。

アメリカ北西部沿岸とその付近の島々、そしてその他の列島、すなわちそこからカムチャツカまで連なる列島、またこのカムチャツカ半島から日本まで連なる列島は、かなり昔にもつばらロシアの航海者により発見され、その事実を彼らの航海日誌が証明しております。この陸軍少将ソイモノフによって作成されたこれらの航海日誌からの抜粋をご参考までに本状に添付し、上奏いたします¹²⁹。それにもかかわらず、かつてのアメリカの探検においてもそうであったように、未知の土地に対する権利を、それを最初に発見した民族が有するという世間一般の慣例にもとづき、ヨーロッパのどこかの民族が未知の土地を発見し、自分たちの国旗を立て、ローマ教皇はローマ・カトリック教徒の君主に対して物惜しみせずこれを承認し、領有権の根拠がすべてその中にあるとされる大勅書を与えてしまいました。ともあれ、疑いの余地なくロシア領とされるべきなの

¹²⁵ 署名は付されていない。

¹²⁶ A.A. ベズボロトコ(1747～1799年)——ロシアの政治家、外交官。1775年よりエカチェリーナ二世の秘書官となり、多くの国家文書を起草した。1780年、外務参議会議員。1784年、同参議会の事実上の指導者となった。1797年、一等文官、公爵 svetleishii kniaz となった。使節 A.K. ラクスマンの日本派遣を支援した。外国の侵害からロシア領を防衛するために、太平洋における新港建設と艦隊派遣についての上申書を、A.R. ヴォロンツォフと共同でエカチェリーナ二世に奏した(史料集③c.422より)。

¹²⁷ 史料⑦No.73(本史料集 No.28)にもとづき日付を決定した。

¹²⁸ 史料⑦No.71(本史料集 No.26)を参照。

¹²⁹ ЦГАБМФ, ф.172, оп.1, д.408, ч.2, л.268-271 を参照。

は、以下の土地です。

(1)海軍佐官[艦長]のベーリング[海軍准将]、チリコフその他のロシアの航海者らによって探検された、北緯 55 度 21 分以上に広がるアメリカ海岸¹³⁰。

(2)このアメリカ大陸やアラスカ半島の付近にある、以下の全島。すなわちベーリングが発見し、クックがモンタギュー[モンテギュー]と名づけた島、聖ステファン[ブルダル]島、聖ダルマティア島、エフドキー[セミデウイン]諸島、シュマギン諸島、そしてこれらの航海者が進んだ航路と大陸の間にあるその他の島々。

(3)そこから西に連なる、リーシイ[フォックス]諸島、アレウト列島と呼ばれるすべての島々。ならびに毎年ロシア人の毛皮採集者が訪れる、北へと伸びるその他の島々。

(4)海軍佐官のシパンベルグとヴァリトンによって発見された、日本に隣接するクリル列島。

それゆえ、海軍佐官クックの指揮下、英国人によって行われた、クック以前に海軍佐官チリコフによって発見されクックにちなんで名づけられた河川[クック湾、ケナイ入江]の収奪は、クックがこの川を英国王の名の下に領有し英国旗を掲揚し、英国貨幣を数枚地中に埋めるよう命じたものですが、プリンス・ヴィルヘルム[ウィリアム]湾やケー島と同様、十分な根拠を持っておりません。そのことは、これらの海岸の広大な領域を探検した海軍佐官のベーリングやチリコフによる航海日誌で詳細に証明され、陸軍少将ソイモノフが作成した地図からも明白です。しかし、これらすべての未知だった島々の帝国への帰属が、国庫から、またかの地の毛皮より得られた莫大な利益に鼓舞されて先へ先へと自身の発見を成功させていった、陛下の臣民である民間人からの多額の支出をもとに行われた、ロシア人による最初の発見にもとづくものであるにもかかわらず、これまで政府からはいかなる形であれ、明確な行動がなされておりません。そこでわれわれの考えでは、これらの島々をロシアが奪還することにかんして、陛下がロシアの公使にご命令を下して、ヨーロッパの全海洋国家の宮廷で以下のとおり宣言する必要があります。すなわち、ロシアが発見したこれらの土地は他ならぬ陛下の帝国に属するものであると認識されなくてはならない。したがって本国は、交易と毛皮事業が国内事業であると同時に、臣民の商業に固有のものであると考え、他の海洋国家がヨーロッパの外にある自分たちの入植地によその民族が立ち入ることを許さないのと同様、そこへの外国の航海者や船舶の立ち入りを許さない、と。この重要な説明のために、上述した陸軍少将ソイモノフの監督下、上述の地図を修正、印刷し、ヨーロッパの海洋諸国に提供しなくてはなりません。

しかし、これらの主張は十分な裏付けがなければおそらく不十分でしょう。さらに、帝室の威厳にもある程度かかわってくるでしょう。そこで、われわれ以下に署名した者たちは、皇帝陛下

¹³⁰ (2)、(3)、(4)において言及されている発見にかんしては、史料⑤No.116,142,145,156を参照。

につぎのようなご命令をいただけないか、つつしんで上奏いたします。

第1に、この地で想定される、占領、ないしはかの地の住民との交易を目的とした、どこかよそのヨーロッパ船の到来を実際に阻止できるよう、帝国領であるこれらの土地付近に軍艦を数隻配備するべし。それらの船には、十分な経験を積んだ海軍将校やそれに相応する海軍下級勤務員を乗船させるべし。なぜならば、このような宣言のちにも、陛下に対する敬意にもかかわらず、英国王室やその他の海洋国家が自国船舶の派遣を停止しないのであれば、これら諸国の民間交易者、あるいは特権を有する東インド会社その他の会社が、先日、打算家を相手にこの地域の毛皮を取引し莫大な利益を得ている民間交易者が所有する1隻の英国籍小型武装船が交易目的で行ったような試みをしない、という保証はないからだ。われわれの側にも商船があるにせよ、それらの商船が英国籍小型武装船のように武装され整備されるのか、また彼らが陛下の海軍の護衛なくして外国の民間会社に対しこの地への来航を禁止できるのか、疑わしく思われる。

第2に、アメリカ大陸の沿岸では、そこへ到来する各人に示し知らせるために、上述の島々にロシアの紋章がしっかりと据えられなくてはならない。他民族の例にしたがい、そのそばには船名と発見日時を記した通知とともにロシアの貨幣を埋めるべし。

第3に、かの地に勤務する将校と水夫を乗せた全艦を、指揮官であるイルクーツク総督の総指揮と管轄の下に置くべし。彼らが島々の住民、アメリカの住民、そして交易や毛皮採集を目的にこの地に到来するロシア帝国臣民との間できわめて友好的かつまったく安全に交流し、彼らに課された任務を少なからず正確に遂行するように、総督から詳細な指示が与えられるだろう。彼らの任務のうち最も重要な課題は、外国人に対し、帝国にとってかくも重要な毛皮交易において帝国臣民との競争や分割を禁止することである。艦装や船舶のあらゆる任務を望ましい状態にすることも、指揮官であるイルクーツク総督の監督に委ねるべし。すべての準備が完了したあかつきには、上述の緯度以北に広がる前述の島々やアメリカ大陸沿岸のロシアへの帰属について、他の商業海洋国家に直接、自己の見解を主張するうえでも好都合になると思われる、と。

しかし、これまでのこうした航海遠征から知られているように、上述の海洋における小型船数隻の武装は、食糧の運搬上、大きな困難をとまなうがゆえに、きわめて多大な時間を要していました。そこで上述の事項を早急にすべて実行するべく、この事業を迅速かつ少ない支出で遂行する方法が提案されます。それは海軍佐官クックが採用したように、2隻の小型武装船をバルト海から出航させるというものです¹³¹。その2隻の下に武装した海洋小型船、ないしは航海者がその性能を認めたその他の船2隻を従わせ、それらで喜望峰を回り、そこからソンド[スンダ]海峡を

¹³¹ 史料⑦No.74の注No.60(本史料集No.29の注No.138)を参照。

通過して日本列島の左岸を進み、カムチャツカへ向かうよう命じるのです¹³²。かくて、船隊が発してから1年後、大きな障害がなければ、これらの海洋における軍隊はともかくとして、少なくとも、あらゆる法にもとづきロシアに帰属する毛皮事業を侵害しようとするそれらの海洋国家の民間毛皮業者の企てを阻止するうえで、十分な艦隊が持てるでしょう。しかもこの事業は、この軍備の付近に居住する中国人にも敬意を抱かせ、帝国の臣民、とりわけシベリア地方の臣民にとって不可欠な、中断されている彼らとの交易の再開と関連するあらゆる提案に同意させる効果も見込まれます¹³³。

しかし、それがこのような事業によってもたらされる唯一の利益ではありません。これに劣らず重要な別の利益を引き出すこともできます。これらの船は日本の北方に到着後、二手に分かれ、最新の発見とこれまでに遂行された事業の完了に取り組むことができます。艦隊の一方は日本からクリルスカヤ・ロパトカ岬まで連なる島々をくまなく探検できます。これらの島はいまのところ重要ではないにせよ、オホーツク海で良港が開設されたのち、場合によっては日本との交易という新領域の源泉になるかもしれません。これらの島は南に位置するので、商業関連のあらゆる施設の増強に好都合だからです。艦隊のもう一方はカムチャツカに寄港し、島民の言葉を解する通訳やその他の必需品を装備したのち、アレウト列島やリーシイ諸島のうちいまだに十分な情報がない島々に赴き、北緯60度から64度までのアメリカ海岸を解明し、ないしは現在に至るまで十分に記述されていないアラスカ半島南岸をプリンス・ヴィルヘルム湾まで探検しなくてはなりません。

以上の全任務の遂行は、けっして困難をとまなうものではないように思われます。なぜなら、この旅程の大部分、すなわちヨーロッパから中国沿岸までは、ヨーロッパの諸民族が絶えず航海を行っているからです。派遣される船には、その航路上に、本国と交易関係にある諸民族の港、たとえばカナリア諸島、喜望峯もあります。ソンド海峡通過後のバタヴィア[ジャカルタ]で、彼らはその先の航海のために食糧やその他の必要物資を補給できます。もっとも、バタヴィアの空気は体に非常に悪いと言われているので、物資を補給するにはそこよりもカントン川流域が適しています。ただ、中国人との関係の現状、またあらゆる新しい出来事に際しての彼らの面倒な行

¹³² 史料⑦No.74,75(本史料集 No.29,30)を参照。

¹³³ ツルハイトゥとキャフタにおける無関税の国境交易の再開をさしている。この交易は、1727年における露中間のキャフタ条約締結後、対中交易の中心になっていた。キャフタ交易は、ロシアの外国貿易において重要な位置を占め、ロシア商人はここへラシヤ、毛皮、ロシア皮を輸送し、中国からはおもに茶、綿・絹織物もたらされた。しかし、さまざまな要因から交易は一度ならず中断された(1728年から1792年までにこのような交易中断が12回記録され、通算するとそれは15年あまりに及んだ)。ロシア政府は、関係の正常化とキャフタ交易の再開のために、可能なあらゆる手段を講じた。1792年2月8日、1727年の条約が揺るぎないことを再確認した「キャフタにおける露中交易の規定にかんする国際協定」が調印された(Беспрованых Е. Л. Приамурье в системе русско-китайских отношений. М., 1983, с.81, 106-123; История Сибири. Т.2. Л., 1968, с.278)。

動が物資の補給を許しません。この点について、警告をいくつか発し、この危険な空気を避けることは十分可能です。

本遠征隊が出航する際、航海中に天文学や自然史にかんする観測を行なう目的で、本国の学校から、またドイツ人の地[ドイツ語圏のことか]や英国からも学者の採用を許可し、乗船させる必要があります。

本報告の最後に、前述した陸軍少将ソイモノフの抜粋によるならば、これまでオホーツクにあった、今回の事業にとって非常に不都合と認識されている港にかわって、ウダ川河口に新港を築くことが、大いに必要かつ有益であると考えられます。こうした事情から、最も慈悲深き陛下がイルクーツク総督である陸軍中将ヤコビに対し、現地でのこの抜粋の記載内容をすべて確認し、築港して交易を行う場合のウダ川河口の利便性について検証し、検討し、詳細な情報を当方に送付するよう命じていただけませんか。これは、その結果が陸軍少将ソイモノフによって集められた民間人からの情報と符合するのであれば、これまで未着手の、おそらく莫大な利益が約束される本事業にすみやかに取り掛かるためです。事業が成し遂げられないかぎり、陛下のアメリカ大陸やヴォストーチノエ海で発見された島々の帰属承認は、ほぼ成功の見込みがありません。彼らが帝国臣民である証として、これらの土地から陛下の国庫に納められているヤサク税、この地から毛皮を運搬する際にオホーツク港で徴収されている十分の一税、キャフタで中国人に毛皮を売却する際に支払われている関税は、国家歳入において大きな部分を占めております。上でも触れました、陸軍少将ソイモノフが作成した地図¹³⁴を添付し、この機会に本件における彼の尽力と情報提供をしかるべく正当に評価し、以上の報告すべてをつつしんで皇帝陛下のご賢察に委ねたく存じます。

原本に署名した：伯爵 アレクサンドル・ヴォロンツォフ

伯爵 アレクサンドル・ベズボロトコ

(3) ЦГАВМФ, ф.172, оп.1, д.408, ч.2, л.260-267. 写し

一部が、史料③No.81: 'To Siberia and Russian America: Three Centuries of Russian Eastward Expansion. Vol.2. Russian Penetration of the North Pacific Ocean, 1700-1797: A Documentary Record, Portland, 1988, pp. 321-324' として公刊されている。

(渡邊聞・畠山禎 訳)

¹³⁴ 文書ファイル中に地図は存在しない。

28. エカチェリーナ二世から外務参議会への勅令。ロシアの航海者によって太平洋で発見された
陸地と島々に対するロシアの権利保持について。(⑦No.73)

1786年12月22日

外務参議会への勅令

英国の交易業者がヴォストーチノエ海における交易と獣の毛皮事業の侵害を企図した事件について、わが二等文官である商業参議会議長ヴォロンツォフ伯爵と宮廷人事長官ベズボロトコ伯爵が提出した意見書¹³⁵を本状とともに送付し、ロシアの航海者によって発見された土地に対する私の権利を保持するため、この保持は行動いかんであるがゆえに、提案の内容をすみやかに行動に移すことを外務参議会に命じる。バルト海から喜望峰を経由し、この地まで艦隊を派遣することについては、海軍参議会に指令が与えられた¹³⁶。さらに、イルクーツクとコリヴァンの総督職にある陸軍中將ヤコビに対し、何をなすべきか指令を与えた。

勅令の原本には、女帝陛下ご自身の筆でつぎのとおり署名が付されている：エカチェリーナ、サンクトペテルブルグにて。

(3)ЦГАВМФ, ф.172, оп.1, д.408, ч.2, л.259. 写し

(渡邊聞・畠山禎 訳)

29. エカチェリーナ二世から海軍参議会への勅令。ロシア領の警備を目的とした太平洋への艦隊
派遣について。(⑦No.74)

1786年12月22日

海軍参議会への勅令

英国の交易業者がヴォストーチノエ海における交易と獣の毛皮事業の侵害を企図した事件について、ロシアの航海者によって発見された土地に対する私の権利を保持するため、外務参議会に与えられた勅令¹³⁷の写しを本状に添付し、海軍参議会に対し、英国人海軍佐官【艦長】クック¹³⁸や

¹³⁵ 史料⑦No.72(本史料集 No.27)を参照。

¹³⁶ 史料⑦No.75(本史料集 No.30)を参照。

¹³⁷ 史料⑦No.73(本史料集 No.28)を参照。

¹³⁸ ロシアとスペインの航海者の成功に懸念を覚えた英国海軍省は、J.クックに対し太平洋北部を綿密に調査し、北西航路を発見するという大きな課題を与えた。遠征隊は2隻、すなわち排水量462トンのレゾリューション号と300トンのディスカバリー号からなった。2度(1768～1771年、1772～1775年)にわたる世界周航の経験を持つクックが指揮するレゾリューション号は、1776年7月12日、プリスマより出航した。あとから出航した、3度の世界周航の経験を持つ経験豊かな船乗りであった海軍中尉クラークが指揮するディスカバリー号は、ケープタウンで彼らに追いついた。両船はインド洋を横切り、いくつかの小さな島を発見し、既知のタスマニア、トンガ、タヒチなどの島にも寄港した。1777年12月22日、赤道を通過し、2日後に無人島を見だし、クックはクリスマス島と名づけた。1778年1月18日、彼らはハワイ群島の西部分では最大の、山がちな2つの島、ニイハウ、カウアイ島その他を発見し、クックはそれらをサンドウィッチ諸島と

同様の発見のためにその他の航海者らによって使用された船を模範とする武装船2隻、海洋小型武装船ないしはその他の船2隻を、海軍参議会の最善の判断にしたがい、喜望峰を回り、そこからソンド[スンダ]海峡を通過し、日本[列島]の左岸を進んでカムチャツカに向かう目的でバルト海から出航させるよう命令する。したがって海軍参議会は、本状に添付された勅令にもとづき、私への勤務のために必要であると自身が判断することを関係者全員に周知徹底し、しかるべき指示を準備するべし。何よりも志願者が用いられるよう努めながら、長官やその部下となる将校、下級勤務員を任命するべし。自身の裁量下にある上述の船舶の迅速な武装、艀装、出航について指示し、このすべてを検討し、承認を得るべく私にすみやかに送付するべし。

原本には、女帝陛下ご自身の筆でつぎのとおり署名が付されている：エカチェリーナ。

(3)ЦГАВМФ, ф. 172, оп.1, д. 408, ч.2, л.258. 写し

史料③No.125: To Siberia and Russian America, p.325 として公刊されている。

(渡邊聞・畠山禎 訳)

名づけた。その年末には、マウイ島および群島の中では最大のハワイ島を見いだした。北緯 55 度以北の太平洋で航海した地域の大部分は、すでにロシア人航海者により調査されていたので、ハワイ諸島の発見がクック遠征隊の最もめざましい成果であった。ベーリング海峡から北洋航路を通り、大西洋に抜ける試みは氷に阻まれて失敗した(史料⑦No.58 を参照)ので、クックは南、ハワイ諸島の方角へ向かった。1779 年 2 月 14 日、ハワイ島ケアラケケア湾で、原住民との衝突の際、クックは殺害された。クラークが彼のあとを継いだ。再度、北米洋経由で大西洋へと通過するべく、遠征隊は 2 月 22 日に出航した。1779 年 4 月 18 日、ディスカバリー号とレゾリューション号はペトロパヴロフスク湾に入り、カムチャツカ司令官 M.K.ベムの協力のもと、水、食糧、船に必要な物資の供給を行った。これに対し、クラークはベムに、遠征隊による発見を示した総合的な地図と大洋の珍品コレクションを渡したが、そのコレクションは現在レニングラード[サンクトペテルブルグ]のソ連[ロシア]科学アカデミー人類学博物館に保管されている。1779 年 6 月 5 日、英国船は出航し、アラスカ海岸沿いに北緯 70 度まで航行したが、またもや氷がその行く手を阻んだ。7 月 16 日、彼らは引き返さざるをえなかった。1779 年 8 月 11 日、ペトロパヴロフスク湾を目前にして、長い間肺結核を病んでいたクラークが死去した。彼の遺体はペトロパヴロフスクで葬られた。海軍中尉 J.ゴアの指揮で遠征隊が英国に帰国したのは、1780 年 10 月であった(ЦГАВМФ, ф.913, оп.1, д.371, л.1; Последнее путешествие около света капитана Кука. СПб., изд. 2-е б. г., л.68, 90; Третье плавание капитана Джеймса Кука. Плавание в Тихом океане. 1776-1780 гг. М., 1971. Маклин Э. Капитан Кук. М., 1976. с.111-129; Свет Я. М. Джеймс Кук. М., 1979. с.72-101; Heawood, Edward, A History of Geographical Discovery in the Seventeenth and Eighteenth Centuries, map bridge, 1912, pp.249-255)。

30-1. 海軍参議会から第1回世界一周遠征隊長、海軍大佐 G.I.ムロフスキー¹³⁹への指示より。遠征隊の任務について。(⑦No.75)

1787年4月17日以降¹⁴⁰

カムチャツカや日本とアメリカ西海岸の間を航海する目的で、インド海[インド洋]経由でのヴォストーチヌイ洋¹⁴¹行きを命じられた艦隊を指揮する海軍大佐グリゴリー・ムロフスキー氏に対する、国家海軍参議会からの女帝陛下の指示。

女帝陛下は、そのいと聡明なる母なるご配慮と先見の明ゆえに、ご自身の全臣民、すなわち国の最果ての地において毛皮事業や商業に従事している臣民までも、その安全と平穏無事を気遣われ、新たに有益な発見を行い、地理学その他の学問にかんする知識を普及する目的で、つぎのとおりご命令を下した。ロシアの航海者によってヴォストーチノエ海で発見された土地の権利を保持できるよう、4隻の武装船からなる小艦隊を装備し、バルト海より出航させるべし。今日まで女帝陛下の臣民が大きな危険を冒し、多大なる出費と引き替えに切り開き、行ってきたカムチャツカとアメリカ西沿岸の間の海域における交易を、他ならぬロシア国にのみ帰属するものとして確立し、保護するべし。本状に添付された、海軍参議会へ出されたさる1786年12月22日付の女帝陛下の勅令¹⁴²、およびこれに添付された全部で5つの番号が付された別の文書¹⁴³の写しから、本艦隊を武装し、派遣する契機となった事情と目的をよくよく理解するべし、と。

貴下は、かくも重要な事業のための本艦隊の総指揮官に選ばれたのだから、貴下の強い意志、知識、航海術、そして勤務に対する熱意が約束するように、陛下のご慈悲により貴下に委ねられたこの名誉に満ちあふれた事業において、賜ったご慈悲と置かれた信頼に自身がふさわしいことを示すべく、全能力、全力そしてあらゆる思慮を尽くしてまったく倦むことなく行動し、わが大國とロシア海軍にもつばら名誉と栄光を約束する本事業を、輝かしきわれらが女帝の幸福なる治

¹³⁹ G.I.ムロフスキー(x ~1789年)——海軍兵学校卒業。海軍大佐。実現しなかった世界一周遠征隊の指揮官。その航路は、クロンシタット～北海～喜望峰～ソンド[スンダ]海峡～ハワイ諸島へと延びていた。そこから3隊に分れ、北アメリカ、クリル列島、ペトロバヴロフク・カムチャツキーへと進んだ。遠征隊には、ロシアの航海者によって発見された領土の警備、中国や日本との交易関係の樹立という任務が課せられていた。遠征隊はまた、クリル列島、アレウト列島、アラスカを記述し、現地住民やその生活条件、経済活動その他にかんする情報を収集し、ウダ港の建設資材を輸送しなくてはならなかった。遠征は国際情勢の混迷化のために中止された。ムロフスキーはスウェーデンとの海戦で死亡した(史料集③c.550より)。

¹⁴⁰ 太平洋への艦隊派遣にかんする、エカチエリーナ二世から海軍参議会副議長 I.G.チェルヌイシエフ伯爵への1787年4月17日付勅令にもとづき日付が決定されている(ПСЗРИ, т.XXII, No.16530)。

I.G.チェルヌイシエフ——伯爵。海軍参議会副議長。1796年より同議長。1781年、アメリカ北西海岸への遠征の艦装を整えたが、遠征は実行されなかった。G.I.ムロフスキーによる遠征の準備を支援した(史料集③c.428より)。

¹⁴¹ [編訳者補注：本史料では、以下、ヴォストーチヌイ洋とヴォストーチノエ海という用語が両方使われている]

¹⁴² 史料⑦No.74(本史料集 No.29)を参照。

¹⁴³ ЦГАВМФ, ф.172, оп.1, д.367, л.322-358を参照。

世にふさわしく成し遂げるであろう……¹⁴⁴

1. 貴下に最高指揮が委ねられた艦隊はコルマゴル号、ソロフク号、ソコル号そしてトゥルフトン号からなる。さらにこれに第5船として、大砲、砲弾、索具、帆布、小銃用弾丸、その他オホーツク港など現地の港で必要となる物資を積載したスメラ号という名の輸送船が同行する。これらの船舶は貴下自身の監督と指示のもとで艤装され、武装が施され、貴下の選抜と彼ら自身の希望に沿って乗組員が提供され、あらゆる良質の備蓄品や食糧が、船舶の収容能力が許すかぎり十分に供給される。同様に、壊血病を予防するあらゆる物品や衣類が十分に供給される。貴下の艦隊用の資金が、現金と信用手形で貴下に支給される。

貴下に委ねられた観測やその他の学術的記録を遂行するために、その目的で特別に発注された多数の、天文学その他の最高の器具一式、航海用時計、貴殿の航海と関連する書籍や地図を、一部を当地、そして一部をイギリスで受領するべし。そうしたすべてにかんし、海軍参議会より特別命令書で十分に指示されたとおり、かの地では貴下自身が準備に余念なきよう心得よ。海軍参議会の命令書では、貴下ができるだけ正確に任務を果たすことが再確認されている。さらに、どの物資をどこで入手あるいは準備すべきと決定されたのか、その全容について本状に第...号覚書が添付されている¹⁴⁵。

さらに、天文学や自然史にかんする観測のために、たとえば天文学者、歴史学者、自然科学者といった学者を加えるべし。彼らのうちの何人かは貴下も当地ですでに存じているだろうし、その他の者たちをイギリスあるいはその他の土地で両分野へ必要なだけ採用することが許されている。彼らのために、貴下の艦隊の船は特定の場所に辿り着いたならば、海軍参議会の特別命令書ですでに指示されているとおり、二手に分かれなくてはならない。命令書にもとづき、これらの学者について、できるだけ正確に任務を果たすべし。この命令どおりに学者を採用したならば、この者たちとの間で契約を結び、ロシア帝国公使の証明を得て海軍参議会へ報告するべし。

学者たちは、その専門ごとに特別指示を受け、遠征の完了ないしは[サンクト]ペテルブルグへの帰還まで同行する。参考までに指示の写しを本状に添付する¹⁴⁶。貴下は航海中、どれだけ長く彼ら学者たちが貴下の艦隊と一緒に乗船するにせよ、貴下の名案で彼らをどこかに派遣するにせよ、あるいは特別な場所へ彼らを同行させるにせよ、彼らが説明に値する対象を記録し、任務や指示を遂行するために慎重に判断するべし。そうした場合すべてにおいて、彼らの要望におうじて人員、器具一式、資金などの援助を与えなくてはならない。任務に支障を与えない範囲で、彼

¹⁴⁴ 遠征隊員、そして隊員自身が死亡した場合にはその家族に対する、褒賞と俸給支払いの規定にかんするテキストが省略されている。

¹⁴⁵ ЦГАВМФ, ф.172, оп.1, д.367, л.341 を参照。

¹⁴⁶ 文書ファイル中に写しは存在しない。

らが記録に値すると考える土地や場所で彼らに滞在を許可し、あるいは彼らが指し示したところへ派遣し、彼らが任務を確実に遂行するための条件を整え、あるいは援助するよう努力せねばならない。

何らかの事件あるいは病気により、彼ら学者に課せられた任務を継続できなくなった場合、彼らが快復するまで、あるいはやむを得ないときには帰還するまで、貴下は彼らの手稿や収集物を最良の状態状態で封印し保存するよう努力しなければならない。

参考のため、そしてとくにその支配権の確立が貴下に委任されているヴォストーチヌイ洋の一部における可能なかぎりの手引きとして、カムチャツカや日本とアメリカの間の海域でロシアの航海者によってこれまでに作成されたすべての航海日誌の中から、それがどれだけであろうと、1724年から1779年までの分の抜粋や写し、さまざまな地図14枚とそれに添付された目録が貴下に与えられる。地図のうち、海軍参議会により作成され、それに特別説明書第...号が付されている総合地図には、これまでに当該海域でおこなわれた航海や発見が示されているが¹⁴⁷、それは、貴下が自身の観測にもとづきそうした抜粋や写し、地図において何が正確で何が疑わしいのか、あるいは誤っているのか確認し、点検し、航海終了後、ロシア国により新たに征服されたこれらの沿岸部や海域の最も正確かつ詳細な地図を作成するためである。上述の地図の他、より詳細な説明を行うために、陸軍少将ソイモノフ氏の監督下で作成され印刷された地図¹⁴⁸が添付される。

ロシアの権利を確立するべく、今日までにロシアの航海者によってなされた、あるいは貴下によって新たになされるかもしれないすべての発見において使用する、本状に添付された第...号覚書にしたがい鉄で鑄造されたロシア帝国の紋章、今回の遠征用に鑄造された、女帝陛下の胸像が描かれた金、銀、銅そして鉄製のメダルが多数、貴下に与えられる.....¹⁴⁹

3.¹⁵⁰貴下による今回の遠征の予定について、以下のとおりにするべし。12月末ないし1月初め、東インド洋を航海する船にとって最適な時期が訪れたら、イギリスから大西洋を通過して喜望峰へ航海するべし。喜望峰からは時間を無駄にせず、東インド洋の航海を継続するべし.....¹⁵¹

本命令書の下記第12項で言及される村落において繁殖させる手段として、若く、繁殖可能な家畜を喜望峰から数つがい連れて行ったならば、非常に有益であろう。この家畜は各船に分配す

¹⁴⁷ 番号は記載されていない。また文書ファイル中に文書は存在しない。

¹⁴⁸ A. I. アンドレエフの見解によれば、「1787年、太平洋や南洋[インド洋]について、ロシアの商業や航海を拡大するための好都合な方法を提示した全図」をさしている(史料集©c.64, 67)。

¹⁴⁹ 文書ファイル中に覚書は存在しない。極東の住民のための贈り物の購入、乗組員の補充、不足する器具の購入を目的に、艦隊がイギリスやデンマークに寄港することにかんするテキストが省略されている。

¹⁵⁰ イギリスからの艦隊の出航にかんするテキストが省略されている。

¹⁵¹ カナリア諸島やアゾレス諸島における食糧備蓄の補給、喜望峰での索具の交換にかんするテキストが省略されている。

るか、あるいはとくにオホーツク行きを命じられた船に乗せ、連れて行くべし。クリル列島やさらに北方に位置するその他の土地の気候に合うと考えられる穀物、大麻、亜麻、さまざまな樹木、野菜、とくにジャガイモや根菜類の種子などありとあらゆる種子を十分な量、イギリスや喜望峰で蓄えるよう、貴下に同行する自然科学者に対して同様に命令してもよい。そうした種子は、カムチャツカ海域に到着後、適地において上首尾に播種できるよう、最良の方法で瓶詰めし、船内の冷涼かつ乾燥した場所に保存するべし。

4. 貴下は、喜望峰から指定された場所まで急行するが、貴下にとって最も安全かつ最短で有利な航路は、ブルボン[レユニオン]島とフランス[モーリシャス]島を通過しズンド[スンダ]海峡へ向かうものである。この航路においては、体に有害なバタヴィアへ立ち寄りなくても済むよう、このズンド海峡へ入る直前にプリンス島で新鮮な食糧を備蓄することができる。

その後、順風の季節風を逃さずにズンド海峡を通過し、バンカ島を越え、さらにマラッカとボルネオの間を抜けて中国海[南シナ海のことか]へ入るべし。そこでは、同様に食糧補給のためにフィリピン諸島の中の一つマニリヤ[マニラのことか]へ寄港できる……¹⁵²

7. 日本に接近したら、この土地、とくにその北部とその北方付近にある、間違いなく空想の地^{ニゾ}蝦夷である大きな島にかんする最も正確な情報を入手するわずかな機会も逃してはならない。さらに、あらゆる機会において日本人やその近隣の島々に暮らすクリル人と友好的に交流し、彼らと交易を行うよう努力するべし。その際、より大きな成功を収め、利益を得るために、本指令第1項の最終部分で述べられた命令、および本状に添付された覚書にある情報にしたがい行動するべし。

8. 日本最北端への特別航海を終了後、そこで全艦隊は結集したのち、二手に分かれなくてはならない。貴下も他の指揮官も遅れをとらぬよう最善を尽くさなければならない。そのために、とくに夜間や嵐、霧のときには、できるかぎり互いに信号を出すべし。船のうち航行が遅いものが見受けられたならば、帆を緩めながらその船から離れぬよう努めるべし。しかしながら、強風、濃霧その他の不測の事態によりいずれかの船が引き離されることが容易に起こりうるので、ヨーロッパを出発する前に、船を指揮する各士官に対し指示を出し、離れ離れになった場合に集合すべき場所を指定しておくべし。

したがって、第1の集合場所はカナリア諸島ないしアゾレス諸島、第2の集合場所は喜望峰、第3の集合場所はマニリヤか広東の緯度上、そして第4の集合場所は日本付近あるいは貴下が望ましいと考えた地点となるだろう。集合のために指定されたこれらの場所のいずれかで、何らかの特別な理由により遅れた船をそれ以上待つことができないならば、その港で遅れた船の指揮官

¹⁵² 広東あるいはフィリピン諸島の一島における補給の可能性にかんするテキストが省略されている。

にしかるべき命令を残し、つぎの第2の集合場所へ向かうべし。そして遅れた船の指揮官が、艦隊に追いつき貴下たちと合流するようできるかぎり努力するべし。あらゆる場合に備えて、貴下は他の指揮官にしかるべき信号を送るべし……¹⁵³

11. 貴下の航海が上記のとおりゾンド海峡を通過したならば、予定されている計画のために、貴下はつぎのとおり日本の北端で艦隊を二手に分けるべし。すなわち、カムチャツカのロパトカ岬へ伸びる島々を観測する目的で、貴下につぐ海軍佐官[艦長]を2隻の船とともに派遣し、貴下自身はその他の船とともに、通訳やその他の必要を満たすべくカムチャツカに立ち寄るべし。しかしながら、女帝陛下の特別の勅令にしたがい、貴下にはその地[カムチャツカ]へ大砲やその他の貨物を輸送する目的で第5船が同行するので、上述の最後の地点付近で修繕も、全艦隊でカムチャツカに向かわざるをえないようなその他の障害となる状況もまったくなければ、そこ[カムチャツカ]へ向かうように命じられた船[の1隻]から余分な食糧を下ろし、貴下らの船に分配し、その船をカムチャツカのペトロパヴロフスク港へ向けて最適な航路で派遣することができる。その船を指揮する士官に対し、自分の貨物を積載し、貴下にとって必要なその他の物品や通訳、現地の毛皮採集者を彼らが通常、毛皮採集に用いる道具類とともにペトロパヴロフスク港へ運ぶよう指示したうえで、そこで繁殖させるために家畜の一部を送ってもよい。この士官はまた、かの地で島民やアメリカの住民たちとの交流や取り扱いにかんする必要な情報を入手することができる。任務遂行後、この者は貴下の艦隊に合流するよう努力し、貴下は合流地点を指定したうえで、艦隊の補強に必要なものを探すべし。

貴下につぐ海軍佐官が調査を目的にクリル列島付近に残り、貴下自身はその他の船と一緒にアメリカ沿岸に向かうよう、艦隊のその他の船を分割されたし。オランダ領東インド[現在のインドネシア]周辺に針路をとった場合は、サンドウィッチ島付近あるいは適当と思われる場所で、上述した艦隊の分割とカムチャツカへの第5船の派遣を行うべし。そして一方をクリル列島の記述を目的に日本北端へ派遣し、貴下自身は他の船とともにあらかじめ決められた場所へ向かうべし……¹⁵⁴

12. 自身につぐ海軍佐官が、上述のとおりクリル列島の記述を目的に離れる際には、彼に対してつぎのように指示を与えるべし。

1) 日本からカムチャツカのロパトカ岬までにあるクリル列島の大小の島々すべてを船で巡り、記述するべし。それらをできるかぎり正確に地図に位置づけ、松前マツマエからこのロパトカ岬までの全島を正式にロシア国家の領土に加えるべし。紋章を立て、あるいは補強し、下記の指令第17項

¹⁵³ 航海中に、遠征隊のいずれかの船が破損したときに長官のとるべき行動、状況が必要とする場合、オランダ領東インド[現在のインドネシア]への航行が許可されていることにかんするテキストが省略されている。

¹⁵⁴ 船舶の修理、また残る船による航海の継続にかんするテキストが省略されている。

にしたがい、全島においてロシア国家の遠征あるいは獲得を示すロシア語とラテン語の銘を刻印したメダルを適当な場所に埋めるべし。沿岸、入江、港を観察し、それらの状態や位置、地質、樹木その他の産物、淡水の豊富さあるいは乏しさ、岸から淡水までの距離について、貴下自身がそれらすべてについて、詳細に命令されたとおりに記述するべし。とりわけウルップ島あるいはクリル列島第 18 島、あるいは開拓により適した場所では、添付された海軍佐官シパンベルグの航海日誌からの抜粋¹⁵⁵がこの者にとってその手引きとなるであろう。かの地では要塞や村落の建設、あるいは農耕や畜産に適した良港や好都合な場所はないか、淡水が十分にあるか、建築用あるいは今後の海洋船修繕用の樹木が多くあるか、できるだけ詳細に記録しなくてはならない。これらの島のどこかにそのような港が開設されたならば、上記の情報の他、いうまでもなくこのような重要な発見が要する最大限の正確さで、港について、港への入口、水深、底質、どのような風向きで入港と出港ができるのか、港はどのような風から遮蔽されているのか、かならず記述するべし。そして、あらゆる点で徹底した調査を行うために、可能な場所では、機会があるならばかならず通訳や道案内人を採用するべし。さらに、貴下にはクリル語と日本語の辞書が各 2 冊与えられるので、これを携行するべし。島々での調査の全容について、カムチャツカへ帰還後あるいはそれ以前の可能な機会に、この者はイルクーツク総督に詳細に報告しなければならない。イルクーツク総督はこの土地に村落を建設するための方策を、それに対して命令があったときに講じることができる。これらの島をあとにするとき、この者はその土地に、この土地のために彼が連れて行った家畜を放してもよい。家畜は繁殖後、未来の航海者、またもしも村落が将来、定着したならば村落の役にも立つであろう。

2) この者に、クリル列島最南部の島々と松前島の正確な位置を測定し、島々の状態を記述するよう命令するべし。松前島は朝鮮やマンジュール[沿海州]沿岸と対峙し、日本人の村落や豊富な銀の精錬施設がある。空想の地エゾにかんしてもうこれ以上疑念を生じさせないために、これらの島々の沿岸から大陸までの内海の距離を記録することを命令するべし。エゾに最も近い島の付近ではできるかぎりの予防措置をとり、友好的な交流を行い、必要であれば贈り物などを利用するよう命令するべし。クリル列島の島々の間を航海する際には、干潮と満潮のときに発生する強力で危険な潮流、そしてしばしばその海域で続く霧にも用心するべし。

3) 風や時期が良好なので、この者が自身の航海を、緯度 30 度と 45 度の間にあるクリル列島南部や日本からさらに東へ、グリニッジ子午線から数えて東経 170 度まで航海を広げることができるならば、この場所で、新たな、どのヨーロッパ人航海者によっても詳細に記述されていない、おそらくすばらしい島々を発見するかもしれない。これらの島も詳細に記録し、上述の例に倣い、

¹⁵⁵ 文書ファイル中に抜粋は存在しない。

女帝陛下の御名において支配下に入れるべし。

4) アムール川河口に対峙する大きな島サガリン・アンガ・ガタ¹⁵⁶の周辺を回り、その沿岸、入江、港、そしてアムール川河口そのものをできるかぎり記述するべし。島へ接岸し、その住民の状態や地質、樹木その他の産物の性質について調査するべし。シャンタル諸島、そしてとくにウダ川河口付近に新港を建設するために陸軍少将ソイモノフ閣下の意見にもとづき提案されている島についても、価値があると判断するならば同様に調査が遂行できる。新港建設については、本状に添付されている彼ソイモノフの意見の中で言及されている¹⁵⁷。

5) 遠征に含まれるこの任務が、あらゆる点において貴下自身の指揮下で行われるその他の任務と同等の成果をあげられるよう、必要とされるあらゆる観測や珍品の収集のために、貴下は同行する学者や画家の中から彼らの職務にもとづき人員を割くべし。そのうえで、指揮官の航海遂行上の最重要課題が、ロシアの航海者によって発見され、その権利がロシアに属する島々、沿岸あるいは陸地において、ロシアの臣民が行う毛皮の商売や交換への外国人の参入ないしはその分割を阻止することであることを考慮に入れたうえで、つねに全力を注ぎ、最大限の正確さで観測を行いながら、貴下の任務にかんし命令の内容をすべてを遂行するよう、指揮官に命じるべし
.....¹⁵⁸

13. クリル列島へ向けて、上記のとおり船を分割したのち、その他の船と貴下にはつぎの任務の遂行が残されている。北アメリカ沿岸に向けて、北緯 40 度と 50 度の間を航海するべし。北アメリカ沿岸に到達後、イギリス人海軍佐官クックによってセント・ジョージ海峡と名付けられたヌートカ港を観察するべし。そこでイギリス人あるいは他のヨーロッパの国の者によって建設された村落がないか、あるいは少なくともそのために何らかの準備がなされていないか探り出すべし。

この場所から貴下は、遠方へ伸びているアメリカ海岸にそって、ロシアの海軍佐官、チリコフとベーリングによって発見された土地まで航海し、ヌートカ港からチリコフが発見した最初の地点までのこの海岸を他の国が占領していなければ、ロシア国の領土とするべし。さらにそこから、上記のロシアの海軍佐官たちによって発見された全海岸に沿ってオリヤスカ[アラスカ]まで、海岸のみならずそこで発見されるかもしれない島を含め空間全体を、ロシアの航海者によって成し遂げられた正真正銘の発見として正式に領有し、これらの土地において領有権をまったく持ちえない他国の紋章や印が発見されたならば、掘り崩し、地面を平らに均し、一掃するべし。

¹⁵⁶ サハリン島。

¹⁵⁷ 史料⑦No.71(本史料集 No.26)を参照。

¹⁵⁸ クリル列島の調査結果とペトロパヴロフスク港への帰還にかんする報告書を、海軍参議会へ発送することにかんするテキストが省略されている。

何よりもまず、貴下は海軍佐官クックによって命名されたプリンス・ヴィリゲリム[ウィリアム]湾や彼のクックという名を付けられた他の湾について、外国船が立ち寄っていないか、そこでたびたび積荷を下ろしていないか、村落が出現していないか尋ねなくてはならない。そしてそうである場合、ロシアの航海者によって発見された土地に対する権利を保持し、そうした許しがたい横領を狙うよそ者の外国人に対してロシア帝国臣民との商業の競争や分割を阻止することを最重要課題に位置づけ、貴下に与えられた全権の力で、最初に発見した者の権利にもとづき、ロシア国に帰属するこれらの土地から即刻立ち退かせるべし。そして今後、入植にせよ、商業にせよ、航海にせよ考えさせるべからず。何らかの防御施設や村落があったならば、貴下にはそれらを破壊する権利がある。印や紋章は撤去し、一掃するべし。このようなよそ者の船も、ロシア国に帰属するこれらの海上や港、島々で同様の企てをするために到来し、遭遇するかもしれないが、これもそこから退去させるべし。抵抗を示し、あるいはさらに激しく反発した場合は、貴下の船はこの目的で十分に武装されているのだから、職務やロシア軍の栄光の誉れ、そして貴下に委ねられた遠征のまさしく利益が、熟練した士官に対して当然、求めているような、よく整備された武力を行使するべし。

14. 海軍佐官ピリングスに対しては、貴下にも参考用にその写しが添付されている通達¹⁵⁹の第10、11、13 項において、カムチャツカとアメリカの間に位置する島々、そしてアリャクサ[アラスカ]から北の沿岸および島々を、それらがまだ完全に知られていないがゆえに、観測し、記録するようとくに委ねられている。したがって、貴下には、昔の名でいうところのアレウト列島やリーシイ諸島の間に行く危険な航海に自分たちの船で向かう理由はない。この危険な航海は、先の項目で言及された任務の遂行という点で、この[ピリングスの]遠征の目的とより近いものとなるだろう。アリャスカ[アラスカ]岬周辺、そしてその付近に位置し、それらの数や状態がまだ十分に明らかでなく、島の住民もまだ完全に臣従していない島々に沿ってウナラクシャ[ウナラスカ]島まで航行し、そしてクリル列島を記述する目的で貴下によって派遣された船と合流するべく、ウナラクシャ島からアレウト列島の南側に沿ってカムチャツカのペトロパヴロフスク港へ航行するべし。これらの島々を通過するときには、貴下は航海をつうじてできるかぎりそれらの方位を確定し、総じて第1項で命令されたとおりに地図に書き込むべし.....¹⁶⁰

17. 貴下によって最初に発見されることになる、有人ないしは無人の、いまだ他のヨーロッパ諸国に支配されていないすべての陸地や島々では、ロシアに帰属する土地、そして貴下自身によって初めて獲得された土地すべてにおけるロシア領有の証として、貴下に絶対的権力が与えら

¹⁵⁹ 史料⑦No.67を参照。

¹⁶⁰ 船の越冬地の選択、北緯49度と45度の間にある沿岸の調査、この地での外国船の滞在にかんするテキストが省略されている。

れる。そこでは状況をかんがみ、エカチェリーナ二世女帝陛下とロシア国の名において、以下のことが認められている。第一に、祈禱を執り行い、全能の神にそのご加護と祝福を願い、しきたりにのっとり厳粛にロシア国旗を掲揚するべし。その際、上記の紋章を、状況を見ながら、たとえ沿岸から少し離れた場所であっても、高台に立てられた十字架あるいは銘が刻まれた柱のそばに取りつけるべし。さらに、樹脂を塗った石の器に銀メダルと銅メダルを1枚ずつ入れ、やはり樹脂を塗った丈夫な瓶の中に貴下の遠征を示したロシア語とラテン語の短い文書を入れ、すべてを地中に埋めるべし。あるいは紋章を大きな柱に取りつけ、それを地中に埋めるか、絶壁に穴をあけて柱を差し込み、しっかりと樹脂を塗りふさぐべし。この目的で、以前、ロシアの航海者によってすでに記述され、よって古くからの権利にもとづきロシアに帰属すべき場所にのみ立てるための銘の入っていない紋章、この他に貴下自身が発見し、ロシア領に加えることになる陸地や島々で取りつけるためのロシア語とラテン語の銘と年号が入った紋章が、貴下に与えられる。

貴下の手元にあるメダルは、貴下が島々で未開人と話し合うことができた好機に、彼らの中で最も地位が高い者や指導的地位にある者の首に、敬意を表すかわりにかけてやってもよい。その際、通訳がその機会に居合わせたならば、通訳を介し、強大で温和なる専制に臣従するよう説得し、今後、永遠に、いと慈悲深き女帝陛下のご慈悲やご庇護を保障するべし。貴下の配下にある士官のうち、貴下のもとから1隻ないし2隻の船でどこかへ特別に派遣する必要があると考える者に対しても、同様の全権とともに紋章とメダルをいくつか与えるべし。そのような土地を領有する際には、瓶に入れ、栓をして地中に埋めた短い文書の中で、この沿岸にいつロシアの航海者が訪れたのかについて言及し、この航海者の名を記し、この発見がなされた年号を示すのを忘れてはならない。上述のロシア領有の目印を、島民がいるならば、彼らの同意を得たうえで立て、しっかりと固定するべし。そして、次項の貴下に対する説明において命令されるとおり、最低限とはいえ観察を行い、そのうえで貴下が最も価値があると考えられる土地や港、あるいは広大な土地を占領するべし。

18. ヨーロッパ人のうち何者もこれまでにこれらの者たちを落胆させたり、怒らせたりしていないことは明らかであるから、彼らに対しロシア人にかんする良い評価を植えつけるよう、とくに尽力しなくてはならない。

海岸や島あるいは岬を発見したならば、そこへ武装した者を乗せた手漕ぎ舟を1艘ないしは2艘派遣するべし。小型の武器、贈り物そして通訳も乗せ、熟練した士官ないしは航海士の指揮下、船が入るのに好都合な入江や港を探そう命じるべし。そして見つかったならば、それらの水路を測量し、その後そこへ船で入るべし。

しかし、船のために港を見つけることができない場合、発見したときもそうであるが、小型船

あるいは搭載艇で隊員の一部を岸へ派遣するべし。用心しながら、そこに住民がいるか、樹木、動物、淡水はあるか観察するよう命じるべし。全員が上陸するのではなく、船に見張りを残し、上陸した者は分散してはならず、一緒に行動するべし。住民を見つけたら、身振り手振り、あるいはいる場合は通訳を介して自分たちのところへ呼び寄せるべし。通訳だけを派遣してはならず、ひそかにあるいは明らかに武装した数人の者たちとつねに一緒に行動させるべし。未開人は通訳を捕えて殺し、そうすることで発見者の意図を少なからず阻むことがあるからだ。通訳は、貴下の友好的な計画について彼らに説明しなければならない。その証しとして、彼らに贈り物を好きに選ばせ、友好的にそれらの品を受け取ってくれるように頼み、彼らの指導者ないし首長を自分たちの船に招き、親切にもてなし、この目的で貴下に与えられた、鎖にぶら下がったロケットを彼ら各人の首にかけてやるべし。それらを彼らに対するロシア人の変わらぬ友好の印と呼び、彼らにも彼らが同様の印としたいものを依頼し、受け取るべし。彼らが住民や自分たちの同郷人全員に対しても、ロシア人が彼らの友人になりたがっていると話すよう説得するべし。彼らが何と呼ばれているのか、そしてその理由、彼らの人数、とくに男性の数は多いか、詳しく尋ねるべし。彼らの祈禱式やそれに随伴するすべて、たとえば司祭の職務や婚儀、一夫多妻か一夫一妻か、祝祭、葬儀、その他彼らが崇拝するものについて探りだすべし。後者については、貴下の部隊の者が手を触れぬよう、また破壊せぬよう厳重に監視するべし。彼らが何を常食とし、何を生業としているのか、どこかへ出かけることはあるのか、何に乗って行くのか、彼らが出かける場所は何と呼ばれ、どの方向にあり、これらの陸地や島々は遠くにあるのか尋ねるべし。彼らが手で指し示したら、上手にそして謙虚にコンパスでそれらの方位を熱心に測定し、航海日誌に記録するべし。距離にかんしては、長さの単位ではっきりしなければ、貴下がそれにしたい自分たちの針路を定められるように、必要であると考えらるならばその場所まで船でたどり着くのに何日かかるか尋ねるべし。自分たちの側からこの大陸ないしは島々へ入り込んでいる大きな入江を知らないか、彼らのもとへ3本、2本、ないしは1本マストの大型帆船がたびたび訪れないか、いつ、どんな目的で彼らの島ないしは沿岸、あるいは近くにあるその他の場所に立ち寄っていないか尋ねるべし。彼らのところで、ヨーロッパ人やアジア人が用いる何らかの物品を見つけたら、彼らがどこからそれを手に入れたのかなど詳しく尋ねるべし。記述に含めるべき観察をすべて行い、彼らの土地をしばしば訪れる許可を乞うべし。彼らがふだん会ったときに互いに交わす挨拶や祝いの挨拶について詳しく尋ね、彼らに会ったらそのとおりにするべし。貴下の愛想の良さや気前よさによって彼らが貴下に対して友好的になるに至り、彼らがヨーロッパのどの国にも属していないとわかったならば、彼らとも友人になれたように、別の自分たちの友人に会うためにさらに先へ行きたいこと、そしてそのために、他の場所で貴下の友人が許してくれたように、沿岸のどこ

か高台に、あとで戻ってくる時そこにロシアの真の友が住んでいることがそれによってわかる目印を立てることを許してもらえないか話し、その設置を貴下の慣習にしたがい厳粛な儀式をもって行うべく、与えられた指示第 17 項にそって執り行うべし。すべての準備が整ったならば、貴下が目印を据えつけるために海岸へ行くことを住民に知らせ、それを立派な式典をもって、とくに用心しながら行わなければならない。そのあとで、住民が大いに好む小物を少しずつ分け与え、首長には小さな鎖に下がったロケットを与えるべし。最後に、住民が永遠にロシア人の友人でありたいと望むならば、その据えつけた目印を掘り起こしたり、壊したりすることを誰にも許さないように、つまり自分たちの者そして到来者から、彼らの首にかけられたメダルと同様、その目印を無傷で守るよう説くべし。そうしたささやかな儀式は、無知蒙昧な住民の間で最も大きな成功を収めるものであり、このような親切なやり方とおして行われた住民の征服は、他のどんなやり方よりもつねにゆるぎないものである。貴下によって獲得された陸地や島々に、それらがまだ何の名称ももたないのであれば、望みどおりに名づける権限が貴下に与えられる……¹⁶¹

20.[原文は改行されていない]航海中、全船において本遠征の重要性や新たな成果が求めるだけの十分な正確さで記録されることになる通常の航海日誌には、気圧計や温度計、大気現象その他の状況について記入しなくてはならない。航路の算出には航海時計を用い、ときどきそれを他の船にある時計と突き合わせるべし。緯度や経度の観測、コンパスの偏差の測定をたえずかならず行い、最初に見える高地の外観、沿岸の特徴と外観、入江、避泊地、停泊地(錨地)とそれらの位置を、都合の良し悪しや漁業などについても指摘しながら記述し、地図に書き込むべし。満潮、干潮、潮流の時刻、強さ、高さ、非同期性を記録し、示すべし。暗礁や海上に見える岩、浅瀬などの危険な地点を記述し、示すべし。つまり、状況が許すかぎり、あらゆる場所で通常の記述を行い、それらをすべて地図に書き込むべし。恒常的に、あるいは他よりも長く吹いている風、優勢な風、定期的に吹く風、風向きが変わる風、一方向に吹く風とそれらの時間的变化、大気現象とくにオーロラ、その状況下での空気中の電気の状態、それらがコンパスに与える影響、気圧や温度について説明を行うべし。

遠征に参加する学者は、収集や詳細な地理学・自然学的観察を遂行するために特別指示を受けているが、貴下自身や収集と観察に関心を持つ指揮官や配下の士官たちも、とくに新たに発見され、ほとんど知られていない島々や陸地の遺物、産物について独自の航海日誌をつけるならば、とくに学者が不在の場合、大いに有益であろう。同様に、以下について記録に値するものや儀礼の絵を添付して記入するべし。1)家庭や社会の生活様式、しきたり、人の外見、信仰、言語。何を常食としているのか。何か農耕を行っているのか。土地は農耕に向いているか。子どもの教育。

¹⁶¹ 遠征参加者と現地住民の相互関係の原則にかんするテキストが省略されている。

2)食用・重量物運搬用の家畜はいるか。どのような家屋に暮らしているのか、など。3)どのようなものでも、奉仕や労働のための奴隷制度や奴隷身分はないか。4)男女の装身具、序列や秩序。つまり従属状態がどの程度にまで達しているのか。裁判や肉体的制裁はどのように行われているのか。5)友好的・社交的の酒宴、余興、歌、踊り、普段着と晴れ着。アルコール飲料あるいはそれにかわる飲料や根菜、草はないか。6)近隣の誰かと戦をしているか。戦のためにどのように結集し、組織されるのか。誰に戦の指揮が委ねられるのか。どのような武器を用いるのか。捕虜をどう扱うのか、など。指揮を行う士官たちは上記以外に、発見した特別な石、鉱石、土壌、塩などの物質、樹木、果実、標本用に乾燥させた草、記録に値する木の枝や木片、それらの樹皮、最も注目に値する植物のさまざまな種子と樹脂、剥製にされ、あるいはウォッカに漬けられ保存された獣、鳥、植虫類、魚、骨、貝殻、爬虫類、昆虫、海藻類、未開人の衣類や武器、さまざまな容器などを記録し、収集するべきである。記録に値するものに出会ったときには、総じてすべてを収集し、最も安全な場所に保管し、好都合な機会に梱包後、最善の方法でイルクーツク総督を介し、記述とともに国家海軍参議会へ転送するべし。接岸することになったすべての場所で、自然科学者とともに派遣された水夫に対し、あらゆる野生の樹木や低木その他 *proziabonii*[植物か]¹⁶²の種を集めるよう命じるべし。

そうしたあらゆる観察に際し、貴下はその土地の住民たちの力や人数、特質、鍛錬、慣習について詳しく尋ね、正確に訊くべし。あまり知られていない土地についても、貴下に通知され、本状に添付された第...号文書例にもとづき、彼らの言語の辞書を作成するよう命じるべし¹⁶³。上述の辞書の例にしたがい、彼らの言語の発音をロシア文字とラテン文字でできるかぎり表記するよう努めるべし。これらの住民が用いる毛皮や武器、衣服、手芸品を入手し、それが不可能ならば、せめて模写し、記述するべし.....¹⁶⁴

26. 本通達の中で命令されている島々、陸地、入江などの調査や記述が最大限正確に遂行されることが大いに望ましい。海軍参議会は、貴下の刻苦勉励と手腕、そして指揮下の者たちの、勤務に対する熱意と献身からの任務の迅速な遂行に期待している。しかしながら、それとともに、きわめて詳細な調査や記述が、貴下の遠征の最重要任務、つまり「帝国にとってかくも重要である毛皮交易において、女帝陛下の臣民との競争あるいは分割を外国人に対して容認しないこと」の遂行を足止めしたり、妨げたりしないようにと考えている。それゆえ、本件は貴下の賢明なる判断に委ねられ、貴下の航海が規定される時間や風力、壮さを考慮しながら、今回は行動する

¹⁶² 史料にはこのように書かれている。

¹⁶³ 辞書の例は文書ファイル中に存在しない。

¹⁶⁴ 乗組員の健康維持対策、遠征の目的と結果についての厳重な機密維持、および遠征の覚書や航海日誌をすべて海軍参議会へ引渡すことにかんするテキストが省略されている。

(3)ЦГАВМФ, ф.172, оп.1, д.367, л.286-320. 写し
一部が史料③No.126 として公刊されている。

30-2. G.I.シェリホフからイルクーツクおよびコリヴァンの総督 I.V.ヤコビへの報告書。ロシア人による北アメリカ北西部の開発について。カムチャツカにおいてイギリスの東インド会社と交易を開始する妥当性について[要旨]。

1787 年 4 月 19 日

1781 年における北東米会社の設立、平底帆船 3 隻の建造、クイクタク(カディヤク)島への航海について報告している。I.V.ヤコビの関心を、自身のアメリカ沿岸への入植活動に向けさせている。

キャフタ交易の中止と関連して、中国の港へ毛皮製品などを積んで、「何か適当な旗を掲げた」船を 1 隻ないしは 2 隻派遣することを提案している。ロシアの利益に損失を与えている、ロシアの航海者によって発見された島々の住民との交易に対するイギリス人の関心について、指摘している。

報告書には、カムチャツカにおけるイギリス人との交易にかんしどのような構想を持つべきかについて「覚書」が添付されている。その中で、カムチャツカあるいはオホーツクにおけるイギリスの東インド会社との交易開始が予見されている。同社は毛皮との交換で、キャフタ交易の停止により入手不能な商品をロシアへ供給することになる。シェリホフの考えでは、利益の上がる交易はこの地方の繁栄と北東部におけるロシア国境の承認を促進する。ときがたてば、「日本、朝鮮、そして中国やインドの港町」と交易を行うこともできる。

(2)Архив ЛОИИ АН СССР, ф.36, I, No.476, л.405-410. 写し
史料⑨No.18,19 として公刊されている。

(畠山禎・小野寺歌子)

¹⁶⁵ 必要な場合、遠征隊長に対し航路と指示された各項目の変更を許可することにかんするテキストが省略されている。署名は付されていない。

31. R.R.ガル¹⁶⁶からI.G.チェルヌィシェフへの上申書。遠征用船舶の建造が困難であることについて。メードヌイ島とアムチトカ島付近で遭難したイギリス人と日本人の船員を商船で移送することについて。ペトロパヴロフスク港におけるフランス船の碇泊について。(⑦No.77)

1788年1月28日

No.12

地理学・天文学秘密海洋遠征隊の海軍大尉ガルから、元老院議員、侍従長、国家海軍参議会副議長、種々帯勲者であられるイヴァン・グリゴリエヴィチ・チェルヌィシェフ伯爵閣下への

上申書

私が伯爵閣下に、遠征用船舶2隻の起工にかんする1787年11月1日付第108号上申書¹⁶⁷をお送りしたのち、輸送用の馬が衰弱や脱落により輸送隊からこれまでの長い年月でかつてなかったほど大幅に減ってしまったため、また冬が到来したため、ヤクーツクからオホーツクへの遠征用のさまざまな食糧や物資の搬送を中止しました。したがって、建造を開始したこれら2隻の船のうち1隻の建造を中止せざるを得ず、もう1隻は食糧やkrugloe zhelezo[円柱の鉄材のことか]が大部分不足したままで着手せざるをえません。これらの船の建造用にヤクーツクから発送されたさまざまな物資は、その輸送が開始された当初からそのうちわずかししか到着せず、とりわけ船体を補強するために何よりも必要とされる鉄は、1786年7月以降、252ブードしか届いていないからです。イルクーツク出納局[kazennaia palataをこう訳した]から受信した、ヤクーツク警備司令官であられる陸軍中佐マルクロフスキー氏、遠征隊用食糧を至急輸送するべくヤクーツクに駐在する海軍大尉ベーリングからの通知と一覧表によりますならば、県出納局より発送されたその他の食糧や物資の中にも到着していないものがあり、オホーツク街道上のさまざまな地点に、上述した昨夏における馬の脱落や疲労が原因でkrugloe zhelezoだけでおよそ2,000ブードが放置されています。国家海軍参議会より発送された、遠征に必要なすべての食糧と物資、ヴォトキンとエジェフの錨工場からの小分けにされた錨や小型の錨が、必要な溶接用具一式とともに、ヤクーツクからの発送後、道中で放置されています。海軍カザン支部より発送された銅製の3フント砲20門とその弾薬などは、今年1月17日にウィルクーツク[イルクーツク]出納局より送付された一覧表で総重量6,095ブード3フント8分の5と記載されておりますが、今春まで、いまだレナ川のカーチュク停泊地付近に留め置かれるでしょう。以上について、伯爵閣下に正確な情報をお伝えするべく、このような報告をもちましてつつしんで申し上げます。ヤクーツクから発送

¹⁶⁶ R.R.ガル(1761~1844年)——イギリス出身。ロシア海軍大将。1774年よりロシアに勤務。最初はバルト海、つづいてアルハンゲリスクで勤務した。アルハンゲリスクからクロンシタットまでの航海を2度行った。ピリングスとサルィチェフの遠征隊では黒鷲号、つづいて「ロシアの栄光」号を指揮した。オホーツク海西岸の一部を調査し、アレウト列島へ航海した(史料集③c.424より)。

¹⁶⁷ ЦГАВМФ, ф.212, оп.11, д.2124, л.53об.-54を参照。

された遠征用のさまざまな食糧、物資、とりわけ *krugloe zhelezo* が、きたる夏までに道中で放置されている地点からあらかじめ当地に輸送されるならば、この2隻の遠征用船舶の建造においていかなる支障もなく、遅延もないでしょう。これらの発送が迅速に行われないうちであるならば、現在建造中の1隻について、しかるべき作業を今夏までに完了することをこの場で確約できません。さまざまな部隊に所属する勤務員や自由雇員にかんし、遠征隊の作業において何名がどこに配属されるのかについて示した一覧表¹⁶⁸をご覧になり、ご検討いただきたく存じます。また、以下について伯爵閣下にぜひお知らせする必要があると考えます。

第1に、さる1786年10月初旬、カムチャツカのペトロパヴロフスク港に停泊した東インド会社の英国船が、帰還途中、メードヌイ島で難破しました。この事故と船の沈没からの救助者はわずか2人でした。1人はベンガル人、もう1人は黒人でした。これらの者は、1787年4月、オットセイの毛皮採集を目的に社有船聖グリゴリー号¹⁶⁹が到着するまで、メードヌイ島での生活を余儀なくされました。彼らはこの船の役夫たちによって同船に収容され、ニジネカムチャツクへと連行されました。

第2に、1783年、カムチャツカから北東へ広がる島々の一つである、アレウト人が住むアムチトカと呼ばれる島で日本船が難破し、その船から9人の日本人が救助されました。彼らは1787年、やはり社有船によってカムチャツカに運ばれました。

第3に、1787年8月25日、ペトロパヴロフスク港にド・ラペルーズ氏の指揮下にあるフランスのフリゲート艦2隻が到着しました¹⁷⁰。彼らは同港に9月19日まで停泊し、大いなる希望を抱いて南方へと出航しました。彼らのうち副領事レセップス氏がフランス王室のさまざまな文書を携えてサンクトペテルブルグに向かうべく、この地に残りました。当時、ペトロパヴロフスク港にはこの地方の警備司令官である陸軍大佐コズロフ=ウグレニン氏が滞在されておりましたので、彼と一緒にレセップス氏はカムチャツカから出発する予定です。それゆえ、彼らはきたる2月か3月までこの地で待機しております。

海軍大尉ロベルト・ガル

オホーツク市にて

注記: 1788年6月14日

(3) ЦГАВМФ, ф.212, оп.11, д.2563, л.759-760. 原本

(渡邊聞・小野寺歌子 訳)

¹⁶⁸ ЦГАВМФ, ф.212, оп.11, д.2563, л.762-763 を参照。

¹⁶⁹ テキストにはこのように書かれている。正しくはゲオルギー号。

¹⁷⁰ 史料集⑦No.76 を参照。

32-1. G.I.シェリホフから I.T.スミルノイへの書簡。北東米会社の成功について。太平洋での新たな発見について。ロシアの航海者によって発見された土地に対するロシアの権利の承認について。(⑦ No.84)

1789年12月10日

祖国のために有益なる尽力を愛する者、慈悲深きイヴァン・ティモフェイチ[ティモフェイヴィチ・スミルノイ]殿

10月10日付でペテルブルグより発送された、私にとってこの上なく喜ばしい貴殿のお手紙を、本年12月7日、当地にて海軍参議会の急使より無事に拝受する幸運を得ました。貴殿、すなわちこの上なく卓越した、ご好意にあふれる尊敬すべきお方が、私のペテルブルグ滞在中と同様、当地においてもその有益なる交際で私を幸福にして下さったことがこの手紙からはっきりと読みとれました。お忘れにならず、快い成功についてご通知なされました。それを遠方の地で聞くことを非常にうれしく思います。そのことを大いに感謝し、すべてにおいて拝謝申し上げ、家中のみなで貴殿のご健康と安穩、そしてあらゆる善を、われわれを創造した主の手から授かることをお祈りいたします。

私自身につきまして、以下のとおりの報告申し上げます。本年5月16日、イルクーツクからオホーツクへ出発し、6月28日に到着しました。わが社の船が、大きな利益が上がる、もし中国人と交易するとすれば50万[ルーブル]相当の貨物を、北東アメリカのわれわれの入植地からオホーツクへ運んできました。さらに良い知らせがもたらされました。昨年、わが社の船1隻がアメリカ沿岸付近を、聖イリヤ岬を越えてカリフォルニアへと延びている海岸まで行って来て、アメリカの沿岸1,500露里、河川、入江を記述し、必要な地点を測量し、地図や見取り図に書き込みました¹⁷¹。多くの人びとを新たにロシア国の権力下に置き、銅製のロシア紋章を、臣従を証明

¹⁷¹ 1788年4月30日から7月15日まで、航海士のG.G.イズマイロフとD.I.ボチャロフが平底帆船三聖人号で行った航海をさしている。航海中、彼らはいくつかの小さな島々を訪れ、ヤクタット湾とルトゥア湾を発見した。航海は、航海士たちが作成した航海日誌に詳細に記録された。1792年、この航海日誌は『1788年におけるロシア商人グリゴリー・シェリホフの、アメリカ沿岸へ向かうヴォストーチヌイ洋の旅の続き Российского купца Григория Шельхова продолжение странствования по Восточному океану к американским берегам в 1788 г.』という名で出版された(史料集⑨c.46; Макарова Р. В. Русские на Тихом океане, с.125-126)。

旅行の結果から、「1788年における平底帆船三聖人号による航海の地図。新たに発見された島々で、ロシアの目印が据え付けられた場所について」、「シェリホフ=ゴリコフ会社によって発見され、航海士イズマイロフとボチャロフによって記述された湾を示した、カディヤク島とアメリカ沿岸の補足的見取り図」、「航海にかんする短い覚書を含むゴリコフとシェリホフの航海図。1788年」が作成された(АВПР, ф.РАК, д.936/16, 932/12, 937/17)。

I.I.ゴリコフ——商人、G.I.シェリホフの共同出資者。「ロシアのコロンブス」[シェリホフ]とともに、アメリカにおけるロシア人植民地の礎を築いた。彼らの会社の協力により、カディヤクから北緯57~59度までの北アメリカの太平洋沿岸が調査され、付近の多数の島嶼が発見された。ゴリコフは政府に宛てた報告書の中で、ロシア人によって発見され、開発された土地に対して外国人が領有権を主張したことに懸念を表明し、領土の防備のために断固とした措置を講じることを主張した(史料集③c.424より)。

するものとしてかの地の首長[knesk をこう訳した]に手渡し、わが帝室に属するかの地の土地についてヨーロッパ人との間でときおり起こりうる争いに対処して、「ロシアに帰属する土地」という銘の入った十字架が銅で描かれた鉄板をとろとろに、記録したうえで、地中にひそかに埋めました。このように神のご加護により、わが社は愛する祖国のためにアメリカ地域で良い成果をあげています。模写することができましたら、この機会に貴殿にご覧いただくよう地図や見取り図をお手元までお届けします。

われわれがオホーツクからアメリカへ運んだ有角獣、牛、ヤギは増えており、来夏にでも馬や豚をアメリカへ送る予定です。そのあとで農耕に着手します。私がアメリカで設立した学校は上首尾のうちかなりの成果をあげております。今では、読み書きを習った多くのアメリカ人から、私はもう手紙も受け取りました。現在、教会の建立を考えています。私が連れてきたアメリカ人の少年たちは、私にとってこれまでは高くついていましたが、彼らをアメリカへ戻したあとには、彼らから見返りも期待しています。彼らのうち数名に当地でいろいろな楽器を教え、かなりの成果をあげています。習い事のために少年 1 人につき年 50 ルーブルを楽隊長に支払っています。彼らに教え終わったら、彼らをアメリカへ送ります。アメリカ付近にスペイン人、イギリス人、フランス人の船が 30 隻ほど現れ、そのうちの少なからぬ数がわれわれのアメリカの集落へもやってきました。それらの船からわが社は災難を被りませんでした。われわれが彼らよりも先にこの土地を占拠したことを、彼らが残念に思っていることは明白です。神がお与えになったことを、今後にもかかわらず貴殿にご報告いたします。

わが社の現在の成功にかんし、総督が女帝陛下にもご報告せずにはおかないものと考えます
.....¹⁷²

グリゴリー・グリゴリエヴィチ・クシレフに感謝とともに私の敬意を表していただくよう、衷心からお願いいたします。

筆を置くにあたり、わが身を貴殿のご慈悲に委ね、私の側からは慈悲深き貴殿の最も献身的な僕であり続けます。

グリゴリー・シェリホフ

私そして妻と子どもたちが、貴殿の親愛なる奥様と愛すべきお子様たちに対し、本状をもちましてわれわれの深い敬意を表します。

イルクーツク

(3)ЦГАВМФ, ф.198, оп.1, д.79, л.1-2. 原本

¹⁷² 1790年2月13日「イルクーツクとコリヴァンの総督 I.A.ピーリよりエカチェリーナ二世への上申書。北東米会社の活動について」(史料⑨No.33。要旨は本史料集 No.32-2)を参照。以下、I.I.ビリングスの遠征活動にかんするテキストが省略されている。史料⑦No.86~91 ほかを参照。

32-2. イルクーツクおよびコリヴァンの総督 I.A.ピーリ¹⁷³よりエカチェリーナ二世への上申書。

北東米会社の活動について[要旨]¹⁷⁴。

1790年2月13日

I.A.ピーリは、北東米会社によるアメリカ沿岸の一連の島々やヤクタット湾、ルトゥア湾の発見について、これら天然港の好都合な位置に注意を向けながら、現地住民(カモジャ人、チュチハニェツ人)のロシア帝国への臣従、アレウト列島やアメリカ北西部沿岸におけるその後の開発の成功について報告している。会社の活動をカリフォルニアや日本まで最大限拡大できると述べている。「帝国の紋章……と『ロシアに帰属する土地』という銘が入った鉄板が、主要な湾や港に、アメリカの沿岸とまさしく同様の形式で据えつけられるべし」という G.I.シェリホフへの命令に言及している。1隻の船で北からレナ川河口より、別の船で南からカディヤク島よりチュコトカ岬をまわり、3隻目の船を日本との通商関係を確立するために南クリル列島へ派遣するという、会社の構想について報告している。

(2)Архив ЛОИИ АН СССР, ф.36, I, No.476, л.344-351. 原本
史料⑨No.33として公刊されている。

(島山禎・小野寺歌子)

33. I.A.ピーリから A.A.ベズボロトコへの書簡より。G.I.シェリホフと I.I.ゴリコフの企業活動について。極東における要塞建設と新港建設の必要性について。(③No.93)

1790年2月14日

イルクーツクにて

……[テキストが省略されている] 僭越ながらご報告させていただきます。太平洋の北東部では、

¹⁷³ I.A.ピーリ——1780年代～90年代のイルクーツクとコリヴァンの総督。G.I.シェリホフと I.I.ゴリコフの新事業を支持し、ピリングスとサルィチェフの遠征を支援した。A.K.ラクスマンによる日本航海の成果を高く評価し、再度、同様の航海を行うための艤装を主張した。太平洋北部におけるヨーロッパ列強の陰謀に機動的に対応した(史料集③c.428より)。

¹⁷⁴ 上申書には、「ゴリコフ=シェリホフ会社によって初めて明らかにされた、アメリカ沿岸付近の主要な島々、湾、入江、そしてそこに暮らす民にかんする覚書」が添付されている(Архив ЛОИИ АН СССР, ф.36, I, No.476, л.342-343)。エカチェリーナ二世への上申書とともに、I.A.ピーリは A.A.ベズボロトコへ書簡を送っている。その中でピーリは、国家にとって有用な G.I.シェリホフと I.I.ゴリコフの企業活動について伝え、北東[米]会社への支援を女帝陛下へ請願するよう依頼している。書簡には G.I.シェリホフの上申書、「アメリカ人からの物品を添付した見取り図」、そして要塞の建設と入植における北東[米]会社の成功、現地住民との友好関係の確立、アレウト列島、クリル列島、アメリカ西海岸の農業や毛皮事業の大規模な開発、カリフォルニア、日本、台湾島、マカオ島までの通商関係の拡大にかんする会社の構想についての、G.I.シェリホフからの1790年2月11日付「特別報告」の写しが添付されている(同上, л.310-314. 史料⑨No.32, 史料⑩No.93(本史料集 No.33))。

ヨーロッパ人による航行が次第に増えておりますゆえ、この件にかんして私から皇帝陛下に上奏いたしました計画では、いうまでもなく不十分となるでしょう。現在、戦争中であるがゆえに、私は国庫金に頼ることができませんでした。そのため、われわれの航海のあらゆる局面において、原則として国庫金なしで目的を達せざるを得なかったのです。しかしながら、前述の事由ゆえに私はわが前任者が立案した、閣下もご存知の計画を強く支持しております。ここでは、アメリカ沿岸に2つの要塞を建設し、国庫負担で民間の毛皮事業者のために強固な予防措置を講じることが構想されております。計画の実行が早ければ早いほど、かの地での毛皮採集や野蛮な島民との交易に対するあらゆる妨害行為をより確実に間違いなく防ぐことができるからです。

意見書の中ではビリングス氏の遠征の他に、現在クイクタク[カディヤク]島において成長しつつあり、全体的な利益においてもかなりの成功が見込まれるゴリコフとシェリホフの会社についても触れました。また、新たなウダ港 **udinskii port** を建設する際に、民間会社向けに特別に民間造船所を建設する案も出しました。

私の2つの上申書から、私はその内容についてしかるべき対応を取らざるをえなかった事情をご賢察下さいますようお願いいたします。新港の建設なくして、当地でヨーロッパ人としかるべき交易を期待するのは無理だということがご理解いただけると思います。多大な時間と費用を要すること、私企業向けの造船所[の建設による効果]はすぐにはあらわれないことは承知致しております。しかし、民間の基盤形成がはじまれば、国にとっては活動の強化が容易になりますので、今回の件につきまして閣下にご賛同いただけますなら、恐悦至極に存じます.....

わが身に閣下のご愛護をたまわりますことを切に願いつつ、閣下に対する私の献身と心からの謝意が認められ、閣下の庇護の外に置かれることのなきよう、大いなる希望を抱いて、一生懸命、誠心誠意励む所存です。ゴリコフとシェリホフの航海にかんしまして、女帝陛下に対するシェリホフの特別報告書、租税代わりに送られてきましたアメリカ人の物品の入った箱1つ、さらに特別に筒に入った地図が届いております。これらを慈悲深き女帝陛下にご献上いただけますよう、失礼ながら、閣下をお願い申し上げます。閣下に限りない尊敬の念と献身の意を表し、結びとさせていただきます。慈悲深き伯爵閣下へ

閣下の最も従順なる僕 イヴァン・ペーリ¹⁷⁵

(4)ЦГАДА, ф.Госархив, р.ХХIV, д.64, ч.I, л.181-182 об. 原本

¹⁷⁵ I.A.ペーリはエカチェリーナ二世に対し、A.A.ベズボロトコに宛てた手紙の他にも、1790年2月13日と14日に、G.I.シェリホフの「報告」にもとづいた一連の「恭順上申書」を送っている。たとえば1790年2月11日にG.I.シェリホフがI.A.ペーリに対して送った「報告」の中では、「アメリカからの知らせによると、過去2年間のさまざまな季節に、われわれの居住地付近およびさらに北方、そしてカリフォルニアに、多数のヨーロッパ船が来航し、さまざまなときに、べつべつに30隻ほどが確認されました.....」と書かれている(史料①No.32, c.294)。シェリホフの根気強さとペーリの積極性の関係が見て取れる。

34. 博物学者、探検家 K.G.ラクスマン¹⁷⁶から A.R.ヴォロンツォフへの書簡。アムチトカ島付近で海難に遭った日本人への援助について。日本との通商関係樹立の可能性について¹⁷⁷。(⑦ No.95)

1791年2月26日

慈悲深き伯爵閣下!

伯爵閣下は日本人航海者の不幸な運命について十分ご承知かとは思いますが、僭越ながらその詳細について簡潔にご報告させていただきます。

1783年12月13日、日本人17人が商用のため海洋船で白子 Shiroko から首都江戸^{エド}へと出発しました。江戸までの航海半ばで、同様の船が多数、夜間、停泊するセミオデ Semiode[駿河戸か]入江で、暴風雨の中、他の船と衝突し、舵がもぎ取られてしまいました。舵を失ったために帆を切り払らわざるをえず、荒波に身を委ねるほかありませんでした。7か月以上彼らは海原をさまよいました。そしてようやく1784年7月20日、アレウト列島のアミサチカ島¹⁷⁸に漂着しました。この島で彼らは錨を下ろし、船載ボートに乗って海岸に上陸し、そこで野生の雁を捕獲して生活している7人のアレウト人と遭遇しました。アレウト人は彼ら日本人のうち5人を招き、土で造った自分たちのユルタに連れて行き、焼いた雁や魚などをふるまいました。夕方近く、同島で難破したトーチマ商人ホロディオロフの所有船¹⁷⁹から、ロシア人の毛皮採集者が彼らのもとへやって来ました。彼らは海岸にあった日本船に辿り着き、その船室で一夜を過ごしました。しかし、夜になって少し海が荒れ、錨綱が鋭い岩で切断され、船は風に押し流されて、海岸付近で大破してし

¹⁷⁶ K.(E.)G.ラクスマン(1737～1796年)——ペテルブルグ科学アカデミーおよびスウェーデン科学アカデミーの名誉会員。18世紀の傑出した探検家、博物学者。フィンランド人。シベリアにおける学術調査のパイオニアの一人。シベリアで長い年月を過ごした(1764～1768、1781～1796年)。ラクスマンは、それまでヨーロッパでは知られていなかった、数種類のシベリアの動植物を初めて記述した。鉱物の埋蔵地をいくつか発見し、それらは現在においても採掘されている。シベリア滞在中、気象観測を行った。科学アカデミーの依頼により、水銀の凍結実験を行った。鉱物を原料とした硫酸、食塩、ソーダの生成、ガラス製造の新たな工程を開発した。西ヨーロッパの学者(m.リンネなど)との広範な学術交流を維持しながら、ラクスマンはそのような交流を日本人の学者とも確立するべきであると考えていた。そのためラクスマンは、3通の手紙と3本の温度計、鉱物の標本を、息子を介して日本に送った。最初の遣日使節、息子アダム・ラクスマンはギジガで警備司令官として勤務していた(史料集③c.520-521より)。

¹⁷⁷ 【編訳者補注：訳出にあたって山下恒夫編『大黒屋光太夫史料集』第3巻、日本評論社、2003年所収の中村喜和訳(515～518頁)を参考にした】

¹⁷⁸ アムチトカ島。

¹⁷⁹ どの船をさしているのか、確定できない。商人A.ホロディオロフの唯一の船である聖ミハイル号は1780年、航海士見習いムホブレフの指揮下、出航したが、アムチトカ島付近では毛皮採集を行わずに、1786年、無事にカムチャツカへ帰還した。おそらく遭難したのは、商人のジュラヴレフとクリヴォロトフが所有する聖プロコピイ号であろう。この船もまた1780年にカムチャツカから出航したが、戻ってこなかった(Макарова P. B. Русские на Тихом океане, с.80, 180)。

まいりました。そのため、最後の望みすら失い、この島に3年と1か月以上とどまることを余儀なくされました。この間、ロシア人毛皮採集者はカラマツで造られた自分たちの難破船そしてマホガニーとクスノキでできた日本人の船の残骸から新しい大型丸木船を建造し、1787年9月、生存していた9人の日本人をその船に乗せてニジネカムチャツクへ連れていきました。というのは、日本人のうち7人はアレウト島滞在中に死亡し、もう1人は海上で船が大きく揺れたときに命を落としていたからです。彼らには官費による給養が、ニジネカムチャツクに滞在した1788年6月まで行われました。この年、彼らのうち3人がニジネカムチャツクで死亡し、6人が官費でイルクーツクへと連行され、1789年1月19日、イルクーツクに到着しました。この地でも彼らは同様に1790年まで官費で給養され、同年、元老院はこれら日本人にかんするイルクーツク出納局からの上申書に対し、これ以上官費は支給しないが、彼らを祖国へ帰還させる手段を提供するべしという命令を発しました。

日本人がイルクーツクに滞在している間、私はかつて日本船の船頭だった^{コネダユウ}光太夫と親交を深めるべく努力しました。彼は日本で最もすぐれた商人の1人で、私は彼から日本の商業と彼の祖国全般にかんして十分な情報を得ることができるからです。オランダ人船乗りの助けを借りて、オランダ人が毎年訪れる^{ナンチサキ}長崎にたどり着くことが、祖国に帰還する最も確実な手段であると彼は考えています。

しかし、私がイルクーツクからサンクトペテルブルグへ出発しようとする、彼はロシア国を見たいと申し出たので、私は彼にわが国の首都やその他の偉大な都市を見せるため、彼を伴いサンクトペテルブルグにやって参りました。そこで恐れ多くも閣下に申し上げます。わが祖国のためにこの機会を利用し、日本人と交流し、有利な交易を行ってはいかがでしょうか。もしよろしければ、これらの日本人をわが国の輸送船もしくは商船で、彼らの祖国であり彼らの同郷人が木材の取引のために絶えず滞在する^{マツマエ}松前へ送り届けることが、日本との交流における最初の有望な契機になると考えます。

私は、日本人との友好や通商関係を築く、かかる最初の試みが不首尾には終わらないであろうと心より希望を抱いております。とりわけ、慈悲深き君主であられる女帝陛下が哀れな者たちの寛大な庇護者として、この事業を日本政府宛の陛下の親書、ラシャ、呉縐、モロッコ革、長崎にやってくるオランダ人が金の延べ棒と交換しているその他の贈り物でご支援いただけたらと思います。わが国の商人は毎年、日本茶、米、絹織物、綿織物、金その他を、南クリル付近にてラシャ、皮革、ラッコ、オオヤマネコなどと交換することができます。

最後に、未知の航路について陛下のご高覧をいただきたく存じます。この航路の発見なくして、太平洋におけるロシアの領有は本来もたらすべき利益をもたらさえないでしょう。アムール川は

われわれにとって必要不可欠である、と私は考えます。適切かつ目立たないように、2隻の海洋船をシルカ河畔で建造し、必需品をすべて装備してアムール川を水源から海へと下り、河口から海沿いに目的地まで進むことができるならば、アムール川を知り、記述することにおそらく不具合はないでしょう。

閣下が、日本にかんする十分正確な情報を、私が連れてまいりました日本船の元船頭光太夫から入手することをお望みならば、閣下の命にしたがい光太夫をお連れします。

閣下には、恐れ多くも私の報告を慈悲深き君主であられる女帝陛下に上奏していただけるならば、恐悦至極に存じます。深い敬意の念とともに、閣下の最も恭順な僕となる幸福を有します。

キリル・ラクスマン

(2)Архив ЛОИИ АН СССР, ф.36, 1, No.609, л.1-3. 写し

Архив князя Воронцова. Кн. XXIV. М., 1880, с.187-191 として公刊されている。

(渡邊聞・小野寺歌子 訳)

35. K.G.ラクスマンから A.R.ヴォロンツォフへの上申書。「日本交易について」¹⁸⁰。(⑦No.96)

1791年2月26日¹⁸¹

日本交易についての上申書

書簡の続き。日本交易について、私が提出いたしました恭順上申書に対する説明¹⁸²。

日本人に珍重されるおもな商品は以下のとおりです。(a) あらゆる薄地の毛織物、すなわち薄地のラシャ、呉縞、スタメード織など。(b) モロッコ革、白その他の色のなめし革。(c) ラッコやオオヤマネコの毛皮、その他、馬の覆いに適したもの。(d) さまざまなヨーロッパ製の生地、たとえばベルベット、綿ピロードなど。(e) あらゆるガラス製品、すなわち大型のガラス瓶、水筒、さまざまな容器、鏡、シャンデリアその他。(f) 最後に、さまざまな奢侈品。

これに対し、日本からの輸入品はつぎのとおりです。(1) さまざまな綿織物や亜麻布。(2) さまざまな絹織物、たとえば縞子、グロデムール[厚手の絹織物の一種]、緞子、琥珀織その他。(3) 茶、さまざまな食料品、サトウキビその他。(4) 陶器、漆器、木綿、絹など。(5) 米、さまざまな莢果、香辛料用植物。そして最後に、(6) 目方で取引される金の延べ棒。

¹⁸⁰ [編訳者補注：訳出にあたり、A.S.ポロンスキー/榎本武揚他訳『千島誌』、130-135頁、郡山良光『幕末日露関係史研究』国書刊行会、1980年、112-114頁、山下恒夫編『大黒屋光太夫史料集』第3巻、日本評論社、2003年所収の中村喜和訳(519-528頁)を参考にした]

¹⁸¹ K.G.ラクスマンの書簡(史料⑦No.95(本史料集 No.34)を参照)にもとづき日付を決定した。このあとに「日本交易についての上申書」が続いている。

¹⁸² 史料⑦No.95(本史料集 No.34)を参照。

上記ならびにその他の、外国製品を一部含む多数の商品の輸入を介して、大きな収益が見込まれる大規模な港湾交易が海路で行われてきており、この交易によってわが国の商人たちが余剰となった国内商品をヨーロッパの織物と交換し、さらにこの織物を日本の製品と交換し、最終的には日本製品をわが国の余剰品とともに外国製品に対抗して流通させることが可能で、商品輸送に携わる人びとは多額の現金を手に入れて彼らの租税を支払い、あるいは必需品の欠乏を改善できるであろうことに議論の余地がありません。

総じて、他の民族に対する日本人の猜疑心は今世紀にかなり薄れてきたといえます。オランダ人は、約 200 年間という長期間にわたってその品行方正なふるまいで、ポルトガル人の権勢欲により悪化した民族病とでもいうべきあらゆる厭忌を大いにやわらげました。自分たちの祖国について熟知する、海難事故にあった日本人商人コルドユ¹⁸³と私の 2 年間にわたる日常的な交流をつうじて、ケンペルの時代とくらべて、あるいは 140 年をへて、日本での交流がかなり自由になってきたことを知りました¹⁸⁴。しかも、最近ではとみに贅沢となったので奢多品の需要が増大し、交易の重要性が大きくなってきました。ノトカ[ヌートカ]湾に集落を築いたイギリス人の行動は、この見解の証左であるように思われます。さらに、ここサンクトペテルブルグに暮らす、この海洋民族の商人たちは、私が上述の日本人を連れてきたと聞き知るやいなや、自分たちの側から、あるいは何よりもイギリス公使の側からいくつかの提案を申し出ました。この提案から、彼らはこの外国人[日本人]を海路その祖国へ送り届けることを引き受ける意思があり、私が彼[光太夫]

¹⁸³ 正しくは光太夫。
コオグユウ

¹⁸⁴ 1630 年代から実施された日本の鎖国政策をさしている。日本政府は日本人が大型船を建造することや日本の領土から離れることを禁じ、一方で外国船には日本沿岸への接近を禁止する一連の法令を採択した。オランダの東インド会社だけは、長崎湾の出島で厳格な規定にもとづき貿易を行うことが許された。ヨーロッパでは日本の鎖国政策がドイツ人医師で、旅行家の E.ケンペルの著書 *History of Japan and Shaq* によって知られるようになった。この本は 1727 年にロンドンで、1777 年にはベルリンで *Geschichte und Beschreibung von Japan* というタイトルで刊行されている。

1691～1692 年、東インド会社に勤務したケンペルは、オランダ商人が置かれていた過酷な状況を詳細に記述している。ちっぽけな島には木造の家屋、倉庫、経営施設がひしめくように立っていた。島はつねに見張りの監視下に置かれ、長崎の町とは石橋で結ばれているにもかかわらず、商事会社と日本住民との連絡は決まった日時にだけ行われていた。年に一度、外国商館長は部下をとめない皇帝[将軍]に献身の印として贈り物を捧げるため、江戸へ旅行した。E.ケンペルは、1691～1692 年に行われたこうした使節について記述している。「皇帝が謁見の間で自分の席につかれるまで、われわれは 1 時間ずっと立ったままで待った。ついでシノ・ガミ[長崎奉行川口撰津守源左衛門]が 2 人の補佐役とともに入場し、外国商館長を皇帝の面前へと通した。われわれは待たされたままだった。商館長が謁見の間に入るやいなや『オランダCCカピタン』と大声が響き渡った。これは近くに寄り、できるだけ低く頭を下げてお辞儀をするべしという合図だった。指示にしたがって彼は両手を床についたまま、決められた順番に並べ置かれた贈り物と皇帝が座られている玉座の間を彼に割り当てられた席へと膝行した。つづいて彼は、立ち上がらずに床に額がつくほど低くお辞儀し、そのままの姿勢でひと言も発することなくカニのように後ずさりせねばならなかった」(Кид Д. Японцы открывают Европу. 1720-1830. М., 1972, с.5-9 より引用)[編訳者補注:訳出にあたり、エンゲルベルト・ケンペル/今井正訳『日本誌』下巻、1973 年、306、309 頁を参考にした]。「出島におけるオランダ人の商業施設は、忍耐と商業上の屈辱、無益な不変性、政治的自己犠牲の最も不可解な記念碑である」と、ヨーロッパの進歩的な世論は、日本においてその地位を保守せんとするオランダの欲求を評した(Зибольд Ф. Путешествие по Японии или описание Японской империи в физическом, географическом и историческом отношениях. Т. I. СПб., 1854, с.137)。

を首都に連れてくるときに私が被った損失を気前よく補償することを私に請け合つたと判断することができます。同様の目論見はオランダ人からも看取できます。もしかしたら、ただこの理由により、競争を引き起こさずに彼らだけが日本人との交易から生じる利益を享受する目的で、この沿海地方のアジア人の行為について好ましくない情報だけが広められたのかもしれませんが。オランダ人だけが日本と交易を行なっているのではなく、その他の民族も秘密裏に日本で取り引きしていることは、われわれの手に渡ってきた貨幣の中にオランダ金貨以外にイギリスのギニー貨幣が含まれていたことから明らかです。

日本との交流および交易において、太平洋で交易を行っているわが国の商人ほど有利な者は他におりません。ロシアと日本が隣接していることが、それに対する最も大きな権利をロシアに与えているのです。わが国の商人のように容易に往来できる者や大きな利益を得る者は他におりません。とりわけ日本から米、亜麻布、綿織物その他の商品を運びだす場合はそれが言えます。それゆえ、以前より日本との交流に配慮してきたわが国の商人たちが、上述した外国人の帰国をとおしてこの事業に初めて着手する機会をつかめるよう願わずにはいられないのです。

8年間で日本人17人のうち12人が死亡してしまったことは尋常ではないように思われるかもしれませんが。しかしながら、これは、アレウト列島およびカムチャツカにおけるこのうえもない困難、心配事、厳しい気候、同様に粗末な、しかもつねにあるというわけではない食事によるものと言わざるをえません。それゆえ、彼らの祖国への帰還について無条件で検討し、このような困難な状態を未然に防ぐ必要があります。

できるかぎり寛大かつ私心のないふるまいによって、これらの外国人たちが以前の不運を忘れ、われわれが彼らに示した好意をいつまでも覚えていてくれるよう、分別があり、穏和で、思いやりのある見送り人に彼らを任せることに配慮する必要もあります。しかし、少数を除き、わが国の商人はこのような思いやりをもっておらず、そのうえ太平洋にかんする彼らの事業では卑しい出身の、素性のほとんどわからない浮浪者や粗暴で抑えのきかない者たちを使っています。それゆえ、これらの者の粗暴なふるまいによって上述の外国人がわれわれの同胞に対し悪い印象を再度抱くことも容易に起こりうるでしょう。そもそも彼らは最初にアムシュチド島¹⁸⁵にいるとき、わが国の航海者たちにそういった印象を持つ機会があり、4年間にわたるわれわれとの友好的な交流をへて、わが国の大都市における最高の歓迎や誠実な人びととの交際がこれを一扫したのです。彼らが友人として祖国に送り届けられ、われわれの援助を賞賛すれば、こうした良い噂が木材取引のために^{ネツプ}わが国のクリル列島に隣接する島々を訪れる他の商人らを、われわれとの交易や交流を行う気にさせるでしょう。あらゆる期待に反し、かの地に日本政府がまったく敬意

¹⁸⁵ アムチトカ島。

を払わないままにしたとしても、好奇心に満ちた見送り人が記述に大いに値するこれらの地方について有益な記述や情報を持ち帰ってくるに違いありません。

アムール川の船舶航行は大変重要です。わが国の太平海[太平洋]における領有と交易は、このルートがなければ価値がとぼしく、膨大な支出と損失を生むだけで、とくに政府に損失を与えつづけるでしょう。というのも、(A)イルクーツクからヤクーツク経由でのオホーツクへの搬送は、1ブードあたり5ルーブルをけっして下回らず、さらに(B)上述した都市の間にある、寒さが厳しく、極北にある峻厳な地にはいかなる集落も設置できないので、食糧、装備、商品の運搬はかならず大きな困難をとまなうからです。

一方、先述したアムール川は肥沃で、最大規模の集落を建設するのに適した土地を流れ、船舶の航行にとってあらゆる利点を有しています。この地は標高が低く、海に近く、スタノヴォイ山脈によって北風から守られているので、イルクーツク地方にくらべてずっと温暖です。伝えられるところでは、この川の河口、また対岸のサハリン島にも好都合な停泊地があります。

現在のオホーツクを経由するルートよりもはるかに近距離であるこの川を経由して、わが国の領有に必要なすべての重量物、すべての商品、とりわけイルクーツクやネルチンスクの工場で作られたガラス製品をはるかに安価かつ大変好都合に輸送できるようになるでしょう……¹⁸⁶

アムール川河口にはアシが生い茂り、船が航行不能であるという噂が広まっています。しかし、前回のカムチャツカ遠征後、ただ1人生存し、イルクーツクに暮らす94歳の陸軍少尉補ヤコブ・リンデナウはかつてシュテレール[ステラー]¹⁸⁷に同行し、当時アムール川の河口を見分しておりますが、アシの茂みはまったく覚えておりません。彼が目にしたのは、アシの茂みに覆われた2、3の湖だけです。そこではギリヤーク人が漁をしていましたが、濃霧により視界が遮られたのでそれ以上観察することはできなかったそうです。

最短のルートが日本人との交易を容易にし、日本人がわが国の港を訪れることをさらに促すように、そしてオランダ人が出島で強制されていることをこの国の北端でも繰り返さなくても済むように、アムール川河口、あるいはわが国のクリル列島南部、さらには南にある無人島の中から、波が穏やかな船着場がある適地を集落形成のため選定するべく、今こそこの状況をしかるべく考慮に入れるべきです。

すべてにおいて秩序を保ち、各人が自身の職務を熱心に遂行するよう監視し、自然的・経済的・政治的観察について算定し、有用な記述を収集するためだけでなく、ある程度の威厳を与えるためにも、この遠征の統率は官位を持つ者に委ねられるべきです。東洋の専制国家ではそれに大い

¹⁸⁶ アムール川沿いにオホーツクまで、遠征用のさまざまな物資を運搬できることにかんするテキストは省略。

¹⁸⁷ 【編訳者補注：サンクトペテルブルグ科学アカデミー助手、博物学者、探検家】

に重きを置き、さらに彼らのところでは官位を持たない者をすべて卑しい者とみなし、みじんの敬意も払わないからです。この遠征の統率者には、イルクーツク総督から日本政府に宛てた文書が与えられなくてはなりません。その中では、災難に遭った上述の外国人たちをわれわれが保護した旨が伝えられ、彼らが彼らの領海でこのような事故に遭遇した場合でも、われわれによる同様の賞賛すべき援助が期待できることが述べられるでしょう。総じて、わが国の指導的地位にある者はみな、商業や毛皮事業の来訪者そして旅行者一人一人に対して友好とできるかぎりの支援や保護を与え、公明正大であることを保障しなければなりません。最後に、わが国の商人と商品について述べても構わないでしょう。このような文書には日本語とオランダ語の翻訳を添付すべきです。上述の日本人から聞くところによれば、オランダ人以外にも他のヨーロッパ人、つまりイギリス人が日本の港を訪れているので、英語の翻訳を添えても無駄ではないでしょう。

この事業の第一歩として、わが国の商人は、自分たちはときには冒険かもしれないこの遠征の無関心な同行者や傍観者であり、商業は随伴的な用件にすぎない、と態度で示すべきです。

ネルチンスク地方と中国国境沿いでの人口増加と開墾にかんしては、農耕によって十分な量の穀物を備蓄できるようあらゆる努力を怠さなくてはなりません。この農耕をツングース人やさまざまな部族のモンゴル人に対して奨励することができます。

同様に、北シベリアに広く分散しているコサックを農耕へと従事させることが可能です。彼らの多くが経験を積んだ長官の監視下で無益に時を過ごしておりますので、これによって有益な国境警備軍も編成されるでしょう。

上述した日本人のうち2人はキリスト教に入信しました。そのうちの1人は片足を失い、入院しています。彼らのもとで若者たちは1年以上続くかもしれない旅行中、日本語を学ぶことができます。

秘密遠征への配備が予定されている船の下級勤務員に対し、1年半にわたって以下の俸給が与えられなくてはなりません。

流刑囚 15 名 — 810 ルーブル

自由意思で雇用されるべきツングース人 10 名 — 750 ルーブル

兵士、もしくはコサック 15 名 — 1,000 ルーブル

下士官 4 名 — 300 ルーブル

航海士 2 名 — 360 ルーブル

見習い 2 名 — 180 ルーブル

士官 1 名 — 450 ルーブル

准医師 1 名	—	180 ルーブル
測量士 1 名	—	600 ルーブル
画 家 1 名	—	600 ルーブル
指揮官 1 名	—	1,500 ルーブル
小 計		6,730 ルーブル
観測やその他の用途の器具、必需品を購入するための特別支出	—	10,000 ルーブル
最後に、道中、日本人たちを給養するために	—	1,000 ルーブル
合計		17,730 ルーブル

【K.G.ラクスマン自筆による注記：】この事業から生ずるその他の利益、すなわちあらゆる希少な天然物、種子その他の興味深い物品の収集については言及しておりません。

キリラ[キリル]・ラクスマン

(2)Архив ЛОИИ АН СССР, ф.36, 1, No.609, л.15-19. 原本

Архив князя Воронцова. Кн. XXIV. М., 1880, с.191-197 として公刊されている。

(渡邊開・小野寺歌子 訳)

36. A.R.ヴォロンツォフから A.A.ベズボロトコへの書簡。海難に遭遇した日本人について。日本との通商関係樹立の可能性について¹⁸⁸。(⑦No.104)

1791 年 8 月 23 日

A.A.ベズボロトコ伯爵閣下

親愛なるアレクサンドル・アンドレエヴィチ伯爵閣下!

女帝陛下の御意にしたがい、日本国臣民をロシアからふたたび日本へ帰還させる機会を利用した日本との通商関係の締結にかんする、ラクスマン教授が閣下に提出し、その原本が本状に添付され、返却された書簡に対し、閣下は私に所見をお求めになりました。これらの日本人は舵や帆柱を失った自分たちの船で 7 か月間海を漂流し、アレウト列島の一島に辿り着きました。3 年後の 1787 年、当地を訪れたロシア人毛皮採集者によって彼ら 9 人がそこからニジネカムチャツクに移送されました¹⁸⁹。この地、また同様にイルクーツクでも、彼らのうち最後まで生き残ったわずか 6 人が官費で給養されていました。しかし、1790 年以降、イルクーツク出納局に与えられ

¹⁸⁸ 【編訳者補注：訳出にあたり、山下恒夫編『大黒屋光太夫史料集』第 3 巻所収の中村喜和訳(529-533 頁)を参考にした】

¹⁸⁹ 史料集⑦No.95(本史料集 No.34)を参照。

た元老院からの命令により、この給養をこれ以上行わず、そのかわり彼らが祖国に帰還する手段を与えるべしとされました。それにもかかわらず、現在まで彼らは十分な食事も与えられないまま、送還されないでおります。

日本人たちの長である光^{コウ}太^{タイ}夫^フという名の、凡庸ならざる日本人商人を連れてイルクーツクからこの地に到着し、しばらくの間滞在している先述のラクスマン教授から、この事情についてより詳細な情報を得るべく、教授を私のもとにたしかに招き、本件に必要なしかるべき説明を得ました。その要点をここで伯爵閣下にご報告するとともに、以下のとおり私見を述べさせていただきます。

海を隔てて至近距離にあり、いわば隣国であるという点から、ヨーロッパのどの民族も、われわれロシア人ほど日本との商業流通に有利ではありません。しかしながら、以前からヨーロッパの諸民族の中でオランダ人だけが、また現在聞くところによると部分的にはイギリス人が日本での交易を許されているので、ご存じのとおりロシア人の毛皮事業者は日本と接触する企図をいつも断念させられてきました。しかし今回、このイルクーツクに滞在する日本人たちをきっかけに絶好の機会が切り開かれましたので、わが国の商人と日本人との間に長期的な通商関係を確立すべく、この機会をつぎのように利用できると思われます。

第1に、イルクーツク総督に対し、日本へ航海を行う目的で、官費にてオホーツク港において丈夫な海洋船を1隻雇い、熟練した舵手、航海の経験豊富な十分な人数の役夫あるいは下級勤務員を雇用する任務を与えなくてはなりません。しかし、このときまでに海軍佐官[艦長]ピリング[ピリングス]が彼の艦隊とともに帰港しているならば、上述したものを雇用するかわりに、彼の艦隊のうちよく整備された1隻を必要な乗組員とともにこの遠征に利用するほうがはるかに望ましいと思われます。

第2に、この船で、全額官費による給養で上記の日本人を出発させなくてはなりません。ただし、かの地でギリシア・ロシア正教に入信した2人は、以下で述べる必要のためにロシアに残すべきなので、出発させるのは4人のみであります。

第3に、これらの日本人たちを彼らの祖国に送り届けるために、イルクーツク総督管区で勤務に就いている、ラクスマン教授の息子たちのうち1人を用いることができます。彼ら2人は十分な教育を受けており、天文学と航海術の知識を備えています。したがって、彼らの観察もそれなりに有益でありましよう。航海の際、ラクスマン教授の息子のうち1人にふさわしい俸給を与えるにあたって、これらの日本人に気を配り、かの地へ帰還させ、道中や日本滞在中は海上や島々、陸地で天文学的・自然学的・地理学的観察を行い、現地の交易事情についても詳察するよう任せなくてはなりません。

第4に、この遠征の秩序を確立し統制するために、イルクーツク総督は普段イルクーツクで生活し、かの地で皇帝直属官房により用いられているこのラクスマン教授の意見を求めることもできるでしょう。

第5に、今回、日本人を送り帰すにあたり、イルクーツク総督は日本政府に対し、挨拶を伝え、これらの日本人がどうしてロシア国に辿り着いたのか、ここでどのような保護を受けたのか、その経緯すべてを記した文書を送るとよいでしょう。そして、ロシア側としては、わが国の港や国境を訪れるすべての日本国臣民に対し、可能なかぎりの支援と友好を表明するつもりであると確約したうえで、両国は隣接しているがゆえにロシアはなおさら喜んで保護したのであり、わが国は日本国との交流や通商関係の締結をつねに望んでいたということも述べるべきでしょう。

第6に、日本政府に対しさらに大きな友好を示すべく、イルクーツク総督は総督の名において贈り物を送るために官費から1,000ルーブルまで使用し、さまざまな商品を購入できます。

第7に、この遠征に際して、イルクーツク総督は、われらがイルクーツクの有力商人のうち誰か、あるいは手代のうち誰かを、日本国の住民が必要とする厳選した商品をいくつか持参して、同船でオホーツクから日本に行かせるよう説得に努めるべきです。商品を販売したあかつきには、日本の商品を購入できるでしょう。この試みが今後の日本との交易に一条の光を与えるかもしれません。通商においては、ときにはその始まりが小さくとも、大きな成果を導くからです。

第8に、ラクスマン教授が日本人を保護し、さらに彼らの長である光太夫を自費でサンクトペテルブルグに連れて来て、日本人と通商関係を締結するうえで有益な情報をすべて彼から熱心に聞き取ろうとしたこと、そして伯爵閣下をつうじて女帝陛下に上奏された彼の上申書はいうまでもなく大いに賞賛に値します。これらをかんがみて、日本人商人光太夫をともなったイルクーツクまでの通常の公用旅費にくわえ、官費より何らかの報賞金を彼に下賜するよう、女帝陛下からご命令いただけないでしょうか。

第9に、もう一つの、アムール川沿岸の新航路調査にかんする教授ラクスマンの提案については、現在の中国人との関係からすればきわめて不適當であると思われます。われわれの側からのこうしたあらゆる行動は中国側の大きな注意を惹きつけるだろうし、何か大変な問題が生じかねません。

第10に、日本人のうち2人はわれわれの宗教に入信しており、当然彼らは祖国に戻らないので、われわれと日本人との間に何らかの通商関係が成立したとき必要になるであろう日本語教育のために彼らを利用できるでしょう。そのために、イルクーツクのどこかの教育機関で彼らに職を与え、彼らの能力に見合った俸給を与え、まず手始めにこの地の守備隊兵士の子弟、あるいはより望ましいのはこの地の神学校生徒の中から少年5、6人を特別に選抜して、日本国との望ま

しい関係が生まれたときにいずれ通訳となるよう、日本語学習を目的に彼ら日本人に預けるべしと、イルクーツク総督にご命令いただけないでしょうか。

以上、ラクスマン教授により作成された上申書の全項目に対する所見を伯爵閣下に申し上げ、敬意の念を永遠に抱き続けます¹⁹⁰。

サンクトペテルブルグにて

(2)Архив ЛОИИ АН СССР, ф.36, 1, №.609, л.36-50. 草稿

Архив князя Воронцова. Кн. XXIV. М., 1880, с. 197-201 として公刊されている。

(渡邊聞・小野寺歌子 訳)

37. エカチェリーナ二世から I.A. ピーリへの勅令。日本遠征隊の組織について¹⁹¹。(⑦No.106)

1791年9月13日

日本の商人たちが、自分たちの海洋船が難破したのちにアレウト島[アレウト列島の一島の意か]で救助され、まずかの地の毛皮採集者に保護され、その後イルクーツクに送られ、そこでしばらくの間、官費で給養されていた経緯については、貴殿も承知している。これら日本人を彼らの祖国へ送還する機会が、かの国との間に通商関係を樹立する期待をもたらしている。いわんや、海をへだてて至近距離にあり、隣国であるという利点においてはいかなるヨーロッパの民族もロシア人に及ばない。かかる状況下、われわれはこの地に光太夫^{コネグユ}¹⁹²という名の、日本人たちの長を当地まで連れて参った七等文官である教授ラクスマンに、日本との通商の開始について説明を行うよう命じた。その説明の抜粋を本状に添付する。彼の上申書¹⁹³を検討し、交易から生じうるわが国の利益を見込んだうえで、彼の計画の実行を貴殿の監督に委ね、以下を貴殿に命じる。

1. 日本への航海のために、オホーツク港にて丈夫な海洋船 1 隻を官費で賃借し、熟練した舵手、経験を積んだ役夫と下級勤務員を必要な人数、採用するべし。あるいは貴殿も承知の、遠征に従事中の海軍佐官[艦長]ピリングスがそれまでに自身の艦隊とともにオホーツクに戻っているならば、上記の備船のかわりに、彼の艦隊からよく整備された 1 隻を必要となるすべての乗組員とともに使用するべし。ただし、この船の指揮官は生粋のロシア人が務めるべし。その中に適任

¹⁹⁰ 署名は付されていない。

¹⁹¹ 【編訳者補注：訳出にあたり、A.S.ボロンスキー/榎本武揚他訳『千島誌』、135-137 頁、木崎良平『光太夫とラクスマン—幕末日露交渉史の一側面—』刀水書房、1992 年、65-68 頁、郡山良光『幕末日露関係史研究』、115-117 頁、山下恒夫編『大黒屋光太夫史料集』第 3 卷所収の中村喜和訳(534-538 頁)を参考にした】

¹⁹² 史料⑦No.95(本史料集 No.34)を参照。

¹⁹³ 史料⑦No.96(本史料集 No.35)を参照。

者がおらず、外国人を採用する場合も、英国人とオランダ人だけは除外するよう努めるべし。

2. この船で、上述の日本人を全額官費で送り届けるべし。ただし、彼らのうちキリスト教に改宗した2人だけは残すべし。この者たちの使用については以下で述べる。

3. 日本人たちを祖国に送り届けるために、イルクーツク総督管区で官職に就き、天文学と航海術の知識を有している、この教授ラクスマンの息子のうち1人を用いるべし。航海中や日本各地に滞在中は海洋、島々、陸地について天文学的・自然学的・地理学的観察を行い、かの地の交易事情を詳察するよう委任するべし。

4. 本遠征の秩序を確立し、統制するべく、この領域にかんして豊富な知識をもつ教授ラクスマンから助言や必要な説明を得て、指揮官用に明瞭かつ詳細な指示を作成するべし。

5. 日本人の送還にあたり、貴殿は日本政府に対し開封書簡を送り¹⁹⁴、挨拶を述べ、これらの日本人がどのようにしてロシアの地に辿り着き、そこでどのような保護を受けたのか、これまでの経緯を余すことなく伝えなくてはならない。わが国としては、わが国の港や国境を訪問するすべての日本臣民に対してできるかぎりの支援や友好が与えられることを保証し、日本国と交流や通商関係を持つことがつねに望ましいのであれば、なおさら喜んで日本人を庇護したのだと述べなくてはならない。

6. 日本政府に対しさらに大きな友好を示すべく、さまざまな上等品を購入するために官費から2,000ルーブルまで使用できる。それらの贈り物を貴殿の名において日本へ送ることができる。

7. 本遠征には、イルクーツクの有力商人もしくは手代の中から誰かを、試みとして、日本国の住人が必要とする厳選したいくつかの商品を持参して、オホーツクから日本へと派遣されるこの船で出発するよう説得に努めるべし。商品販売後は日本の商品を購入できるだろうし、この試みから今後の日本における商業活動に向けた教訓を得るのにも好都合であろう。

8. 教授ラクスマンの計画にある、先述した、アムール川沿いの新航路調査にかんする提案については、中国人との周知の關係に配慮すると、現在は適当でないと考える。それゆえ、私の側からのこうした行動が中国政府の大きな注意を惹かないよう、相互的な交易の開始にかんする私の交渉において新たな難題の端緒を与えないように、上記の提案を実行に移すべからず。

9. 上述した日本人のうち2人はわれわれのキリストの教えを受け入れており、したがって彼らはもはや祖国へ帰還できない。そこで、日本との間に何らかの通商關係が成立したとき必要になるであろう日本語教育のために、彼らを利用するべし。そのために、彼らはイルクーツクの国民学校に相応の俸給で職を与えられるよう、貴殿の裁量に委ねられる。手始めに、かの地の神学校生徒の中から特別に選抜された少年5、6人を、将来、日本国との望ましい關係が生まれたと

¹⁹⁴ 史料⑦No.112(本史料集 No.39)を参照。

きに通訳となるよう、そしてそのために必要な日本語教育を普及させるように、彼ら日本人に日本語学習を目的に委ねるべし。

10. 遠征指揮官やその他の官位にある者、下級勤務員に対し決定されなくてはならない俸給、本遠征のために必要となる装備、さらに特別の支出や道中の日本人の給養のために必要となる費用については、見積りを立てたうえで、金銭の支出についてしかるべき人物に命令が与えることができるように報告するべし。しかしながら、最初の時宜にかなった準備に向けて、派遣用に十分な金銭を保有している国庫から必要額を借用するべし。

11. すでに決定された道中の日本人たちの給養に加え、彼らが送還されるまでは当地でも給養を、貴殿が検討し官費から行なうべし。さらに出発の際、本状に添付された目録で定められた贈り物を彼らに与えるべし。この目録に記されている、彼らの長で、しばしば言及される^{コオプダグニ}光太夫への金銭や物品を彼はすでに当地で帝室官房より賜っている。ともあれ、貴殿が以上をできるだけ正確に遂行するよう、貴殿の努力と熱意に期待する¹⁹⁵。

貴殿に皇帝のご慈悲が賜らんことを。

日本人たちが祖国へ送還される際に与えられる報賞の目録。

彼らの長である光太光には、150 チェルヴォーネツと金メダル、その他に女帝陛下から金時計が下賜される。

彼と一緒に帰還する3人の商人には、それぞれ50 チェルヴォーネツと銀メダルが与えられる。

キリスト教に改宗し、この地に残る2人の日本人にはそれぞれ200 ルーブルが賜与される。

(5)ПСЗРИ, т. XXIII, No. 16985.

(渡邊聞・小野寺歌子 訳)

38. R.R.ガルから海軍参議会への上申書。ウナラシュカ[ウナラスカ]島での越冬について。クリル列島の調査に向けた黒鷲号の準備について。(⑦No.109)

1792年7月14日

No.172

ニジネカムチャツク市において建造された遠征用の船は、私が隊長[ビリングス]より受け取った命令¹⁹⁶どおりに航海の準備を整えました。ウナラシュカ島で隊長と合流するべく、遠征用の船は6月25日、ニジネカムチャツクの錨地から出発し、7月22日、ウナラシュカ島に到着しまし

¹⁹⁵ 史料⑦No.117(本史料集 No.45)を参照。

¹⁹⁶ 史料⑦No.97を参照。

た。この地で(遠征隊長である海軍佐官[艦長]ビリングス氏が、聖ラヴレンチャ湾へ向けて出発したので)命令¹⁹⁷を受け、また私に委ねられた船のための食糧も受け取りました。これらの食糧は船上で医師アレグレッティと猟師アレクセエフの管理下に置かれました。船は命令にしたがってすべてを受領し、時間を無駄に費やさないよう、8月4日、聖ラヴレンチャ湾に向けて出発しました。8月21日、同湾に到着しましたが、ビリングス氏に会えませんでした。隊長が残っていた命令をチュクチ人たちから受け取った直後¹⁹⁸、海軍中佐サルィチェフ氏の指揮下で任務を帯びた「ロシアの栄光」号が、8月14日、私と合流するためにウナラシュカ島へ引き返したことを知りました。この指揮官は、医師メルク氏、航海士である陸軍少尉バタコフ、画家ヴォロニン、准医師レマン、測量士である下士官ギレフ、自然史助手メイン、軍雇の猟師フォーキン、イルクーツク出身の鼓手ペロルィツォフと水夫シビリャコフ、そして前述したチュクチ人たちの同意にもとづき、通訳ダウルキンらをともない、同8月12日、チュコトカの地経由で出発したのです。

以上の連絡を受けて、このサルィチェフ氏と合流するべく、同日、この聖ラヴレンチャ湾からウナラシュカ島に向けて取り急ぎ出発しました。9月2日、ウナラシュカ島に到着し、「ロシアの栄光」号を発見しました。ウナラシュカ島では秋が迫っており、さらにこの島が聖ピョートル・パーヴェル湾[ペトロパヴロフスカヤ]から遠く離れ、とりわけ薪がきわめて不足しているため、薪を探すための時間が必要になりました。合同で協議したのち、越冬のためにこの島に留まりました¹⁹⁹。越冬中に重度の壊血病が原因で以下の死者が出ました。イルクーツクから選抜された者のうち、測量士である下士官エリストラトフ、コサックからは水夫ヤコフ・シズィフ、セミョーン・オグロ布林、グリゴレイ・ドンスキフ、イヴァン・コレリン、ドミトレイ・チュメンツォフ。溺死した者がアルタモン・メリニコフ、猟師と呼ばれたイリヤ・チュメンツォフ、ピョートル・ミラマノフ、軍雇の猟師アルテメイ・ゲラシモフ、オホーツク出身の掌帆兵曹グリゴレイ・グラトコイ。黒鷲号では、イルクーツクから選抜された乗船者のうちコサック水夫のピョートル・オズノビヒン、ニキータ・ナヤノフ、ニキフォル・ブタコフ、ニコライ・スクラトフ。両船合わせて15名です。

[聖ピョートル・パーヴェル]湾へ出発するのに好都合な今春が到来したので、船の装備を整え、5月16日、私から指揮を引き継いだ海軍佐官サルィチェフ氏の黒鷲号と一緒にアレウト列島の調査を目的にこの列島付近へ出発し、後続しました。しかし、アムチトカ島付近の海峡を北から南へと通過していた6月3日から4日にかけて強い嵐に遭遇し、夜中、私の船は彼の船と引き離されてしまいました。1隻で6月16日、湾に到着しました。そこでさまざまな物資を積載した、バークレイ氏率いる東インド会社の商船を発見しました。この船は、われわれよりも5日早く到着し

¹⁹⁷ 史料⑦No.99を参照。

¹⁹⁸ ЦГАВМФ, ф.214, оп.1, д.23, л.182を参照。

¹⁹⁹ ЦГАВМФ, ф.214, оп.1, д.28, л.377を参照。

ておりました。

6月19日まで、黒鷲号が聖ピョートル・パーヴェル湾に到着するのを待つと、昨年8月12日に遠征隊長である海軍大佐ピリングスがチュコトカの地に向けて出発する際、海軍中佐サルィチェフに宛てた指令²⁰⁰第7項の遂行、すなわち将来の遠征に備えた食糧の所持にかんしサルィチェフに与えられた指示第9条の遂行が残されていました。その内容は以下のとおりです。「何らかの事情で船の準備が整わないならば、貴下はそれを待つ間、残された時間と自身の才能を、クリル列島、日本と中国大陸の間の海について朝鮮にかんしてさえも、有益な調査を行い、この未知の海域の地図を完成するのに用いるべし。この目的で貴下は、オホーツクで建造される平底帆船の中からどれでも、この航海には最高の性能であると貴下が考える1隻、また貴下の部隊の一部を使用してもよい。本指示の命令事項にもとづくこのような調査のための船舶がオホーツクにはこれまでなかったことを勘案して、かかる任務を遂行できるが、私がカムチャツカに帰還する前に着手してはならない。また、来年6月20日までは待機できるだろう。それまでに私に会うことも、命令を受け取ることもできなければ、その場合は船に乗り込み、これを遂行するべし」。

そこで、海軍中佐のサルィチェフ氏とベーリング氏、海軍佐官の位にある掌帆長バコフと海軍中佐マラコフを招集し、協議会の決定²⁰¹にしたがい任務全般について検討し、以下の遂行に合意しました。すなわち、「ロシアの栄光」号は、掌帆長バコフの報告や証言によれば、船の索具が腐ってまったく使い物にならず、これ以外には修復する、あるいは現地で製作するための材料もない。黒鷲号でも同様に索具の交換が必要である。両船は今回の遠征中、索具がたびたび引き裂かれたためである。なによりも深刻なことに、今回の指令を遂行するために、これら2隻の船で出発することはできない。食糧はあるにはあるが、2隻の船の乗組員の人数からみてもせいぜいひと月分で、また部分的にはひと月分にも不十分である。こうしたすべての不具合を考えた結果、遠征隊長もまた今回、指令第8項[後述]を与えていたので、「ロシアの栄光」号を掌帆長バコフの管理下、聖ピョートル・パーヴェル湾に残すのが最善であると判断した。もう1隻については、索具が使用できない状態にはあるが、今回は「ロシアの栄光」号にある良好な状態のものと交換可能である。隊員の中から、配属を替えて船に必要な人数を採用し、他の者たちは海軍佐官ベーリング氏の指揮下、また船は掌帆長バコフの監視下、湾に残すべし。ベーリング氏には以下のとおり命じる。オホーツクからの輸送船が到着次第、船の警備に配属された者たちを除き、この地に残された官吏と下級勤務員を連れてオホーツクに向かうべし。一方、バコフは指令にしたがい、彼[ピリングス]あるいは最高政府から命令がなければ、翌年6月20日までは命令を待つべし。その後、

²⁰⁰ 史料⑦No.99を参照。[編訳者補注：史料⑦No.102を参照]

²⁰¹ ЦГАВМФ, ф.214, оп.1, д.42, л.197を参照。

すべての物資、警備にあたった隊員を乗せた船を当地の長官にしかるべく引き渡し、自身は好機が到来次第、オホーツクに向けて出発するべし。これにかんして当地の長官に対して通知するべし(そして通知された)²⁰²。

したがって、黒鷲号をできるかぎり安全な状態にして、与えられた指示第9条で述べられている場所の調査に向けて出発するべし。船が成果をあげてオホーツクへ帰還できるよう、できるかぎり本航海を成し遂げるべく努力するべし。一方、海軍佐官サルィチェフ氏に与えられた同命令[指令]の第8項では、「本指令第7条[項]の内容がまもなく完遂されたあかつきには、それ以上留まらずに船でオホーツクに帰還し、すべての部下とともにそこで待機するか、命令を待つべし」と述べられている。現在この地に残る国家海軍参議会の隊員に、本状に名簿²⁰³を添付し、以下のとおりつつしんで報告するべし。すなわち、私は決定された航海に取り急ぎ出発しなくてはなりませんので、資材を当地の長官に引き渡し、海軍佐官ベーリング氏の監督に託されたし、と。

海軍佐官ビリングス氏の求めによりオホーツクより送られた食糧の船への搭載にかんしてあらかじめ申し上げておきますが、余分な食糧、すなわち 50 個の缶に入った油 3,000 プード、牛脂 15 プードを返却する場合は、今回の出発にかんしては当地の長官に受け入れてもらうのが好都合かと思えます。この地に残された隊員用のつぎのひと月分の食糧の支給について、毎月人数分を海軍佐官ベーリング氏に要求し、必需品以外は要求しないよう周知徹底しました。その後、6月30日より黒鷲号にマストを取りつける作業を行っていましたが、そのための吊り上げの際、イルクーツクから採用したコサック出身の水夫フォードル・ロディオノフが7月4日、不慮の打撲で死亡しました。当地に滞在している国家海軍参議会の隊員は全員が無事です。

海軍佐官ロベルト・ガル

聖ピョートル・パーヴェル湾にて

(4)ЦГАДА, ф.24, оп.1, д.67, л.4-6. 原本
史料③No.87 として刊行された。

(渡邊聞・小野寺歌子 訳)

²⁰² ЦГАДА, ф.24, оп.1, д.67, л.9 を参照。

²⁰³ ЦГАДА, ф.24, оп.1, д.67, л.7 を参照。

39. 日本遠征隊長、陸軍中尉 A.K.ラクスマンと陸軍少尉補の位にある航海士 V.M.ロフツォフから日本政府への書簡。アムチトカ島付近で海難に遭遇した日本人の救出について。遠征隊による日本訪問の目的について²⁰⁴。(⑦No.112)

1792年10月12日

天神公方陛下の大日本国の松前藩総指揮官シマノ守様

本状にて松前藩総指揮官殿に、天神公方陛下の臣民である商人光太夫とその一行の船がアレウト列島付近で難破し、彼らが救助されたことを機縁に、われわれが日本国総長官のもとへ派遣された経緯について申し上げます。その2年ほど前、アレウト列島でロシア人毛皮採集者がやはり船の難破という災難にみまわれ、そこで毛皮採集を目的にその近辺に到来する他の船を待ちました。生まれながらの博愛心と深い憐憫から、日本人漂流民の不幸な運命に同情し、大破した自分たちの船や天神公方様の船から航行可能な1隻の船を、総力を尽くして建造し、この者たちをアレウト列島から最短距離にあるロシアの町カムチャツカへと移送しました。この町の長官たちは、すべての漂流者に対しできるかぎりの保護と援助を与えるように命じた、偉大なるロシア帝国の女帝陛下の博愛心に富む勅令の執行者として、日本漂流民が体験した恐怖やさいなまれた困窮を忘れさせるために尽力し、それは成し遂げられました。その後、彼らは総督府都イルクーツクに送られ、いと輝かしきロシアの女帝陛下はこの地から彼らの不幸な出来事にかんする一報をお受けになると、ただちに気高き母のごとく、ただ人類の幸福を庇護しようと気かけられ、大ロシア国の女帝陛下の軍に勤務するイルクーツクおよびコリヴァン総督である陸軍中將、種々帯勲者イヴァン・アルフェリエヴィチ・ピーリに対し、上述した大日本国の臣民たちをその親族や同胞たちと合わせ、彼らの祖国へ送還するようご命令なされました。

この女帝陛下の勅令にもとづき、【ピーリ】閣下はわれわれを使節として大日本国の中央政府へ派遣し、彼らが遭遇した災難、あるいは両国の隣接と関連したその他全般にかんして詳細に記した書簡とともに、これら日本国の臣民を祖国へと送り届けました。

クリル人が住むこの海岸に到着後、われわれは貴殿の下級勤務員と会い、すでに晩秋となりましたので、ここで越冬するのが最善と判断しました。越冬後、貴殿にお目にかかるため、またきたる春の安全な航海というわれわれ自身の利益のためにも、貴殿、松前藩主殿にこのわれわれの書簡をお届けするよう彼らに願い出ました。この書簡の中で、貴殿が大日本国中央政府に対し、われわれがかかると好意を持ってこの地へ参上した旨を告げていただき、さらにわれわれが日本国沿岸に接近しながらも、天候やその他何らかの遭遇しうる事態により主要な停泊地に到達できず、

²⁰⁴ [編訳者補注：訳出にあたり、A.S.ポロンスキー/榎本武揚他訳『千島誌』、149-150頁、木崎良平『光太夫とラクスマンCC幕末日露交渉史の一側面CC』、87-89頁を参考にした]

避泊地が必要となる場合、日本国の総長官が臣民たちに、われわれを敵対勢力や呪わしき敵とみなさず、隣国の同盟者として万事差し障りなく入国させるよう命じられることをお願い申し上げます。

以上、本状をもちまして貴殿にお伝えするとともに、われわれが航海を継続するためにも、われわれの書簡に対する通知としてしかるべき文書を貴殿が日本国の総長官より受け取られたならば、有益な時間を無駄にせず、本件にかんする総長官の命令をすみやかにお知らせくださいますようお願い申し上げます。

原本には以下の署名が付されている。

日本遠征隊隊長、陸軍中尉アダム・ラクスマン
航海士、陸軍少尉補ヴァシーリー・ロフツォフ

蝦夷島にて

(3)ЦГАВМФ, ф.198, оп.1, д.79, л.4. 写し

Северный архив. СПб., 1822, ч.I, с.248-251; Лицей. Периодическое издание И. Мартынова на 1806 год. СПб., 1806, ч.II, кн.2, с.87-90 として公刊されている。

(渡邊開・小野寺歌子 訳)

40. 日本国の官吏から A.K.ラクスマンへの書状。A.K.ラクスマンと V.M.ロフツォフより日本政府に提出された書簡の返却について²⁰⁵。(⑦No.113)

1793年7月17日²⁰⁶

書 状

本状とともに、貴殿らが首都まで赴く旨を松前藩主宛に事前に通知した書簡を返却する。

われわれの者を介して貴殿から送付された、貴殿が根室停泊地に到着し、遠方の首都江戸に赴く意向を持っていることその他を通知する、日本語の翻訳が添付されたロシア語の書簡をわれわれは受領した。しかし、翻訳を参考にしても言語や文字が理解できないので、書簡の内容を完全にしかるべく解釈し、さらに検討することができない。したがってわが国の法令に照らし合わせ、返却する。

(3)ЦГАВМФ, ф. 198, оп.1, д.79, л.3 об. 写し

Северный архив, с. 248; Лицей. Периодическое издание И. Мартынова на 1806 год として

²⁰⁵ 史料⑦No.112(本史料集 No.39)を参照。

²⁰⁶ A.K.ラクスマンに書状が渡された日。

公刊されている。

(渡邊聞・小野寺歌子 訳)

41. 日本政府から A.K.ラクスマンへの書状。日本沿岸の航行禁止について²⁰⁷。(⑦No.114)

1793年7月17日²⁰⁸

外国船の寄港にかんする日本国の法令について、天神公方様から出された

命令書

はるか昔より現在に至るまで、わが国の法は盤石で、いついかなる変更もけっしてありえない。貴殿は、運命によって海で漂流した者たちを護送する目的で、自分たちの国から、わが国の法を知らぬがゆえに、長崎ではなく他の場所に到着した。しかし、外国船がわが国の長崎以外の場所に海上から入国することは許されておらず、これまでそれは一度たりともなかった。なんらかの外国船が到来したならば、たとえ多勢であろうとも捕虜とされ、あらゆる火器を没収されたうえで海路、出発することになる。古くからつねに友好関係にある民族、すなわちオランダ人であっても船で入港可能なのは長崎港であり、内地ではない。

貴殿はわが国の漂流民を送り届けるために、直接この地へ、わが国の者と今まで友好関係をまったく持たずに武装船で訪れた。それゆえ、無断で入国した、とくにわが国の法令に反した者として長期間、帰国させることはできない。というのは、法律に背く者はまったく帰国させられないからだ。しかしながら、わが国の臣民を送還する目的で貴殿が自分たちの国から派遣され、多くの困難を伴って航行したこと、そして事前にわが国の法令を知らなかったことを考慮して、今回だけは帰国を許可する。ただし、今後、再度訪問しないよう、この地への寄港を禁止する。

古来、貴殿の帝国との間には交流をもたず、帝国にどれだけの威厳があるのか明らかではない。言葉や文字の翻訳を介しても、偉大か卑俗か、通常どのような対応をするか私は認識していない。貴殿の国がわが国に敬意を表しているか否かわからない。それゆえ、貴殿から送られてきた書簡を受け取ったとはいえ、その内容を完全に理解できないので、運命によって貴殿のもとへ漂流した者を送り届けるためにいかにわが国にやってきたのかということを除き、まったく対応をとることができない。漂流民を引き取る目的では、これ以上の交渉は行わない。友好関係を結ぶ条件についてはこの地では交渉できない。この地から首都江戸に向かうことは許可されない。

古来、交渉をへて友好関係を築いたさまざまな国の、商業に従事する臣民は、他にもない指定

²⁰⁷ [編訳者補注：訳出にあたり、A.S.ボロンスキー/榎本武揚他訳『千島誌』、207・208頁、木崎良平『光太夫とラクスマンCC幕末日露交渉史の側面CC』、154・156頁を参考にした]

²⁰⁸ A.K.ラクスマンに書状が渡された日。

された1か所だけで交易を行っている。他の場所ではどの港や埠頭であっても、入港者が誰であろうときわめて厳格に対応し、いかなる会談も釈明も受け入れてはならぬと定められている。

貴殿が総長官の命令にしたがい、クリル列島より直接、首都江戸に赴く意向を持っていたことは十分承知しているが、この命令にもとづき、目的が何であれかの地[江戸]に外国船の姿を見せることで自分の身にこれ以上面倒をおこさぬためにも、この長官からの命令の遂行を中止し、これ以上事を起こさぬよう通告する。厳格な法令により、すべての停泊地ではとくに誰がどんな武器を持っているかわかる場合、たとえ友好的であっても、すでに話された逃げ口上[漂流民の送還]であっても、長官の命令を遂行したとしても、受け入れることはないだろうし、そうすることでさらに危険にさらされるであろうからである。

命令や会談での説明に一つでも従わない場合、拘束し、いかなる釈明も受けつけず、わが国の法にもとづき処罰されるだろう。わが国の法を説明するためにも、貴殿のもとへ首都江戸より官吏2名、すなわちシェン、ユシュ[宣諭使]が派遣される。この者たちは、運命により遭難した者たちを送還すべく、遠き異国から貴殿が訪れたことを多大な苦勞と評価し、貴殿たちの身が保証されていると説明するよう命じられている。上述の者たちを収容する目的で、江戸の都から当地へ派遣され、そこに滞在している忠実な高位の官吏へ彼らを引き渡すことができる。その他について、わが国の法にもとづき、これらの官吏は貴殿の側からこれ以上の釈明は受け付けない。この者たちにかんしても、たとえ私が彼らに同情しているにせよ、わが国の法令に背いてまで無理に貴殿から身柄を引き取るようには求めない。貴殿が自発的に引き渡しに同意しない場合、私は彼らの身柄を引き取ることはできない。

したがって、上述の内容を注意深く最後まで聞き、今後、残る2人の日本人を送りだす場合は、この地ではなく長崎港に送還するようよくよく考えられたし。また、陸地から見えないくらい離れた大海を経由して長崎港に赴かれたし。右に詳しく述べたとおり、すべての停泊地は接岸が禁止されており、たとえ友好的に交流をするよう命じられていたとしても、危険であるがゆえに理由いかに問わずけっして許可されない。長崎港へは、私から与えられた書状を携えて船1隻でのみ向かわれたし。書状を提示すれば、入港が許可されるであろう。この書状を持たない場合は、入港は許可されない。

友好と交易を目的とした条約の締結にかんしては、この地[長崎港]に任命された官吏がいる。それゆえ以上すべてのことを熟慮し、成果を携えて帰国されたし²⁰⁹。

²⁰⁹ 『北方古文書 Северный архив』(212・216頁)に掲載された、本史料および史料⑦No.113(本史料集 No.40)の翻訳の異文には、「長官、石川将監、村上大学」という署名と以下の注記がある。「自らの印を押印する。今ここに最高会議の命令にしたがい、われわれは本状をアダム・ラクスマンとヴァシーリー・ロフツォフに手渡す。寛政5年6月27日」。

(3)ЦГАВМФ, ф.198, оп.1, д.79, л.3. 写し

Архив князя Воронцова, с.411-413; Сношения русских с Япониею, или образцы японской дипломатии // Северный архив. СПб., 1826, ч.22, л.212-216 として公刊されている。

(渡邊聞・小野寺歌子 訳)

42. 日本政府から A.K.ラクスマンへの書状。ロシア船 1 隻の長崎港への入港許可について²¹⁰。(7) No.115)

1793 年 7 月 23 日²¹¹

^{ナシグサキ}
長崎港への入港許可にかんする書状

大ロシア帝国の船 1 隻に対し、長崎港への入港を許可し、すでに述べたとおり、長崎港を除くその他の場所での外国船の停泊を禁ずる。また、わが国ではキリスト教信仰が容認されないことを今一度述べるとともに、船の寄港後、キリスト教の礼拝や生贄の儀式を表わすものが一切ないようにされたし。事情いかんを問わず、すべてにおいてわが国の法に反することなく、私が渡した命令にしたがい行動されたし。

以上とともに、航海のための書状をアダム・ラクスマンに与える。

(3)ЦГАВМФ, ф.198, оп.1, д.79, л.4об. 写し

Архив князя Воронцова, с.414 として公刊されている。

(渡邊聞・小野寺歌子 訳)

43. A.K.ラクスマンによる彼の日本遠征にかんする覚書²¹²。(3)No.122)

1793 年 9 月 11 日

オホーツク

われわれは昨年 9 月 13 日、オホーツク港を出帆した。10 月 8 日、クリル列島第 22 島の東端で初めて停泊した。同地の根室停泊地付近で越冬し、港の名がアトキスと呼ばれる、われわれがたまたまたどり着いたこの島は日本の領土で、松前藩に属し、地図上でまさしく蝦夷地の一部と

²¹⁰ [編訳者補注：訳出にあたって、A.S.ポロンスキー/榎本武揚他訳『千島誌』、208 頁、木崎良平『光太夫とラクスマンCC幕末日露交渉史の一側面CC』、165・166 頁を参考にした]

²¹¹ 日本政府から A.K.ラクスマンに文書が手渡された日にもとづき日付を決定した(Архив князя Воронцова, с. 414)。

²¹² [編訳者補注：より詳細なラクスマンの日本来航日誌については、山下恒夫編『大黒屋光太夫史料集』第 3 巻所収の中村喜和訳(413・512 頁)がある]

して記載されていることを初めて認識した。本年6月4日、出帆し、7月5日、町の名から箱館と呼ばれる港に入った。そして13日、箱館を出て、山沿いの街道を進み、16日、藩都松前に到着した。松前では、われわれが最初に越冬した避泊地から松前藩主をつうじて中央政府[幕府]に送った、首都[江戸]へのわれわれの出発にかんする文書に対し、天神公方陛下から五等官である^{シェニルシ}宣諭使2名が派遣されていた。それは謝意の表明というよりも、むしろわれわれの船がその先をさらに進むことを阻むためであった。箱館へ向けて出帆する26日まで、事態を解決するべくここに滞在し、30日、箱館に引き返した。必要な任務をすべて遂行するために、8月11日、フェンドウ・オポイ湾[箱館湾のことか]【から】外洋へと航行し、9月2日、マリカン²¹³を確認。9日、無事に[オホータ川]河口に入ったが、越冬中にこれまでとまったく同様、壊血病によって1名の水夫を亡くした。10日間の松前滞在中、3回にわたって会見が行われ、3通の文書を受け取った。1通目は、法律が古来、今日にいたるまでなんら変更もされていないこと、すべての外国人には、長崎以外の場所に寄港することが禁止されていることにかんする、皇帝が発した法律である。2通目は、漂流民引渡し受領書である。3通目は、皇帝の押印が3つある証書であるから、大ロシア国家の船1隻に対する長崎への入港許可にかんするものである。

原本にはアダム・ラクスマンの署名がある。

(4)ЦГАДА, ф.1261(Воронцовых), оп.1, д.559, лл.24-25. 写し

(松本郁子・小野寺歌子 訳)

44. アカデミー会員 K.G.ラクスマンから商業参議会議長 A.R.ヴォロンツォフへの書簡。(③ No.121)

1793年12月8日

イルクーツク

慈悲深き伯爵閣下!

さる夏、私は日本遠征の件でオホーツクへ赴かなければならず、同地付近で過ごしました。私は、力のおよぶかぎりのことをすべて遂行いたしました。文書による、また口頭による私の指示も、私の知識と同様、限界がありました。ときにはささいな副次的事情が重要な計画を達成するうえで大きな妨げとなることもあれば、逆に後押しすることもあるので、私はわが息子に日本宮廷において何人かの友人を引き合わせるため、息子を桂川^{カツコガヱフシユ}甫周や栗崎^{クリスカドフ}道巴、中川^{ナカガワスナ}淳庵のような宮

²¹³【編訳者補注：オホーツクから北東側15露里離れた地点に、岬をなして突出している台地(山下恒夫編『大黒屋光太夫史料集』第3巻、469頁)】

廷侍医〔幕府の御殿医〕たちに紹介しました。私は彼ら一人一人に、きっと喜ばれるに違いないと考えたさまざまな自然標本や葉を添えた手紙を送りました。

私は、今日において今回の遠征ほど国庫金を節約して装備されたものはないと思います。

私は自然標本、たとえば火山噴出物、鉱物、海洋植物、ツォフフィットすなわち発芽可能な種子、その他を相当量採取して解説を加えました。それらは少し整理すれば、興味に十分値する種子としてかならずや閣下のお役に立つことと思います。

本状に、閣下に宛てて、日々の私の雑記から論考を2編同封させていただきました。一つはオホーツク街道について、もう一つはヴォストーチヌイ洋での商業について論じたものです。閣下! これらの価値についてご判断下さい。この街道の地図を、次回の便でお送りいたします。

なお、私のこの非力な働きはいかなる打算も抱いておりませんでしたし、私の知識を増やすことに役立ったにすぎませんでした。そして、私はシェリホフ殿に500ルーブルの債務を負うことになったことを、申し添えておきます。

閣下には、これらの論考を女帝陛下にお届けくださいますよう、衷心よりお願い申し上げます。私は海上においても、また名も知れぬ島々においても、閣下の名を称えるでしょう。

いつまでも、最も深き尊敬の念を抱き続けます。慈悲深き閣下の恭順な僕、キリラ〔キリル〕・ラクスマン。

(4)ЦГАДА, ф.1261(Воронцовых), оп.1, д.559, лл.6-6 об. 原本

(松本郁子・小野寺歌子 訳)

45-1. I.A.ピーリからエカチェリーナ二世への上申書。1792~1793年における A.K.ラクスマンと V.M.ロフツォフによる日本航海の結果について。日本との通商関係樹立を目的に新たな遠征隊を組織する必要性について²¹⁴。(⑦No.117)

1794年2月28日

最も高潔なる、偉大なるエカチェリーナ・アレクセエヴナ女帝陛下、全ロシアの専制者、最も慈悲深き君主へのイルクーツクおよびコリヴァン総督である陸軍中將、帯勲者からの

恭順上申書

1792年9月13日、陸軍少尉補の位にある航海士ロフツォフと陸軍中尉ラクスマンの指揮下、オホーツク港から日本へ出航した輸送船は、クリル列島第22島〔アトキス〕まで順調に航海を行い、

²¹⁴ [編訳者補注：訳出にあたって、郡山良光『幕末日露関係史研究』、138-142頁、山下恒夫編『大黒屋光太夫史料集』第3巻所収の中村喜和訳(551-560頁)を参照した]

さらに日本国の領土に達し、昨年 1793 年 9 月 8 日、帰還いたしましたことを、さる 1793 年 11 月 27 日、光榮にも陛下にご報告申し上げます。

現在、私は上述のロフツォフとラクスマンがこの地に到着するのを待ちつつ、彼らから航海日誌や地図²¹⁵、彼らが視察したすべてにかんする有用な報告書、記述、見取り図、収集された自然標本、日本帝室から松前に派遣された官吏をつうじてラクスマンに手渡された日本からの書状 3 通²¹⁶を、勅許を得て私の名前で日本政府に送った書簡 1 通、ラクスマンとロフツォフの名で松前藩主に送られたもう 1 通の書簡に対する 1 人の官吏からの説明書、そしてそのロシア語訳とともに受領しました。再度、陛下のご慧眼にてご高覧いただくため、これらすべてを原本でつつしんでお届けいたします。

この遠征が、日本との通商をつうじて臣下である諸民族に商取引の新領域を切り開き、その新たな拡大をめざすという陛下の崇高かつ有益なるご計画に対し、さしあたり一定の成果をあげたことに大いに満足しております。この事業全体を、敬意を払うに値するものと考え、熱意ゆえに私の所見を申し上げます。

私が日本政府に送った書状は、おそらく彼らが翻訳を理解できなかったために、検討されない

²¹⁵ A.K.ラクスマンと V.M.ロフツォフが二檣帆船聖エカチェリーナ号でオホーツクから日本へ遠征したときの航海日誌をさしている。この日誌をつけていたのは、陸軍少尉補の位にある航海士 V.ロフツォフである。航海日誌は 1792 年 8 月 23 日から 1793 年 9 月 17 日までの期間にわたっている。日誌には航海に向けた船の準備、航路(オホーツク〜クリル列島〜日本〜オホーツク)、航海の状況、隊員の士気、日本人との遭遇、乗組員の健康状態、船上での補修作業、オホーツクへの帰還に向けた船の準備にかんする情報が含まれている。日誌の原本の所在は確認されていない。その写しは、ソ連科学アカデミー歴史学研究所レニングラード支部古文書室 Архив ЛОИИ АН СССР (ф.36,1, No.476, л.35-134)に所蔵されている。別の航海日誌を A.K.ラクスマンがつけていた。彼は島々や湾、遠征中の出来事、日本政府の官吏との会見、そして交渉の儀礼について詳細に記録していた。この日誌の原本の所在は明らかではないが、ロシア外交史料館 АВПР、国立中央文学・芸術史料館 ЦГАЛИ、ソ連国立中央歴史史料館 ЦГИА СССР、国立クラスノヤルスク地方史料館、国立クリミア州史料館に保管されているその写し 5 部の存在についての情報がある(詳細については Преображенский А. А. Первое русское посольство в Японии // Исторический архив, 1961, No.4, с.113-117 を参照)。ラクスマンの日誌はロシアと日本の外交・通商関係の歴史にかんする貴重な史料である。この日誌が研究者の注目を集めて久しいが、19 世紀初めの部分的かつ文学的な加筆修正を施したうえでの刊行は、現在の史料学の要請に答えていない(О первом российском посольстве в Японию // Друг просвещения, 1804, ч.4; Известия о путешествиях россиян около света // Лицей. Периодическое издание, 1806, ч.II, кн.2, 3; ч.III, кн.1-3; Берх В. Н. Сношения русских с Японией, или образцы японской дипломатики // Северный архив, 1826, ч.22)。国立クリミア州史料館に収蔵されているラクスマンの日誌の写しは、その原文が 1961 年に公開されている(Исторический архив, 1961, No.4, с.117-146)。【編訳者補注：山下恒夫編『大黒屋光太夫史料集』第 3 巻に所収されている中村喜和訳(413-512 頁)の底本である】

ソ連国立歴史史料館には、もう一つの、第 3 の日誌の写しがあり、その内容は V.ロフツェフがつけた当直日誌とも、A.K.ラクスマンの「外交日誌」とも異なっている。日誌は表題も署名も欠けているが、その著書である遠征隊隊員は A.K.ラクスマンの話をもとに(このことは日誌の中であらかじめ断り書きがされている)、彼自身は出席しなかった儀式について記述している。日誌には、遠征の経過、箱館港での滞在、松前への陸上移動、蝦夷島にかんする興味深い情報が書かれている(ЦГИА СССР, ф.994, оп.2, д.1620)。おそらく、いまのところ研究者の調査の対象になっていない第 3 の日誌の著者は、I.A.ピーリの言葉によれば、「ラクスマンの記述作業や遠征にかんするその他の任務遂行を支援し」、職務を全うした「測量士である下士官」I.トラペズニコフであろう。V.ロフツォフにより作成された、日本遠征の地図 2 枚が保管されている(ЦГВИА, ф.ВУА, No.23769, 23770; Алексеев А. И. Береговая черта. Магадан, 1987, с.138)。【編訳者補注：なお、山下恒夫編『大黒屋光太夫史料集』第 3 巻、569-571 頁の中村喜和による解説も有益である】

²¹⁶ 史料⑦No.113~115(本史料集 No.40~42)を参照。

まま²¹⁷、ラクスマン宛の書簡とともに返却されました。しかし、7月23日、同じく日本帝室よりラクスマンに手渡された最後の書状²¹⁸によって、ロシア人は交易を目的に支障なく自由に長崎港1港にかぎり入ることがすでに許されており、日本人がわが国の航海者に示した親切と敬意からみて、日本帝室がこれにかんし自分たちの見解をけっして変更しないであろうという十分な期待を与えてくれます。そうであるならば、長崎において両国間に友好的な相互関係を確立し、通商関係を樹立するためにも、さらに試みしてみる必要があります。7月17日、ラクスマンが受け取った最初の書簡²¹⁹の中で、外国船にかんする日本の法律についての表明とともに説明されるように、長崎にはこのような問題を処理するために任命された官吏が駐在しております。ただ、最も慈悲深き女帝陛下におかれましては、特別の、現在、帰還したような遠征隊を編成する以外の方法で、この計画を再度遂行してはなりません。

現在、帰還している輸送船はもはや丈夫ではなく、今後の航海にはまったく不適當で、また現地にある他の輸送船もおそらく適していないので、陛下のお許しが得られるのであれば、私はこの使節団のためにぜひとも特別な最良の構造を持つ輸送船をオホーツクで建造するべきであると考えます。新船は遠征遂行後、オホーツクからカムチャツカへの重量物の通常の輸送用に残すか、海洋の毛皮事業に従事する、ないしは引き続き日本と交易を行う民間共同出資者に売却可能です。しかしながら、オホーツクで新船を建造するために必要な熟練した船大工、さまざまな船の設備に精通した職人や錨職人が今のところおらず、これらの人材は今回にかぎらず現地では常時必要とされ、彼らなしに船の建造はできません。この点について、日本に再度遠征隊を派遣するために、オホーツクに現存する船よりも優れた構造の新船の建造を陛下がご命令下さるのであれば、イルクーツク県の負担でこの不可欠な職人を、適正な俸給を決定して確保するよう、陛下が海軍参議会に対し勅令を出されますことを、つつしんでお願い申し上げます。

[ビリングスの]天文学調査隊が残し、現在、使用されずにいる「ロシアの栄光」号、あるいは黒鷲号という名の船を今回、使用できれば大変よろしいのですが。前者はカムチャツカのペトロパヴロフスク港、後者はオホーツクに繋留中です。しかし、これらのうち前者は、私の知るかぎり構造は最良ではなく、その大きさのためこの遠征には速度が遅く、定員も先回の日本遠征の4倍になるので、まったく適しておりません。一方、黒鷲号は小型すぎます。両船の索具はまったく使用できない状態にあるので、どちらの船も航海に適當とは期待できません。見事に模倣された²²⁰、優れた構造をもつ船を、陛下がアルハンゲリスクから配備していただけないでしょうか。ア

²¹⁷ 史料⑦No.113(本史料集 No.40)を参照。

²¹⁸ 史料⑦No.115(本史料集 No.42)を参照。

²¹⁹ 史料⑦No.114(本史料集 No.41)を参照。

²²⁰ 史料にはこのように書かれている。

ルハンゲリスクから全遠征隊を日本へ出航させることも可能です。

最も慈悲深き陛下におかれましては、この第2次遠征隊の指揮官に、佐官の位にある生粋のロシア人で、熟達し、社会や政治の問題にも通曉した真の愛国者を派遣なされる必要があるでしょう。そのような人物ならば、この遠征中、彼が担った任務に対し日本人から敬意を大いに集めるために、実際に着任する官位よりも二等官分高く名乗ること、そして日本からの書状に示された提案にもとづき、彼に親書と十分な指令を与えることを認めても構わないでしょう。それは、大ロシア帝国の体面と威厳のために必要であり、交易の利益や効用のためにも不可欠です。

しかし、この地にはこのような人物がおらず、したがって誰かを任命することはできません。派遣される遠征隊長に、皇帝陛下の名において隣国の友情の証として進呈される、日本国大臣あるいはまさしく日本国皇帝へのすばらしい贈り物をいくつか委ねるのも無駄ではありません。

日本人向けのすばらしい物品とともに、ロシアとシベリアの商人たちが、試みのため自発的に出発するよう、あるいは彼らの手代を派遣するよう、彼らをこの遠征隊に招聘する必要があります。このような交易を試みる目的で日本への出航を希望する者に対し、日本滞在中、帯刀ならびに遠征隊指揮官の審査にもとづき、官位を持つ商人として名乗ることを認めても構わないでしょう。これは使節団全体に大きな威厳を持たせるためです。とりわけ日本人の中にはその勤勉さに秀で、官位を得た商人がおり、彼らは官位のない商人よりも非常に尊敬されているからです。

いずれにせよ、以上すべてを慈悲深き陛下のご判断に委ねつつ、日本人との新たな通商関係の完全な樹立に向けて、私の以下の想定を除けば、さしあたりいかなる困難も見出されないと断言することを自らの責務とします。第1に、日本に向けて出航するかもしれないわが国の商人は、まずオランダ人の避けがたい陰謀に遭遇するでしょう。オランダ人はロシア人が持ち込む商品よりも安価で販売できるがゆえに、日本人が自分たちの商品を喜んで購入するよう仕向けるでしょう。ロシア人はかの地へ運び込まれた商品のうち外国製品、オランダ人もそこへ持ち込むような商品、さらに自国の手工業品や手芸品、たとえば薄手のラシヤ、らくだ織、毛織物、スタメード織その他も多数持たなくてはならないからです。このような陰謀により、当初は損失が出ることは避けられません。第2に、北緯50度付近にある北アメリカの優良な土地ノトカ[ヌートカ]を占有している英国人は、おそらく陛下もすでにご存知でおられる諸事情から、この民族との事業を築いています。すなわち、ノトカから近接しているがゆえに彼らは中国との確固たる交易の開設の企てをやめないだろうし、日本との交易にかんしても彼らは大きな好機を得ており、前述した遠征隊が出発する前に、陛下がおられます[首都]に滞在していた日本人、光太夫が提供したいいくつかの情報を信ずるならば、英国人は日本を往来しています。

この利益に注力する民族が成功を収めることになるならば、当然、英国人も、オランダ人と同

様、日本での交易においてロシア人の競争相手となるでしょう。それゆえ、ことのほか英国人がノトカを占領し、その地では言うまでもなくラシャ工場をも含むさまざまな工場を建設し、ありとあらゆる種類の獣の毛皮事業を展開し、作りたての商品を取引することによってわが国と中国人との交易に損害を与える可能性があります。しかしながら、初めのうちはロシア商人に不利益をもたらさうとしたすべての陰謀は、阻止できます。第1に、日本人に対し、最初のうちは今後のための試行として、また彼らの需要を探るため、ロシア人が彼らにもたらす外国製品は値引きをもためらうべきではありません。とはいえ、北国を経由して運ばれた織物は、熱帯を経由して世界を回りもたらされた製品よりも、質を落とさないで維持していることがすでに経験から明らかなので、ロシア人により持ち込まれる商品は、それが北国から輸送されるという理由で、オランダ人の輸入品よりも良質かつ丈夫であることを、そのとき彼らに認識させることができるでしょう。その証は科学的に正しいので、日本人がこれを知れば、この証が忘れられないかぎり、ロシア人によってもたらされる交易品を好んで買い求めるようになるでしょう。

第2に、陛下の賢明なる行動、広大な国土を領有する陛下のお力に対する全ヨーロッパの尊敬から、公使らの折衝をつうじて、右のとおり報告された陰謀からロシア人が解放され、日本との交易においてロシア人、オランダ人双方の利益が好都合かつ堅固に結び付けられ、協力して日本における交易から英国人を完全に排除するよう、オランダ人を合意させる機会を得ることができるとでしょう。これは、相互に親交を結ぶ2国、とりわけ陛下の庇護下でありますならば容易です。

第3に、ロシア商人が数年間にわたり、彼らによって日本に運び込まれた外国製品から生じた損失をこうむりつづける事態が実際に発生したならば、この損失はロシア産の交易品、たとえばアレウト列島その他のクリル列島で入手し、非常に容易に大量生産できるあらゆる種類の塩蔵魚や干物の魚で補填できます。情報によりますと、ほぼ日本全土において魚は最も重要かつ常食とされるものなので、必需品として日本に輸出できます。クジラやアザラシ、アシカの脂、さまざまな方法によって加工されたこれらの海獣の皮、あるいはシカ、ヘラジカ、部分的にはヒョウの皮を入手可能です。前者はアレウト列島やロシア領アメリカで、後者はヤクーツク、オホーツク、ネルチンスクの山脈で捕獲されます。島や陸地で採集されるさまざまな種類の毛皮、セイウチやマンモスの骨その他についても、日本人にとって必要な商品があります。それらの物品にかんしては、新しい遠征隊長をつうじた日本の外交官との全体会議で相互条約が取り決められるまで、もしくは日本人が何を必要としているのかそれ以外の手段で判明しないかぎり、現段階ではまったく知ることはできません。日本人から入手可能な綿製品、米などの穀物の種子、最高品質の銅、鍛鉄や銑鉄、粗鉄その他の多くの商品もオホーツク、カムチャツカ、ヤクーツクでの販売に好都合であり、利益も見込まれ、かの地の住民は価格の点でもまったく負担にならないでしょう。と

くに米その他の穀物の種子は、これらの地のうち穀物が不足している場所では食糧として不可欠で、現在、ヤクーツクからオホーツクまでの間の輸送が困難であるために国庫からきわめて高い価格で当地に供給される穀物、とりわけイルクーツク地方からのそれよりもはるかに安価に販売できます。しかも、国庫の食糧を輸送する必要も減り、したがって国庫からの支出も減るという利益も得られるでしょう。

日本との交易における今回の新たな試みが、日本側からもなんらかの不都合を被らないように、また日本との相互通商協定にしたがい日本人の需要にかんし基本的な見通しが開かれ、交易の実施において拠るべき規定が設けられたときに、上述のオランダ人による陰謀から被るかもしれない被害よりも大きな損失となりうる、日本へ自分たちの商品を輸送したいと考えているロシア商人たちによるお互いの競争の過熱、そしてそれによる販売や価格の面での共倒れを回避するように、日本との交易を希望する者全員で会社を設立し、陛下のご意志に沿った確固たる基本原則にのっとりて交易を行うならば好都合かと考えます。

この会社を設立できるのはロシアとシベリアの商人です。各人が各自の財力におうじて、あるいは等分にして一定年数にわたり出資すれば、出資者が多ければ多いほど資本金も増えるでしょう。こうした会社は、イルクーツクやオホーツク、そしていずれ日本でもオランダ人のような秩序立った事務所を設置するべく、十分な資金を確保しなくてはならないからです。したがって、相当な人数の必要な人材を維持し、この会社の事業にそって日本やその他の地域へ商品を搬送するための輸送船を数隻建造しなければなりません。さまざまな試みを行ううえで最初は失敗もあるでしょうが、損失や不幸な出来事にも容易に耐えることができるでしょう。そして、わずかな資本金では実現できない大きな収益を得るまでの間、自分たちの目標に到達するために日本人の長官たちに贈り物を呈しながら、自分たちの都合がよいように業務を継続できるでしょう。臣民に対する崇高なる母のような陛下のご慈悲が、あらゆる利益、そしてこの課題を確固たるものにする陛下のご庇護をしかるべく与えることができるでしょう。

女帝陛下におかれましては、この日本との新たな交易の拡大は、太平洋[太平洋]においてこれまでに確立なされた陛下の領有を目立たない形で拡張することに貢献するでしょう。というのは、クリル列島やアレウト列島、またロシア領アメリカの大陸とその島々は、計画中の日本会社に、日本へ輸送するための魚、クジラ、その他の海獣の脂や皮革などのあらゆる産物を提供できるからです。交易目的での毛皮事業を拡大するために探し出された、かの地の海上や陸上の新ルートが、ロシアの航海者によってこれまで以上に増え、この海域への海洋船の出航は倍増するでしょう。かの地の住民はよりひんぱんにロシア人の風習や慣習を目にするようになり、これに徐々に慣れ、最終的には陛下の信頼できる臣下となるでしょう。そしてこの地方、とりわけクリル列島

において、大いに必要とされている農耕は条件に恵まれ、いずれ普及するでしょう。以上のこうした予測から、陛下にもたらされる収益は現状とは比べものにならないほどになるでしょう.....²²¹

最後に、前回の遠征に参加した航海士である陸軍少尉補ロフツォフと陸軍中尉ラクスマンについて、神聖なる陛下の帝座を前に申し上げないわけには参りません。このうち前者は、オホーツクで長期間にわたり海軍に勤務し、現地のさまざまな航海に用いられ、これまで彼にとって未知の地であった日本への航海を期待どおりに完遂しました。後者も、やはりこの未知の航海に参加し、委ねられた任務を遂行しました。現状が許容するかぎり、彼らは未知の世界を数多く記述し、その記録は関心を持つ多くの者にとって最新のもです。彼らと一緒に遠征に参加した測量士である下士官のトゥゴルコフとトラペズニコフにも、感謝の意を表したいと思います。トゥゴルコフは日本人との会話の際の通訳として用いられ、さらに彼らに宛てた書状や彼らから陸軍中尉ラクスマンが受け取った書状の翻訳に従事し、日本人との間で行われた会談の際に彼らの偏見を取り除くのに貢献しました。トラペズニコフは、ラクスマンに委ねられた記述や遠征のその他の任務において彼を支援し、これらの尽力で人びとの目にとまりました。慈悲深き陛下、それゆえ彼らがこの遠征のために尽くしたすべての力、任務に対する彼らの献身や熱意を、高母たる陛下のご判断に委ねます.....²²²

ともあれ、遠征についての私の所見と同様、以上すべてを皇帝陛下のご判断に委ね、陛下のご命令を謹んで乞う次第です。

イルクーツクにて

イヴァン・ピーリ

(3)ЦГАВМФ, ф.179, оп.1, д.131, л.179-191. 原本

45-2. I.A.ピーリから G.I.シェリホフへの命令書。アメリカ北西部沿岸およびクリル列島の経済開発について[要旨]。

1794年5月11日

聖イリヤ岬付近に造船所を建設するために流刑囚の使用を、またアメリカ沿岸およびクリル列島における作業のためにロシアより到着した耕作者 10 家族の使用をエカチェリーナ二世が許可した旨を通知している。これらの沿岸と列島の経済開発、そしてロシアの入植地の管理について

²²¹ 遠征に支出された費用にかんするテキストが省略されている。

²²² A.K.ラクスマン率いる遠征隊への参加に対する褒美にかんする、八等文官 I.コフからの請願書のテキストが省略されている。

提案している。アメリカ沿岸の原住民に対し「親切に、温厚に」ふるまうことで作業に参加させるよう助言している。ウルップ島の入植者に対し、経済開発の他に、「日本人と会う機会があるならば、彼らに友好を示し、好意的かつ愛想良く対応し、いかなる疑念も与えない」よう提案している。

(1)АВІР, ф.РАК, д.108, л.10-23. I. A. ピーリにより認証された写し
史料⑨No.43 として公刊された。

45-3. 北米会社支配人 I. F. ポポフへの G. I. シェリホフと A. E. ポレヴォイの命令。会社の事業に対する外国からの干渉阻止について。新たな毛皮採集地の調査について[要旨]。

1794年7月31日

I. F. ポポフによる、聖ゲオルギー島における英国人船員の受け入れについて言及している。外国船が太平洋北部に出現したときにはそれを注意深く観察し、アレウト列島で彼らと遭遇した場合、彼らが現在いる土地は「ロシア領であり、この地に暮らす住民はロシア臣民である」と明言しなければならない、と述べられている。

他の島々における新たな毛皮採集地の探査と調査に際し、詳細な記録を作成し、気象観測を行い、動物標本やさまざまな「希少な天然物」を収集することが指示されている。会社事業へのアレウト人の参加が奨励されている。

К истории Российско-американской компании. Красноярск, 1957. с. 52-60; 史料③No.95
として公刊された。

(渡邊聞・小野寺歌子 訳)

46-1. G.I.シェリホフから北東[米]会社支配人 A.A.バラノフへの書簡より。アラスカの開発計画、北米会社の設立、ウルップ島に「少しづつルーシ [ロシア] を建設する」計画について。(⑦ No.118)

1794 年 8 月 9 日

カルゴポリ商人かつ北東米会社支配人であられますバラノフ²²³殿へ

慈悲深きアレクサンドル・アンドレエヴィチ[・バラノフ]殿！

当地の港で建造された 2 隻の新しい船を貴殿のもとへ送り出す。うち 1 隻は全長 63 フィート、二重甲板の二檣帆船三主教号である。いま 1 つは全長 51 フィート、単甲板の二檣帆船大殉教者聖エカチェリーナ号で、こちらはわれわれを統治なされる専制君主かつ庇護者であられる女帝陛下の御名にあやかった。これらの船で、貴殿のもとへ派遣された客人について、貴殿にお祝いを申し上げる理由がたくさんある。客人とは、掌院イオサフと修道士らである。添付の文書にあるように、彼らは女帝陛下の命により派遣された者である。文書には、神の御言葉をアメリカで広め、現地民をキリストへの信仰に目覚めさせ、整備された社会において不可欠な義務を自覚させるようにとの元老院の命令書の写しが含まれている。この聖職者たちは、すぐれた賢者であるサントペテルブルグ府主教ガヴリール座下によって、修道士としての資質を持つこと、すなわち誰よりも従順、謙虚で誠実であることが認められて選ばれた者たちである。2 組目の客人は、聖イリヤ岬の先で造船するため、およびかの地での農業に従事するために女帝陛下の思召しによりわが社に与えられた流刑囚 30 家族である。その名簿を添付する。貴殿がまったく予期しなかったこの知らせに、お祝い申し上げます。以前、私が勤務していたその地域で現在は貴殿が任務にあたり、わが祖国の名誉のために働いておられる。このたび、そちらに到着した客人方に、将来の自らの幸福の心強い支えを見だし、貴殿も私に劣らず喜んでくれることと思う。われわれが賢明なる女君の高潔なるご意向を遂行しうる幸せに恵まれているうちに、この高潔な試みが実現するよう願っている。貴殿もご承知のとおり、本件は非常に重大であり、とりわけ、本件にかかる采配および基盤づくりは、貴殿によるところが大きくなる。

本状に添付された、陸軍中將で帯勲者であられるイルクーツクおよびコリヴァン総督イヴァン・アフアナシエヴィチ・ペーリからの私宛の命令書²²⁴にあるように、私には会社支配人としての貴殿を通して仕事を行うよう委ねられている。造船、耕作、教会や修道院、その他の建物の建設にかんしてだが、これらはわが社の経営を保証し、帝国の榮譽を高めるものである。よって私

²²³ A.A.バラノフ(1746～1819 年)——アメリカにおけるロシア人植民地の総支配人(1790～1818 年)。1790 年以前、モスクワやサントペテルブルグ、シベリアで商業に従事していたが、のちに G.I.シェリホフのもとで働いた。太平洋において露米会社の地位を確固たるものにするべく、多大な貢献をなした(史料集③ c.421-422 より)。

²²⁴ АВПР, ф.РАК, д.109 を参照。

は、親愛の情を込めて貴殿に手紙を書き、委ねられた上記任務を貴殿が首尾よく実行するために為すべきことをお伝えするべきであると考えた。上記閣下[ピーリ]からの命令書の順序に従って述べる。

第1項では私に対し、入植先を定め、要塞を築くよう命令されている。これにかんして、聖イリヤ岬の先での船の建造および耕作について、私が政府に行った提案を述べたい。私は、カディヤク島に滞在していた頃から、聖イリヤ岬のあるスクリャ [モンテギュー]島よりも北のウガラフムト人の居住地から、南はキナイ人の居住地までのアメリカ大陸の海岸では、カディヤク島よりも空気が良いことを知っていた。というのも、そこでは冬がきわめて短く穏やかで雪は少なく、春の訪れが早い。そのため、4月中旬には野や森にベリー類の花が咲く。夏は暑く長い。土は軟らかく、穀物の播きつけに適した土地がかなりある。貴殿ももうご存知のように、造船に必要なカラマツその他の材料も豊富である。これらの地の利点をカディヤク島と比べると、カディヤク島でも同様に春は早く、夏の気候も良く、冬も穏やかだが、穀物の播きつけに適した土地がわずかしかない。私はカディヤク島のかつて港として使われていた三主教港で試験的に穀物を植え、菜園を作ってみたが、島を発ったのち、予期せぬ海面の上昇により、水に浸かってしまった。このことを考えると、カディヤクは播きつけのために確かな場所とはいえない。さらに、造船に適する木材がモミ以外にまったくないことも重大な問題だ。このような理由により、私は島ではなく大陸にロシアの恒常的な入植地を建設した方がはるかに良いと考える。島には外国人がいつ来てもおかしくないが、大陸ならば必要な場合に避難所を確保しやすいだろう。その他、貴殿もご存知の政治的事情により、島よりも大陸の確保に努めるべきである。

貴殿はさる 1793 年に聖イリヤ岬の向こうのいくつかの場所に行き、そこで多くの住民に出会い、愛想良くふるまい、人質をとろうとしたとのことだった。貴殿から最後の手紙を拝受したのちに、ロシア初の入植地と造船地の確保に成功しているかもしれない。貴殿が上述のアメリカ海岸行きで、人びとを住ませるのに適した場所、すなわち入植および造船に適した場所を確定できなかったならば、今年の秋に大きなバイダラーで出かけて念入りに調べ、良い場所を見つけるよう努めるべし。その際、掌院とのお供、職人や農民、乗組員全員を伴い、道具一式、穀物や野菜の種、家畜、大砲、その他必要な物を携えるべし。

貴殿に申すまでもないことだろうが、造船用の木材が入手しやすいように、航行が容易な川辺に村を作るべきだ。造船自体は湖のほとり、もしくは少なくとも水量の多い水源のそばで行うべし。また、建造用木材のある森、家畜の放牧に適した草原、穀物の播きつけができる場所も近くなければならない。掌院のご助言にしたがい、穀物の播きつけのためにできるだけ良好な土地を、さらに必要なときに敵から身を守りやすい場所を選ぶよう申し上げる。そのような場所がアガラ

フミウト人の居住地付近まで及ぶ聖イリヤ岬の先で見つからない場合、あるいは見つかったとしても、何らかの予期せぬ事態により、そこに村をつくることができないような場合には、少なくともチュガッチ人かキナイ人のところで空気、気候、土壌、水、森などの条件がそろっている場所を見つけられたし。

そのような土地が見つかったならば、入植を確かなものとするために、貴殿はすべての入植予定者とともに、まずその土地及びその周辺を整然と武装して行進し、発砲し、貴殿と居合わせるすべての者に大きな関の声をあげさせ、この地が真にロシア帝国の領土であることを、ロシアの君主であらせられる女帝陛下の御名においてきちんと示さなければならない。要塞が建てられるべき場所にはすみやかに大ロシアの紋章を掲げ、また、住居が建てられるべき場所には大きな十字架を立てるべし。その際、掌院は立派な教会儀礼を行い、至高の創造主に対して女帝陛下とそのご一族のご健康、およびロシア帝国の王座に忠誠を誓う臣民の安泰を特別に祈念することは間違いない。祈禱の最後には発砲されたし。貴殿は本件およびその他すべてについて、聖なる父[掌院]の助言を仰ぎ、博識で慎ましく清廉な彼に従って総合的に検討し、上述の村とすべき土地を選択されたし。

すみやかにすべてを遂行したのちに土地の見取り図を作成し、それに従って要塞と村落を建設しなければならない。まず、私も貴殿も使用した社有の鋭い鉄の鋸歯のついた板で防護柵を築き、適所にしっかりした見張りをつけるべし。危険がさまっているようであれば、武装した上で必要な人数を材木の切り出しに遣り、他の者には必要な資材を準備させるべし。材木と資材の準備が整い、建設が開始できるならば、神に祝福を請い、まず要塞の建設から始めるべし。起工のさいに、要塞は女帝陛下にちなんで、聖エカチェリーナ要塞と名付けるべし。角面堡を建設する場合は、皇帝ご一家にちなんで名付けられたし。要塞の規模および配置について、また角面堡を建設すべきか否かについて、現時点で私から貴殿に正確な指示は出せない。本事業を貴殿の手腕と努力に委ねる。以前および最近送った多数の築城術に関する本も役に立つだろう。要塞建設の際には、修道司祭イユビナリイと修道輔祭ステファンを招聘すべし。彼らは俗人の頃、鉱業所で働いていたため、数学に長けている。当地で彼らは私に、貴殿の仕事を手伝うことを約束してくれた。

とはいえ第1項のすみやかな遂行にかんしては、閣下のご命令どおりに実行されるよう貴殿に申し上げておきたい。人員、建築、経営、資産その他のすべての監督は、イヴァン・グリゴリエヴィチ・ポロモシュヌイ氏に委ねるべし。貴殿がこの偉業を遂行されるにあたって、貴殿の指揮下であらゆる面において貴殿を助け、新しい村落でリーダーとなり、秩序と平和と平穏の守り手となるよう、私から特別に彼を貴殿の許へ派遣したのだ。何しろ貴殿は会社の事業、検分、発見など多くの他の仕事に忙殺されることになるため、かの地に常駐できるわけではないからだ。こ

のため、以後、貴殿の指揮下で彼[ポロモシヌイ]に任務を遂行させるために、自分用の正確な写しをとったうえで、上記の閣下の命令書とこの私の手紙を通達として、原本をすべての添付書類とともに彼に渡すべし。ただし、時と場合によっては、足を運んで村で執り行われるすべての案件を自身で検分することも忘れぬように。掌院と相談しながら、改善に必要な事柄を万事適切に執り行うべし。

この重要な建設のための作業要員は、警備を維持するための人員同様、最初のうちは職人や耕作者を充てるだけでは間に合わないだろう。それを補うために、十分に武装しかつ必要な道具を持つ毛皮採集者の中から、品行方で、大工仕事、指物その他、皮革加工、石鹼製造、煉瓦積み、粘土での食器作りなど、経営のための施設に必要な不可欠な技能を持つ者を 30 名ほど選ぶべし。くわえて状況によっては給養できるかぎり、ロシア語を話すカディヤクのよい男またはその他のアメリカ人かアレウト人から 100 人ばかりを賃金を払って雇い、共同生活に必要なすべての建設が終了し、経済施設が始動するまで、村に留めるべし。

そのために、貴殿は前もって食糧その他必要な物資を確保しておかなければならない。要塞か角面堡が完成すれば、できるだけ大砲や大砲に必要なその他の器材を揃えるべし。いざというときに備えて防衛体制を整え、ポロモシヌイ氏にその管理を命じられたし。要塞建設に必要な道具や資材は、会社のものを使用されたし。要塞の建設完了後は政府に提出するために、その正面図と側面図を描き、現地でつけた貴殿の日記とともに最初の船で私宛に送るよう命じるべし。

第 2 項では、要塞建設が済み次第、要塞の中または外に住居と教会を建てるよう命令されている。貴殿がすべての建設を同時に開始するのか、あるいは順に建設していくのかについて、また、要塞の外に建てるのか中に建てるのかについては、何分私には、近くに木材やその他必要なものがあるのかなどについて土地の様子がわからないため、詳細な命令を出すことができない。貴殿の機知と技、熱意と感性で、世界の誕生の時から整備の行き届いた住居が建てられたことのないこの地において、貴殿がその初の建設者となることを期待する。貴殿が全身全霊をかけて、早急に立派な建物と聖堂を完成させてくれるものと信じている。他に私から貴殿に伝えるべきことは以下の点のみである。1)測地学や建築学に通じており、その方面で貴殿を支援することになっている掌院およびイユヴェナリイ司祭、ステファン輔祭に助言や意見を求め、あらかじめ必要な建物すべての見取り図を描くべし。通りや家々は、閣下の命令書通りに配置するようお願い申し上げる。2)住居の建設に際して、それらが要塞の外に建てられる場合は、追って上から命令が出るまでは、ロシアの栄光にちなんで村をスラヴォロシアと名付けるべし.....²²⁵

これらの建物の配置の見取り図と正面図を送ることを忘れないように。入植者のための家屋は、

²²⁵ 教会の建立や名称にかんするテキストが省略されている。

物置のついた玄関の間と暖房なしの間か貯蔵庫がひと続きになっている、煙突付き百姓家が良いだろう。その他の付属建物、すなわち納屋、家畜小屋、穴蔵貯蔵庫も別棟として建てられる。ただし、それらの外見は卑俗な感じであってはならず、通りからの見栄えが良くなければならない。村内の配置を考える際には、のちにロシアの愛国者を称えるオベリスクを立てることができるように、適当な場所を3〜4か所残しておくべし。斑岩またはこれにふさわしいものの有無について連絡されたし。

穀物や野菜の植付けにかんする第3項では、閣下は最初の適切な時期を逃さぬようにとはっきり命令されている。これに対して、私が貴殿に述べておかなくてはならないのは、この植付け時期については私の指示を待たず、かの地の気候を考慮しながら、カディヤク島での経験を生かし、神のご加護を願い、このきわめて有益な作業を何月に始めるべきかを判断してほしいということである。私はこちらで貴殿の協力者ポロモシュヌイ氏に穀物の種を渡した。ライ麦を59ブード39フント、挽き割を10ブード15フント、燕麦を2ブード4フント、大麦を7ブード12フント、麻の種を33フント、蕎麦を23フント、小麦を10ブード35フント、豆を8ブード10フントである。さらにさまざまな青果類の種、すなわち大根、人参、蕪、スウェーデン蕪、ビート[赤蕪]、さまざまなキャベツ、きゅうり、メロン、西瓜、さまざまな青菜、ほうれん草、マツバボタン、パセリ、セロリ、アメリカボウフウ *postarnaka* [セリ科]、玉葱その他である。さらに掌院にも同様のものを大量に渡してある。ただし、ジャガイモだけは入手することができなかった。貴殿のいるカディヤク島ではよく育つので、そちらから運ばれたし。種はすべて、穀物も青果類も、2つに分けて半分だけ播き、残りの半分は収穫がなかった場合にもう一度播くことができるよう保管すべし。カディヤク島に多数ある経営手引書、貴殿の経験、聖職者およびそちらに送られた農民らの経験が、慎重かつ最良の方法でこの重大任務に着手するために、大いに役立つことだろう。

農具も私からポロモシュヌイ氏に渡した。耕作用あるいは家財道具として使うための木製品が必要な場合は、すみやかに命令して製作させるべし。

今回、私からポロモシュヌイ氏に託してそちらに送った有角家畜は、雌の子牛4頭、雄山羊2頭、雌山羊5頭、雄羊3頭、雌羊4頭、子馬1頭、牝馬1頭である。貴殿が村落建設のために出発する際には、これに繁殖用の1つがいを除くカディヤク島の全家畜をくわえて連れて行かれたし。

新天地を開拓するにあたって、場合によってはカディヤク島の雄牛だけでは不十分かもしれない。そのような場合、まず鉄のつるはしとスコップを使って人力で地面をおこすのが良いだろう。穀物の蒔きつけは不可欠な作業であり、労働者の利益を慮って余分な労働力を出し惜しむほど、今回の蒔きつけ量は多くはないからである。耕作に便利な機械を貴殿が考案できればなお良いだ

ろう。今後、すべての労働を軽減し、不便さを解消するために、次回の輸送の際には家畜および穀物の種を今回よりも増やせるよう努力する。今回、貴殿に成馬を送りたかったが、1 隻に 130 人、もう 1 隻に 80 人の人間と会社の物品を載せなくてはならなかったため、場所がなく断念せざるを得なかった²²⁶。

新たな入植者のうち、独身者を品行方正なアメリカ人女性と結婚させるよう努められたし。そのために私は特別に彼らの花嫁や未来の妻のための贈物として、衣類に必要なさまざまな物品を貴殿に送った。彼らが結婚する際にこれらを与えるべし。

第 4 項において閣下は、自らの能力を発揮し共同生活を築いていくうえでの充足を満たすための手段を新規入植者に与えるようにはっきり命令されている。この命令および本項に述べられているすべての事柄を貴殿が遂行するにあたって、私からは以下のことを付けくわえておきたい。立地や現地の状況および周囲に住む民族の性向を考慮しつつ開拓される、まず、新たな入植地内のすべての陸地と海洋について、入植者の同意を得ることなしに、われわれの毛皮採集者によって権利が主張されるようなことがあってはならない。入植者が耕作やその他の家事労働から解放されるときには、この陸地や海で毛皮採集を行わせるべし。毛皮は自身のために使い、余分があれば会社に売れるようにされたし。これにあたっては、貴殿が彼らにその方法を教え、手ほどきし、指示を与えるべし。

鉄、銅、銀を含有する鉱石、あるいはその他の鉱物資源の鉱脈を発見した場合、そこが貴殿の管轄地の外であっても、また、原住民を介しての入手が不可能な場合であっても、入植者を使ってあらゆる手段を講じるべし。ただしその際にも直接的な農作業を疎かにしてはならない。金属の採集はあらゆる状況に応じ、貴殿自身、または協力者のポロモシュヌイ氏をつうじて貴殿が採配をふるうようにすべし。加工した金属は入植者に与え、会社がそれを必要とするときは、彼らの合意の下に供出させるべし。もしも新たな入植地や造船に必要な鉄と銅の鉱脈が近くに見つかれば、当面は十分だろう。精錬の方法、精錬用の炉の造り方、必要な設備などについては、鉱山学や冶金学に通じているイユヴェナリイ司祭とステファン司祭の助言を仰ぐべし。私の知るかぎり、彼らは自ら鉱脈の探索や精錬を試みるだろう。この重要任務については、貴殿自身が、あるいはポロモシュヌイ氏をつうじてできるだけの援助を与えるべし。成果を私に報告するのを忘れぬように。

重要性が高く緊急を要する多くの仕事をこなすためには、できるだけ多くのアメリカ人男性およびアメリカ人女性に、新しい村と一緒に住むよう説得するのが良いだろう。人手が多ければより早く円滑に鉱石の精錬や耕作ができるであろうし、それによってアメリカ人たちはわれわれの

²²⁶ A.A.バラノフが自分の責任を誠実に果たしたことにかんするテキストが省略されている。

生活に早くなじむことができるからである。買い取った捕虜、および今後買い取る捕虜を使うこともできる。彼らは身受けされたために、入植者を助ける労働に際しては、他の者よりも入植者に従順に従うことが期待される。穏当な手段をもって、彼らが入植者に献身的に仕えるよう、充分な監視の下で働かせなければならない.....²²⁷

閣下からの命令の第6項は明快に申し分なく記されているため、私が補足すべきことは以下のみである。アメリカ人の若者が人質になった場合、またはその他の者が貴殿や協力者ポロモシュヌイ氏または新村の住民の親切な態度により新村に住むことを望むならば、カディヤク島の貴殿のもとで読み書きを学んでいる若者たちと一緒にして、掌院の指導のもとで全員に読み書きと数学を学ばせるように委ねるべし。掌院のお供のうち何人かは教師になる能力があり、彼らは喜んでこれを行うと言っている。とくにマカーリー司祭はそうである。私はこれに備えて、アメリカに送るべきであると思われる本をすべて掌院に渡した。すなわち、古典、歴史書、数学書、倫理書、農業書などである。カディヤク島で貴下とアルテリが保管し、会社事務所で所蔵簿に記載されているすべての本をこのコレクションにくわえて、目録とともに掌院に渡すべし。必要なときには、それらの書籍の中から必要なものを彼から借り、あとで彼に返却すべし。

キリスト教信仰の布教にかんしては、掌院の申し分ない計画に委ねるべし。貴殿はもっぱら、他の場所でキリスト教への入信を希望しているアメリカ人を掌院のもとへ送り届けるよう努めなければならない。貴殿とその協力者は賢明な経営手段を講じ、新しい住居に入居するすべての者のために食料を確保するよう努めるべし。

第7項において閣下は、ロシア人入植者をあらゆる社有船の建造に用いるよう命じられている。これを間違いなく遂行するために、女帝陛下のご慈悲により、20名の職人が私に与えられた²²⁸。貴殿がさる1793年7月24日にチュガッチ湾から送った最後の手紙は、6月22日に貴殿の派遣したシメオン号から受け取ったが、それによると、私の命令にしたがい、貴殿はすでにチュガッチ湾で竜骨が66フィートある船の建造を始めたとのことだった。しかし、どれほどそれに適した場所が選ばれたのかについての詳細は記されていない。貴殿はグレコフスキー島で資材を整え、それを船で運んだとだけ書いているが、それはつまり貴殿があまり造船には適していない場所を選んだということだ。現在、貴殿の造船所がある場所は、ただ船を進水させたり、安全に保管したり、艀装し、海へ出したりするためには便利だろうが、造船のための資材がないのだろう。そのため、グレコフスキー島から船を使って資材を調達しなければならないのであろう。貴殿が現在進めている造船の真の状況を鑑みて私の意見を述べるとすれば、貴殿の造船所は適当な

²²⁷ シェリホフの会社の事務所建設について提案がなされた、第5項が省略されている。

²²⁸ 史料⑦No.116を参照。

ものとは言い難い。貴殿には、すべての点において最適な場所を見つけるために周囲を見てまわる時間がなかったのかもしれない。よって、貴殿が村を作ろうとする場所に、あるいは少なくともそこにきわめて近い場所に豊富な建築資材がないならば、そこに村を作るべきではない。船を進水させ、保管し、艀装し、海へ出すのに便利のように、せめてこれから建設する村は完全に造船に適した場所を選ぶよう努めるべし。私は貴殿の判断に信頼を置いている。さらに貴殿は職人を増やすため、アメリカ人の若者たちに大工仕事、指物、鍛冶仕事その他を仕込んでくれるものと思う。船乗りの養成についても同様である。概してアメリカ人はみな、船乗りに向いており、彼らには実用的な知識、とくに知っておかなくてはならないコンパスの知識を教えればよいだけである。今回派遣したロシア人の職人を造船に従事させる際には、彼らの志気を高めるために、とくに熱心に良い仕事を行った者には、閣下が示した賃金に上乘せしても差し支えない.....²²⁹

以上、貴殿に私からの注意事項を伝えたので、広大な海で探索を続け、アメリカ大陸に土地を発見し、詳細に記述し地図を作成するという私から貴殿への友情を込めた依頼でこれを終えたい。ここで、神のご加護によって、私がずっと以前に着手していた仕事が成し遂げられことをお知らせする。すなわち、貴殿が取り仕切る北東米会社と同一の規約にもとづいて北米会社という特別な会社を設立し、貴殿から差し向けられてここオホーツクに6月22日に到着したシメオン号に、[先導者]メルクリエフ氏の率いる70人以上の役夫を乗せて送り出したのである。この会社は、私の所有する他の会社と連携している。他の会社には今回送り出した者の他に、140人程の役夫がいる。来年の夏にはそこに同様に船舶ミハイル号を派遣して、さらに増員する予定である。私はウナラシュカ[ウナラスカ]島からアメリカの北部全域と、その対岸のチュコトカの地を掌握したいと考えている。北米会社が市を開き、かの地の住民と交流し、通商を行う場所も決定した。シメオン号はまず、パーヴェル島とゲオルギー島[聖ゲオルギー・パーヴェルの諸島、プリブイロヴァ諸島]に寄港する予定である。

私の計画からもうお分かりかと思うが、チュコトカの地の対岸にあるアメリカの岬の両岸の調査を考えている。しかしながら、この地域の調査、とくに北岸の調査は、貴殿が経営する会社が行うのが良いのではないかと思う。最近の報告書を見るかぎり、貴殿は私と同様、探索には北から南へ水【路】を行くのが最短最良の方法だと考えているからである。すなわちイズャグイク川と湖、および1791年に航海士ボチャロフの企てによって発見された、大陸から地峡になってアラスカ岬がはじまる場所でアラスカを横断する陸上の最短ルートを進むというものだ。

アラスカを縦断する最短最適のルートの発見については、1793年に貴殿からミハイル号で受け

²²⁹ 外国船との遭遇を避けなければならないこと、およびアラスカの開拓地建設にかんする情報をG. I. シェリホフに定期的に送付することにかんするテキストが省略されている。

取った書簡と見取り図にもとづいて政府に上申し、女帝陛下にも上奏したので、この調査が完遂されるならば、私は大変喜ばしく思う。このルートの持つ利点により、そこにアルテリの配置が可能になる。北岸ではこのルートの移動には、貴殿からの要請があれば、バイダーラ以外に、私が創設した上記の北米会社の大型船も使えるだろう。海岸には会社の乗組員のための倉庫を建て、ときに敵対し、会社に損害を与えるヨーロッパ人から身を隠すのがよいと思う。

私が言及するまでもなく、外国諸国をアメリカ海岸に惹きつけるあらゆることがらにかんして、貴殿がこれら諸国をできるかぎり警戒されていることは十分察しており、この遂行の至急性について、私から言う必要はないだろう。しかし、貴殿の手が空き次第、この遠征を始めるよう要請する。実際、貴殿には今、非常に多くの仕事がある。ヌートカ方面に伸びる海岸の探索の他に、ロシアの入植地スラヴォロシアの配置とカディヤク島における建設もある。重要な任務にとりかかるにあたって、ヨーロッパ人にルトゥア湾のことで先を越されないように、現在貴殿のところにある船——北鷲号、当方から派遣された2隻、そしてもしもチュガッチ湾で貴殿が建造したならばその船——計4隻のうち少なくとも2隻を、貴殿が始めた探索を続けるために派遣すべし。

船の人員にかんして、貴殿は人手不足でかなりの定員割れ状態だと書いているが、現在貴殿のところにいる149人にくわえて、新規に雇用した毛皮採集者123人をこのたび2隻の船で派遣したため、不足は解消されるだろう。アメリカ人やアレウト人をくわえても差し支えない。私は貴殿の指揮するシメオン号の乗組員のうち経験豊かな者5名に対して、毛皮採集を行うのではなく、ここ、すなわち会社で年200ルーブルの俸給で水夫の地位に就くよう説得した。土地の探索のためにこれらの者を航海士とともに用い、それ以外の仕事は与えないようにすべし。

また今回、貴殿の会社に十分な量のさまざまな品、食糧、武器、火薬、弾丸その他30万0,000ルーブル分を送った。これらすべてを用いて貴殿が着手した計画を遂行し、貴殿が配下に置いた人々との交易を行うことも十分できるだろう.....²³⁰

貴殿に伝えるべき非常に重要なことを言い漏らしていたので、参考までにお知らせしたい。閣下の命令書からお分かりのように、私は自身に与えられた耕作者のうちの教家族を、クリル列島第18島[ウルップ]に送らなければならない。私はそこで少しずつルーシを建設するつもりであったし、現在においてもそうである。そのために入植者名簿の中から4家族を選び、今回貴殿に派遣した新しい船のうちの小さい方に乗せ、途中、クリル列島第1島[シュムシュ]で降ろし、貴下のもとへ船を向かわせるつもりだった。しかし現在、強い風が吹き始めており、クリル海峡では危険がないとは言えない。貴殿自身もご存知のように、潮の流れが早く、渦潮があり、海岸へ打

²³⁰ 会社内部の案件についてのテキストが省略されている。

ち寄せる波も強い。そのため船、資金、人員、入植者そして彼らを護衛する選り抜きの 20 人の毛皮採集者を失うことを恐れて出発させなかった。なぜなら、彼らを降ろすことができなければ、貴殿のいるアメリカに無駄に連れて行くことになるからだ。そこで別の方法を考えついた。彼らをここからカムチャツカのペトロパヴロフスク港行きの官有輸送船に、輸送料を払って乗せるのだ。私はこれを運に任せて実行し、状況が許すならば彼らをクリル列島第 1 島で下船させたいと考えている。というのは、船はそのそばを通るので好都合だからだ。もし失敗してもカムチャツカまでは彼らを運べると思われたからである。貴殿もご存知のように、そこからつぎの年の春にバイダーラで第 18 島まで行くことができる。

私はこの計画について、当地の警備司令官ヴィッテン氏に頼んだが、残念ながら、人びとを官船に乗せることは許可されなかった。船には人びとが乗り込む余地があり、積み込まれている 2,000 プードものバラストのかわりに、われわれの仲間やその荷物、食糧、穀物の種、有用な武器まで搭載できるほど場所に余裕があったにもかかわらず、ヴィッテンが船の積荷について書類を書き直すのは難しいと判断したからだ。そのため、入植者の 4 家族と 20 人の役夫を食糧のない当地に残し、越冬させざるを得なくなった。来年の春にはミハイル号で彼らをクリル列島へ派遣できるよう努力する。彼らの越冬に費用がかさむことは私にとってはたいしたことではないが、翌年、耕作を始める時期に間に合わないことが問題だ。なぜなら、彼らは耕作を始めることなくふたたび冬を越さなくてはならないような時期に目的地に到着することになるからである。この点について貴殿にお伝えしたので、つぎに私の今後の構想を述べたい。

私はクリル列島第 18 島で農業を開始することに加えて会社を作ることを計画している。しかしながら、そのつねとして、そこには多数のロシア人を抱えることはまったく不適當であろうから、毛皮採集にはアレウト人、アメリカ人を最初は 50 人程度使うことを決めた。ロシア人の仕事はもっぱら彼らを指揮することか、共に暮すのに安全とは言い難い毛深いクリル人から護衛することになる。そのため、最初の船を派遣するにあたって、若くて健康なアメリカ人とアレウト人 50 人程度と彼らの家族を説得し、利益を得られるとの期待を与え、俸給の支払いを約束して、クリル列島第 1 島にかならず派遣されたし。彼らはそこからバイダーラでクリル列島第 18 島まで行くことになる。ときおり貴殿が他の者を派遣して、これらのアメリカ人とアレウト人を交代させてもかまわない。彼らを第 18 島へ送る際には、すべての必需品を事前に準備し、大きな木のバイダーラを建造したうえで、彼らに付き添って来ることができるようなロシア人を 1 名派遣すべし。できるだけこれを遂行することを忘れぬようお願い申し上げます。

さらに、聖なる父である掌院と随員たちができるだけ安心してカディヤク島に行けるように、道中では必要なものを十分に与え、向こうでも生活に不可欠な食糧を十分与えるよう貴殿にお願

い申し上げる。彼らの衣服や食糧その他、当地の生活に必要な食糧にかんしては、教会に必要なもの同様、こちらで私から供給しておいた。おそらく3年以上はもつだろう。彼らがかの地で無為に過ごすことはないだろう。カディヤク島に教会を持つことを希望すると思われる。もしも祈禱を行えるような建物、特に聖体拝領を行うことのできるような小屋が聖パーヴェル湾に——この湾への引っ越しのお祝いを申し上げる——まだなければ、礼拝のできる小屋の建設を命じ、そこを教会を設立されたし。これは彼らにとって大いなる慰めとなるだろう。彼らはみな、善良で真面目な僧侶である。

最後に私から貴殿への心からの敬意を表し、貴殿の健康と幸せ、そして貴殿のすべての職務における成功を祈る。

永遠に貴殿の忠実なる僕であり続ける

グリゴリー・シェリホフ

(1)ABIP, ф.РАК, д.108, л.24-35. 写し

史料⑨No.44(c.336-353);To Siberia and Russian America, c.433-449 として公刊されている。

46-2. G.I.シェリホフより I.A.ピーリへの上申書。北アメリカの今後の開拓、北米会社の設立、太平洋における交易拡大の必要性について [要旨]。

1794年11月18日

アメリカ沿岸の聖イリヤ岬の向こうへの入植のために、オホーツクから126人、「家畜、家禽、穀物の種、農具」、会社の商品、さまざまな物資と道具、食糧その他を送ったことが報告されている。クリル列島第18島(ウルップ)での集落の建設のために、1795年春に「入植者」、「毛皮採集役夫」を送ることが提案されている。

イギリス船フェニックス号、その他の外国船がケナイ[クック]湾に寄港したことが報告されている。

この者[シェリホフ]による北米会社の創設が報告され、「太平洋におけるわれわれの航海[探索]を今以上に拡大すること」が提案されている。

オホーツク港が不便であることが記されている。記録を取るため、およびオホーツク海沿岸に新港建設に適した場所を見つけるために、バイカル湖からオホーツク海まで尾根沿いに踏破する遠征隊を組織すべきであるとの助言がなされている。

オホーツクから100露里に位置するウリヤ川河口に、小規模な造船所を建設する許可が求めら

れている²³¹。

(1)АВІР, ф.РАК, д.108, л.36-45. 原本
史料⑨No.45 として公刊されている。

(木寺律子・藤原潤子 訳)

47. I.T.スミルノイから G.I.シェリホフへの手紙。北アメリカとクリル列島におけるロシア人入
植地について。聖シメオン号の聖パーヴェル・ゲオルギー諸島への派遣について。(⑦No.120)

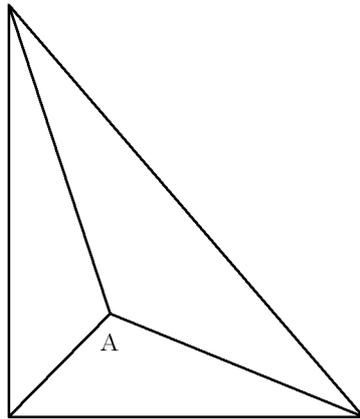
1795年1月1日

慈悲深きグリゴリー・イヴァノヴィチ[・シェリホフ]殿！

親愛なる貴殿の手紙を拝受しました。その中で、待ち望んでいた健康を貴殿が回復し、神のご加護により耕作者の入植を開始したことを知り、喜んでおります。それはわれわれの祖国にとってみなで共有する、非常に大きな利益となるでしょう。貴殿の尽力と不断の配慮によって、多くの人びとが福音書の教えや純粋なキリスト教信仰を受け入れるでしょう。まさしくこれが祖国の利益と一つになり、貴殿とその子孫には不滅の栄光と尊敬を、他方で貴殿を愛し、貴殿の尽力に協力した者には大いなる満足をもたらすでしょう。

手紙の中で書いておられるとおり、貴殿が船の模型を気に入られたことを私は大変喜んでおります。これにもとづいて建造された船は、貨物を十分に積載できるでしょう。索具そしてとくに乗組員も多く必要としないでしょう。必要な乗組員はせいぜい8名です。手紙にも書きましたが、この船には強風による危険もないことを覚えておくとよいでしょう。というのは、風の力は帆の中心にあたりますが、図の点Aで示されているように中心は帆の下部にあるからです。

²³¹ エカチェリーナ二世に宛てた 1794 年 11 月 20 日付の上申書において、イルクーツク総督 I.A.ピーリは G.I.シェリホフの提案を支持している。北米会社設立計画は、彼の考えによると、「敬意を払うに値するだけでなく、完全に遂行された場合、祖国や社会に大きな利益をもたらすもの」である。それは、「アレウト列島から米に閉ざされた島まで、北方のすべての島、さらに対峙するアメリカ大陸とアジア大陸の両方を掌握し、そこに住む民族と友好関係を築き、交易を行いながら……記述されたこともなく、誰も訪れたこともないような北方の天地で新たな発見を行う」ことが会社の主要な課題だからである。I.A.ピーリは太平洋における交易の拡大に賛成し、シェリホフが示した論拠の正当性とその試みの意義を認めた。ピーリはシェリホフによって行われた他の提案にも、同様に好意的な態度を取っている(史料集⑨c.369-375)。



図から明らかなおり、強風による船の横転は、その可能性があるにせよ少ないでしょう。大きな苦勞なしに帆を下ろすことができ、いったん帆を下ろせば船の安定が維持できます。

聖職者や耕作者を乗せて派遣される船が大きな成功を収め、喜ばしい知らせで貴殿の尽力が大いに報われることを願っております。貴殿の賢察が入植地の有利な立地条件を見逃すはずはありませんが、大陸では聖イリヤ岬の向こう側の土地が非常に良好です。というのも、チュガッチ湾とケナイ[クック]湾ははまだ知られておりませんが、いずれこれらの湾が調査できれば、将来、有望と思われるからです。リトゥヤ[ルトゥア]湾にかんしては広大で水深もあり、多くの船を停泊させることができます。湾口は広くなく、水深も十分あり、また湾口付近には、満潮になれば海面下に沈む、浅瀬に囲まれた小島があります。この島に、いずれ湾口の防御を目的に堅固な要塞が建設されるならば、難攻不落となり、南にまったく領土が獲得できなければ、国境警備の砦となるでしょう。そのためには、今すぐにはではないにせよ今後できるだけ早急にこの地に耕作者を入植させる必要があると思われます。貴殿の日誌から、ヤクタット湾およびその付近のアメリカ人は愛想がよく、分別があり、帝国臣民となることを前向きに考えていて、さらに彼らの中には色白で亜麻色の髪を持つ者がいることを知りました。そうであるならば、明らかに彼らは、1741年にこの地に残された、元貴族の航海士デメンティエフを含むロシア人 13 人の末裔に違いありません。貴殿のもとにはこれらの地で交換された、コリューク[コリャークか]の言葉を解する少年がいますが、彼をつうじてこれらの白人について何かを知ることはできないでしょうか。幸運にもこの地に、あるいはその南であっても構いませんが、ロシア人の末裔が発見されたならば、われわれはこの地とそこから北に広がる全土に対して反駁の余地のない領有権を持つことになるのです。入植にかんする文書と書簡は、皇帝陛下の好奇心を満足させ、寵愛を賜るためにも、陸

下にならずやお送りしなければなりません。私はこれらの文書を受領したのち、その簡潔な抜粋をすみやかに作成します。この抜粋には重要な部分をすべて収めますが、長時間読む煩わしさをなくすため簡潔にします。

北方で新たに発見されたパーヴェルとゲオルギーの諸島[聖ゲオルギー・パーヴェル諸島、プリブイロヴァ諸島]に、シメオン号を出航させた旨を貴殿は手紙の中で書いておられますが、この諸島がどこに位置するのかお知らせ下さい。手元にある地図やピリングスの地図ではそれが見当たらないからです。この貴殿たちの北[米]会社は大規模で有名なので、貴殿が以前お話になられたように、派遣された者たちが東アメリカ大陸を突き進むならば、この会社がアメリカの未知の大地をわれわれのために多く発見するかもしれません。貴殿のこの重要な事業が貴殿に荣誉と莫大な利益をもたらすことを願っております。その願いが裏切られることはないでしょう。北方は南方よりも獣が多いけれども、氷を恐れるためにそこへ向かう狩猟者は少ないからです。それにかんして、こんなことわざがあります。一つは、「勇者は蜂蜜を飲むときもあれば、タールを飲むときもある」、もう一つは「思慮と努力はあらゆる障害を克服できる」です。

貴殿は耕作者をクリル列島第18島[ウルップ]に入植させることを望んでおられます。この島がカムチャツカ岬からどの方向に、またどれだけの距離に位置しているか、その大きさはどれくらいか、無人島なのかそれとも住民がいるのか、何が豊富なのかお知らせ下さい。この島に入植が行われるならば、穀物や船舶索具用の大麻を得ることで、カムチャツカ周辺に大きな利益がもたらされるでしょう。神のご加護により貴殿の船が無事に帰還したときには、グリゴリー・グリゴリエヴィチ²³²に、まず入植者について、つぎに貴殿が全地点で行った交易についてその収益、そしてキャプタでの交換取引で貴殿がいくら受け取り、国庫がいくら受領するのかがならず報告せねばなりません。その書簡は陛下に上奏され、総収入と国庫の収入が明らかにされるでしょう。この利益は貴殿が獲得した土地の価値を大いに高め、それらの恒久的な保持に対する関心を高めることになるでしょう。

お茶を贈っていただき、グリゴリー・グリゴリエヴィチと私は感謝しております。しかも、上等な茶を贈っていただいたので、われわれは喜んでこのお茶を飲ませていただきました。グリゴリー・グリゴリエヴィチが貴殿に対し個別に手紙を書かないことについて彼をお許し下さい。彼はいつも多忙ですが、私が書いたような手紙を書きたいと思っています。貴殿はいつこちらに来られるつもりか書いておられませんが、おそらく入植後にその必要があるでしょう。明らかに、いまだに多くの不足があるので、これを解決するために政府の支援が必要かと思われます。しかし、これについては貴殿の判断に委ねたいと思います。貴殿がどのルートを使ってこちらに来ら

²³² G.G.クシェレフ。

れるか分かりませんので、これについてお知らせ下さい。ビヤトカ経由のルートならば、重要なことではありませんが、いくつか尋ねたいことがあります。

貴殿への私の偽りのない敬意と愛情を表して、この手紙を終わります。慈悲深き貴殿の忠実な僕であり続けます。

イヴァン・スミルノイ

注記：3月17日、郵便にて受信した。5月21日、返信した。

(1)ABПP, ф.РАК, д.792, л.1-2. 原本

(渡邊聞・小野寺歌子 訳)

48. 1792～1793年の日本遠征参加者に対する報賞、イルクーツクで教師として働く日本人に対する俸給の支払いにかんする指示を含む、エカチェリーナ二世から元老院総裁 A.N.サモイロフ伯爵への書簡²³³。(⑦No.122)

1795年8月10日

アレクサンドル・ニコラエヴィチ[・サモイロフ]伯爵!

1792年および1793年に行われた日本遠征、およびこの遠征に参加したさまざまな官吏や下級勤務員の功労にかんする情報を検討した結果、彼らに対し以下の報賞を決定した。遠征隊長だった陸軍中尉アダム・ラクスマンを八等文官に昇進させ、これに相当する役職が決定するまで年450ルーブルの俸給を与える。さらに、未受領の俸給、特別支出のために使用された現金、日本国王が彼に与え、官有物として彼により提出された米と軍刀の代金、合計7,038ルーブル6コペイカ半を与える。陸軍少尉補の位にある航海士ヴァシリー・ロフツォフは陸軍中尉の官位とその俸給を与えたいうで職を解き、遠征中、彼が受領しなかった俸給1,066ルーブル66コペイカ半を支給する。測量士である下士官エゴル・トゥゴルコフを、その日本語能力により参議会通訳官に、定員規定でこの官位に決定された俸給をもって任命する。測量士である下士官イヴァン・トラベズニコフを陸軍少尉補に昇進させ、彼を郡測量士としてイルクーツク県の欠員の一つに任命する。航海士ヴァシリー・オレソフを陸軍少尉補に、定められた俸給をもって昇進させる。下士官ヴァシリー・コフを陸軍少尉補に昇進させ、掌帆兵曹チホン・サボジュニコフと補給兵曹セミョーン・コシレフは病気を理由に、彼らが現在受け取っている俸給を増額し、年金を与えたいうで退役させる。ヴェリーキー・ウスチューク商人ヴラス・バビコフに対し、黒緞入りの赤色の綬がつい

²³³ [編訳者補注：訳出にあたり、山下恒夫編『大黒屋光太夫史料集』第3巻所収の中村喜和訳(561-563頁)を参考にした]

た金メダルを与える。七等文官キリル・ラクスマンに 3,000 ルーブルを一括して賜与する。

上記以外に、日本語を教える目的でイルクーツクの国民学校に残された日本人 2 人に対し、その採用日から他の教師たちと同等の俸給を与え、日本語の学習のために選抜された神学校生徒たちに対して十分な生活費を与える。以上すべての遂行について、しかるべきところへすみやかに通知するべし。ここで命じられた国庫からの支給についても、しかるべき指令を下すべし。好意をこめて。

原本には女帝陛下ご自身によりつぎのように署名されている。エカチェリーナ
サンクトペテルブルグにて

(3) ЦГАВМФ, ф.179, оп.1, д.131, л.202. 写し

(渡邊聞・小野寺歌子 訳)

49. 1796 年秋におけるオホーツクから長崎への商船派遣にかんする提案を含む、K.G.ラクスマンからエカチェリーナ二世への上申書。(3)No.123)

1795 年 12 月 7 日

モスクワ

偉大なる女帝陛下!

イルクーツクおよび北東洋[太平洋北東部のことか]で商業に従事している商人たちは、今後、日本交易からもたらされうる利益を見込んで、きたる 1796 年秋、艀装を整えてオホーツクから長崎^{ナガサキ}へ航海用の商船を出発させることができるように、私の息子が持ち帰った日本国君主の許可状、ならびに通訳トゥゴルコフと日本語学徒 2 名を得たいと強く望んでおります。とりわけ彼ら商人のうち、ステパン・キセリョフ、アレクセイ・ポレヴォイ、ヴラス・バビコフは、これらの地域における商業活動の拡大に全身全霊を捧げている者たちであり、賞賛に値するこの新たな偉業に対して陛下からお許しを賜うよう、私にとりなしを求めて参りました。現在、ヨーロッパの商人が戦争に駆り出され、羨望の念を抱きながらも遠方の商業地域について気に留める余裕を与えられていないがゆえに、彼らは日本と通商を樹立する絶好の機会であると判断したのです。これを実行しなければ、何事にも大いに懐疑的である日本人たちは、息子が果たした航海を何らかの計略と考えるであろうし、これをつうじて今後いっそう疑いを強めるかもしれません。

神の摂理が陛下の栄えある御世を定められ、また陛下の治世にロシアが日本と親しく交流をするようになされたことは明らかです。昨年、獲物を積んで北東洋から帰還した船が、アンドレヤノフ島[アンドリアノフ諸島の一島のことか]で海洋船の難破後、発見された日本人 15 人を再度、

オホーツク港へ連れて戻ったのもそのためです。

上述のイルクーツク商人たちがこの長崎への航海を実行し、これらの日本人漂流民をその祖国へ送還することを陛下がお許しなされるならば、その寛大なご行為によって、ロシア帝国領内で崇高で慈悲深き女帝陛下が日本人漂流者を快く受け入れ、このうえなくまったく安全に保護したことを、日本政府とその民にこれまで以上に知らしめることになるでしょう。

偉大なる女帝陛下の最も忠実な僕、キリラ[キリル]・ラクスマン

(3)ЦГАВМФ, ф.296, д.131, лл.211-211 об. 原本

(渡邊聞・小野寺歌子 訳)

監修者・編訳者・訳者一覧

監修者

平川 新 東北大学東北アジア研究センター 教授

編訳者

寺山恭輔 東北大学東北アジア研究センター 助教授

畠山 禎 東北大学東北アジア研究センター 教育研究支援者

小野寺歌子 京都大学大学院人間・環境学研究科 博士後期課程満期退学

藤原潤子 日本学術振興会特別研究員

訳者(五十音順)

オイドフ・バトバヤル 北海道大学大学院文学研究科 博士後期課程

桑島裕子 北海道大学大学院文学研究科 博士後期課程満期退学

木寺律子 大阪外国語大学大学院言語社会研究科 博士後期課程

高口真法 東京外国語大学大学院地域文化研究科 修士課程修了

前田ひろみ 同志社大学言語文化教育研究センター 非常勤講師

松川直子 通訳・翻訳業

松本郁子 京都大学大学院人間・環境学研究科 博士後期課程、日本学術振興会特別研究員

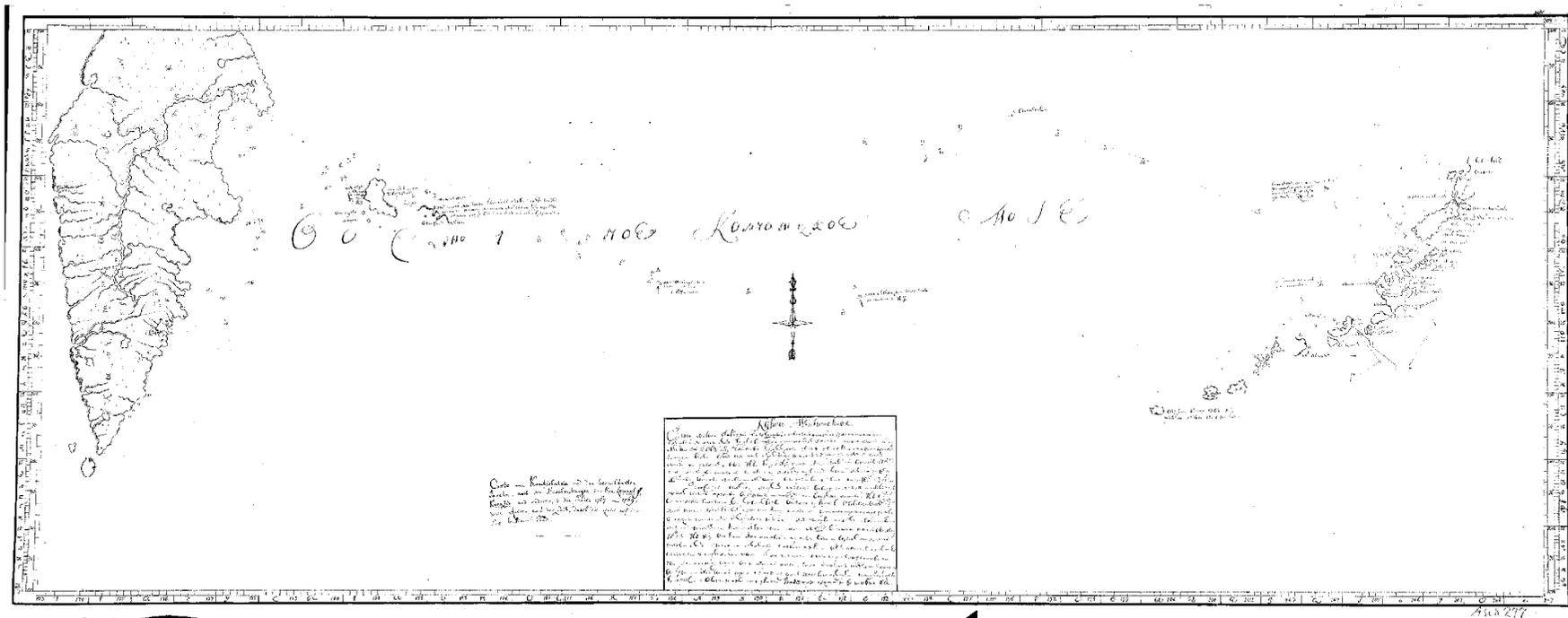
宮崎衣澄 富山商船高等専門学校国際流通学科 助手

渡邊 開 サントペテルブルグ国立大学人文学部 大学院生

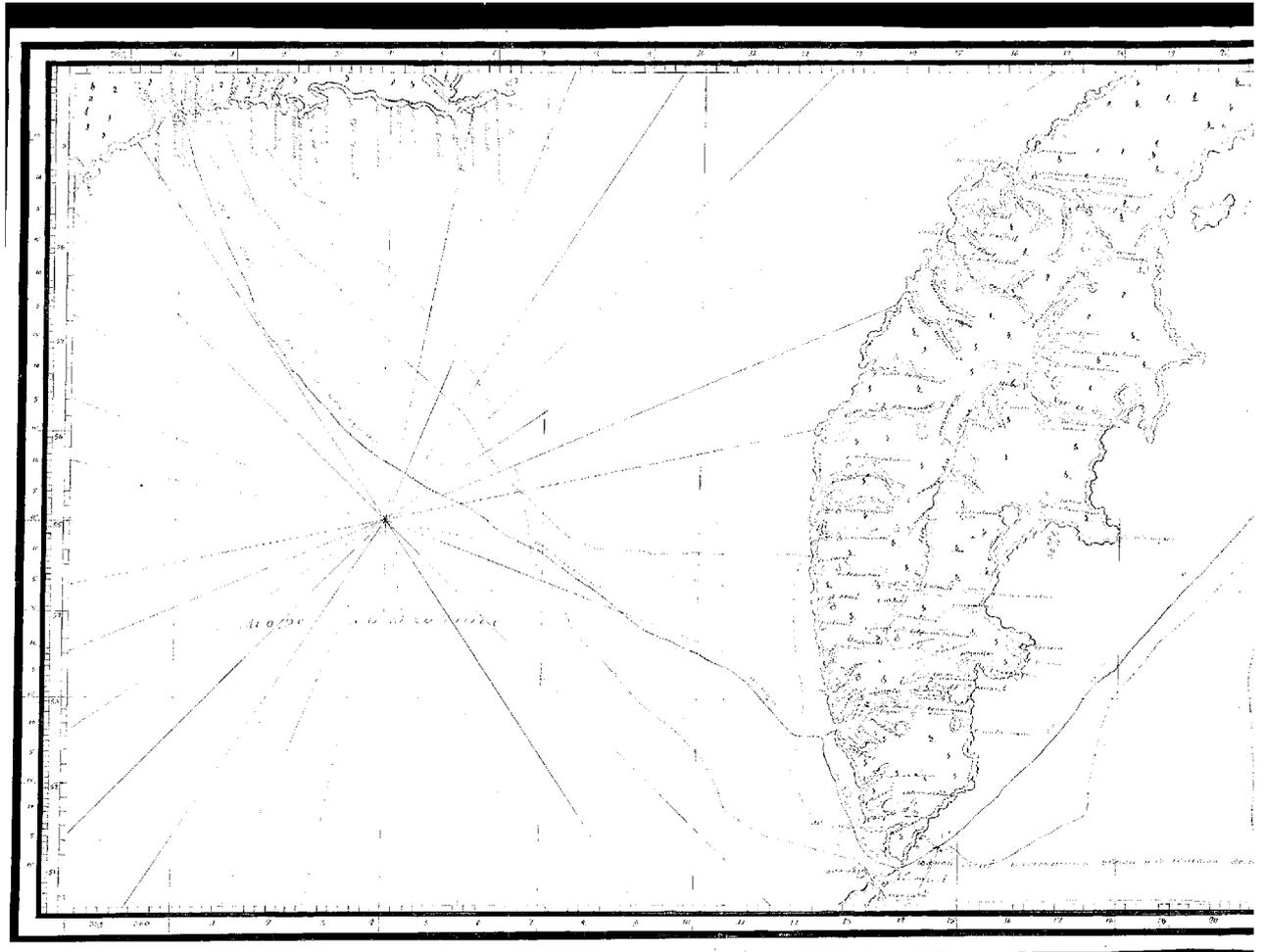
ロシア史料にみる 18～19 世紀の日露関係 第 2 集
(東北アジア研究センター叢書 第 26 号)

2007 年 3 月 31 日発行 非売品

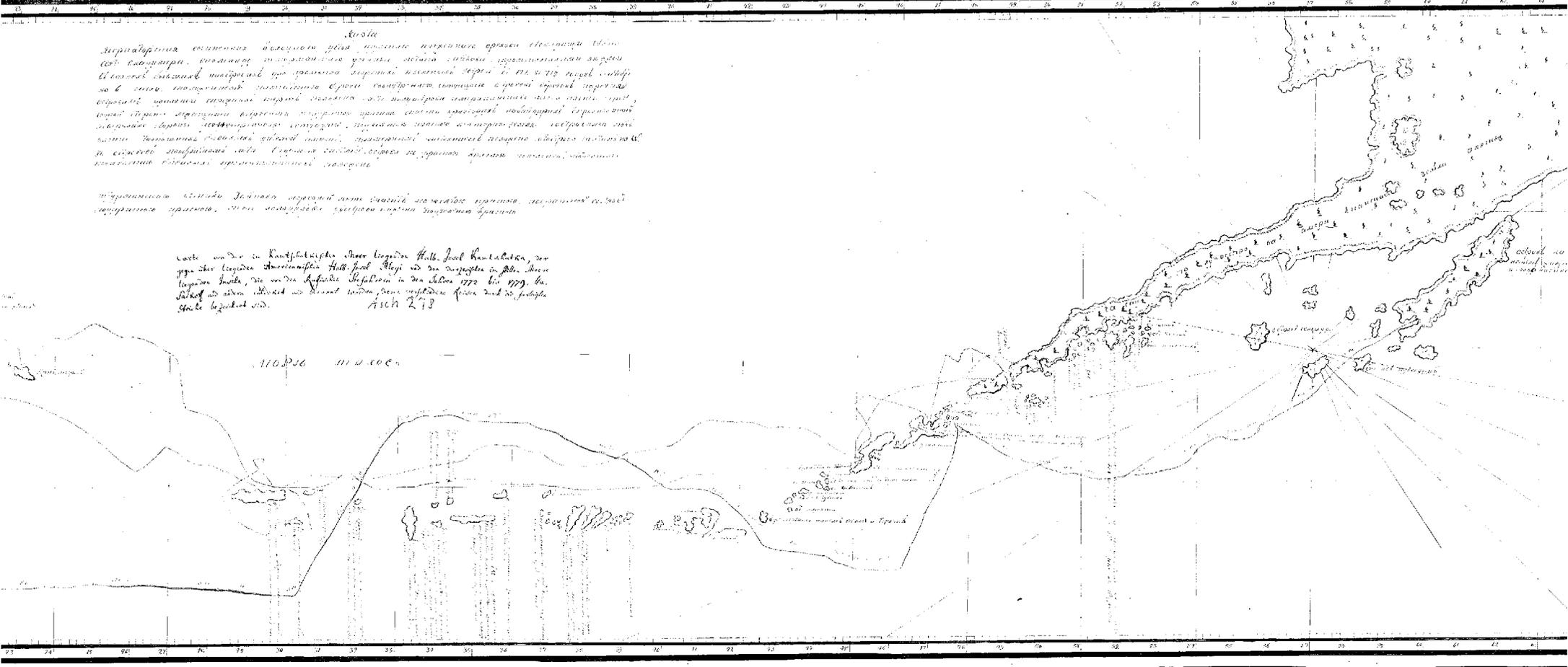
監 修 平川 新
編 者 寺山恭輔・畠山 禎・小野寺歌子・藤原潤子
発 行 者 東北大学東北アジア研究センター
〒980-8576 仙台市青葉区川内
印 刷 東北大学生生活協同組合 プリントコープ
〒980-8579 仙台市青葉区荒巻字青葉 6-6
工学部中央厚生会館



1767～1769年のレヴァシヨフとクレニツィンによる遠征の旅程が示された、カムチャツカ半島、アレウト列島の一部の地図
 「メルカトル図法で作製された地図」、1770年
 (Goettingen State and University Library)



1772～1779年に行われたロシアの海洋遠征のうち3つの旅程が示された、オホーツク海からアラスカ南西端までの地図
「メルカトル図法で作製された地図」、1780年
(Goettingen State and University Library)



Карта
 Географическая съёмка восточной части островов Гавайи в 1859 году
 (Russian text describing the geographical survey of the eastern part of the Hawaiian Islands in 1859)

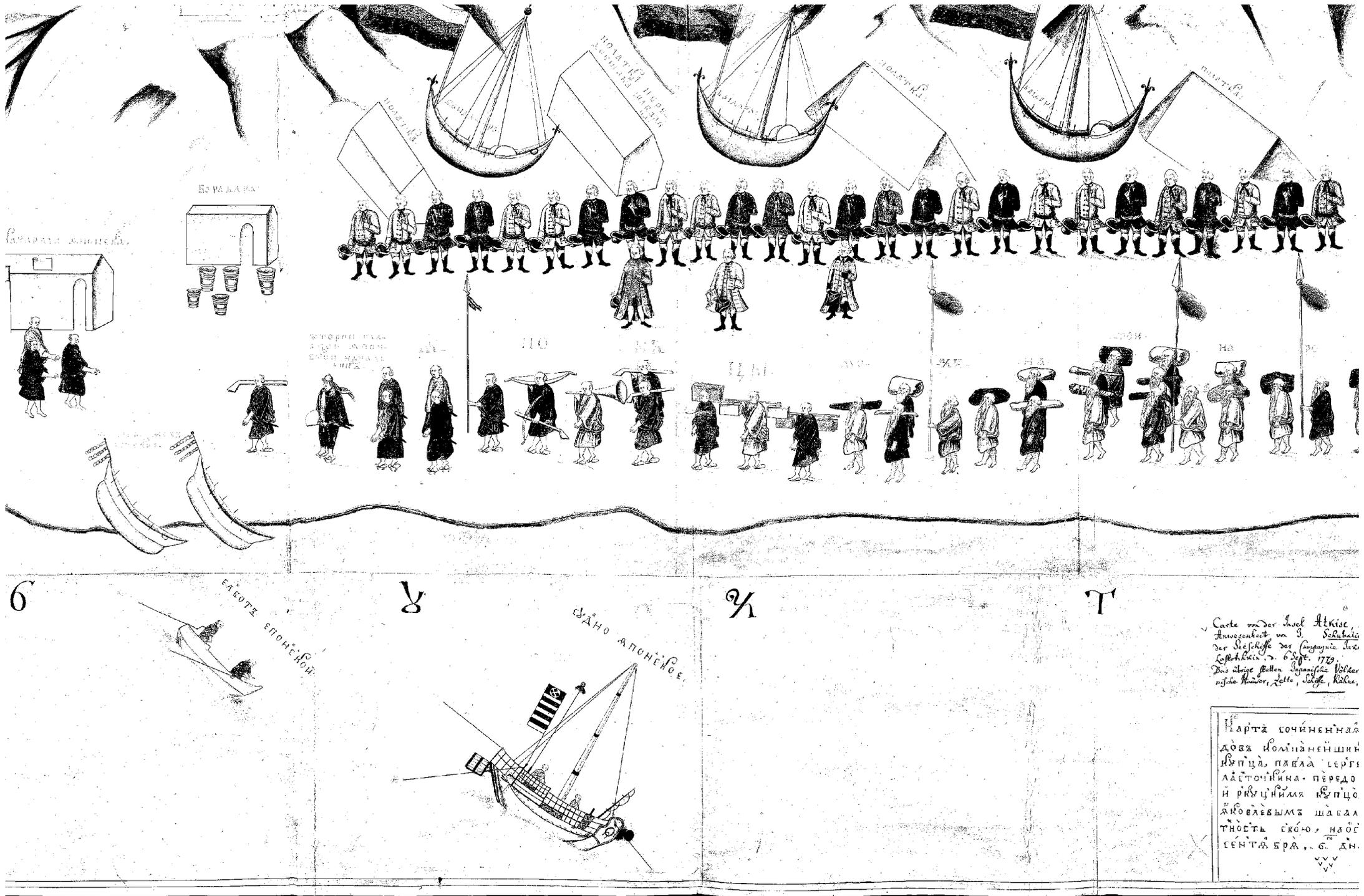
Географическая съёмка восточной части островов Гавайи в 1859 году
 (Russian text describing the geographical survey of the eastern part of the Hawaiian Islands in 1859)

Karte von der in Kaufmanns Karte der Inseln der Westküste der
 Inseln der Amerikanischen Inseln und der Inseln in der Westküste
 der Inseln der Amerikanischen Inseln in den Jahren 1772 bis 1779. Die
 Karte ist nach dem Stand der Wissenschaften von der Zeit der
 Karte begeben und. *Arch 278*

110256 1112500

Handwritten note in the left margin.

Handwritten note in the right margin.



Carte von der Insel Attica, Anseendruck von J. Schönbach der Dießelste des Cartographen J. Schönbach, in 6 Sept. 1779. Das obige stellen verschiedene Völker nisthe Männer, Zelte, Schiffe, Kühe,

Партя сочиненная дова Колманейшини дупца, павла серге лагочина. переди ркучиния мещо йковлевима шагал тностя сего, наог сентя бра. б. дн.

ルゲエフ・レベジェフ=ラストチキンの先導者であるイルクーツク商人D. IA. シャバリンが、1779年9月6日、島に滞在中、作製した図

東蝦夷地マツノシ渡来魯西亞人之面
 松水ハチノシ魯西亞人交易ニ由リテ
 魯西亞人ハマツノシイニ渡来スルニ由リテ
 之ニ詳ナリ



名 マツノシ

影はハ白ク茶ノ味ハスガキルヲ如キ
 色ナリ胃毛モ同シ根ハ茶色
 ナリ上着花也羅羅外股引ハ白
 色ト下着黒色トテ茶ヲラダ
 股ニテ作ル

千ニ更紗ノ巾ヲ持リ靴ハ足
 太リハ銀ノ襪ハ皮靴ニ似テ

是ハ千ユアラノ蝦夷人ニシテ
 ロシヤ人ノ通詞ナリト云フナリ
 其根ハ既ニロシヤ人ニ由リ

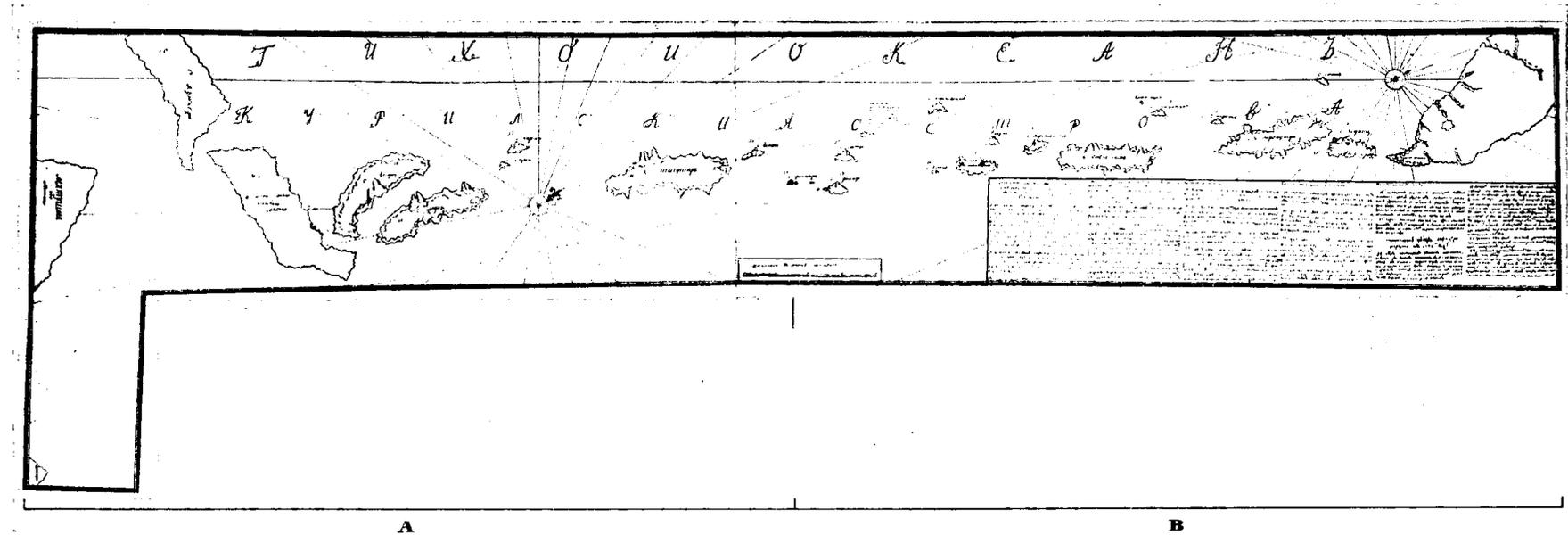
名 マツノシ

髪モ眼モ黒シ髪ハ中ヨリ
 分テ後ヘ細ク下ム耳金ハ
 ナシ上着絹也ノ唐木綿下
 着也ト云フ羅和ニ由リテ



シャバリンとその通訳

「渡来ロシア人の図」、『蝦夷人ロシア通詞』『辺要分界図考』第4巻、文化元年（1804）
 （九州大学附属図書館）



「イヴァン・アンチーピンとイヴァン・オチェレジンの記述にもとづき作製されたクリル列島の地図。1778年」

(Ефимов А. В. (Ред.) Атлас географических открытий в Сибири и в Северо-западной Америке XVII-XVIII вв. М., 1964. No.159)



Шаманъ Шиванъ уводитъ духа изъ больного больного.

病人を治すため霊に呼びかけるヤクート人のシャーマン

『海軍佐官ベリングスの指揮下、行われた地理学・天文学海洋遠征における、8年間にわたった海軍佐官サリィチェフによるシベリア北東部、北氷洋、ヴォストーチスキ洋の探検』サンクトペテルブルグ、1802年より

(Goettingen State and University Library)



A. Man and a Woman of Unalaska?

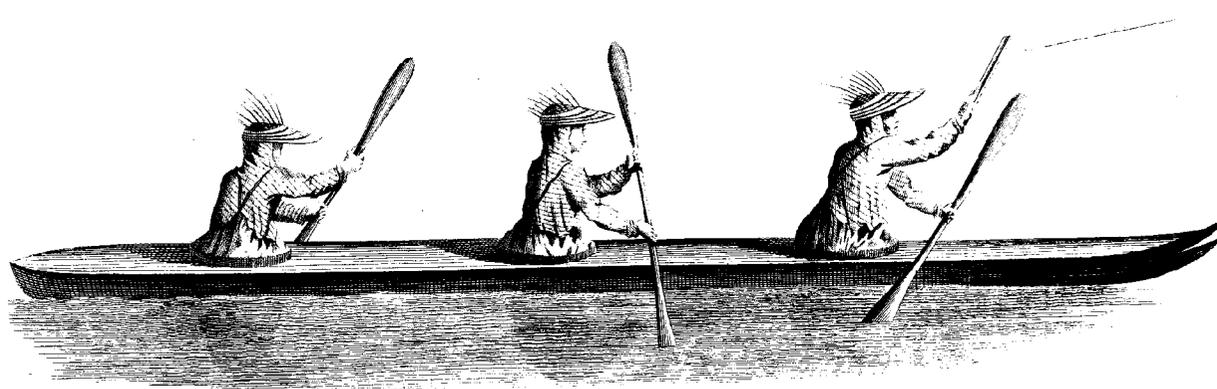
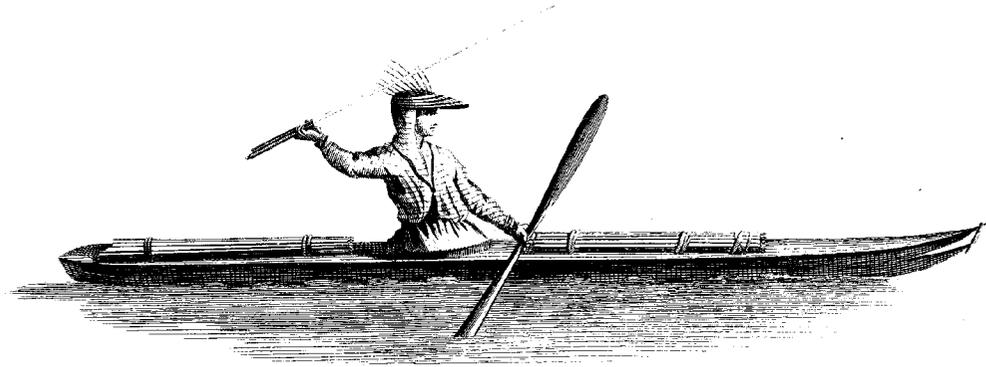
Published March 2^d 1802, by Gadell & Davis, Strand.

ウナラスカ島の男女

『1785~1794年にジョセフ・ビリングスの指揮により遂行された、ロシア北部地理学・天文学探検隊の記述』
ロンドン、1802年より

(Goettingen State and University Library)

Tab. 2.



Steuern auf ihren Baidaren.

バイダラに乗ったアレウト人

『海軍佐官ビリングスの指揮下、行われた地理学・天文学海洋遠征における、8年間にわたった海軍佐官サルィチェフによるシベリア北東部、北氷洋、ヴォストーチヌィ洋の探険』、ドイツ語版、ライプチヒ、1805-1815年より

(Goettingen State and University Library)



Колумбы Россіе презрѣвъ црюмъй рокѣ,
Мелѣ льдами новыи путь дворятъ на Востокѣ,
И наша досягнетъ въ Америку Держава,
И во весь конецъ достигнетъ Россовъ слава.

『1783年におけるロシア商人グリゴリー・シェレホフ[シェリホフ]のオホーツクからヴォストーチヌイ洋
經由のアメリカ沿岸への旅』、サンクトペテルブルグ、1791年の挿絵

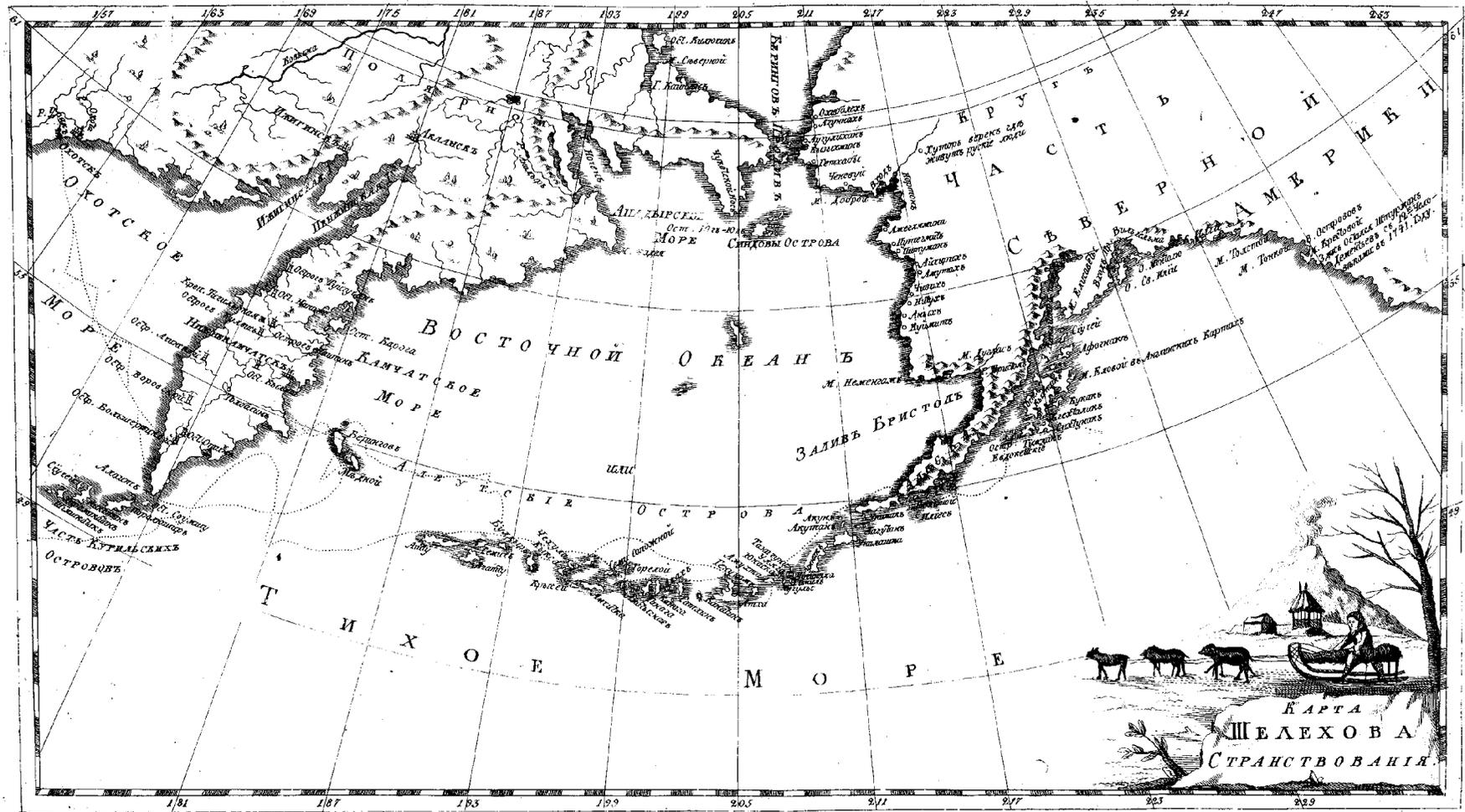
ロシアのコロンブスは暗澹たるをものとせず、

氷原を打ち砕き、東方への道を切り開く。

いずれわが国はアメリカに達し、

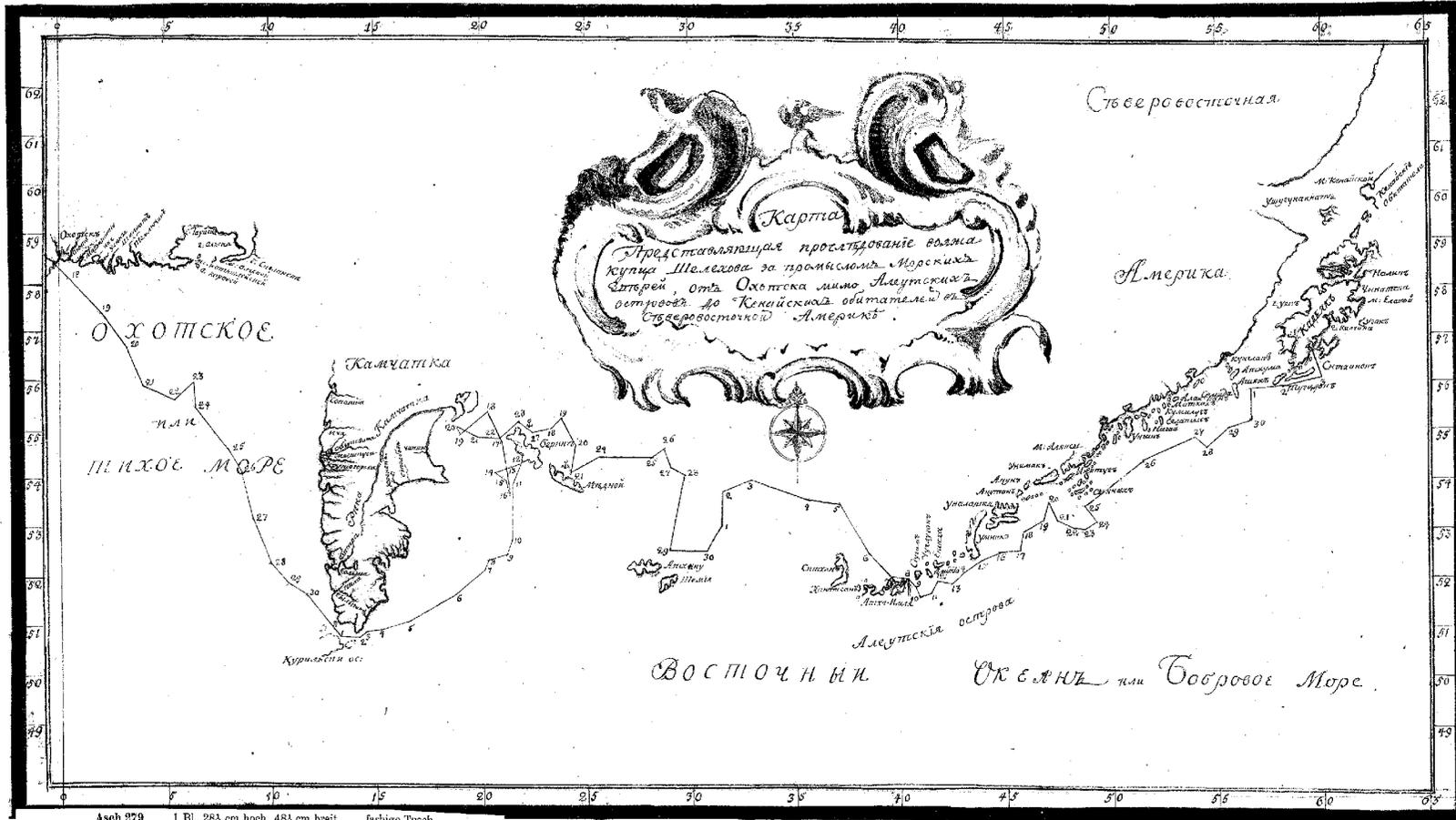
ロシアの栄誉は地の果てまでも届くだろう。

(Goettingen State and University Library)



同上所収の地図。点線はシェリホフの旅
(Goettingen State and University Library)

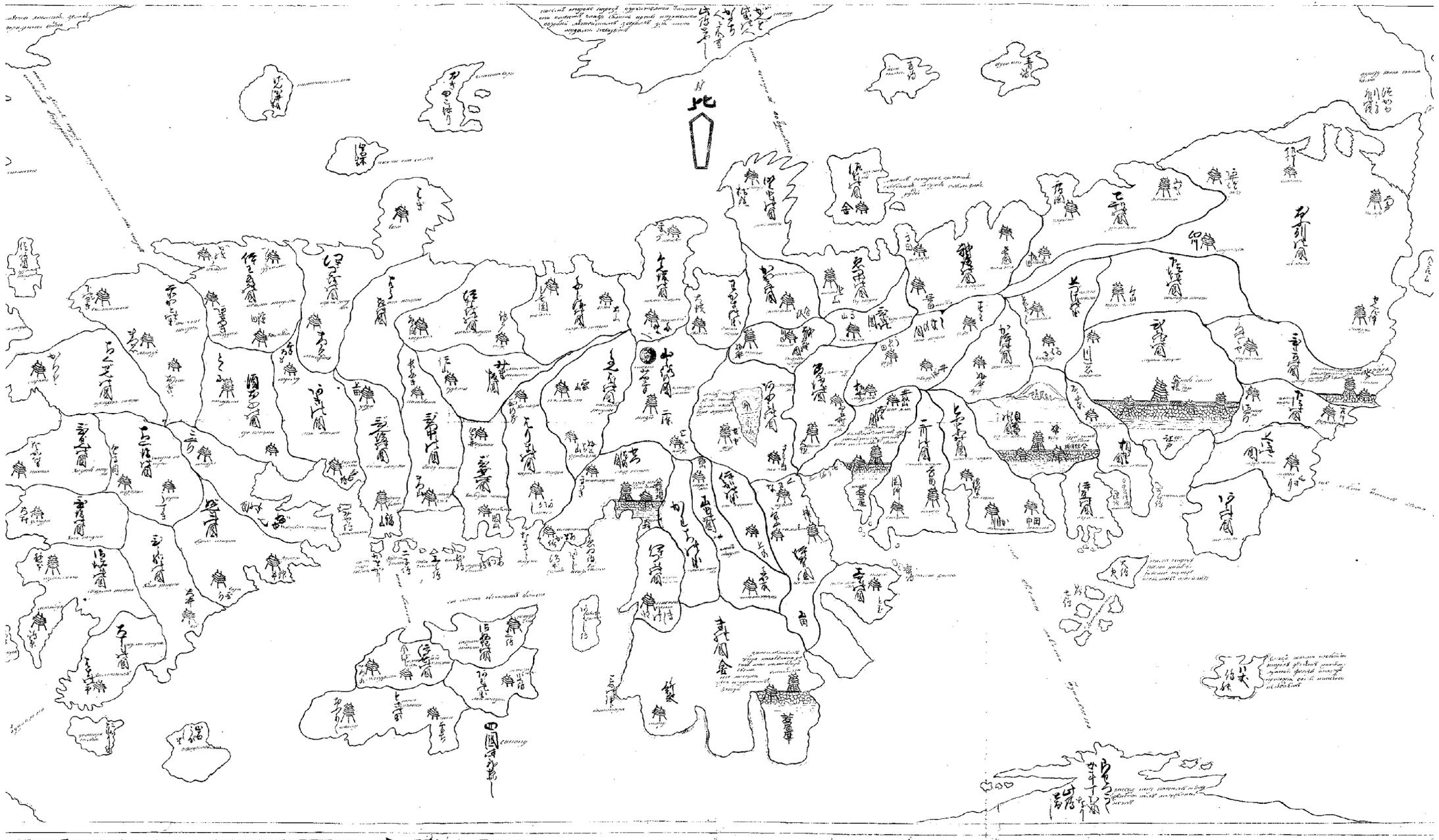
Karte von Schelochoffs Seefarth, von Ochotsk bis Kenaisk in America..



Asch 279 1 Bl. 26½ cm hoch, 48½ cm breit farbige Tusch-
zeichnung 18 Jahrh.
Karte der Seefahrt Schelochoff's von Ochotsk um die Hal-
insel Kamtschatka herum, an den Aleuten vorbei bis in den Meer-
busen Kenaisk, mit Angabe der einzelnen Tagesreisen, in russischer
Schrift.

Asch 279

「オホーツクからアレウト列島を通過し北東アメリカのケナイ住民を訪れる、海獣毛皮採集を目的とした商人シェリホフの旅程を示した地図」
(Goettingen State and University Library)



夫によって作製された日本地図

1793年

АРХИВЪ

ГНЯЗЯ ВОРОНЦОВА.

КНИГА ДВАДЦАТЬ ЧЕТВЕРТАЯ.



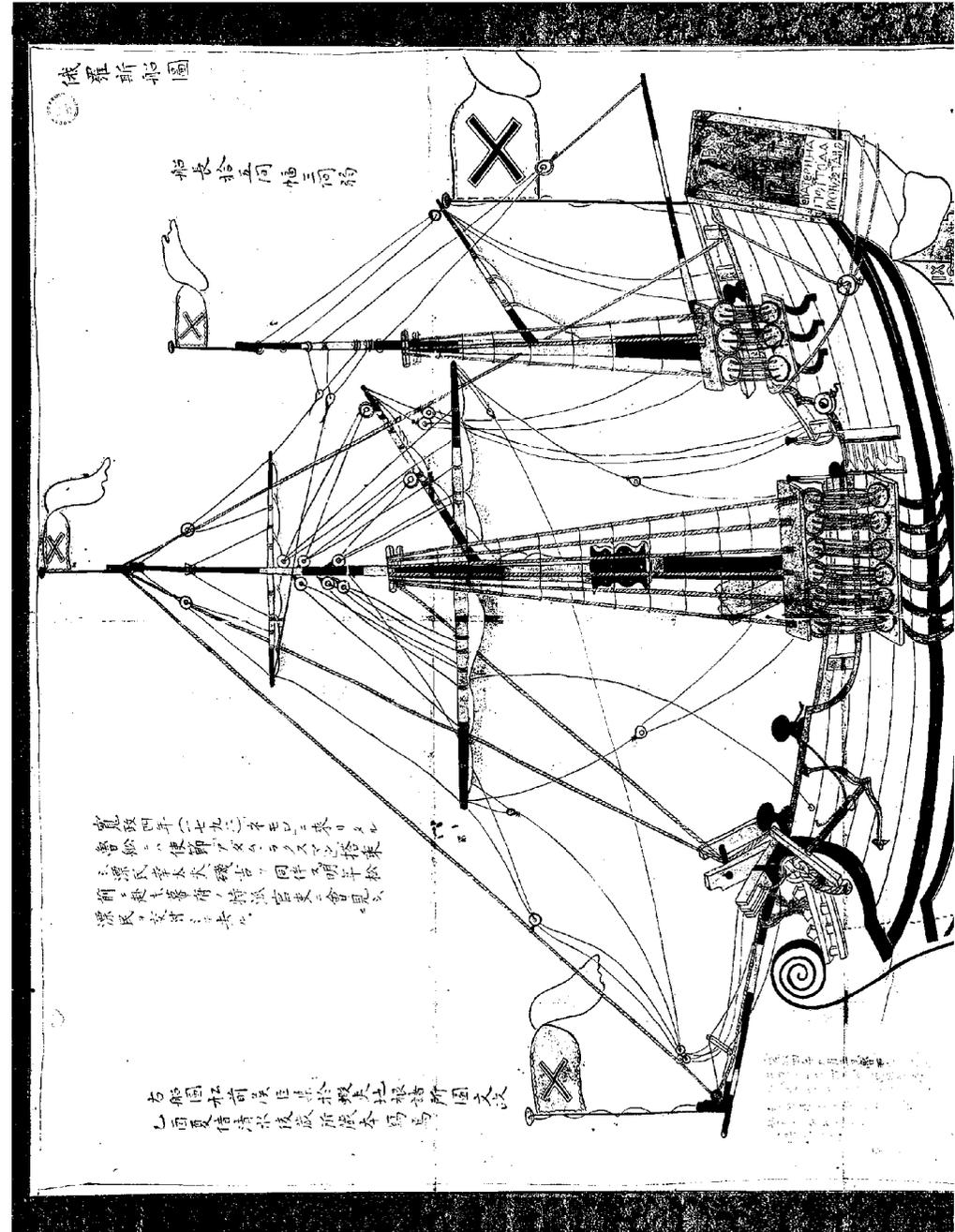
БУМАГИ РАЗНАГО СОДЕРЖАНІЯ.



МОСКВА.

Въ Университетской типографіи (М. Катковъ),
на Страстномъ бульварѣ.

1880.



俄羅斯船圖

船長拾五同幅三同幅

宣統四年七月九日
會館... 俄國... 船長... 同幅... 三同幅...
... 俄國... 船長... 同幅... 三同幅...
... 俄國... 船長... 同幅... 三同幅...

右船圖... 俄國... 船長... 同幅... 三同幅...
... 俄國... 船長... 同幅... 三同幅...